

研究紀要 26

目 次

○論文

岡根慎二	1
浅間山を廻る縄文土器	
大木紳一郎	19
群馬県南西部鶴川下流域における後期弥生土器編年について	
新山保和	27
群馬県出土の二重口縁壺	
神谷佳明・簗澤泰史	41
出土度量衡遺物について	
新井 仁	63
条里地割導入後の水田と集落の一様相	
飯森康広	77
上郷岡原遺跡Ⅲ区建物群の様相	
橋崎修一郎	91
群馬県中世火葬遺構出土火葬人骨	

○研究ノート

津島秀章	119
チャートをめぐる石材環境	
原 雅信	131
「円形竹管文」の再検討	
大澤正己・深澤敦仁	141
多田山古墳群69号竪穴出土鉄製品の金属学的調査	
簗澤泰史	155
群埋文2号炉及び3号炉による圆形炉の製鉄実験報告	
山田精一	179
教科教育における埋蔵文化財資料の効果的な活用方法について	

○資料紹介

諸田康成・水田 稔	193
群馬県利根郡川場村出土の人物形土器について	
石守 見	205
掘り出された明治時代の建物基礎	
洞口正史	221
群馬県種実類調査遺跡集成	
○地域教材開発	
飯塚 聰	241
群馬県立前橋工業高校の周辺地域の地理と歴史を学ぶ	

2008

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 26

2008

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

浅間山を廻る縄文土器

——群馬県における郷土式土器について——

関根慎二

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-------------------|------------|
| 1.はじめに | 4.郷土式土器の分布 |
| 2.郷土式土器の特徴 | 5.おわりに |
| 3.群馬県における郷土式土器の様相 | |

——要旨——

群馬県では、縄文時代中期後半の土器は、加曾利E式土器に代表されてきた。この時期、群馬西部地域では、曾利式・唐草文土器が主体となる遺跡が知られている。長野県東部の浅間山西南麓では、曾利式土器・唐草文土器とは別に、郷土式土器が型式として認められようとしている。浅間山の東にある群馬県でも唐草文系土器と呼ばれている土器が、郷土式土器に移行するのではないかという観点から、土器の検討を行う。

さらに、これらの土器と加曾利E式土器との関わり合い、浅間山を廻って分布する郷土式土器の領域的範囲について考える。

キーワード

対象時代 縄文時代中期

対象地域 群馬西部

研究対象 縄文土器

1.はじめに

群馬県地域では、縄文時代中期後半の土器群が、加曾利E式土器に代表される土器様式が主体となって分布している。群馬県内の当該期の土器編年研究においても、加曾利E式土器中心の土器研究が行われてきた。

しかし、県内の中期後半の土器を見渡した場合、浅間山北東麓の吾妻郡・南東麓の碓氷郡・甘楽郡地域を中心とした群馬西部地域では、加曾利E式土器に混じって、意外に信州系土器の曾利式・唐草文土器様式と呼ばれる土器が多く出土している状況が、近年の調査からうかがえるようになった。加曾利E式土器の時期に、加曾利E式土器ではなく、信州系の曾利式・唐草文系土器が主体的に存在する遺跡もある。しかし、これらの土器は、信州系の土器として一括して捉えられ、群馬県地域の主となる土器ではないという認識が、主流であった。

このような状況の中で筆者は、群馬県北西部山間地域と南東部の平野地域で土器様相が異なる状況を紹介したことがある¹⁾。このシンポジウムで、長野県の綿田弘実から、浅間山西部に分布する土器を郷土式土器として型式設定の提案があった。信州系土器と言われる曾利式土器の主体となる分布地域は、八ヶ岳周辺・山梨県・東京・埼玉西部・神奈川・静岡東部にある。また、唐草文土器の分布は、諏訪湖盆地・松本平・上伊那地域にある²⁾と言われている。郷土式は、これらの信州系土器と呼ばれる土器群の分布域とは異なり、佐久地域、浅間山西麓に分布の主体があると言うことであった。浅間山を県境にして東側に位置する群馬県においても、近年の調査成果によって、曾利式土器・唐草文土器や郷土式土器と思われる土器が集落から出土し、加曾利E式土器との関係を論じる報告書もみられるようになった。これらの信州系土器³⁾の中から郷土式土器を抽出し、土器の分布と、加曾利E式土器とのかかわりを検討することで、群馬県内における当該期の領域について考えてみたい。

2.郷土式土器の特徴

郷土式土器と呼ばれる鱗状短沈線文土器の分類は、川崎保・桜井秀雄・綿田弘実等が詳しく行っている⁴⁾。郷土式土器の研究史などは、そちらに譲り、郷土式土器の型式概要について、川崎が報告した駒込遺跡を参照して進めたい。縄文土器型式は、情報の共有によって生み出されるものである。群馬県出土の信州系と呼ばれている土器についても、土器型式を設定した同じ基準で、土器をみなければならぬと思う。土器型式情報を共有することで、同じ土器様式が浅間山を礎とする地域に分布する土器であることを確認するために、長野県で設定されている郷土式土器の型式概念に群馬県の土器を当てはめる作業から行いたい⁵⁾。

川崎は、駒込遺跡で、郷土式の特徴と分類を次のよう

に行っている（川崎2001）。図1参照。

- (1) 幅広に口縁部文様帶が肥厚し、胸部はバケツ形あるいは緩やかなキャリーパー形を呈す深鉢形土器が主体である。
 - (2) 幅広に肥厚した口縁部文様帶には、渦巻文を取り込んだ横長の勾玉形の区画文が施され、鱗状短沈線文（湾曲した平行短沈線文）が充填される。
 - (3) 頸部に無文部ではなく、口縁部直下に胸部文様帶がみられる。胸部は沈線文あるいは隆蒂文で区画が施され、さらに蛇行沈線文などでこれらの区画が分割され、鱗状短沈線文が充填される。
 - (4) 地文や胸部の区画の沈線文はヘラではなく、半截竹管状工具によるものが主体である。
 - (5) 胎土は同時期の加曾利E式などに比べるとやや軟質で乳白色から黄褐色がかった色を呈するものが多い。
 - (6) また同様な胎土をしている鉢形土器、浅鉢形土器も本類に一応含めた。
- 駒込遺跡では、これらの特徴を勘案して、さらにA類からG類に大別している。
- A類 口縁部文様は幅広で肥厚しており、胸部はU字なしで逆U字の区画沈線文が縦位に配置され、鱗状短沈線文が充填される深鉢形土器
 - B類 肥厚した口縁部文様帶はA類に似るが、胸部は鱗齒状の斜行沈線文が充填される深鉢形土器。
 - C類 口縁部がやや内湾し、胸部は刻み目を有した隆蒂文で縦位に区画される深鉢形土器。
 - D類 口縁および胸部が隆蒂で区画されるバケツ形の深鉢形土器。
 - E類 鉢形土器
 - F類 口縁部文様帯を持たない深鉢形土器。
 - G類 浅鉢形土器。
- 以上の分類を基準にして、群馬県内における郷土式について実例をあげて紹介するが、(5)、(6)については、県内の複数の遺跡から出土する遺物を対象としたことから、一遺跡内の土器胎土とは条件が違うため除外する。また、上記に分類された土器の範囲には入らないが、明らかに加曾利E式土器とは異なる土器で、郷土式に含まれると考えられる土器についても補足し、これをH類として追加して説明する。これらの特徴と分類により、分けられた土器を群馬県内出土の郷土式として検討を加えるための基準資料としたい。図2は、これらの観点により分類した土器である。
- A類（1～3） 口縁部文様は、加曾利E式土器と同様の梢円・半円区画に渦巻きを持つ、渦巻きつなぎ弧文である。1は、口縁部文様帶を肥厚させ、器面を抉るように文様施文している。胸部に縦位の沈線による区画と鱗状短沈線文文様を施文する。2・3は、口縁部自体は

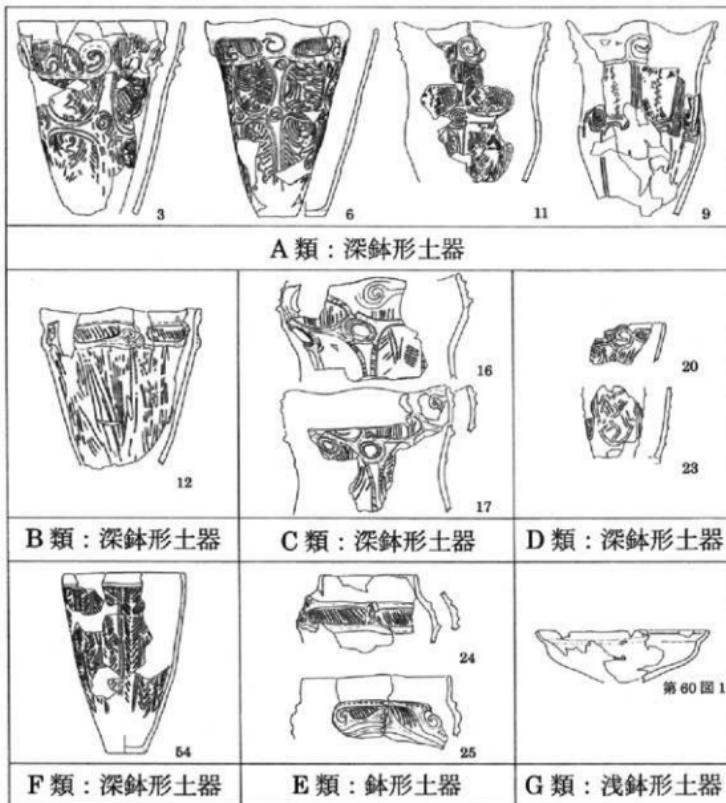


図1 胸込遺跡出土鱗状短沈線文土器の組成 (川崎2001)

肥厚しないが、断面が三角になる高い隆線（以後、断面三角隆線と呼ぶ）で口縁部文様帯を区画するのが特徴である。3は、胸部に沈線による逆U字区画を持つ。

B類（4～6） 脚部に綾杉（鋸歯状）の斜行沈線文を持つ土器。4・6は、A類同様に、口縁部が肥厚する。4の脚部は、田の字区画と波状の沈線に綾杉文を施文している。5は、断面三角隆線で口縁部渦巻きつなぎ弧文により文様帯を区画している。脚部は、同じく断面三角隆線による縦位の区画と蛇行する隆線が垂下し、綾杉文が施文される土器である。

C類（7・8） 口縁部内湾と、脚部に刻み目を持つ断面による縦位区画を持つ土器。7は、口縁部文

様帯を横位の断面三角隆線により区画し、渦巻文とそれに接続するU字状になる弧線文、縦位の区画文が施文される。区画文間を横位の沈線が、連結するように施文する。8は、口縁部文様帯は断面山形文による渦巻きつなぎ弧文で、脚部に刻み目を持つ隆線による縦位区画をする。区画間に、上部が蕨手状になり蛇行する隆線が垂下する。地文は、鱗状短沈線文が施文される。

D類（9） 口縁部文様が隆線により区画され、バケツ形になる深鉢形土器である。口縁部を断面三角隆線による渦巻きつなぎ弧文により、半円状に区画される。区画内には、縦位の沈線が充填される。脚部文様は、断面三角隆線による縦位区画と蛇行する垂線。この間に、短

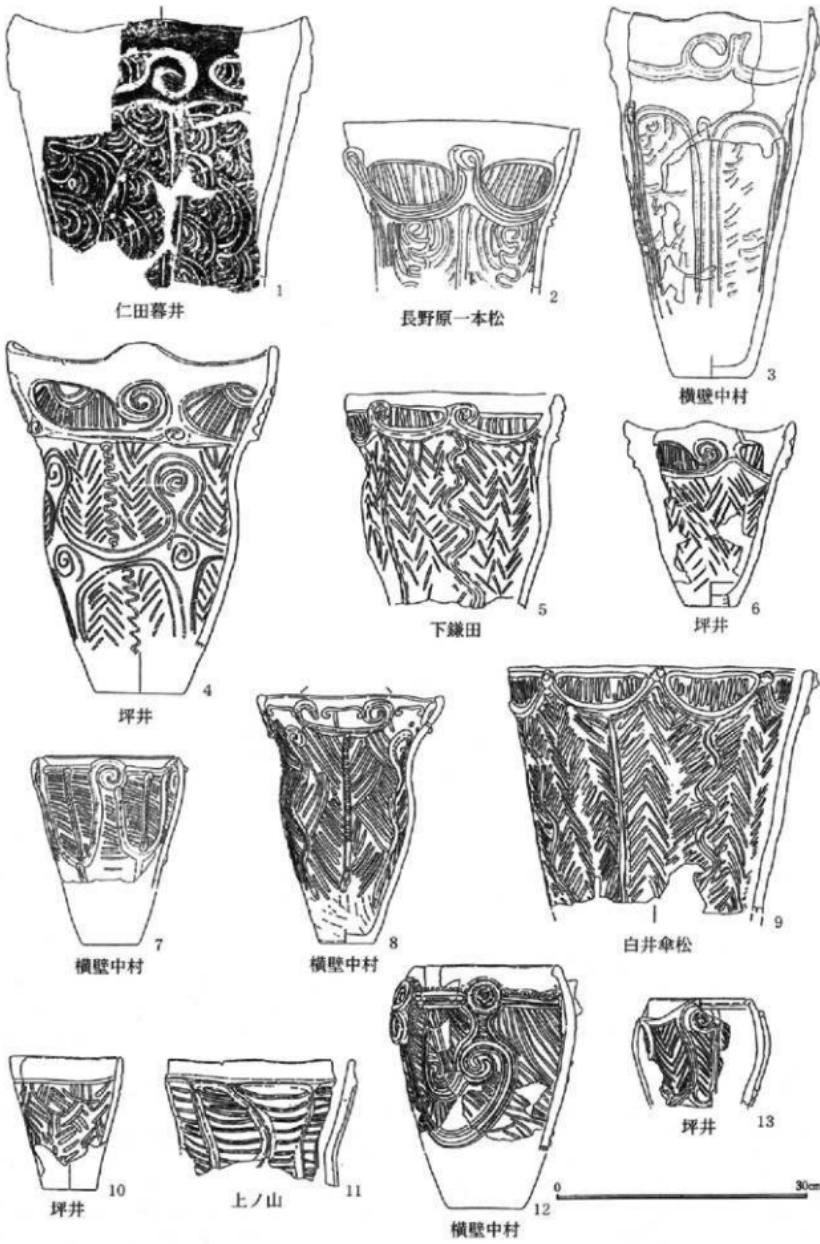


図2 郷土式土器の組成

沈線による綾杉文が施文される。

F類(10・11) 口縁部文様帶が無文帯になる土器。10は、口縁部を沈線により文様帶区画する。胴部は、鱗状短沈線が施文される。11は、断面三角隆線による文様帶区画の土器である。胴部は、断面三角隆線による縦位区画と弧線が垂下し、隆線を弧線でつないでいる。

H類(12・13) タル形の土器である。12は、断面三角隆線により、渦巻文や弧線文の唐草文系土器に似た文様を施文する。胴部は、渦巻文から胴部を縦位に区画するように隆線が延びて下端を連結している、地文は、隆線沈線による鱗状の弧線。13は、断面三角隆線により口縁部渦巻文から伸びる胴部の縦位区画から、胴部下端をつなぎでいる。地文は、沈線による綾杉文。

駒込遺跡では、唐草文土器の主体を占める深鉢であることから、この類の土器は郷土式の範疇に入ることを保留している。駒込遺跡出土のタル形土器は、地文に鱗状短沈線文を充填するものである。この類のタル形土器は、長野県上田・小県地方の遺跡でA～F類の郷土式とともに出土していることが確認されている。群馬県でもこのタル形土器が郷土式とともにみられることと、地文に鱗状短沈線文や短沈線による綾杉文などの特徴から、郷土式土器の組成のひとつとして考えたい。

以上、川崎による郷土遺跡・駒込遺跡におけるA～H分類の土器が、群馬県内にもみられることを検証した。この結果、郷土式土器の各分類に相当する土器が群馬県内の遺跡にも存在しており、土器型式としての面的な広がりを認めることができるものである。

3. 群馬県における郷土式土器の様相

郷土式土器の編年の位置づけであるが、「鱗状短沈線文土器」として佐久系土器を紹介した百瀬忠幸は、加曾利E II式の新しい段階に位置づけている(百瀬1991)。桜井は、加曾利E III式古段階を含めて郷土式土器と把握すべきであると指摘している(桜井2000)。川崎は、駒込遺跡の郷土式土器について、加曾利E式土器の平行関係を神奈川編年によって位置づけている。郷土式土器は、加曾利E III式期に主体があるしながらも、加曾利E II式に郷土式の祖型を認めている。また、綿田は、加曾利E II式並行期の郷土遺跡5段階の土器を唐草文系土器との差異が認めがたく、これ以降の土器を郷土式としている(綿田2003)⁹⁾。いずれにしても、川崎・綿田両名とも加曾利E II式段階にある唐草文土器のなかに、郷土式の初源を求めている。

これらのことから、本項では、郷土式土器の初源的段階である加曾利E II式段階から、加曾利E III式段階の遺構出土土器について代表的な遺跡と遺物を紹介し、加曾利E式土器と信州系土器・郷土式土器の交わり具合を検討する¹⁰⁾。

<加曾利E II式新段階>

図3は、浅間山からの距離が18キロほどの、長野原町坪井遺跡出土の土器である。1・2は土坑出土の土器である。1の土器の中に2の土器が入れ子状になって出土している。1は、口縁部に無文帯を持ち胴部を隆線による胴部縦位区画する。区画内を短沈線が縦位に充填される。縦位区画間を川崎の言う梯子状沈線文により連結される。2は、胴部を腕骨文の縦位区画と横「S」の文様から蛇行する隆線が垂下する土器である。3は、口縁部無文帯で胴部に対し弧隆線文と梯子状沈線が施文される。地文は、縦位の短沈線施文。4も同様に縦位区画と梯子状沈線の土器。口縁部に「M」字形の沈線と刺突が加えられる。5は、口縁部文様帶になり橋状把手。胴部は、縦位区画と短沈線による綾杉文。6は、頸部無文帯を持つ土器である。口縁部文様は、渦巻きつなぎ弧文で半円状に区画する。胴部文様は、腕骨文状の縦位区画と沈線による綾杉文。7は、口縁に渦巻きを持ち胴部に縦位の沈線を持つ。新潟の長野・群馬に近い地域に見られる土器である。

この段階の坪井遺跡出土の土器は、加曾利E II式土器がほとんどみられない状況にある。3の対弧隆線文や梯子状沈線文、6の綾杉文は、郷土遺跡5段階とされていて土器と共に通す特徴を持っている。

図4は、浅間山から19キロ程離れた、同じ長野原町にある横壁中村遺跡出土の土器である。1～5は、7号住居から一括して出土した土器である。1は、頸部に無文帯を持ち、口縁部文様は、渦巻きつなぎ弧文による区画。胴部文様は腕骨文と短沈線による綾杉文の土器である。器形や文様帶の構成は、加曾利E II式に似ている。2・4は、口縁部に無文帯を持つ土器である。胴部に腕骨文による縦位区画と地文に綾杉文や縫文が施文される。4の胴部は、隆線による腕骨文と蛇行線、垂線が施文される。地文に縫文が施文されている。曾利の要素を持つ土器である。3は、頸部無文帯と縦位の区画に綾杉文の土器。5は口縁部渦巻きつなぎ弧文と胴部縦位区画に綾杉文の土器。6～8は、30号住居出土の一括土器である。6は、頸部に無文帯を持つ。口縁部は、腕骨文による区画で矢羽根状の沈線が施文される。胴部は、隆線による縦位区画と短沈線による綾杉文で1と似た土器である。7・8は、口縁部に無文帯を持ち、「M」字形の沈線と刺突が施文される。胴部に腕骨文による縦位区画と渦巻き文と横につなぎぐ沈線で田の字区画をする。区画間を綾杉文が施文される土器である。口縁部にある「M」字形の文様は、坪井遺跡4の土器と共に通す文様である。

7号住居・30号住居とも加曾利E式土器の出土はほとんどみられない。口縁部に無文帯を持つ要素から加曾利E II式段階の土器と考えられる。文様に曾利的な要素を持ちながら、文様施文に短沈線を使うなど、郷土式土器

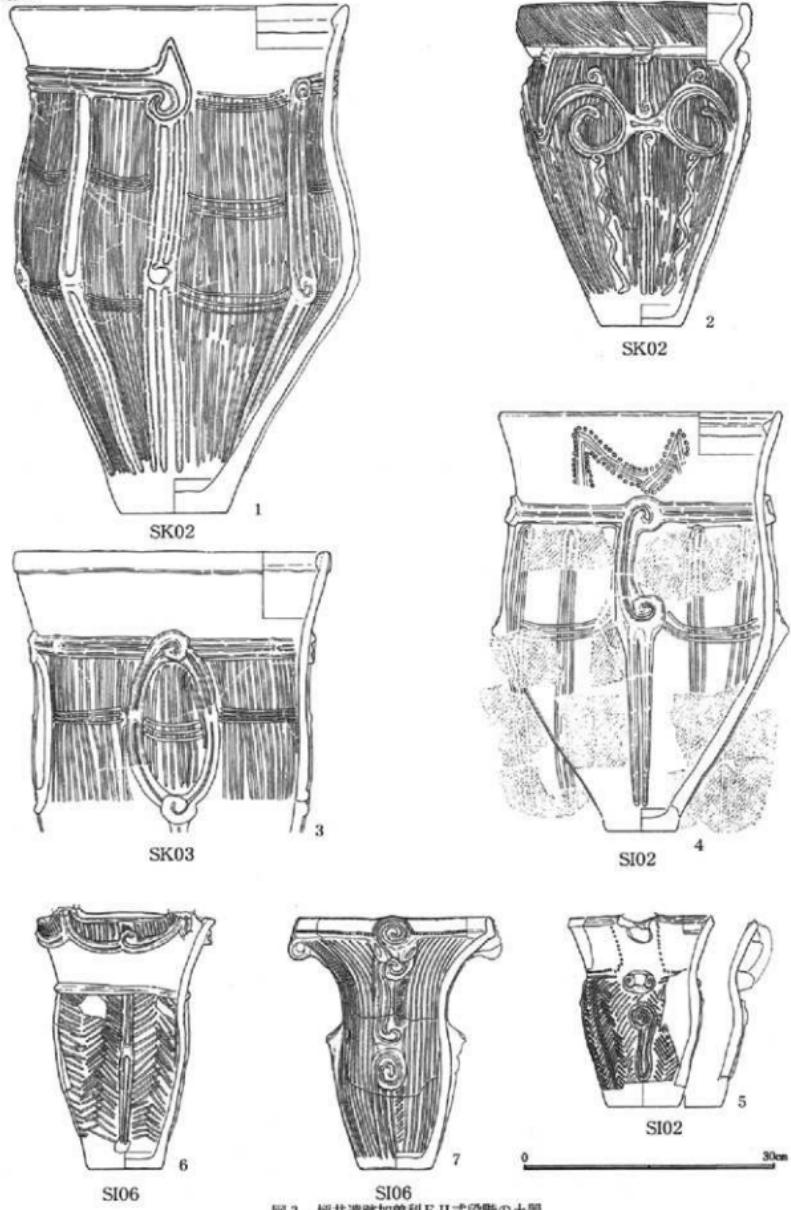
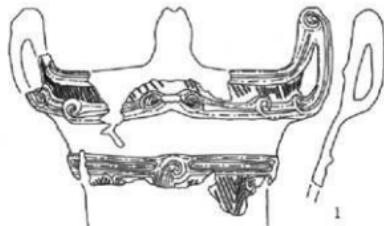
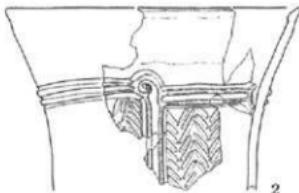


図3 坪井遺跡加曾利E II式段階の土器



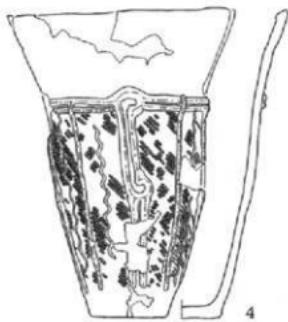
19区7号住



19区7号住



19区7号住



19区7号住



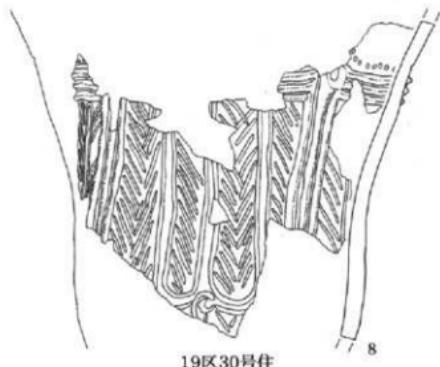
19区7号住



19区30号住



19区30号住



19区30号住

30cm

図4 横壁中村遺跡加曾利E II式段階の土器

の特徴を持つ土器様相を示している。

図5は、浅間山から37キロほど離れた高崎市（旧箕郷町）にある白川牟松遺跡である。1～5は、1区4号住居出土の土器である。1・4・5は、頭部無文帯を持つ土器で加曾利E II式土器である。1は、胴部に沈線による弧線が施文される。地文は、燃糸文が施文される。4は、胴部に文様施文ではなく、斜行彌文施文の土器。2の土器は、口縁部無文帯で胴部に燃糸文を施文する。3の土器は、隆線で頭部を区画し、胴部にも隆線を垂下させている。地文は2・3とも燃糸文であるが、これらは、加曾利E式土器ではなく、曾利式土器として捉えられる。6～9は1区22号住居出土の土器である。6は、頭部に無文帯を持つ加曾利E II式土器。7は、沈線による縦位区画間に弧線がないでいる。郷土式土器にある梯子状沈線あるいは、田の字区画文を想起させる土器である。8は、口縁部無文帯で胴部沈線による縦位区画。9は、頭部無文帯を沈線で区画し、胴部にクラシック状・波状の沈線が施文される。胴部文様が3の土器に似る。10の土器は、II区24号住居出土土器。口縁部を梢円区画し、沈線による矢羽根文様が充填される。頭部は、無文体を意識している。沈線による横位区画がされ、条線による波状文が施文される。胴部は、条線による波状線と垂線が施文されている。同じ住居からは、加曾利E II式土器の小片が出土している。これらの特徴から、加曾利E II式期の土器と考えられる。

白川牟松遺跡出土土器の主体は、加曾利E II式土器である。それに伴って出土するのは、坪井・横壁中村遺跡の郷土式土器とは異なる土器である。10は、条線を多用することを特徴とするなら、曾利的要素を持った土器と考えられる。

〈加曾利E III式古段階〉

図6の1～3は、白川牟松遺跡1区15号住居出土土器。1は、隆線による口縁部に渦巻き文と、梢円区画の土器で、加曾利E III式古段階のものである。2は、口縁部無文帯で、頭部に連続コの字文。胴部に連弧文が施文される土器。3は、頭部に隆線と爪形文による区画線で口縁部が無文帯になる。胴部に隆線による腕骨文の縦位区画。区画内を短沈線でさらに縦位の区画をする。地文に短沈線による矢羽根文が施文される。図4～4の土器と地文が異なる以外、きわめて文様の類似した土器である。加曾利E式と曾利的要素の土器が併存している。4は、II区20号出土の土器である。口縁部を断面三角隆線で区画し、渦巻き文が施文される。短沈線が縦位に充填される。胴部は、短沈線による縦位区画に弧状や斜状になる文様が施文される。この住居からは、同様の郷土式土器が主体となり、胴部に縦位の磨消繩文帯を持つ加曾利E III式土器の小片が出土している。

図6-5～10は、横壁中村遺跡20区104号住居出土の土

器である。5は、加曾利E III式土器で、1の土器と同じ段階の土器である。これに、10の大木系土器¹⁰が伴っている。6は、断面三角隆線による縦位の蛇行線と地文に綾杉文を持つ土器。7の土器は、唐草文に地文鱗状短沈線文が施文されている土器である。一見唐草文に見えるが、文様構成に違いが見える。縱・横の隆線の交点に渦巻き文が施文される土器で、郷土式にみられる田の字区画文である。8は、断面三角隆線で口縁部にある渦巻きつなぎ弧文が胴部に施文され、刻みのある隆線により縦位区画する。縦位の区画線が弧線によって切られていることから文様帶としては、弧線が口縁部文様帶区画線になると考えられる。隆線文様の下端を結ぶもので郷土式の特徴を持つ。9は、口縁部文様を加曾利E式土器と同じ渦巻きと梢円区画を持ち、胴部に鱗状短沈線文を持つ土器。

11～12は、横壁中村遺跡20区105号住居出土の土器である。炉内に土器12の上に11が重なった状態で出土した。11は、断面三角隆線により波状口縁に逆S字文様と縦位の区画線に梯子状沈線文が施文される土器である。縦位の隆線下端は結ばれると推定されている。12は、加曾利E III式土器で、口縁部区画と縦位の磨消繩文帯を持つ。

〈加曾利E III式中～新段階〉

図7-1～3は、横壁中村遺跡10区57号住居出土の土器である。1は、タル形の土器で、口縁部無文帯になる。隆線による逆S字文と、それからつながる隆線下端が結ばれる。地文に鱗状短沈線文が施文される。2・3は、加曾利E III式土器である。2は、加曾利E式の吉井城山類型にあるような、口縁部に文様帶を持たず、磨消繩文帯を波状に持つ土器。3は、口縁部文様帶区画の横S字文が連結されない土器。加曾利E III式の新しい段階の土器である。

4・5は、長野原一本松遺跡5-23号住居出土の土器である。4は、渦巻きつなぎ弧文と縦位の区画線下端を結んだ土器。5は、胴部に対向「U」字文を持つ土器で、加曾利E IV式土器になる。6は、横壁中村遺跡20区107号住居出土の土器である。口縁部文様帶を持たず、沈線による縦位区画と鱗状短沈線文施文の土器である。7～10は、白川牟松遺跡II区32号住居出土の土器である。いずれも加曾利E III式新段階の土器である。口縁部文様帶が、3と同様に横区画の梢円区画が連結されず解放され、縦位区画に接続する。この住居からは、郷土式土器は出土していない。9は、胴部隆線文土器で、渦巻きの文様が施文される。

以上、加曾利E II式期からIII式期における状況を検討してみた。浅間山に近い、坪井遺跡、横壁中村遺跡では、加曾利E II式の時期に、加曾利E II式の出土量はごく少量で、唐草文¹¹土器の出土量が多くみられた。一方、白川牟松遺跡では、加曾利E II式土器に伴って曾利的影響の強い土器が出土している状況にあった。

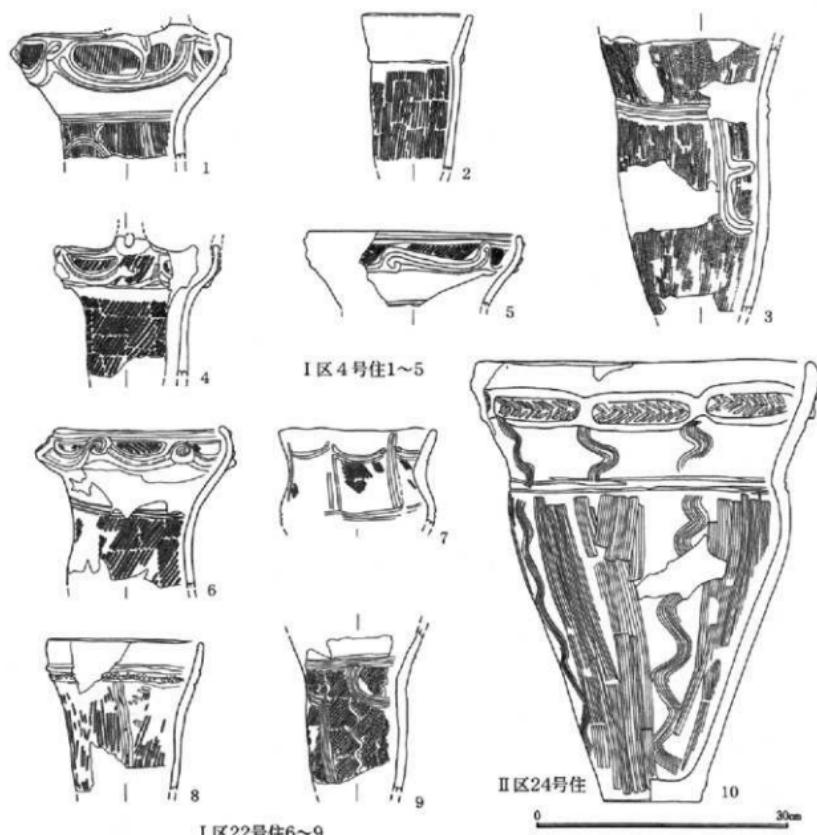


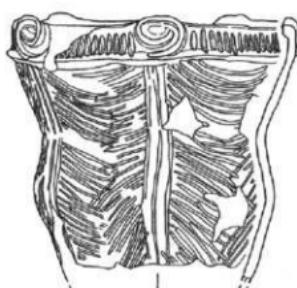
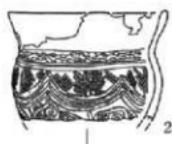
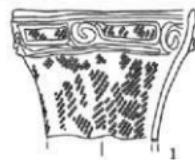
図5 白河拿松遺跡 加曾利E II式段階の土器

加曾利E III式の古い段階では、坪井遺跡・横壁中村遺跡・やや距離を置いた白川拿松遺跡でも、郷土式土器を伴っているが、出土状況に違いがみられた。横壁中村遺跡・坪井遺跡では、加曾利E式土器と郷土式土器が同じ住居から出土し、郷土式土器を量的に多く出土する傾向にある。それに対して白川拿松遺跡では、加曾利E式土器が主体で、それに伴って曾利の要素を持つ土器や郷土式土器が出土している状況にある。

次の加曾利E III式の中へ新段階では、横壁中村遺跡・

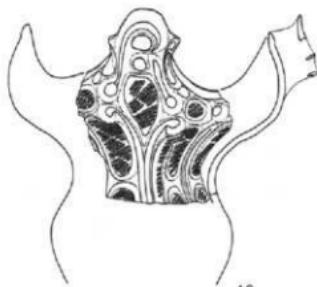
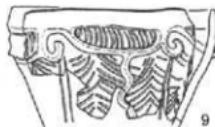
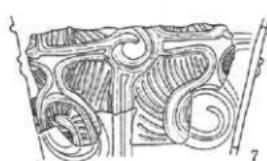
坪井遺跡・長野一本松遺跡では、加曾利E式土器と郷土式土器の共伴した出土状況がみられた。一方、白川拿松遺跡では、郷土式土器が加曾利E式土器と遺構から伴って出土するのではなく、別個の遺構から出土する状況がみられる。このことから浅間山から近い遺跡では、加曾利E III式土器と郷土式土器が共伴し、遠距離にある遺跡では、加曾利E式土器は伴わず、別の遺構から出土する傾向にあると考えられるのではないかだろうか。

これらの様相から、唐草文土器から郷土式土器へ移行

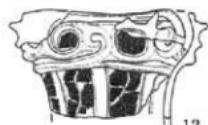


1~3白川傘松I区15号住

II区20号住



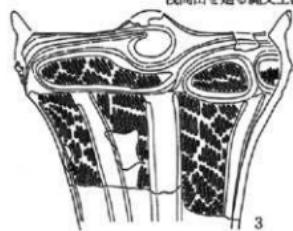
5~10横壁中村20区104号住



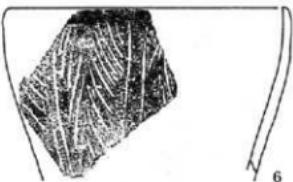
11・12横壁中村20区105号住

0 30cm

図6 加曾利E III式段階の土器

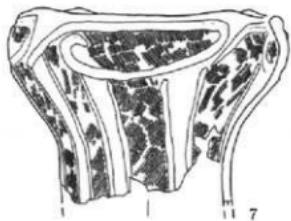


1~3横壁中村20区57号住



4・5長野原一本松5-23号住

横壁中村20区107号住



7

8



7~10白井傘松II区32号住

図7 加曾利E III式新段階の土器

0 30cm

する地域は、群馬県西部にあり、横壁中村遺跡や坪井遺跡のように、唐草文土器が主体の地域で行われたと考える。一方、群馬中央部・東部地域、白川傘松遺跡のように加曾利E式・曾利式土器の影響の強い地域では、郷土式土器が型式として確立した時期に、曾利式土器にとってかわって入って来ると考えられる。

以上、各遺跡の数量的データについては、報告されている遺跡は少なく、図示された土器からの判断で客観的になってしまっており、横壁中村遺跡では、住居内出土遺物の数量比データが報告されている(藤巻2007)。報告によると加曾利E II式段階では、唐草文・曾利式土器が多く出土している。加曾利E III古段階では、加曾利E式土器が少なくなく、唐草文が優位にある。加曾利E III式中段階～新段階になると、加曾利E式土器が次第に多くなり唐草文土器が少なくなる傾向にあることが、報告されている。

4. 郷土式土器の分布

前項で検証した郷土式の概念による土器の分布について、県内の様子をみてみよう。図8は、県内の郷土式土器を出土した主な遺跡である。(本文中と図中の番号に対応している。)

1. 長野原一本松遺跡（長野原町）

吾妻郡長野原町字一本松にある。標高645メートル。吾妻側左岸の段丘上にある。縄文時代は、中期後葉から後期前半の集落で住居跡、配石、土坑が検出されている。加曾利E II式段階では、唐草文土器が多く出土している。加曾利E III式段階でも加曾利Eと郷土式が同じ割合で出土する住居と郷土式が多く出土する住居がある。加曾利E III新段階では、加曾利E III式土器が郷土式土器よりも多く出土する傾向にある。

2. 横壁中村遺跡（長野原町）

吾妻郡長野原町字横壁にある。遺跡は、吾妻川の右岸段丘上に位置し標高は570メートルで吾妻川との比高差は40メートルである。縄文時代中期から後期にかけての拠点の集落で竪穴住居100軒、配石遺構、土坑など多数出土している。本遺跡でも、長野原一本松遺跡と同様に加曾利E II式では、唐草文土器が多く出土している。加曾利E III式古段階では、郷土式優位の住居と加曾利E優位の住居がある。また、加曾利E III式新段階になると郷土式土器が少數になる。

3. 坪井遺跡（長野原町）

吾妻郡長野原町字大津にある。吾妻川左岸段丘上に立地する。坪井遺跡の立地する段丘は吾妻川から下位・中位・上位・最上位の4段からなる河岸段丘の上位段丘に相当し、吾妻川からの比高差は約60メートルを測る。標高約620メートルにある。縄文時代中期の遺構は、竪穴式住居19軒、土坑49基（屋内埋設遺構10基を含む。）等が検出されている。住居から加曾利E II式段階では、唐草

文土器が主体となって出土している。加曾利E III式でも郷土式土器が多く出土し、新しい段階で加曾利E式が優位になる傾向にある。

4. 下鍵田遺跡（下仁田町）

甘楽郡下仁田町馬山にある。標高240メートルから245メートル。鍋川の右岸上位段丘上に立地する。稻含山から連なる尾根の末端部に立地する。縄文時代の遺構は、竪穴住居234軒、土坑2,400基、集石16基、埋甕131基などで中期を主体とした集落遺跡である。本遺跡からは磨製石斧の未製品製品が多く出土しており、磨製石斧の製作遺跡としての性格が考えられている。加曾利E II式～加曾利E III式末の住居は、104軒出土し、そのうち信州系の土器が主体的に出土している住居は、8軒程度である。

5. 西野牧小山平遺跡（安中市）

安中市（旧碓氷郡松井田町西野牧字小山平）にある。縄文時代中期末加曾利E III後半の石棒工房が遺跡全体にわたり見つかった。標高1,183メートルの大山東麓の緩傾斜地に立地する。住居は、検出されなかったが郷土式土器は、遺物包含層から出土している。

6. 横川大林遺跡（安中市）

安中市（旧碓氷郡松井田町横川字大林）にある。松井田町丘陵中腹の南暖斜面に展開する。標高は、460メートルである。縄文時代早期集落を主体とする遺跡であるが、前期～後期の遺構・遺物も出土している。

加曾利E III式段階の土器とともに郷土式土器が住居から出土している。

7. 幕井遺跡（安中市）

安中市（旧碓氷郡松井田町入山字幕井）にある。遺跡の標高は555メートル。縄文時代の竪穴住居1軒、環状列石1、土坑28基などが検出された。遺物は、中期中葉から後期が出土している。加曾利E III式期の住居から、郷土式が多く出土している。

8. 新堀東源ヶ原遺跡（安中市）

安中市（旧碓氷郡松井田町新堀字東源ヶ原）にある。遺跡の標高は、350メートルである。縄文時代中期の集落で住居跡182軒、土坑1030基が検出されている。

加曾利E II式段階からIII式段階にかけて、98軒の住居跡を検出しておりそのうち信州系土器を主体的に出土する住居は、32軒程度である。

9. 行田大道北遺跡（安中市）

安中市（旧碓氷郡松井田町行田字大道北）にある。標高315メートル、西地区は碓氷川右岸上位段丘に立地し、標高325メートルである。郷土式土器主体の住居が検出されている。

10. 大道南遺跡（安中市） 11. 砂押遺跡（安中市）

安中市中野谷にある。碓氷川左岸段丘の上位段丘面にある。標高251メートルほどの所である。縄文時代中期から後期にかけての集落で両遺跡併せて住居跡37軒、土坑

551基、その他配石・集積遺構などが検出されている。郷土式土器は、住居・土坑から出土しているが、主体は加曾利E式土器である。

12. 南蛇井増光寺遺跡（富岡市）

富岡市南蛇井字皿の池・増光寺、中沢字久保界戸、字中里にある。縄文時代は、前期黒浜式から後期堀之内式期にかけての住居跡が72軒検出された。

当該期の住居からは、信州系土器が出土している。

13. 中沢平賀界戸遺跡（富岡市）

富岡市大字中沢にある。標高は、222メートルほどである。縄文時代の遺構は中期の住居跡1軒土坑などである。住居炉の埋設土器に郷土式土器が出土している。

14. 白倉下原・天引向原遺跡（甘楽町）

甘楽郡甘楽町天引にある。鶴川右岸の河岸段丘が小河川によって区切られた舌状の台地上に立地する。加曾利E III段階の住居が7軒検出されている。加曾利E式土器が主体的になり、少量の信州系土器が出土している。

15. 白石大御堂遺跡（藤岡市）

藤岡市白石字大御堂・字沖田・字前原・字上谷戸にある。縄文時代から中・近世の複合遺跡。標高は、105メートル。白石大御堂遺跡、白石前原遺跡、白石上谷戸遺跡戸に分けられる。縄文時代の遺構は、加曾利E IV式期の敷石住居跡などが検出されている。その他、包含層として縄文時代中期後半の遺物が出土している。郷土式土器は、土坑から検出された。

16. 白川傘松遺跡（高崎市）

高崎市（旧群馬郡箕郷町白川字傘松）にあり、株名山東南麓に流れる白川右岸に形成された標高180メートルの台地上に立地する。縄文時代中期後葉を主体とする集落である。竪穴住居67軒、土坑367基、配石遺構8基等が検出されている。加曾利E II式段階では、加曾利E IIに信州系土器が伴う状況である。加曾利E III式期では、加曾利E III式が主体になる住居が多く、郷土式の住居は少ない。

17. 大平台遺跡（高崎市）

高崎市乗用町にあり、妙義山から東に連なる丘陵東端近くの鶴川、碓氷川、烏川の3河川に囲まれた岩野谷丘陵の平坦に立地する。中期の竪穴住居40軒、土坑200基以上が検出された。竪穴住居は、加曾利E III式期が主体となる。住居から加曾利E式土器に混じって郷土式土器が出土している。

18. 富田下大日遺跡（前橋市）

前橋市富田町にある。遺跡は、赤城山南麓にあり、遺跡の東側には赤城山中腹から発する大泉坊川が流下している。西側に台地部分直下には谷が形成され、小河川が蛇行していたと思われる。これらに囲まれた細長い台地上に遺跡が立地する。標高110メートルほどである。縄文時代中期の遺構は、竪穴住居1軒、埋設土器2基、土坑

3基である。遺構外包含層から郷土式の小片が出土している。

19. 長久保遺跡（前橋市）

前橋市池端町、北群馬郡吉岡町大久保にまたがる。遺跡は前橋台地西部にあり、西に広く分布する相馬ヶ原扇状地にスムーズに移行する。標高165メートル前後であり、牛王頭川と八幡川によって分断された台地上に立地する。縄文時代の中頃の集落が陣場泥流丘上にあり、住居10棟、土坑2基が見つかった。この集落を取り囲むように泥流丘斜面には土器窯があり、住居出土土器は加曾利E I式からE III式に比定される。郷土式土器は、加曾利E式土器主体の住居や包含層から出土している。

20. 荒砥前原遺跡（前橋市）

前橋市二宮町字前原・字新土塚にあり、赤城山南麓末端部、荒砥川と神沢川の合流点に形成された舌状地面上に立地する。標高は73メートル縄文時代中期後半の加曾利E III式期の新しい磁器を中心に加曾利E IV式期の集落遺跡。竪穴住居14軒、埋設土器1軒、土坑7基などが検出されている。郷土式土器は、遺構外から検出された。主体は、加曾利E式土器の遺跡である。

21. 上ノ山遺跡（前橋市）

前橋市（旧勢多郡大胡町茂木字上ノ山）にある。東を荒砥川に面された南に延びる舌状台地の末端、標高140メートル付近に立地する。縄文時代中期後半加曾利E式期の集落遺跡で竪穴住居55等が検出されている。加曾利E II・III式古段階で郷土式が優位、あるいは拮抗する住居がみられた。加曾利E III式新段階では、加曾利E式が優位になる。

22. 国分寺中間地域（前橋市・高崎市）

前橋市元総社町、高崎市（旧群馬町東国分）の両地区にわたる地域に所在する。遺跡の北側を利根川支流の牛池川、南を染谷川によって作られた標高110メートルほどの台地上にあり。縄文時代の遺構は、中期から後期にかけての集落を主体とし竪穴住居34軒、土坑409基などである。

23. 行幸田山遺跡（渋川市）

渋川市行幸田字坂坂、字三重街道にあり、株名山の裾野に立地する。調査では、三つの複数尾根、広い尾根、と一つに谷地形からなっている。旧石器から中世にかけての複合遺跡である。縄文時代では、中期中葉から後葉にかけての竪穴住居40軒、土坑134基が検出された。住居から郷土式が出土しているが量は少ない。

24. 三原田遺跡（渋川市）

渋川市（旧勢多郡赤城村三原田）にあり、利根川を望む赤城山の西麓末端に立地している。縄文時代の竪穴住居333軒と土坑約2000軒が検出されている。縄文時代の集落全体がほぼ調査され、関東地方における中期集落の典例として注目された。住居から郷土式が出土しているが量的には少ない。

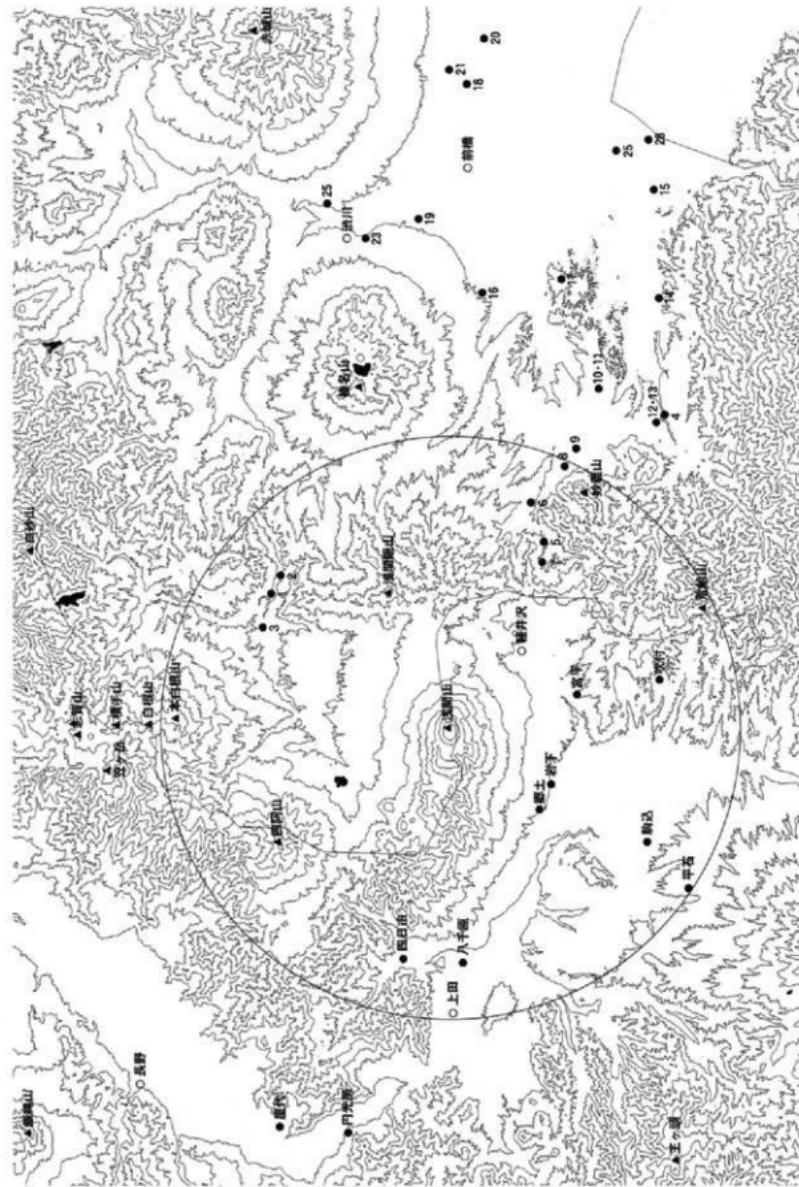


図8 織土式土器出土遺跡 (円は流域山から半径25km)

25. 平塚台遺跡（保美地区遺跡群）（藤岡市）

藤岡市保美字平塚台にあり、三名川と境川に挟まれた丘陵の平坦部に立地する。縄文時代中期を中心とし、縄文時代草創期から平安時代にわたる集落で、縄文時代の竪穴住居7軒、土坑147基、集石3基が検出された。縄文時代の竪穴住居の多くは中期後半のものである。加曾利E系の住居と信州系の土器が混じる住居がある。

26. 株木遺跡（藤岡市）

鏡川支流の鶴川左岸にある扇状地を中川により開拓された冲積地に面した藤岡台地東端の段丘部にある。標高80メートルにある。縄文時代の遺構・遺物は、前期諸磯式期の住居1軒、中期加曾利E式期の住居2軒、後期掘之内式期の土坑1基である。加曾利E II式期の住居では、信州系土器が多く出土している。

郷土式土器についての群馬県内分布についての概要を記した。この結果、県西部に多く分布する状況が見て取れる。郷土式土器を主体的に出土する遺跡の場合、長野県の遺跡分布と合わせてみると、浅間山を取り囲むようにあることがわかる。郷土式土器が主体となる地域、客体となる地域を分けると、主体的に分布する地域は、国8の円内にほぼ収まる狭い地域になる。郷土式土器を持つ集団は、特定の生活領域範囲に対応している可能性が高いと考えられ、その分布の中心に浅間山をおいて広がる集団の可能性を考えたい。

図9は、群馬県と長野県の学校校歌詞にみられる山の関係図である。校歌詞は、自然環境・産業・文化・歴史・教育目標などが盛り込まれ、きわめて地域的特色の強いものである。校歌に歌われる山は、その地域から見える、山岳信仰や地理的指標、季節的指標など何らかの形で地域の人に知覚されていることが前提にあるといわれている¹⁰。縄文時代とは、単純に比較できないが、郷土式土器の分布する範囲と重なる部分が多い。このことは、浅間山という山が、郷土式土器の分布・流通にかかわる一つの指標としてみることが出来ないだろか¹¹。従来、加曾利E式土器は、広範囲に分布し、群馬県内に一様にある土器と考えられていた。しかし、群馬県西部では、加曾利E式土器の文化圏の中に、確実に、狭い地域ではあるが主体的に活動する地域型の郷土式土器文化が入り込んでおり、当該期の文化圏が一様でないことを示していると考えられる。

5. おわりに

加曾利E式土器に伴って出土する、信州系の土器群を曾利式土器・唐草文土器として一括していた。今回これらの土器から郷土式土器を分離し、浅間山を越すように分布する局地的領域を持つ土器として、位置づけることが出来た。縄文ランドスケープの空間的要素に「ムラ」・「ハラ」・「ソラ」・「ヤマ」などのキーワードがある。そ

ういったなかでヤマを一つの指標として考えてみた。縄文時代の文化的伝播・交流の経路を想定する時に、河川の流域・水系とかを考える場合が多い。また、同じ土器を持つ集団に対しても河川や谷、山地を想定して境界を作ってきた。今回の事例は、浅間山を越す環状のネットワークと言うものを想定できるものと考える。

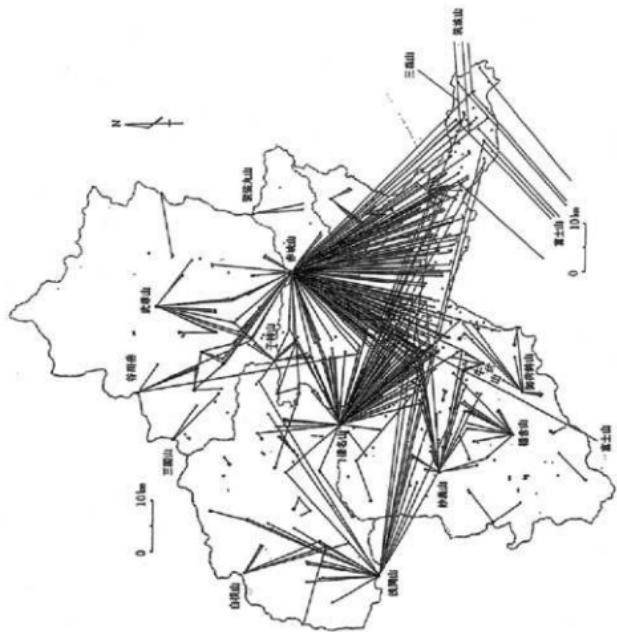
群馬県の地形は、大きく平野部と山間部に分かれている。の中でも、平野部から見える赤城山、榛名山、妙義山を上毛三山として地域を分けるための象徴的な山としてみている。さらに浅間山、白根山、谷川岳、武尊山、等県内各地域で親しまれている山がある。これらの山は、県内のどこからでもみられるわけではない。地域でより近くに見え親しみを持つ山、同じ県内でも他の山に隠れ全く見えず存在さえも知られない山などがある。現代において親しまれている山が、縄文時代において生活圏としてこれら山の山どのように関連しているのであろうか。私たちは、自分の地理上の位置を確かめると、周辺の地形をみて確認している。その中で自分の知っている山があればほぼ間違いなく自分の位置と帰るべき家の方向がわかるであろう。縄文時代においても同様に身近な山、遠くに見える山があり、それらの山を知覚しながら自分の地理上の位置を確認していたのではないだろうか。

このように、地理上の位置を決定するための山を、縄文時代の地域性を考える場合の一つの方法として、役割を考えてみたのである。一つの山や見える範囲を山岳圏とした場合、その山を知覚するムラの集合体を、一つの地域圏・領域として考えることで、地域性をみていくことは出来ないだろうか。一つの遺跡から見える山は、複数ある。遺跡から見える山の連鎖によって他地域への移動・交流を捉えることが出来ないだろうか。

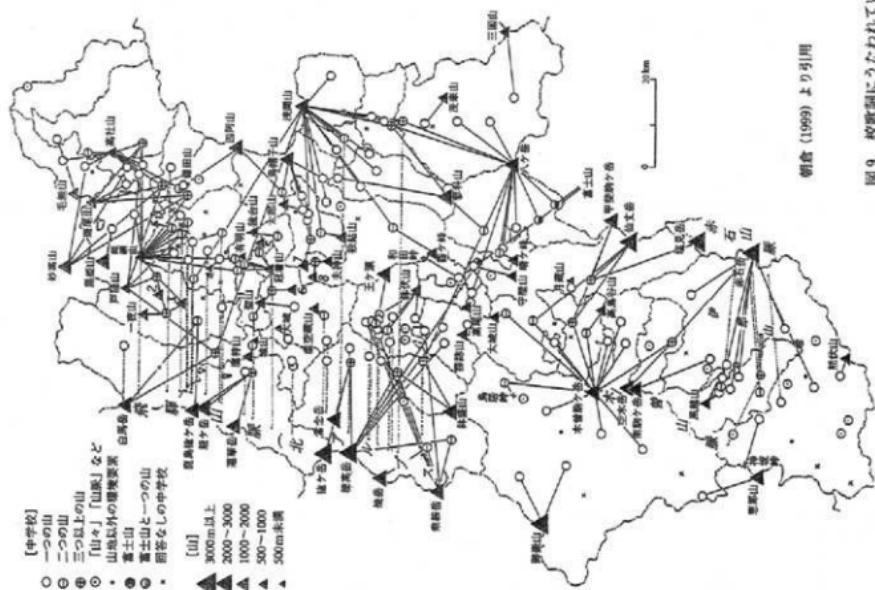
以上、郷土式土器の型式概念から時間的・空間的位置づけを検討してきた。時間的位置づけでは、郷土式土器は、加曾利E II式段階に初頭がみられ、郷土式土器に引き継がれる文様を持つものがみられるものの、唐草文系土器との分離は難しく、なお検討する必要性を感じている¹²。郷土式は、加曾利E III式段階以降に型式としてが確立し、加曾利E IV式段階にはみられなくなる、短命型の土器として捉えられると思う。

郷土式の空間的広がりでは、浅間山を取り囲む位置にある横壁中村・坪井遺跡・郷土遺跡等の唐草文土器主体の地域で、郷土式土器が成立し、その外側にある、白川・傘松遺跡や大平台遺跡等の加曾利E式土器主体の集落に進出していく。加曾利E II式段階において、集落の持つ土器が、加曾利E式+曾利式土器から、郷土式土器成立とともに加曾利E式+郷土式土器に変わっていくのである。

この土器を持った集団は、浅間山周辺にとれる石材を



田中(2001)より引用



朝倉(1999)より引用

図9 歌歌詞にうたわれている山と押入校を結んだもの

浅間山を題する畿文土器

利用した石工集団ではないかと推定している。郷土式土器が盛行した時期、西野小山平遺跡・横壁中村遺跡では、石棒製作が盛んに行われている。下鍛田遺跡は、磨製石斧の製作遺跡とされている。藤巻幸男は、石棒を立てた石圓炉について、横壁中村遺跡と郷土遺跡について紹介している(藤巻2007)。横壁中村遺跡と郷土遺跡では、住居内の石棒祭祀のあり方も共通する。郷土式土器を持つ人たちが、浅間山周辺にある豊富な石材とそれを利用する集団に関連づけて、郷土式土器を捉えることが出来ないだろうかと考えている。

郷土式土器を持つ集団と石棒・磨製石斧の分布状況を見据えて遠隔地との交流を検討し、石器製作集団と郷土式土器の関係については、今後の課題としたい。また、長野県星代遺跡にある「星代類型」と呼ばれる大木式土器が、横壁中村遺跡から出土している。やはり、山伝いに移動する土器と思われる。これらの関係についても今後検討しなければならない課題である。

最後に本項を書くに当たり、資料見学・文献の収集などに際してご高配を賜った方々、また、有益なるご教示を戴いた方々に対しまして、ご芳名を明記し、深甚なる敬意を表します。

谷藤保彦・綿田弘実・鈴木徳雄・寺崎祐助・佐藤雅一・大工原 豊・山下成信(敬称略)

本項は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成18年度職員自主研究助成金交付を受けた「浅間山を題する土器の研究」の成果の一部である。

註

- 1) 第16回畿文セミナー「中期後半の再検討」(畿文セミナーの会2003)。
- 2) 曾利式土器の土器様式概念は、末木 錠(1981・1988)に、唐草文土器様式の概念は、三上徹也(1988・200)によった。また、唐草文土器は、型式名称ではないが唐草意匠の土器を指している。
- 3) 本項で信州土器と記した場合、曾利式土器・唐草文土器・郷土式土器の総称としている。加曾利E式土器に対する土器と言う意味で使用している。
- 4) 長野県で出土した郷土式土器については、川崎 保・綿田弘実・桜井秀雄等の研究にゆだね。分類に付いてもこれら的研究に倣った。本論では、群馬県出の郷土式土器についてその分布領域と資料を紹介することで、郷土式土器の時間的・地域的広がりを考察したい。
- 5) 畿文人が同じ型式の土器を作るのは、それらがともに同じ情報を共有することにある。であるならば、土器型式を設定する現代においても、同じ情報から土器をみることが必要かと考える。
- 6) 畿文セミナー「中期後半の再検討」において郷土遺跡・駄駄遺跡の成果を受けて綿田氏が編年表を提示した。
- 7) 郷土式土器が浅間山と関わりが深いという仮定から、浅間山に近い地域と離れた地域の遺跡を取り上げて、比較する。
- 8) 綿田弘実は、郷土式土器としている。
- 9) この段階の土器は、2章の型式概念から検討すると、郷土式土器の要素を持つ土器もあるが、郷土式として唐草文土器から切り離すのは難しいと考える。
- 10) 朝倉(1996)では、校歌にうたわれている山は、高さに関係がなく山岳信仰が山を校歌に取り入れる要因になっていると述べている。

11) 土器の分布範囲を方言にたとえる場合があるが、この場合山を題する地域を土器分布のまとまりとしてとらえ、校歌に歌われる共通の山の表現を體内としたい。

12) 郷土式土器を個別にみると、加曾利E式新段階と考えられる土器もあり、さらに検討する点もある。

郷土式土器遺跡文献

- | 遺跡名 | 発行年 | 報告書名 | 発行機関 |
|---------------|------|--|------------------|
| 荒砥前原遺跡 | 1985 | 『荒砥前原遺跡・赤石城址』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 大平台遺跡 | 1989 | 『大平台遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 | |
| 大道南遺跡 | 2004 | 『天神林遺跡・砂押田遺跡・大道南II遺跡・向原II遺跡』安中市教育委員会 | |
| 行田大道北遺跡 | 1997 | 『八城二本杉東遺跡・行田大道北遺跡』松井田町遺跡調査会 | |
| 幕井遺跡 | 1990 | 『仁田遺跡・幕井遺跡』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 国分寺中間地域 | 1987 | 『国分寺僧・尼寺中間地域(1)』 | |
| 桜井遺跡 | 1984 | 『B4桜井遺跡』藤岡市教育委員会 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 下鍛田 | 1997 | 『下鍛田遺跡』下仁田町遺跡調査会 | |
| 白川牛松遺跡 | 1998 | 『白川牛松遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 | |
| 白石大師堂遺跡 | 1991 | 『白石大師堂遺跡』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 新堀東源ヶ原遺跡 | 1997 | 『新堀東源ヶ原遺跡』松井田町遺跡調査会 | |
| 砂押遺跡 | 2004 | 『天神林遺跡・砂押田遺跡・大道南II遺跡・向原遺跡II遺跡』安中市教育委員会 | |
| 坪井遺跡 | 2000 | 『坪井遺跡II』長野原町教育委員会 | |
| 富田下大日遺跡 | 2006 | 『富田下大日遺跡』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 長久保遺跡 | 1986 | 『清里・長久保遺跡』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 中沢平賀界戸遺跡 | 1996 | 『中沢平賀界戸遺跡』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 中島遺跡 | 2004 | 『中野谷地区遺跡群2』安中市教育委員会 | |
| 長野原一本松遺跡 | 2002 | 『長野原一本松遺跡(1)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 南蛇井増光寺遺跡 | 2007 | 『長野原一本松遺跡(2)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 南蛇井増光寺遺跡V | 1997 | 『南蛇井増光寺遺跡V』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 原遺跡 | 1997 | 『南蛇井増光寺遺跡VI』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 横川大林・西野牧小山平遺跡 | 1997 | 『横川大林遺跡・横川荻の反遺跡・原遺跡・西野牧小山平遺跡』松井田町遺跡調査会 | |
| 保美地区遺跡群 | 1984 | 『E14 保美地区遺跡群』藤岡市教育委員会 | |
| 三原田遺跡 | 1992 | 『三原田遺跡』群馬県企業局 | |
| 御幸田山遺跡 | 1987 | 『御幸田山遺跡』渋川市教育委員会 | |
| 横壁中村遺跡 | 2005 | 『横壁中村遺跡(2)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 横壁中村遺跡(3) | 2006 | 『横壁中村遺跡(3)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 横壁中村遺跡(4) | 2006 | 『横壁中村遺跡(4)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 横壁中村遺跡(5) | 2007 | 『横壁中村遺跡(5)』 | (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 |

参考・引用文献

- 朝倉隆太郎 1999 「山と校歌ー中学校校歌にうたわれている山地ー」
二宮書店
宇賀神恵 1990 「西日市遺跡」真田町教育委員会
神奈川考古同人会他 1980 「シンボジウム畿文時代中期後半の諸問題」

- 土器資料集成図集」
- 川崎 保 2001 「県単典道整備事業（ふるさと）大田野地区埋蔵文化財発掘調査報告書－浅科村内－崩込道路』長野県埋蔵文化財センター
- 小林達雄 2005 「縄文人、山を仰ぎ、山上に登る」『国學院大學考古学資料館紀要』21 国學院大學考古学資料館 p. 1-10
- 桜井秀雄他 2000 「郷土遺跡」「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書19一小諸市内3-1」
- 末木 健 1981 「曾利式土器」「縄文文化の研究4」雄山閣 p.84-92
- 末木 健 1988 「曾利式土器様式」「縄文土器大観3」小学館 p.271 -278
- 鈴木保彦・山本輝久「加曾利E式土器様式」「縄文土器大観」3 p.325 -329
- 谷井 駿也 1982 「縄文中期土器群の再編」『研究紀要』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 関根慎二 1997 「群馬県における加曾利E式の地域相」『第16回中期後半の再検討』記録集 縄文セミナーの会 p.75-90
- 田中 牧 2001 「群馬県の小・中学校校歌詞に見られる山」「現代群馬の郷土教材探求」あさお社
- 谷井 駿也 1993 「埼玉における縄文中期後半の地域性の一様相」『研究紀要』15 埼玉県立歴史資料館 p.1-30
- 水沢教子 1997 「中期後半の渦巻文を有する土器とその周辺」『第16回中期後半の再検討』記録集 縄文セミナーの会 p.55-74
- 三上徹也 2002 「いわゆる「唐草文土器」の構造・変遷と型式名に関する考察」『長野県考古学会誌』98 長野県考古学会 p.1-39
- 三上徹也 1988 「唐草文系土器様式」「縄文土器大観3」小学館
- 本橋道英子 2000 「宮平遺跡の縄文土器」「宮平遺跡」御代田町教育委員会 p.167-178
- 原田昌幸 1998 山と日本人「季刊考古学」63 雄山閣 p.20-23
- 福島邦男他 1978 「下吹上遺跡」望月町教育委員会
- 福島邦男他 1991 「平石遺跡－第2次緊急発掘調査報告書」望月町教育委員会
- 藤巻幸男 2006 「縄文時代中期の住居内施設について」『研究紀要』25 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.27-44
- 藤森英二 2007 「佐久え土器」と呼ばれる土器生にその呼称について「佐久考古通信」98号 p.7-9
- 綿田 勝 1997 「南西東加曾利E式について」『第16回中期後半の再検討』記録集 縄文セミナーの会 p.91-105
- 百瀬忠幸 1991 「吹付遺跡」「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書2－佐久市内その2－」長野県埋蔵文化財センター
- 綿田弘実 1988 「北信濃における縄文中期後半土器群の外觀」「長野県埋蔵文化財センター記要」2 長野県埋蔵文化財センター p.76-89
- 綿田弘実 1997 「縄文土器について」『龍沢遺跡』御代田町教育委員会
- 綿田弘実 2002 「東信の縄文文化」「三内丸山遺跡と信濃の縄文文化」上田市立信濃國分寺資料館 p.9-17
- 綿田弘実 2003 「長野県千曲川流域の縄文中期後半土器群」「第16回中期後半の再検討」記録集 縄文セミナーの会 p.32-54
- 和樹崎朗 1996 「四日市遺跡II」真田町教育委員会

群馬県南西部鍋川下流域における 後期弥生土器編年について

大木 紳一郎

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1.はじめに | 3.壺と甕の組列について |
| 2.鍋川下流域の後期弥生遺跡について | 4.編年試案 |

— 要旨 —

群馬県南西部を東流する鍋川の流域は、県内でも有数の弥生時代遺跡の分布する地域である。時期は中期前半から古墳時代初頭にまで連続と継続しているが、特に中期後半以降の弥生遺跡の分布は、集団での移動を想起させるような時期的偏在傾向を示している。このような弥生社会の動態を把握する為の時間軸としては、現在普遍化している後期弥生土器編年の3時期ないしは4時期区分は不十分と考える。また、従来の後期弥生土器編年は、榛名山南～東麓の遺跡を中心に検討が進められてきており、地域性をふまえた個別の編年にはなっておらず、この点でも修正の必要が迫られている。鍋川流域は、長野県佐久地方あるいは埼玉県北西部と直接交流可能な地理的関係にあることから、榛名山麓の樽式とはやや異なる壺式特徴や変遷様態を見せる。本論では、この鍋川流域における後期弥生社会形成の様相を解明することを将来的な課題として設定し、その検討の前提となる時間軸の再構成を行う。対象は鍋川流域とするが、近年豊富な資料の揃った下流域に焦点を絞る。

キーワード

対象時代 弥生時代

対象地域 群馬県南西部鍋川下流域

研究対象 弥生土器 編年

1.はじめに

群馬県の後期弥生土器編年については、中部高地型櫛描文を特徴とする樽式の認定に始まり、樽式の主な分布地域である群馬県中西部を対象に、その時期細分が進められてきている。栗林式とほぼ同型式の「竜見町式」を中期後半に位置づけ、その系譜を繼承する樽式を後期に位置づけることについては、過渡期の解釈にやや意見の相違があるものの、概ね評価が定まったと言ってよい。現在広く普及している感のある3期区分案（飯島・若狭1988、佐藤1988）や小型器台等の土器を伴う段階を加えた4期区分案（三宅・相京1982）では、細分型式の捉え方はほぼ一貫している。4期区分案の第4段階は、樽式としての型式的特徴を残しつつ古墳時代土器と共存する時期であるため、これを弥生土器の範疇に容れるか否かで考え方異なると理解される。若狭徹は、あらためて群馬県の弥生土器編年を再構成し、全5期10細分を行った（若狭1996）。型式認識について異論も考えられるが、変遷過程に応じた時期区分について大きな修正の必要はないと考えてよい。また、広域編年の整合性を目指してI～V期の設定についても賛同できるものであり、本論でもこれに従い、樽式土器の時間的枠組みを「V期」と呼称することとする。さらに、若狭の細分案によるV期の細分「1～3期」もそのまま援用させていただく。本論での検討は、鶴川流域における土器型式の地域性を加味したV-1～3期の細分再構成案であると理解していただきたい。

2. 鶴川流域の後期弥生遺跡

鶴川は、上信境にある荒船山山系に端を発し、妙義山系や多野山地からの中小河川を集めて東流、高崎市南部で島川、やがて利根川と合流する主要河川である。両岸には河岸段丘が発達しており、西端の富岡市から東端の吉井町までの間に形成された下位段丘面に想定される主たる水田生産域を基盤と考えられる後期弥生集落遺跡が多く分布している。富岡市域では、南蛇井増光寺遺跡、



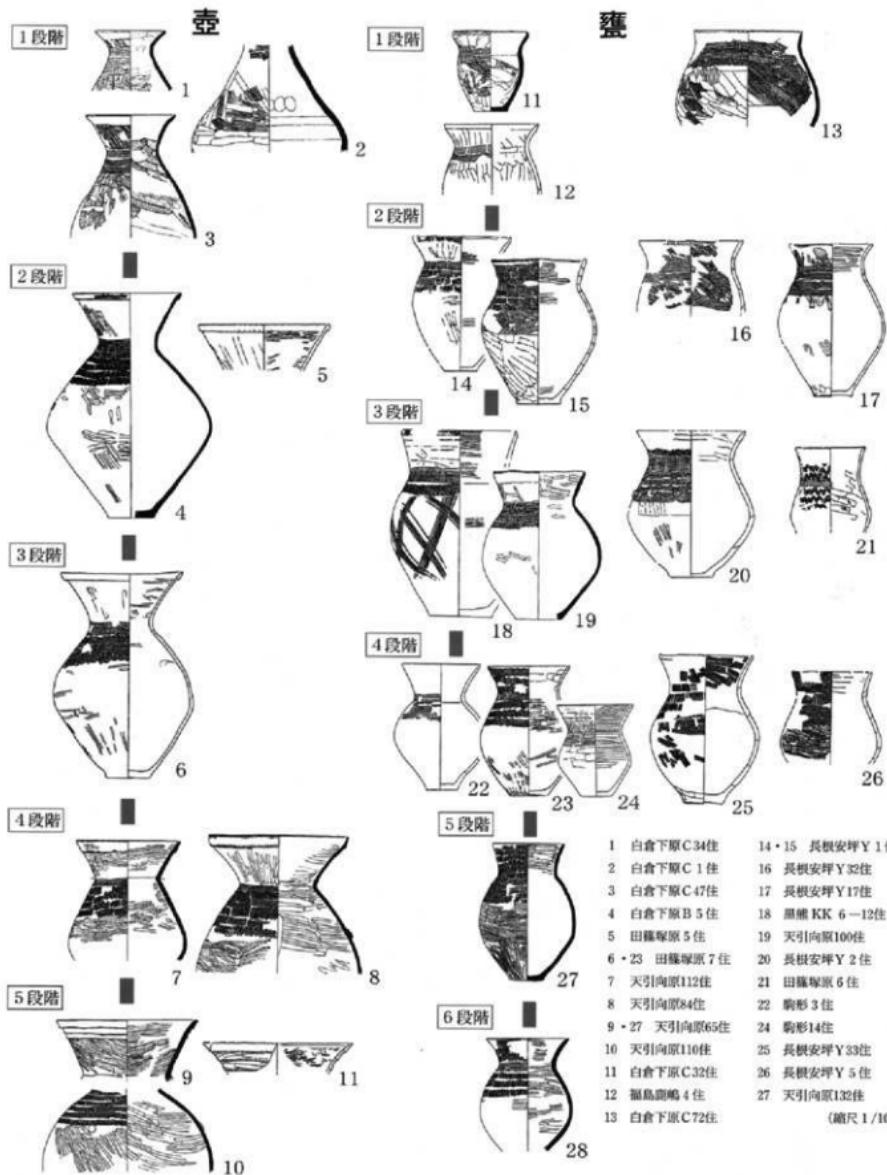
図1 櫛式土器の主要分布域

中高瀬觀音山遺跡、阿曾岡塚現堂遺跡など、甘楽町域では、白倉下原・天引向原遺跡、天引孤嶋遺跡、下小塚遺跡、笹遺跡など、吉井町域では長根安坪遺跡、黒熊遺跡群などが代表例としてあげられよう。

鶴川流域の弥生遺跡分布は、地理的共通性から一体のものとしてとらえられるがちだが、土器型式から細部において相異がうかがわれる。概ね富岡市域と甘楽～吉井町域に二分されると考えている[図1]。富岡市域については、かつて南蛇井増光寺遺跡での分析から、富岡地域の樽式土器地域色を抽出し、仮称「富岡型」を設定した経緯がある（大木1997）。南蛇井増光寺遺跡の東方4kmにある中高瀬觀音山遺跡や東北東4kmに位置する阿曾岡塚現堂遺跡といった拠点的集落においても同じ土器様相が認められることが、「富岡型」の分布の中心地域はある程度判明したと考えている。一方の鶴川下流域に相当する吉井・長野地域については、V-3期（樽式後半期）の資料が少ないという制約があるものの、株名山東南麓の編年観で理解できると考えていた。ところが、この地域の樽式土器は、口唇部刻みの出現率の高さやくびれの少ない壺形器の存在、後半における縄文施文系土器（吉ヶ谷式）との融合などの特徴から、あらためて独自の地域性を再認識する必要に迫られている。かつて、外山和夫が甘楽町笹遺跡や吉井町祝神遺跡の資料の分析から、埼玉県北部の岩鼻式との類縁性を指摘した（外山1982）、現在の埼玉県境にある神流川さえ渡河すれば容易に往来が可能な隣接地域といえるわけで、弥生時代においても密接な交流のあったことを想定するのは至極当然といってよい。その意味で、吉井・甘楽地域は、南関東弥生文化からの情報基点と想定される埼玉県北西部、そして長野県佐久地方弥生文化の情報中継拠点である富岡地域との間に位置し、さらに各々の地域の情報を株名山東南麓の樽式土器分布圏に伝播する中継地域として、大きくこの三地域の土器情報が交錯するとの想定が可能である。このような仮定に基づいて、吉井・甘楽の地域色を加味した上で、編年上の位置づけを試みようと思う。分析対象遺跡としては、白倉下原・天引向原遺跡、長根安坪遺跡、黒熊遺跡群を主として扱い、必要に応じて他の遺跡出土例を加えて補完することとした。

3. 壺と壺の組列

まず時間軸の骨格ともいいく型式の組列について検討する。ここでは、器種として壺と甕を対象とし、型式では、普遍性が高いとの理由から、櫛描廉状文と櫛描波状文の組み合わせで構成される一群を扱う。変遷指向の仮定については、文様のみでなく、器形の変化を重視した。主に、口縁の伸長・外反化、胴部の下半部高の増大→球膨化を指標として設定する。組列は、同一型式における器形の相異であったり、変遷の結果、別型式に変容



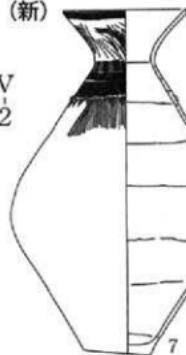
V



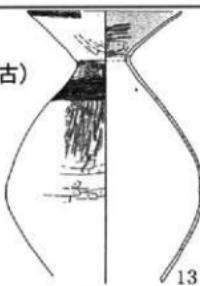
(古)



(新)

V
2

(古)

V
3

(新)

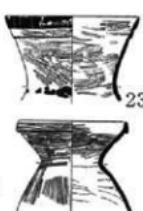
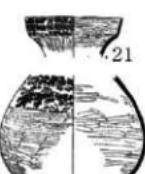
17



19

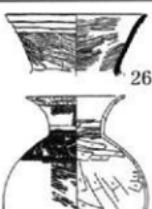
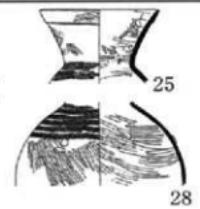


21



24

VI



27



30

図3 編年図(1)

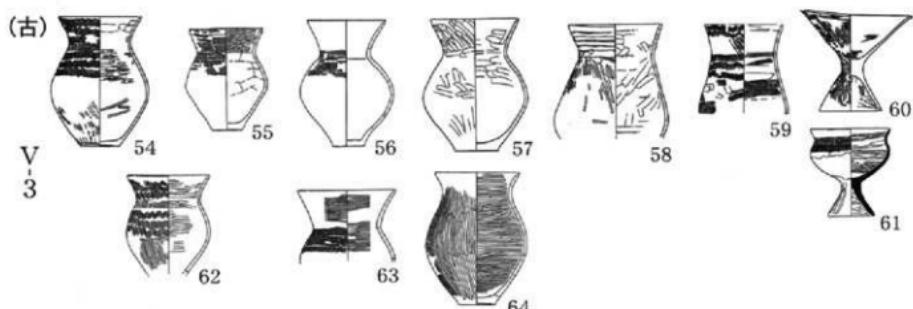
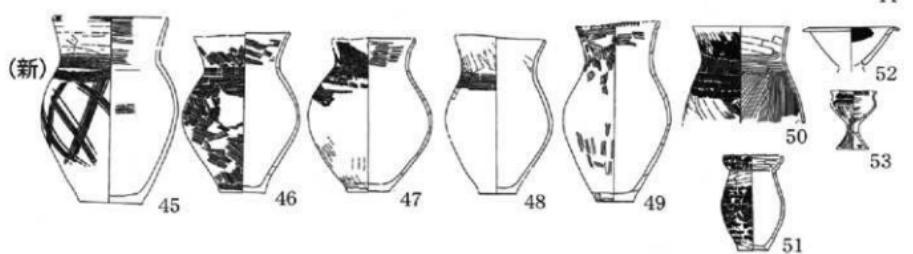
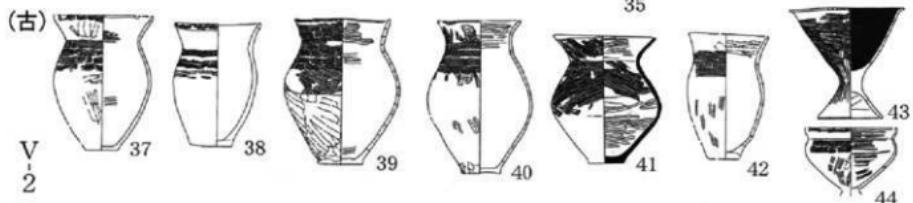
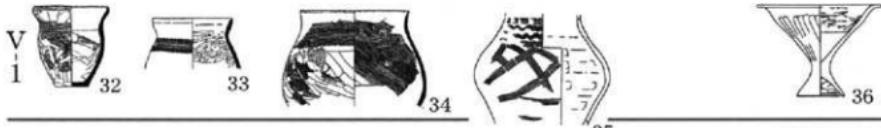


図4 編年図(2)

したものを含んでいる。

壹は以下の5段階の組列が考えられる〔図2左〕。

1段階——頸部から短い口縁にかけて弓なりに外反し、端部は小さく内彎するか單口縁。胸部最大径は下半にあり、直線的な長いなで肩を呈する。文様は、頸部に等間隔止め簾状文と2帯前後の櫛描波状文の組み合わせ。口縁端は無文が主で、口唇部への刻みもみられる。整形では刷毛目となで仕上げが主体。

図2-3のように、口縁がやや長く、胸部最大径が中位に上がっているものほど新しい。

2段階——口辺部が直線状に伸長し、頸部が強い弓なりか弱い「く」字状にくびれる。胸部は、中位に最大径をもち「棗」形か簾長の「算盤玉」形。口縁は單口縁を主とし、幅の狭い1条の粘土帶付加による折返し口縁〔図2-4〕もみられる。文様は口縁無文が主体で、1帯の櫛描波状文も出現する。頸部文様は等間隔止めかスパンの短い2連止め簾状文で、以下の肩部に櫛描波状文を複数帯（4帯以上）めぐらす。頸部には複数の簾状文帯や簾状文上位への櫛描波状文施文例もみられる。整形では、無文部への研磨が定着する。

口縁が長く、頸部が「く」字状に屈曲するものほど新しい。また口縁上端に櫛描波状文を廻らす型式は新しい。2~3段の粘土帶による折返しや、折返し部の上下端を刻む装飾が新しい段階でみられる。

3段階——口縁が、やや外反気味に長く延び、頸部は屈曲角の大きい「く」字状にくびれる。口縁上端は單口縁か断面三角形状の折返し。胸部は、最大径が中位にある丸みをもった「算盤玉」形。文様は、頸部へのスパンの広い2連止め簾状文を主とし、以下肩部に6帯前後の櫛描波状文を廻らす。口縁部上端は無文か櫛描波状文をめぐらす。2~3段折返し口縁や折返し部の上下端刻みは2段階を繼承する。整形は無文部への研磨が原則的。

口縁が外反し、肩部に丸みを帯びるものほど新しい。また文様では、頸部簾状文のスパンが広く単位数の少ないほど新しい傾向といえる。

4段階——口縁がやや外反して開き、口縁上端は單口縁か薄く幅広い粘土帶付加による折返し。新要素として、粘土帶を上方に付加した受け口状の複合口縁〔図2-8〕が現れる。頸部は典型的な「く」字形にくびれ、内面に稜をもつ。胸部は肩が丸みを増し、下半部は高さを減じて丸みをもつ。文様は頸部にスパンの広い2~多連止め簾状文と肩部への多数帯の櫛描波状文を施す。口縁文様は、3段階と同じ。

5段階——口縁は外反し、上位でやや外折気味に開く。單口縁と折返し口縁、複数段の粘土帶付加がみられ、折返し口縁は玉縁や中央のくぼむ扁平な粘土帶となる。頸部は屈曲角の小さい「く」字形で、胸部は球形。

口縁中位~上位にかけて強く外反するもの〔図3-

29・30〕ほど新しい。

壹は以下の6段階の組列が考えられる〔図2右〕。

1段階——口縁は短く外折し、端部は单口縁と内彎する受け口状がある。頸部は強い弓なりにくびれるもの〔図2-11・12〕とくびれの弱いもの〔図2-13〕がある。胸部は上~中位に最大径があり、下半は直線的にすばまる。口縁文様は、刺み、櫛描波状文、無文の3種。頸部は等間隔止め簾状文で、以下に1~2帯の櫛描波状文をめぐらす。胸部文様は無文と大ぶりな櫛描斜格子文を描く型式〔図4-35〕がある。整形はなで、刷毛目、研磨が混在する。

図2-12のように、口辺部が長く、胸部の張りが強いものは新しい。

2段階——口辺は外反気味に伸長し、端部がわずかに内彎か内傾する。口縁~頸部が弱い「く」字状〔図2-14・15〕か、弓なり〔図2-16・17〕にくびれる。胸部は上位か中位に最大径をもち、やや肩の張る「算盤玉」形か「棗」形となる。文様は、頸部に等間隔止めかスパンの短い2連止めの簾状文をめぐらし、肩部に横帯を意識した2~4帯の櫛描波状文をめぐらす。簾状文上位に1~3帯の櫛描波状文を廻らす例もある。口縁端部文様には櫛描波状文、無文、刺みの3種がみられる。口縁中位~頸部は無文を基調とするが、口縁全体を櫛描波状文で充填する例〔図2-15〕も、少ないので確実に存在する。胸部は無文主体だが、大ぶりの斜格子文を繼承する。整形は無文部研磨が主体で、刷毛目やなでも一部に残す。

3段階——口辺は全体的に外反気味に開き、端部がわずかに内傾するか單口縁。頸部が弱い「く」字状にくびれる。胸部は全体に丸みを帯び、中位に最大径をもつ「棗」形で底部のみやや突出する。文様は、2段階と同じ。胸部内面研磨は原則的に施される。

この段階に、頸部くびれの弱く寸胴に近い形状〔図2-21、図4-50〕が確実にみられる。

4段階——口辺がやや外反して開き、1~3段階でみられた口縁端部の内彎や内屈はほとんどみられない。頸部屈曲は「く」字状で、内面に稜線をもつものが目立つ。胸部形状は丸みの強い「算盤玉」形。文様は、頸部にスパンの広い2連止めか3連止め簾状文、肩部に3帯前後の櫛描波状文を廻らす。口辺を櫛描波状文で充填する型式〔図2-23〕が一定量定着する。なお、口縁装飾に、輪積み痕を残す例〔図2-24〕が出現する。

5段階——口縁の上半が弱く外反し、肩の丸く張った「棗」形の胸部。頸部屈曲は「く」字状で、内面に稜線をもつ。口縁は薄い断面三角形状の粘土帶付加による折返しと單口縁。文様は、頸部にスパンの広い2連止め~多連止め簾状文をめぐらし、口縁全体と肩部に6帯前後の櫛描波状文を重ねる。

6段階——口辺は全体に外反、外傾し、胴は球形に近い。このため、5段階よりも胸部高が減少する。口縁端部は外折気味となり、折返し部の付加粘土帯は中央のくぼむ薄いもの〔図4-73〕となる。文様は6段階を継承するが、スパンが一定しない簾状文や多連止め簾状文が主体。口縁部と肩部の輪描波状文が乱れたり省略するものも現れる。

なお、6段階に続く組列上の後継段階のものとして、口縁が短く外反する球胴形で、一定の構成をとらない乱れた輪描文を施す一群（吉井町神保横松遺跡9号住例など）を想定しているが、これらは必ずしも伝統的な持式土器製作基盤から生み出されたものとは限らない。このため、本論では持式から除外することとした¹⁹。

4. 編年試案〔図3・4〕

V-1期 1段階の壺と甕の組み合わせを指標とする。壺形では短い口縁と強い弓なりに屈曲する頸部、壺では下膨れ、甕では肩の張る形状を呈し、文様では等間隔止め簾状文には限られる。また、整形では無文部や甕内面への研磨が定着していない。IV期（中期後半）の型式的特長を強く残すが、繩文を施文しないことが大きな相違である。ただし、口唇部への乱れた細かな刻みは繩文原体を輪描具に転換したとの理解も可能である。高杯は口縁が水平に折れ、円錐形の杯部に小さく低い脚台のつく型式が伴う。

V-2期 古段階と新段階に2細分される。古段階では、2段階の壺のうち頸部屈曲が弓なりで胴上半の長い器形〔図3-4～7〕と、2段階の甕を指標とする。文様では、頸部への等間隔止め簾状文が目立ち2連止め簾状文は十分発達していない。壺の一部に口縁部への折り返し装飾が始まる。図4-39の甕は口縁全体に輪描波状文を施す初期例だが、長野県の箱清水式の影響と思われる。また、図4-41の甕も強くくびれる頸部と算盤玉形の胴部形状、および羽状構成を意識したような粗い刷毛目は、隣接する佐久地方の箱清水式に類似例を見る。新段階は、壺2段階と甕3段階で組成され、甕部簾状文に2連止めが主流になる。壺・甕とも口縁が直線状に開き、胸部が算盤玉状に大きく張り出す器形の特徴が目立つ。またこの段階で無文部や甕内面への研磨が定着する。新古いずれかは確定しないが、肩の張る「独楽」形の台付き甕〔図4-44〕が出現し、同形態の小形品〔図4-53〕も現れる。高杯は、口縁の水平部が短くなり、相対的にV一段階よりも脚部が大きめになる〔図4-43〕。長根安坪遺跡では、V-2新段階で天王山式の小型甕〔図4-51〕が伴っている。

V-3期 口辺の外反化、胴部の球形化、頸部屈曲の「く」字化が進展する段階である。古新2時期に細分される。古段階は壺3段階と甕4段階で組成される。新段階は甕

4段階と甕5段階で組成され、胴上半部の球形化と中位以上で外反する口辺形状〔図3-17、図4-65〕が壺、甕とともに共通する。吉井・甘楽地域では、古新段階の型式差が大きいが、西隣の富岡地域では漸移的な中間型式ともいえる段階がある。高杯、台付甕についても新段階では体部の球形化が進む。

古段階から、すでに繩文文化系〔図3-16〕や口辺への輪積み装飾〔図4-58〕の流入がみられ、新段階では確実に伴う。この中には、吉ヶ谷式や口辺形状に駿河湾系の影響を受けたと思われる壺〔図3-21〕もみられる。VI期一壺5段階と甕6段階で組成される。壺、甕共に球胴が定型化し、口縁が短く大きく外傾、外反する形状を特徴とする。文様については形骸化が始まること、小型器台〔図4-76「くつわ」形か〕や東海西部系の小型高杯〔図4-75〕が確実に伴い、吉ヶ谷式の可能性が高い繩文文化系〔図4-74〕の共存率も高い。

VI期は、口辺外傾の類〔図3-25・26など〕と大きく外反する類〔図3-29・30など〕で古新2分される可能性もあるが、全形の判明する類例が少なく保留とした。VII期は若狭氏区分の古墳I期に含まれよう。

ここに掲げた編年は、V-3期の古段階と新段階の間を除けば、繋ぎ的に連続する型式群として捉えられる。このことは、その一部が直接的に先後する段階のものと共に伴する出土例から知ることが出来る。

この編年を通じて判明したことを以下に列記する。

- ① V-2期から確実に無文の壺・甕が一定量存在する。
- ② 折返し口縁はV-2期古段階から出現する。
- ③ 口唇部や折返し口縁端部への刻み装飾はV期を通じてみられる。
- ④ 口辺の輪積み装飾がV-3古段階から出現する。
- ⑤ 繩文文化系土器はV-3段階から確実に伴う。
- ⑥ 口辺全体に輪描波状文を充填する類が、少數ながらすでにV-2段階でみられる。

この①に関しては、すでに指摘されている（右島1994・大木1997）が、V-1期まで遡って散見されることから、时限的な存在ではないと考えてよい。②③④は南関東の弥生土器からの直接的、間接的な影響を受けて、持式の中に取り込まれたと考えたい。特に④に関しては、從来吉ヶ谷式の影響と考えていたが、久ヶ原式甕の影響の可能性ありと考えをあらためたい。⑤は埼玉県比企丘陵を中心に分布する吉ヶ谷式の直接的流入による影響と想定している。ただし、これを確たる歴史事象として捉えるには、精緻な型式比較研究を前提としなくてはなるまい。⑥は箱清水式の影響によると考えるが、鍋川流域を情報伝達路と想定される佐久地方からの影響に限定出来る根拠はない。これは富岡地域と異なる点である。

地域色に関しては、壺、甕ともに口縁への刻み装飾がV期を通じてみられること、頸部屈曲が弱く弓なり曲線

状の器形が多いことがあげられる。このことは、頭部文様帯への収束傾向とともに、V-2期における榛名山東南麓の博式と比較した場合の相対的な差異として示したことがある(大木2007)。壺の組列で示した2段階と3段階の例[図2-14・18]は、県内に普遍的に存在するが、主体的な存在を示すのは榛名山東南麓である。吉井・甘楽地域では、多様な文様構成をもつ頭部くびれの弱い一群[図4-40・42・48・49・50・59など]が量的に凌駕する。V-3期新段階では、口縁への刻み装飾を施す壺[図2-8・11]に強い地域色を発現するが、壺は榛名山東南麓と同類のもの[図2-27]に替わっていく。富岡地域では、口辺無文の「富岡型」壺(大木1997)がVI期以降段階まで継承されることと対称的である。

最後に、他地域との並行関係について付けて加えておく。V期を通して、外來系土器の影響や、單耳などの伴出例が見られるものの、同時性を保証するに足る共伴資料は未だ不十分といえる。あえて型式的特徴の類似性をもって、地理的に近い佐久地方の箱清水式編年(小山1999)と比較するならば、V-2期古・新段階が佐久後期II・III期古、V-3古段階が佐久後期III期新、V-3期新段階が

図3・4 編年図(1)(2)関戦土器出土遺跡

1・2 白倉下原C34住	34 白倉下原C72住
3・33 白倉下原C55住	35 福島鹿嶋下4住
4・47 長根安坪Y18住	36 福島鹿嶋下15橋外
5・6 西原II1墓	37-39・48-51 長根安坪Y1住
7・50 西原II21住	38 黒熊 KK 6-1住
8 田蘇原5住	40 長根安坪Y10住
9 長根安坪Y28住	41 白倉下原C59住
10 田蘇原10住	42 長根安坪Y2住
11 黒熊 KK 6-9住	43 44 長根安坪Y9住
12 天引向原21住	45 黒熊 KK 6-12住
13 黒熊 KK 4-37住	46 長根安坪Y27住
14-15・54-57・60 田蘇原7住	47 長根安坪Y48住
16 田蘇原8住	52 長根安坪Y32住
17・58 天引向原12住	53 長根安坪Y51住
18-65-70・71 天引向原84住	55・63 駒形15住
19 天引向原153住	56 駒形3住
20 天引向原19住	58 田蘇原4住
21・22 天引向原42住	59 黒熊 KK 6-20住
23・24 天引向原62住	61 天引向原85住
25・72 天引向原132住	62 駒形7住
26・27・66 天引向原65住	64 駒形14住
28 天引向原110住	67 天引向原12住
29 黒熊 KK 5-47住	74 黒熊 KK 5-2住
30・69・73 天引向原55住	75 黒熊 KK 5-40住
31 白倉下原C1墓	76 天引向原53住
32 白倉下原C32住	77 天引向原151住

註

- V-3段階の新規やこれに後続する一群は、明らかに小型器台や東海西部系の高杯、吉ヶ谷式などの外來系土器を伴っており、齊一性のある古墳時代の土器群に変容する過渡的段階に相当する。この時期は、外來系土器との接触の度合いによって、多様な型式が存在する。そのなかで、博式の伝統を頗るに遵守するものについてはV期のなかに含めて型式組列の最新版間に位置づけた。また影響を受けて器形や文様を替えたもの、外來系土器との融合、外來系土器による博式の模倣など、種類を示す例については、博式組列上に位置づけるのは困難で、實際の時間軸のなかでは最新のものと共存あるいはそれより遅る可能性からもあらう。博式から古墳時代土器への変遷過程は、地域単位はもちろん、集落単位でもほっせつて一樣ではないと予想されるところから、上記のような要因によって現出した土器を全て「過渡期」とい

佐久後期V期に相当すると考える。



図5 福島鹿嶋下遺跡5号住居跡出土土器

また、福島鹿嶋下遺跡5号住からは、覆土共伴という条件つきながら、VI期とした壺と廻間II式並行と思われる受け口壺が出土している[図5]。このことを積極的に評価すれば、多少の時間幅を見込んだとして、V-3期新段階～VI期の間に廻間II式期が並行する時期があるとみてよいだろう。なお、吉ヶ谷式の編年対比については、繩文施文系土器の分析とあわせて、今後の検討課題とした。

本稿は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成18年度職員自主研究助成金交付を受けた「群馬県弥生土器編年」の成果の一端である。

う兼用時間帯に括して押しこめるではなく、むしろ共存する時間帯を広く想定したうえで、複数的な型式組列上への新たな位置づけを試みる必要がある。

引用文献

- 鈴木克巳・若狭徹 1988 「博式土器編年」『信濃』40(9): 28-51
 大木順一郎 1997 「第5章第2節弥生時代の遺構と遺物」『南蛇井幡光寺遺跡V』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.680-726
 大木順一郎 2007 「岩鼻式と博式土器」『塙玉の弥生時代』p.291-308
 小山岳夫 1999 「佐久地方の弥生土器」『99シンボジウム長野県の弥生土器編年』p.47-57
 佐藤明人 1988 「博式土器の様式流移と地域色」『群馬の考古学』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.229-248
 外山和夫 1982 「群馬県吉井町祝禱の先史土器」『信濃』34(4): 58-65
 若島和夫 1994 「IV・2弥生時代の遺物」『白倉下原・天引向原遺跡III』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.120-125
 三宅敬宣・相川健史 1982 「博式土器の分類—榛名山東南麓を中心とした」『第3回東三県シンボジウム弥生・終末期の土器 西四世紀の土器』p.9-23
 若狭徹 1996 「第10部編年編 群馬県地域」『YAY!』 p.223-234

転載文献

- 梅澤重昭 1966 「竪遺跡」群馬県立博物館
 斎藤実 1997 「長根安坪遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 坂井隆ほか 1996 「天引部崎遺跡II」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 調訪晶 1998 「田蘇原遺跡・福島胸形道路・福島鹿嶋下遺跡・福島森遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 若島和夫 1994 「白倉下原・天引向原遺跡III」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 芒木由行 1983 「黒熊遺跡群発掘調査報告書(3)回版編」吉井町教育委員会
 若島浩 2003 「長根遺跡群発掘調査報告書VI」吉井町教育委員会
 若島浩 2004 「長根遺跡群発掘調査報告書VII」吉井町教育委員会
 若島浩 2005 「長根遺跡群発掘調査報告書IX」吉井町教育委員会

群馬県出土の二重口縁壺

新 山 保 和

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 1. はじめに
- 2. 問題の視座

- 3. 事例分析
- 4. まとめと展望

— 要 旨 —

古墳祭祀を考える上で重要な遺物に、二重口縁壺が挙げられる。二重口縁壺は、弥生時代後期においては、他の壺や壺、高环などと同様に扱われており、特殊な存在ではない。しかし、その後の展開を見ると、二重口縁壺は桜井茶臼山古墳、東殿塚古墳、三国の鼻古墳、青塚古墳などに見られるように、埴輪と同様な役割を果たすようになる。これは全国的な傾向と言える。昨今の研究では、囲縁という要素に注目し、二重口縁壺を埴輪祭式の中に組み込む傾向にある。畿内に出自を持つ二重口縁壺は、前期古墳に囲繞され、埴輪と同様な役割を果たしている。この点を重視すると、墳丘における二重口縁壺の囲縁に古墳出現の画期を見いだすことができる。では、どの段階から二重口縁壺は他の供獻土器から逸脱し、埴輪と同じ役割を果たすのだろうか。本稿では、まず最初に混乱している二重口縁壺と壺形埴輪の概念について整理し、筆者の立場を明らかにする。その後、群馬県における墳墓出土の二重口縁壺を集め、系統ごとに分類を行った。その結果、二重口縁壺には畿内系、伊勢型、パレス壺系の3系統が存在し、それぞれが影響し合いながら系統内に複数の類型を内包していることを明らかにした。また、二重口縁壺と壺形埴輪の境界条件は胎土にあり、胎土が共伴する土師器と同じものは二重口縁壺であり、埴輪質のものは壺形埴輪と呼ぶべきことを提案した。

キーワード

対象時代 古墳時代

対象地域 群馬県

研究対象 二重口縁壺

1.はじめに

古墳の出現について考えるとき、墳墓から出土する土器群は、古墳の成立を考える重要な手掛かりとなる。墳墓から出土する土器群は、その用途が祭祀に限定されたものであり、そこには古墳成立期の葬送概念の一端が垣間見える。弥生時代から古墳時代に移行する時期は、墳墓祭祀に用いられた土器群の様相に地域性や器種の多様性がうかがえる。その様相を整理・分類することで古墳成立期の解明の糸口が見つかると考えられる。墳墓祭祀に用いられる土器の中で、近年最も研究が活発的に行われている対象が壺形土器、二重口縁壺である。関東における二重口縁壺の研究は、大きくわけて「開統配列」などの出土位置に注目する研究（塙谷1983、古屋1998）と、形態変化や系統についての研究（利根川1993・1994、比田井1995、君島2000）に大別できる。本稿では、群馬県出土における墳墓出土の二重口縁壺を対象として、二重口縁壺から埴輪への変遷について考えていく。

2.問題の所在

二重口縁壺を検討するにあたり、2つの点が問題点とあがってくる。一つは二重口縁壺と壺形埴輪の境界と、もう一つは何を持って二重口縁壺と呼ぶかという名称の概念規定についてである。前者は、この境界を設定することで、土器祭式から埴輪祭式に変わる画期を見いだせることから、古墳成立期の意識変革を理解できる。後者は、二重口縁壺の分類基準と関連し、そこから派生する系統論に関わる問題を内在している。これらの問題点について、筆者の見解を述べた後、群馬県出土の二重口縁壺を集成・分類し、具体的な事例を挙げて検討を加えていきたい。

2-1 二重口縁壺と壺形埴輪の関係

二重口縁壺の研究を整理すると、古式土器と埴輪祭式の2つの側面からのアプローチが行われている。このアプローチの違いにより、古墳出土の二重口縁壺を位置付けるにあたり、それが二重口縁壺なのか、壺形埴輪なのか研究者の判断が分かれるところである¹⁾。大まかな方向性として、底部穿孔など本来の機能を消失する中で、今まで土器の中に位置付ける見解（古式土器）と、規格性と開統配列を根拠に埴輪の中に位置付ける見解（埴輪祭式）に分けられる。筆者はかねてから土器祭祀から埴輪祭祀に転換するプロセスに興味があり、弥生時代からの伝統的な土器祭祀が古墳における埴輪祭祀に転換・統合される過程を解明することで、古墳成立を考える重要な手がかりを得られると考えているので、今回は両者の境界を明確にする目的で分類を行う。

二重口縁壺と壺形埴輪の違いを土器の立場から見てみると、二重口縁壺は集落から出土するが、埴輪は転用

目的以外では集落から出土しない。この点が最も両者の異なる点である。前提条件として、古墳から出土する二重口縁壺を埴輪と識別するには、集落から出土する二重口縁壺との境界条件を把握する必要がある。底部穿孔もその条件の一つであるが、すべての二重口縁壺に底部穿孔が施されないことや、二重口縁壺以外の器種にも底部穿孔が施されることなどから、十分条件であり必要条件にはなりえない。では、何が境界条件となろうか。筆者は、胎土を重視する必要があると考えている。簡潔に述べるならば、二重口縁壺と共存する土器と類似する場合は土器、埴輪に近い胎土や色調の場合は埴輪と識別すべきと考えている。

次に、二重口縁壺が出土している墳墓の事例を挙げて検討していく〔図1〕。同一遺跡から土師質と埴輪質の二重口縁壺が出土している事例としては、下郷遺跡SZ01・SZ42が挙げられる。

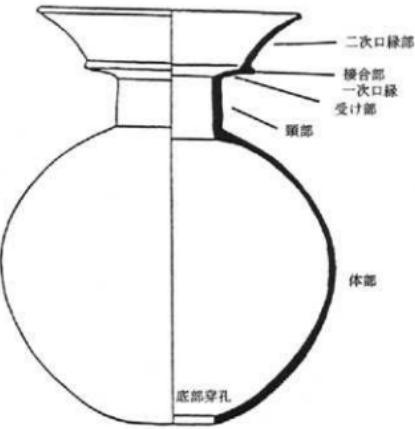


図1 部位の名称

下郷遺跡SZ01出土の二重口縁壺を見みると、2種類のタイプが出土している〔図2〕。報告書に掲載されている8点の二重口縁壺を見ると、図2-1～7の壺は器高に対して口縁部高が低く、受け部が水平方向に突出して平坦面を形成する。図2-8の壺は、頭部が緩やかに外反し、受け部に平坦面を形成しない。口縁部と体部が1:2の比率を呈し、頭部に閉塞感は感じられない。この8点の二重口縁壺のうち、1点〔図2-8〕のみ調整と器形が異なり、胎土が埴輪質であることが指摘されている。土師質と埴輪質の二重口縁壺の相違点をみると、7点の土師質二重口縁壺の底部が焼成後穿孔〔図2-1～7〕であるのに対して、埴輪質の二重口縁壺1点のみ焼成前穿孔である。外面調整を見ると、土師質の二重口縁壺が

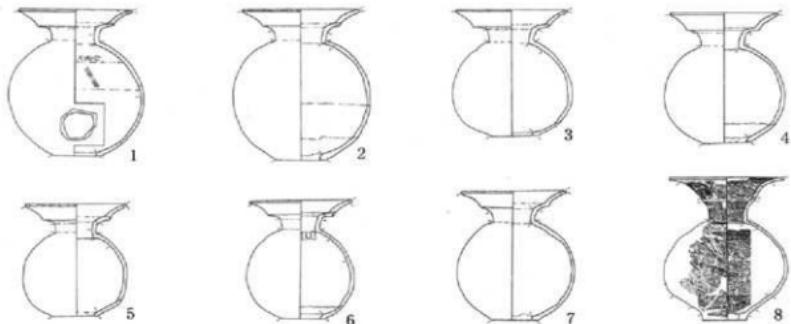


図2 下郷遺跡 SZ01 (S=1/10)

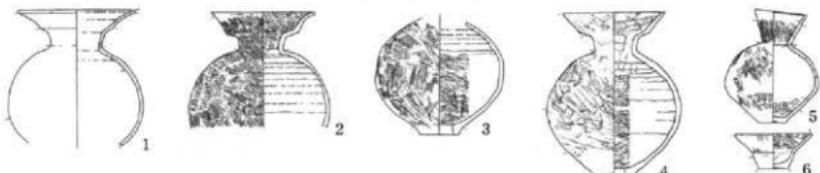


図3 下郷遺跡 SZ42 (S=1/10)

ヘラミガキ調整を施すのに対して、埴輪質の二重口縁壺のみがハケ調整を施す。他の共伴土器を見てみると、ハケ調整を施す壺が他に3点あり、そのうち2点の胎土が埴輪質を呈している。胎土で二重口縁壺と壺形埴輪に分類する筆者の立場から見ると、図2-8のみが壺形埴輪となり、他の土師質の壺は二重口縁壺となる。これは、埴輪質の二重口縁壺のみが焼成前底部穿孔である点からも、儀器化への意識の現れと見られる。また、図2-1-8には胴下半部に焼成後の打ち欠き行為が施されており、前代的な様相もうかがえる。二重口縁壺の出土状況を見ると、周溝の西コーナー付近・中央部付近・東コーナー付近からまとまって出土している。單口縁壺も、他の二重口縁壺と同様な出土状況であることから、單口縁壺も含む埴丘の回繞行為があったものと考えられる。このことから、下郷遺跡SZ01は二重口縁壺を中心とした埴頂部回繞が行われていたと考えられ、二重口縁壺から壺形埴輪に変わる過渡期に位置付けられる。

次に、下郷遺跡SZ42出土遺物を見ると、二重口縁壺8[図3-1~4]・單口縁壺1[図3-5]・増2[図3-6]点が出土している〔表1〕。出土遺物を概観すると、埴輪質の底部穿孔壺が主体を占める中で、図3-1の二重口縁壺のみが土師質を呈している。外面調整を見てみると、図3-1はミガキ調整を施すのに対して、他の土器は荒いハケ調整を施している。調整の相違は器種に関

係なく共通しており、土師質の土器から埴輪質の土器への過渡的様相がうかがえる。SZ01の段階ではまだ土師質の土器が主流であったが、SZ42の段階になると、埴輪質の土器が主流になっており、土器の器種ではなく、胎土から埴輪化に向かっている傾向が指摘できる。

また、同一遺構内において、土師質と埴輪質の土器が共存する事例としては、堀之内CK-2号墳が挙げられる。CK-2号墳からは埴輪質の二重口縁壺[図7-25~30]が出土している。この二重口縁壺と同様に埴輪質の土器は、すべて赤色塗彩が施されている。それ以外の赤色塗彩を受けていない土器は、一般集落の住居跡から出土する土器と同じ胎土であり、土師質と埴輪質の使い分けが行われている。このように、土師質と埴輪質を明確に使い分けている状況から、胎土を境界条件として設定することは妥当と考えられる。

以上のように、筆者は胎土や調整などが集落出土資料と同じものは壺形土器、胎土が埴輪化したものと壺形埴輪と定義する。

2-2 二重口縁壺の用語

本稿で取り上げる「二重口縁壺」の名称を見てみると、報告書や研究者により名称の混乱が見られる⁷⁾。この混乱は、「二重口縁」の用語が最初に用いられた論考(伊達・森1966:p.197)で明確な用語の定義がなされておらず、

桜井茶臼山古墳出土の二重口縁壺を便宜上「茶臼山式壺」と呼び、土器型式の中に位置付けようとした結果、二重口縁壺の定義が曖昧なまま漠然とした概念が定着していったことが説き見られる。これにより、二重口縁壺の対象範囲が各研究者により異なる状況が生じたと考えられる。そこで、先学の研究を踏まえた上で、筆者の立場を明らかにしたい。

「二重口縁」の名称は、口縁形態を表現する用語であり、この特徴を持つ壺の総称が二重口縁壺である。二重口縁壺の分類基準(寺澤1986、比田井1995、野々口1996、君島2000)を見ると、一次口縁、二次口縁、頸部などの組合せで分類している[図4]。そして、頸部形態が系統を表現し、接合部の形態が時間的変遷を示すことが指摘されている(利根川1993・1994、比田井1995)。このことから、最も重視する点は頸部と接合部であることが分かる。二重口縁壺の典型例である桜井茶臼山古墳出土例を見ると、口縁部と受け部の境にある接合部に「段」が存在する。この「段」の存在が、二重口縁壺の特徴と言える¹¹⁾。この特徴を基準とすると、二重口縁壺の分類基準については接合部に「段」を持つものと定義できる。この定義から、本稿で対象とする二重口縁壺は、口縁部下端に「段」や「棱」を持ち、2段にわたって上方に外反して立ち上がる口縁を持つ壺を対象とする¹²⁾。



図4 口縁部の形態分類(野々口1996)

2-3 系統について

二重口縁壺の口縁形態を見ると、多くのバリエーションが存在する¹³⁾。これらのバリエーションについては、各研究者とも系統差を反映すると認識している。

利根川章彦氏(利根川1993・1994)は、全国の二重口縁壺を対象とし、口縁部の接合手法や口唇部成形手法の観点から二重口縁壺には畿内系・東海西部系・北陸系・北部九州系など多数の系統に分かれる点を指摘する。また、比田井克仁氏(比田井1995)は、集落出土の二重口縁壺も踏まえて、畿内から関東に至る各地域における二重口縁壺の時間軸・空間軸を整理し、頸部の形態から「畿内系」と「伊勢湾系」の2系統に大別する。古屋紀之氏(古屋1998)は、利根川氏の研究成果を踏まえて、東海西部系と北陸系の二重口縁壺は畿内を起源に持つ点を重視し、両者とも畿内系二重口縁壺東海型・北陸型と位置付けている。君島氏は、口縁部の形態とそれに付随する

文様に着目し、二重口縁壺を加飾の有無で2大別し、文様の種類により加飾二重口縁壺を3つに細分する(櫛状波状文系・パレス壺系・伊勢型)¹⁴⁾。そして、從来東海系と一括されてきた系統をパレス壺系と伊勢型二重口縁壺とに細分し(君島2002:p.56)、二重口縁壺の系統を(1)加飾垂下口縁壺、(2)パレス壺系二重口縁壺、(3)伊勢型二重口縁壺、(4)畿内系二重口縁壺の4つに大別する。

以上をまとめると、細かい地域性は見られるが、二重口縁壺の系統は「畿内系」「伊勢型」「パレス壺系」の3つに大別することができる。以下、この3大別を踏襲し、筆者の立場を明らかにしたい。

3. 事例分析

群馬県における墳墓出土の二重口縁壺は、管見に触れる限り、二重口縁壺を出土する墳墓・古墳は、38遺跡を数える〔表1・2〕¹⁵⁾。出土した遺跡を見てみると、周溝墓が57基、盛土が確認された古墳が7基を数える。周溝墓が圧倒的に多く、二重口縁壺は基本的には周溝墓に伴う土器と言える。

次に、分類ごとの基準を明確にして、具体的な事例を述べながら検討を加えていきたい。なお、時期については若狭・深澤(若狭・深澤2005)編年に従い、古墳時代前期を古・中・新の3段階で呼ぶこととする。

- (1) 猥内系二重口縁壺
- (2) 伊勢型二重口縁壺
- (3) パレス壺系二重口縁壺

(1) 猥内系二重口縁壺 [図5・6]

すでに先学で述べられているように、畿内系には2系統のものが含まれている(利根川1993、野々口1996)。短く外反した頸部に外反する二次口縁がつくタイプと頸部が直立てて受け部となる一次口縁を作り出して、さらに大きく外反する二次口縁がつくタイプである。前者は畿内第V様式からの系統で、後者は「茶臼山型壺」と呼ばれる系統である。「茶臼山型」の典型例である桜井茶臼山古墳出土の二重口縁壺(君島2005)を見ると、一次口縁の接合手法に相違が見られるが、頸部はすべて直立する。前者の特徴は短く外反する頸部にあり、後者の特徴は頸部の直立する点にあるので、この2つの特徴を基準として畿内系と総称する。元々2系統を内在した分類統称であるので、畿内系に含まれる二重口縁壺には多様性がうかがえる。時期差や模倣の段階差も含まれているが、今回は形態に注目して分類を行うこととする。

管見に触れる限り、群馬県における墳墓出土の畿内系二重口縁壺は、24遺跡34遺構から出土している。その中で、伊勢型と共に伴う遺構が4遺跡挙げられる。畿内系に分類される二重口縁壺を見てみると、形態的特徴から以下の4つの分けられる。

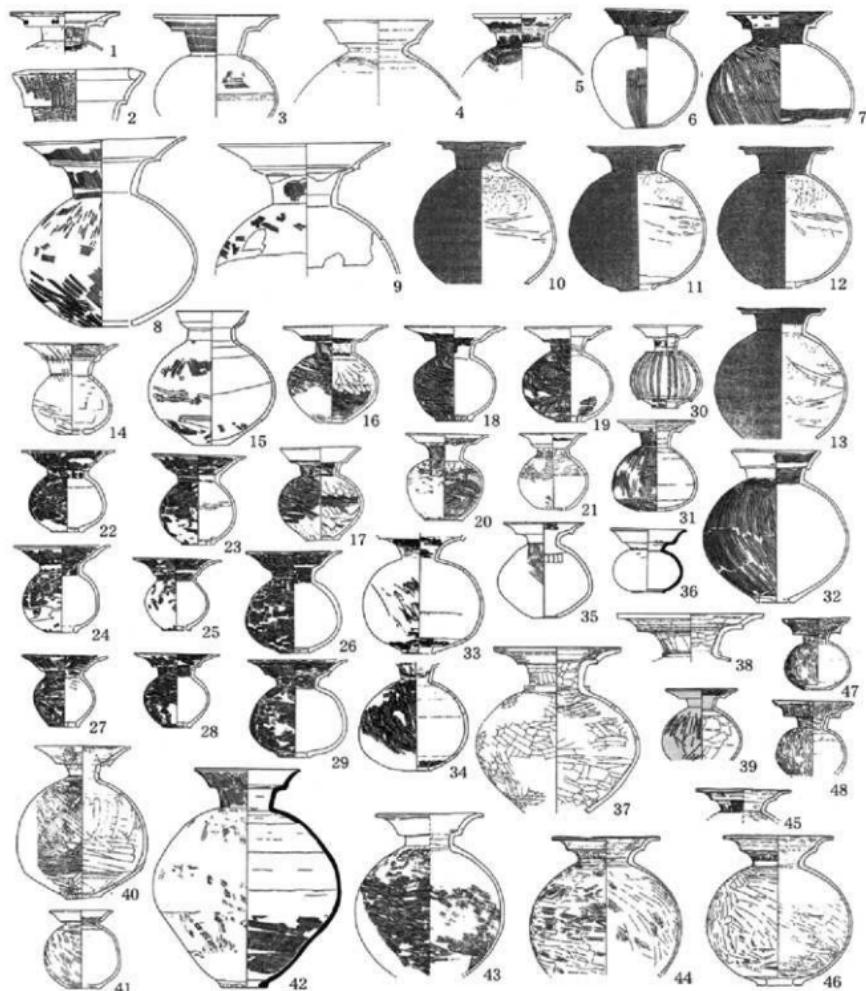


図5 織内系二重口縁壺の類例(1) (S=1/10)

(1. 鈴の宮1号 2・3. 元島名2号 4. 下佐野A区2号 6. 倉賀野万福寺1号 7. 倉賀野万福寺4号 8. 上戸塚正上寺1号
9. 上戸塚正上寺2号 10~13. 阿・権現堂2号 14. 荒砥上久保3号 15. 二之坂7号 16~20. 堤東2号 21. 東原B1号
22~29. 東原B2号 30~31. 公田東1号 32. 荒紙宮田1号 33~34. 前橋天神山 35. 伊・東流团地19~8号 36. 今井南原
37~38. 小谷場2号 39. 磯之宮1号 40. 繩田2号 41. 桧花3号 42. 舞台2号 43. 舞台4号 44~46. 舞台10号)

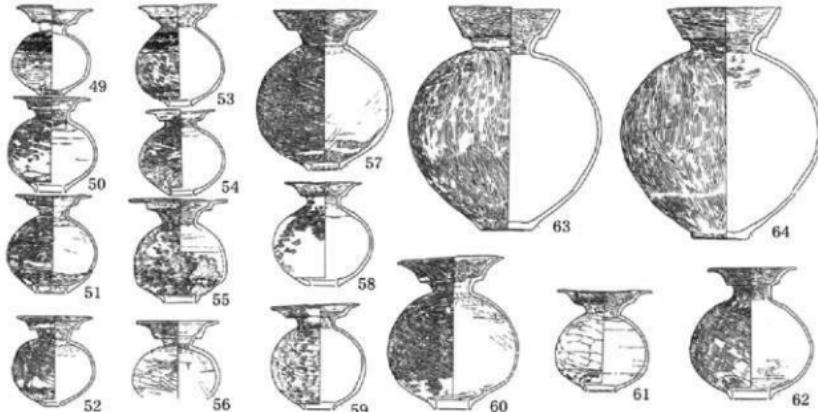


図6 蔵内系二重口縁壺の類例2) (S=1/10) 49~64.舞台遺跡9号

- (a)体部の最大径に対して口縁径が狭く低いもの
 (b)口縁径が体部最大径と同じか、やや小さいもの
 (c)二次口縁幅の狭いもの
 (d)頸部が短く外反し、受け部に平坦面を持たないもの
 (a)タイプには、下佐野I-D区2号周溝墓[図5-5]、倉賀野万福寺1号周溝墓[図5-6]、倉賀野万福寺4号周溝墓[図5-7]、荒砥宮田1号周溝墓[図5-32]、御正作3号周溝墓[図4-2]、小谷場古墳群2号周溝墓[図5-37・38]、細田2号周溝墓[図5-40]、舞台2号周溝墓[図5-43]、舞台9号周溝墓[図6-63・64]などが挙げられる。頸部は直立して受け部に狭い平坦面を形成する。体部高に対して、口縁部高が1/3から1/4の高さを測る。最も一般的な蔵内系と考えられる。図5-6・42は肩部が張るタイプで焼成後底部穿孔が施されている。それ以外の底部穿孔は、焼成前に施されている。基本的には少數出土であり、本タイプの二重口縁壺の回続傾向は見られない。
- (b)タイプには、下郷SZ01周溝墓[図2-1~7]、元島名2号周溝墓[図5-3]、荒砥上久保3号周溝墓[図5-14]、堤東2号周溝墓[図5-16~20]、東原B2号周溝墓[図5-22~29]、公田東1号周溝墓[図5-30・31]、今井南原周溝墓[図5-36]、星敷内B遺跡周溝墓[図5-39]、舞台10号周溝墓[図5-47・48]、舞台9号周溝墓[図6-49~56・58・59・61]が挙げられる。受け部に平坦面を持つタイプ(下郷SZ01・堤東2号周溝墓など)と、受け部に平坦面を持たないタイプ(荒砥上久保3号・東原B2号周溝墓など)に分けられる。焼成後底部穿孔は図5-35のみであり、他はすべて焼成前底部穿孔である。このタイプは複数出土の遺構が多く、回

続傾向にあると言える。

(c)タイプには、阿曾岡・権現堂2号周溝墓出土の二重口縁壺[図5-10~13]が挙げられる。頸部の形状から蔵内系に含めたが、かなりイレギュラーなタイプである。口唇部をつまみ上げる広口壺から派生したものと見られる。壺之内CK-2号壺から同じタイプの壺形埴輪が出土しており、埴輪に継続する二重口縁壺と言える。

(d)タイプには、下佐野I-A区4号周溝墓[図5-4]、舞台4号周溝墓[図5-44~46]、椿花3号周溝墓[図5-41]が挙げられる。このタイプは、第V様式から派生した系統の二重口縁壺で、受け部に平坦面を持たないものをさす。出土数も少なく回続するものはない。図5-4は、あまり埴輪に伴う二重口縁壺としては一般的ではない。

「蔵内系」の特徴は、その多様性にある。元々内在する2つの系統を同じ系列で扱ったことが要因であるが、形態差も大きく複雑な様相を呈している。本稿では同じ蔵内系に含めたが、再整理の必要性を感じている。特に、(c)・(d)タイプは「蔵内系」とは分ける必要があるが、出土個体数が少ないので、「蔵内系」の中の類型として扱った。「蔵内系」の出現時期を見ると、今のところ積極的に前期古段階まで遡る要素が見当たらないので、中段階から波及・発展し、新段階まで続くと見ている。

(2) 伊勢型二重口縁壺 [図7]

「伊勢型」の名称は、田口一郎氏によって命名された用語である(田口1981)。田口氏は、元島名将軍塚古墳出土の二重口縁壺を分析し、「二重に外反し、口唇部、段部外面に面を持ち、上下につまみ出す」特徴の口縁形態を持

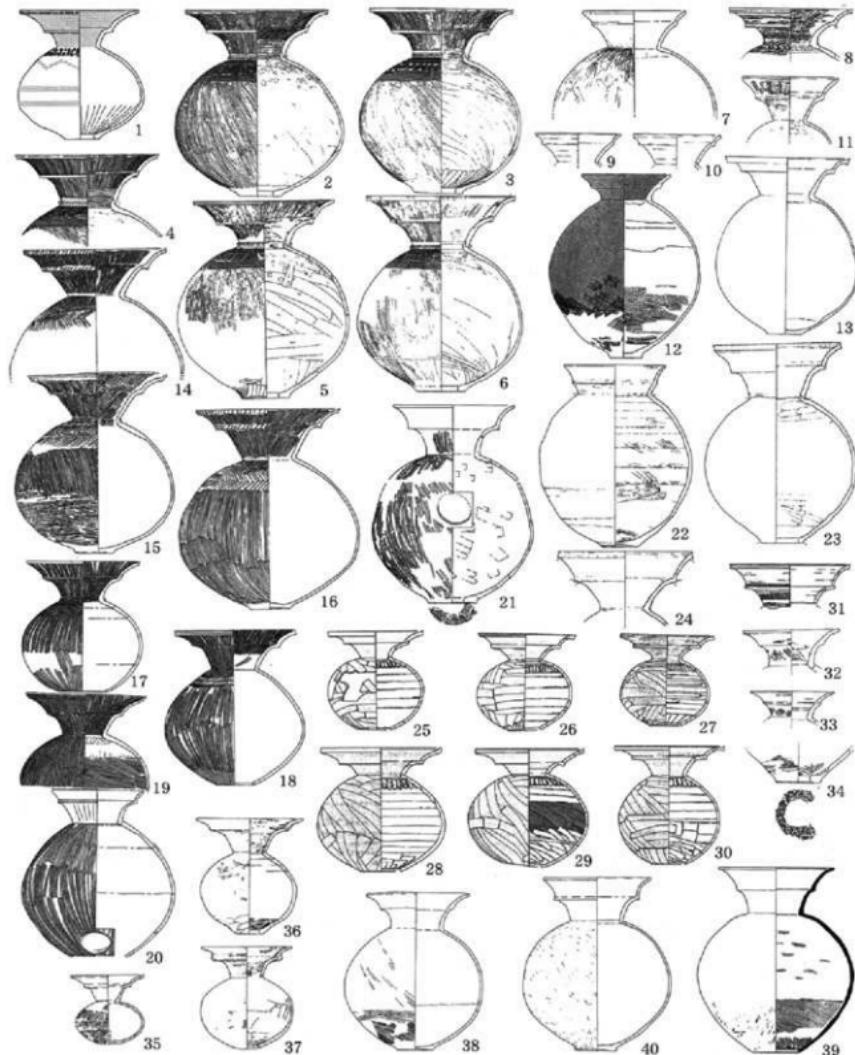


図7 伊勢型二重口縁壺の類例 (S=1/10)

(1. 元島名2号 2~6. 元島名将軍塚 7. 下佐野A区4号 8. 下佐野A区8号 9~11. 下佐野A区1号 12. 下佐野C区5号
13. 下佐野D区2号 14~16. 下佐野寺前3号 17~20. 倉賀野万福寺1号 21. 倉賀野万福寺9号 22. 下郷SZ32 24. 下郷SZ46
25~31. 桐之内CK-2号 32~34. 北山茶臼山西古墳 35. 阿曾岡・椎現堂1号 36~37. 屋敷内B 38. 椿花3号 39. 御正作1号
40. 中高瀬觀音山)

表1 二重口縁壺集成表(1)

古墳名	所在地	墳形	二重口縁壺			壺		甕	鉢 蓋・碗 环	高 环	器 台
			畿内型	伊勢型	パレス	壺	小 型				
行幸田山A区1号	渋川市	方形周溝墓			2	1	9	1	2		2
鈴ノ宮1号	高崎市	方形周溝墓	1		1						
元鳥名2号墳	高崎市	前方後方周	2							5	3
元鳥名将軍塚古墳	高崎市	前方後方墳		12			2	7		1	1
貝沢柳町1号	高崎市	方形周溝墓			1	3					
貝沢柳町2号	高崎市	方形周溝墓			1	1	1				
下佐野I-A区4号	高崎市	方形周溝墓	1	2		5		15		1	
下佐野I-A区8号	高崎市	方形周溝墓		1		2	3	2	2		
下佐野I-C区1号	高崎市	方形周溝墓		1			1				
下佐野I-C区5号	高崎市	方形周溝墓		1		3	2	2			
下佐野I-D区2号	高崎市	方形周溝墓	1	1		1	1	2			
下佐野寺前地区3号	高崎市	方形周溝墓		3							
下佐野I-A区1号	高崎市	前方後円墳		3		8	2	10		1	
倉賀野万福寺1号	高崎市	方形周溝墓	1	4		5	5	2		2	3
倉賀野万福寺4号	高崎市	方形周溝墓	1								
倉賀野万福寺14号	高崎市	方形周溝墓	1					1	2		1
倉賀野万福寺9号	高崎市	方形周溝墓		1		1					
柴崎蟹澤古墳	高崎市	円墳		1				5	1		
下郷SZ201	玉村町	方形周溝墓	8			3	1	1			
下郷SZ28	玉村町	方形周溝墓		1		1					
下郷SZ32	玉村町	方形周溝墓		1		1					
下郷SZ42	玉村町	方形周溝墓	7			2	2			1	
下郷SZ46	玉村町	方形周溝墓		4		4		1			
箱石浅間古墳	玉村町	方墳			14						
堀之内CK-2号	藤岡市	前方後方周			10	10	3	1		3	1
堀之内DK-4号	藤岡市	前方後方周	5			11	2				
上戸塚正上寺4区1号	藤岡市	周溝墓	1					1			2
上戸塚正上寺4区2号	藤岡市	周溝墓	1								
北山茶臼山西古墳	富岡市	前方後方墳			11	2	1			2	
北山茶臼山古墳	富岡市	前方後円墳		5							
阿曾岡・椎現堂1号	富岡市	前方後円周		1		1	3	7	4		
阿曾岡・椎現堂2号	富岡市	前方後方周	4						2		2
荒砥上久保3号	前橋市	方形周溝墓	3						1		
荒砥島原A区1号	前橋市	方形周溝墓			1	7		4			
荒砥二之堀7号	前橋市	方形周溝墓	1			3	1	1			
荒砥二之堀9号	前橋市	方形周溝墓			1	1		2			
堤東2号	前橋市	前方後方周	12			3	2	18	1	6	6
荒砥北原1号	前橋市	方形周溝墓			9	1			2	1	3
東原B1号	前橋市	方形周溝墓	1					6	1		3
東原B2号	前橋市	方形周溝墓	9				2	12	4	3	4
公田東1号	前橋市	前方後方周	7			3	4	1	7	2	4
西善尺司3号	前橋市	方形周溝墓			1	3			1		
荒砥宮田1号	前橋市	方形周溝墓	1			2	2				
朝倉2号墳	前橋市	円墳		2		4	3				

表2 二重口縁壺集成表(2)

古墳名	所在地	墳形	二重口縁壺			壺		甕	鉢・碗 蓋・环	高 坏	器 台
			戦内型	伊勢型	パレス	壺	小 型				
前橋天神山古墳	前橋市	前方後円墳	2			3	1				
伊・東流通団地19-8号	伊勢崎市	方形周溝墓	2		1	2	1				
今井南原古墳	伊勢崎市	方形周溝墓	1			2					
三ツ木遺跡1号	伊勢崎市	方形周溝墓			1	2	2	1	1	1	
波志江中野面A区14号	伊勢崎市	方形周溝墓				4		5	1		
舞台遺跡1号	伊勢崎市	前方後円周		1	9	3	5		1		
舞台遺跡2号	伊勢崎市	方形周溝墓	2			6	1	2			
舞台遺跡4号	伊勢崎市	方形周溝墓	5			1	8	5		2	1
舞台遺跡6号	伊勢崎市	方形周溝墓	1			3	3	10		6	2
舞台遺跡9号	伊勢崎市	前方後円周	19			3	3	6	1	1	4
舞台遺跡10号	伊勢崎市	方形周溝墓	2			6	4	3		2	2
小谷場古墳群2号	太田市	方形周溝墓	2				1				
星敷内B遺跡	太田市	前方後方周		5		2	1	2		1	
堀之内宮遺跡1号	太田市	方形周溝墓	1								
細田遺跡2号	太田市	方形周溝墓	2			1	1				1
槍花遺跡3号	太田市	方形周溝墓	1	1		1	1	1	2		
御正作遺跡1号	大泉町	方形周溝墓		1		9	2	6	3	5	2
御正作遺跡3号	大泉町	方形周溝墓	1		1	1				3	4

墳形…前方後円周=前方後円形周溝墓、前方後方周=前方後方方形周溝墓

つ二重口縁壺を「伊勢型二重口縁壺」(田口1981:p.86)と定義した。伊勢型の系譜は、田口氏は伊勢地方の弥生後期末の單口縁広口壺に求めている(田口1981:p.87)。比田井氏は、畿内の二重口縁が伊勢で分化・発生したものと見ている(比田井1995:p.98)。新名強氏は、河内地方の二重口縁壺と伊勢湾岸の櫛描文様が結びついで伊勢型二重口縁壺が誕生したと見ている(新名2000:p.125)。その系統については、伊勢地方に求める見解が最も強いと見られる¹⁰⁾。

伊勢型二重口縁壺の定義は、田口氏の見解を踏襲する。田口氏の定義は伊勢型二重口縁壺の典型例を述べているので、本稿では頭部の形状を優先し、深部が頭部が逆「ハ」字状に開くものをさすこととする。

伊勢型二重口縁壺の編年について田口氏は、肩部・口縁端部文様の無文化、胴部ヘラミガキの粗雑化、口縁端部及び段部端部の面取りの退化、口縁下部の長大化、長胴化などを指標に挙げてIV期に区分する。I・II期が前期古段階、III期が前期中段階、IV期が前期新段階に対応すると考えられる。田口氏に賛同する立場であるが、受け部の省略化と口縁径と体部最大径の同一化傾向を加味して考え合わせると、IV期の部分で若干の相違点が出てくる。III期までは一系統と見られるが、IV期になるとa~cの3つの系統に分かれると考えられる。

a系統は、田口氏が提唱する伊勢型二重口縁壺の典型例の系統で、下郷SZ32・46〔図7-23・24〕が挙げられ

る。この系統は田口氏のIV期に相当し、前期新段階に位置付けられる。下佐野寺前6号墳からは同じ系統の壺形埴輪が出土しており、埴輪に継続する系統である。

b系統は、口縁系と体部最大径がほぼ同じ大きさになるタイプで、阿曾岡・櫻現堂1号周溝墓〔図7-35〕、星敷内B周溝墓〔図7-36・37〕が挙げられる。図7-35は、五頭遺跡から同じ形態の二重口縁壺が出土している。前期中段階に位置付けられ、III期に遡る可能性もある。図7-36・37は受け部の省略化が進んでおり、図7-35より後続する。前期新段階に位置付けられる。堀之内CK-2号周溝墓〔図7-25~30〕出土の壺形埴輪は、頭部が短いが口縁径と胴部最大径がほぼ同じ点を重視すると、この系統が埴輪化したものと見られる。

c系統は、一次口縁が擬口縁を呈することなく、稜で表現されている形態である。このタイプを仮に貼付類型と呼称すると、下郷SZ28出土の二重口縁壺〔図7-22〕がその指標として挙げられる。貼付類型は、下佐野C-5号周溝墓〔図7-12〕、槍花3号周溝墓〔図7-38〕、御正作1号周溝墓〔図7-39〕が挙げられる。貼付類型は、頭部の長短でさらに2つに細分が可能である。北山茶臼山西古墳〔図7-32~34〕出土壺形埴輪は、長頭タイプ〔図7-38・39〕が埴輪化したものと見られる。短頭タイプ〔図7-12・22〕は、長調化が進んでおり、単数出土である。このタイプは埴輪化志向が見られない。

「伊勢型」は、14遺跡23構造から出土している。特に、

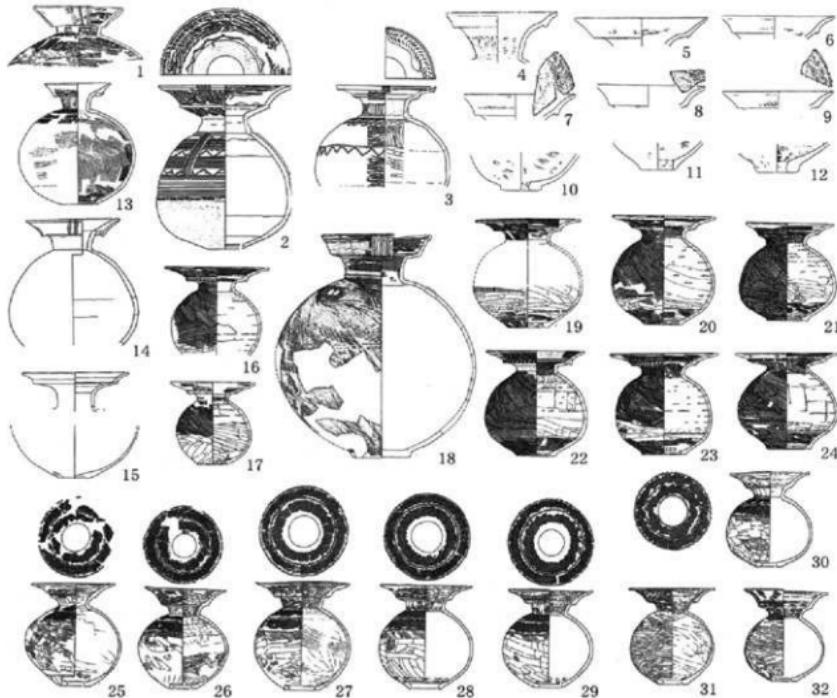


図8 パレス壺系二重口縁壺の類例 (S=1/10)

- (1. 行幸山1号 2. 貝沢柳町1号 3. 貝沢柳町2号 4~12. 箱石浅間 13. 荒砥北原1号 14. 二之坂9号
15. 西善尺司3号 16~24. 荒砥北原1号 25~32. 舞台1号)

井戸川流域の墳墓から多く出土している。出現時期を見てみると、I・II期の前期古段階でのプロトタイプの様相に明瞭さを欠くが、III期の前期中段階で典型的な形態が確立し、III期以降は安定した存在感を見せる。その後、継続して壺形埴輪に展開する系統と言える。「伊勢型」と類似する二重口縁壺が伊勢湾地域から多数出土しており、本地域との関係が指摘されている。故地をどこに求めるかについてはさらに詳細な検討が必要であるが、出土墳墓数や出土数から見て、群馬地域と最も関連のある地域は伊勢湾地域と言える¹¹⁾。

(3) パレス壺系二重口縁壺 [図8]

パレススタイル壺の中で、口縁部が二重口縁壺を持つものをさす。浅井氏の分類(浅井1987)では「Form III」、田口氏の分類(田口1987)ではB形式およびC形式に対

応する。この系統のポイントは加飾にあり、頸部の形態などに固定的な特徴を見いだせない。岩崎氏は、「弘法山古墳出土のパレススタイル壺について、東海的要素と畿内の要素の「接触変容の結果」(岩崎1985:p.29)生み出されたものと理解しており、まさに畿内様相と東海の様相の混合系と言える。君嶋氏は荒砥北原1号墳の事例を挙げ、頸部は無紋化しているが口縁内面に見られるの突線などの施文原理を承継している点を重視し、東海系パレス壺の系統と見ている(君嶋2002)。加飾のない二重口縁壺にも、パレス壺系の要素を見いだした点は卓見と言える。無文を呈していても、パレス壺の伝統的スタイルを保持するものはパレス壺系に含まれると考えられる。では、畿内系や伊勢型に分類された二重口縁壺に加飾を持つものはどう理解すべきであろうか。坂本氏は、元島名将軍塚古墳(伊勢型二重口縁壺)の中にも装飾壺

があると述べている（坂本1992：p.23）。確かに、伊勢型二重口縁壺の胸肩部に平行線・波状紋・刺突による羽状文、頸部から縫に垂下させる浅い彫痕等の文様を施文したり、頸部と胴部の境目に刻み目をいれる突帯を持っており、装飾壺的要素を持つとも言える。しかし、二次口縫のつまみあげや体部のプロポーションなどから、パレス系壺二重口縫壺の系統には含まれない。加飾と口縫部形態とは、元来異なる判断基準であり、同じ土俵で語るべきものではない。これを同じ判断基準で語るところに概念の混乱が生じた要因があると考えられる。パレス壺系は、元々存在した加飾壺の要素に「二重口縫」が融合して誕生した土器であり、その特徴は口縫部ではなく加飾文様にあり、「畿内系」「伊勢型」とは別の基準で分類された土器と言える。本稿では、口縫部形態が「二重口縫」を呈するものだけを対象とする。

パレス壺系を概観すると、3つに大別ができる。

- (1) パレススタイルの加飾文様を保持するもの
- (2) 二次口縫に文様帯を持つもの
- (3) プロポーションは別系統であるが、パレス壺の残像を残すもの

(1)の事例としては、貝沢柳町1・2号周溝墓から出土した二重口縫壺【図8-2・3】が挙げられる。貝沢柳町1号周溝墓からは、二重口縫壺と一緒に棒状浮文を貼付した加飾広口壺が出土しており、胴部は同様な文様構成である。このパレス壺系二重口縫壺は、やや内傾するくの字状を呈している。一次口縫と二次口縫の接合部は、接合に用いた粘土が余って下に突出させるタイプ（利根川分類a-1型、野々口分類B2類に相当）で、二重口縫壺の成形手法を用いている。貝沢柳町2号周溝墓出土の二重口縫壺【図8-3】も、口縫部の加飾や胴部文様構成などもパレス壺の典型と言える。貝沢柳町1・2号周溝墓出土のパレス壺系二重口縫壺は、弘法山古墳と同時期であり、前期古段階に位置付けられる。パレス壺の無文様化と口縫部内面の突帯文の省略化したものが、西善尺司3号周溝墓【図8-15】・荒砥北原1号周溝墓【図8-16～24】に見られる。西善尺司3号周溝墓出土の二重口縫壺は、口縫部内面の突線が明瞭に残る。口縫に伴う底部は焼成前底部穿孔が施され、その後孔を粘土で塞いだ痕跡が残る。荒砥北原1号周溝墓からは8点のパレス系二重口縫壺が出土しているが、そのうち1点【図8-17】の口縫部内面の突線は不明瞭であり、形骸化が進んでいると見られる。頸部の形状を見ると、前者が長く直立するのに対して、後者は短く直立てて口縫径と体部最大径がほぼ同じである。のことから、前者の方が古い様相を呈していると見られるが、両者とも前期中段階に位置付けられる。

(2)の事例としては、行幸田山1号周溝墓【図8-1】・荒砥島原1号周溝墓【図8-13】、二之壁7号周溝墓【図

8-14】、荒砥北原1号周溝墓【図8-18】が挙げられる。前者は口縫部文様帯に棒状浮文がつくタイプであり、典型的なパレス壺の系譜と言える。口縫部の形状は、明瞭な二重口縫を呈していないが、ここではパレス壺系とした。後者【図8-13】は体部最大径と比べて口縫径が極端に狭い点が特徴と言える。口縫部文様帯に波状文やボタン状貼付文を施文する手法は、東海西部系のパレススタイル壺の影響と見られる。頸部の形態を見ると、頸部が直立していることから、庄内系の影響を受けた畿内系とも見えるが、口縫部文様帯の幅が狭い点、頸部が細くて長い点からパレス壺系に分類した。類似した事例として、鈴ノ宮1号周溝墓【図7-1】が挙げられる。鈴ノ宮1号墳の二重口縫壺は、直立する頸部を持ち、口縫部文様帯にボタン状貼付文を持ち頸部が直立する二重口縫壺である。口縫部文様帯を比べると、パレス壺系とも見えるが、口縫部文様帯が広くしっかりしている点、頸部の調整も丁寧な点などから、鈴ノ宮1号周溝墓の事例は庄内系の影響を受けた畿内系二重口縫壺に分類した。荒砥島原1号周溝墓は前期古段階に位置付けられ、その後継続して前期新段階まで出土している。

(3)の事例としては、舞台1号周溝墓【図8-25～30】が挙げられる。舞台1号周溝墓出土の二重口縫壺には、口縫内面に繩文施文が施されている。器種組成は、成度の高い焼成前底部穿孔の二重口縫壺を中心に大小壺・高坏・塙などが出土している。二重口縫壺は、肩部に繩文を施文するもの【図8-25～30】6点と無文のもの【図8-31・32】2点の2種類がある。加飾された二重口縫壺は、肩部に横位二段の繩文帯が施文される。無文の二重口縫壺は、体部にヘラミガキが施される。プロポーションを見ると、口縫内面と肩部の繩文施文を除けば、他の舞台遺跡出土二重口縫壺や東原B2号周溝墓出土の二重口縫壺との類似性が高く、畿内系に分けられる。舞台遺跡内の連続性を考慮すると、1号周溝墓以外の二重口縫壺は大小の差はあるがすべて畿内系であり、1号周溝墓にも同様な器形の共通性が認められるので畿内系の要素がうかがえる。今回は文様施文を重視してパレス壺系に分類したが、再考の余地のある一群と言える。

パレス壺系二重口縫壺は、12遺跡から出土している。出土数を見てみると、荒砥北原1号周溝墓・舞台1号周溝墓以外からは1遺構1点のみの出土であり、回転傾向は認められない。また、胎土が「埴輪化」志向を持つパレス壺系二重口縫壺も出土していないことから、壺形埴輪には展開しないと考えられる。

4.まとめと展望

本稿では、二重口縫壺の概念規定とそれに係わる問題を整理し、群馬県内における墳墓出土の二重口縫壺を集めて、系統を把握する目的で分類を試みた。この系統

を把握することで、二重口縁壺から壺形埴輪への系統変遷を理解できると考えたからである。群馬県内の二重口縁壺は、「畿内系」「伊勢型」「パレス壺系型」の3系統に大別が可能である。それぞれの系統には、2~3の類型が存在し、それそれが「折衷」「模倣」「変容」を繰り返して発展・衰退しており、複雑な様相を呈している。

古墳成立期は、魏倭人伝に記述があるように、前代からの伝統文化の崩壊や活発な地域間交流の影響を受けた大混乱期に当たり、まさにこの混乱した世情を反映した土器が二重口縁壺と言える。二重口縁壺の出土様相を見ると、「パレス壺系」が古墳時代前期古段階から出土しており、最初に登場する。荒砥島原1号周溝墓や貝津柳町1・2号周溝墓などに見られるように、少数出土が中心であり、他の供獻土器と同様な存在である。前期中段階には、「畿内系」「伊勢型」が登場して「折衷」「模倣」「変容」を繰り返しており、試行錯誤の段階と言える。前期新段階には「畿内系」「伊勢型」二重口縁壺に埴輪化の胎動が見られ、「パレス壺系」は淘汰されていく。淘汰の要因は、パレス壺系は大量生産に不向きな要素もあるが、「畿内系」「伊勢型」二重口縁壺とは立脚点が異なる点が考えられる。「畿内系」「伊勢型」の特徴は二段階に開く口縁部形態にあるが、「パレス壺系」の特徴は加飾文様にある。パレス壺系二重口縁壺は、口縁部の形態から二重口縁壺に含めたが、本来はパレス壺の一形態であり、その立脚点は「畿内系」「伊勢型」とは異なっている。このことから、「パレス壺系」のみ壺形埴輪に継続しなかったと考えられる。

二重口縁壺から壺形埴輪への展開は、囲繞や底部穿孔ではなく、胎土から変化していくことを指摘した。胎土の選択は、製作者の成形段階での意志が反映する。他の土器と異なる意識・目的で製作する場面において、胎土を換える必然性が生じたと考えられる。その意志は、下郷SZ01や堀之内CK-2に見られるように器形に反映されることなく、胎土の変換に帰結したと理解した。日常・慣習的に製作していた土器に、他の要素を加えることで質的変化をもたらしたものと考えられる。これが、二重口縁壺の儀器化の出発点と位置付けられる。二重口縁壺の胎土が土師質から埴輪質へ変化する過程は、土器祭祀から埴輪祭祀に転換する画期であり、ここに古墳成立期の祭祀の変換点を見出せる。では、埴輪化の胎動は、どこに起源があるのだろうか。本稿では、分析対象を群馬県に限定したので、隣接地域との関連性について触れることができなかった。今後は全国的な視野に立って二重口縁壺の系統分類を行い、地殻的な連動性を踏まえながら土器祭祀から埴輪祭祀に転換する背景について考えていきたい。また、各系統ごとの時系列や関連性についてはあまり触ることが出来なかった。その結果、分類自体が大変大雜把なものとなってしまった。特に「畿内

系」は混乱した様相を呈してしまい、時期軸や空間軸、成形技法を含めて再整理の必要性を感じている。多くの課題・問題を山積みにしたままの分類結果となってしまった。読者の御叱咤・御批判を仰ぎ、今後の研究の糧としたい。

謝辞

本稿を草するに、長井正欣氏、諸田康成氏には資料集成などに多大な協力を頂きました。文末ながら、記して深甚なる感謝の意を表したい。また、日頃より怠惰な筆者に叱咤激励して下さる多くの人たちに合わせて感謝の意を表したい。(順不同・敬称略)。

巾 隆之・志村 哲・加部二生・島田孝雄・長井正欣・諸田康成・横澤真一・田中 裕・上野恭子・入澤雪絵

註

- 竹中克繁(竹中2004:p.13)は、「壺形埴輪」の定義付けには「壺型」との立場と、「橢圓論」的立場による見解があると述べている。
- 二重口縁壺以外に「複合口縁壺」や「有段口縁壺」、「パレススタイル壺」と呼ばれている。この混亂については、君島氏がすでに指摘している(君島2000:p.5)。
- ここで問題となるのが「段」の認識である。君島氏は「段」だけでなく「縁」も含んでいる。筆者も同意見である。この「段」と「縁」の違いは、時間差と機能の段階差の2つがあると考えられる。
- 野々口氏(野々口1996)のD類、君島氏(君島2002)の加藤垂下口縁壺、吉田氏(古屋1998)の有段口縁壺は、筆者の二重口縁壺の概念には含まれない。
- このバリエーションについて、野々口氏は細部の成形手法に着目してA~D類の4つに大別し、B類のみを3つに细分する。比田井氏は、細部と細部から形態を4つに大別、12に細別する。新名氏・君島氏は基本的に3つに大別する。
- 君島氏は、二重口縁壺を4つに分類する。櫛標波状文系二重口縁壺・パレス系二重口縁壺・伊豆型二重口縁壺・無筋二重口縁壺の4つに分類する(君島2000:p.7~11)。無筋二重口縁壺は、加藤二重口縁壺が癡化したものと理解している。
- この表は、報告書に実測値が掲載されている個体数を数えたものであり、実際に出土した個体数を反映していないものもある。例えば、箱石山古墳・北山茶臼山古墳・朝倉2号墳・前橋天神山古墳・鍊之宮遺跡第1号墳が挙げられる。これらの古墳は、正常な報告書は刊行されていないが、資料集や県史、他の報告書などで一部実測図が公開されているものを数えた。前橋天神山は、二重口縁壺が廻続されていた古墳であるが、二重口縁壺の実測図が2点しか公表されていないので2点と数えた。また、基本的には土師質の二重口縁壺出土遺跡を対象としたが、一部壺形埴輪出土遺跡も含めている。
- 桜井茶臼山古墳出土の二重口縁壺については、君島氏が詳細な検討を行っている。今まであまり知られていない桜井茶臼山古墳出土の二重口縁壺のパラエティの存在を明らかにし、一次口縁部の接合手法からA~E類の5つに大別する。そして、一次口縁部の接合手法と口縁部成形手法などの細部の多様性を「様式」ととらえ、畿内前期古墳出土の二重口縁壺5つの模式を設定した。
- その後、田口氏は、「○二重に外反する口縁部、○口縁下段は擬口縫で、○口縁端部と段部側面は平坦な面を持ち上下につみ出す、○胴部側面は、胴が張る算盤玉状で下部に最大径をもつ平底、○口縁端部と段部側面に利突紋・へき縫、胴側面に平行縫・波状縫・刺突による羽状紋等から縦に垂下させる浅い櫛標紋等の紋様を持つもの」(田口2000:p.99~100)の5つの条件で定義した。
- 伊勢型二重口縁壺の故地については、青木勘時氏から伊勢型壺の故地を畿内とする見解がされている(青木2001)。青木氏は、東殿塚古

墳出土遺物の整理から、岡古墳出土土器は伊勢型二重口縁壺の粗型に位置付けている。筆者は伊勢型二重口縁壺の放地を伊勢地域と考えているが、上毛地域との関係を踏まえて検討する余地があるので、ここではこれ以上触れないこととする。

11) 群馬県出土の伊勢型二重口縁壺は、当初から伊勢地方の二重口縁壺との対応関係が指摘されている。両地域の二重口縁壺を比べると、坂本山6号壺や前田町屋2号壺と倉賀野万福寺1号周溝基や元島名将軍塚古墳と極めて高い親近性が強いことがうかがえる。その一方で、伊勢地域との古墳の対応関係を見ると、各研究により相違がうかがえる。田口氏は群馬県出土の伊勢型二重口縁壺をIV期に区分する中で、元島名将軍塚古墳を初期に位置付け、伊勢地方においては中古古墳が対応すると考えている。新名氏は、伊勢地方における伊勢型二重口縁壺を偏年をIV期に編年し、前田町屋2号壺・中古古墳・大足1号壺をII期に位置付け、それに対応する上野地域の古墳として倉賀野万福寺1号周溝基と下佐野寺2号周溝基を挙げている。前期には、前田町屋1・3号壺・坂本山6号壺・大足2号壺を位置付け、元島名将軍塚古墳がそれに対応する述べている。IV期の後段古墳・西野3号壺には、元島名2号周溝基が対応するとしている。新名氏は、倉賀野万福寺1号・下佐野寺前3号周溝基・元島名将軍塚古墳・元島名2号周溝基の変遷を考証している。利根川氏は、縁口縁部端部の作り方や縁部のプロポーションなどから元島名将軍塚古墳→倉賀野万福寺1号周溝基の流れを考えている。いずれも、前期中段階での見解の相違であり、検討の余地がある。

参考文献

- 赤堀火雄 1995 「壺を加飾する」『考古学フォーラム』7 考古学フォーラム p.13-26
- 赤堀火雄 1990 「越後道跡」(財)愛知県埋蔵文化財センター
- 赤堀火雄 2001 「壺形埴輪の復讐」『史跡背景古墳調査報告書』犬山市埋蔵文化財調査報告書第1集 犬山市教育委員会 p.44-52
- 赤堀火雄・石船立人・藤根 久 1997 「西上免遺跡」(財)愛知県埋蔵文化財センター
- 浅井和宏 1987 「『バレス・スタイル壺』小考」「マージナル」7 愛知考古学詑談 p.66-85
- 荒井 はるか 1982 「A 1 匹の道跡群」群馬県藤岡市教育委員会
- 飯塚恵子・五十嵐一・田口一郎 1978 「鉢ノ宮遺跡」高崎市教育委員会
- 飯塚恵子 ほか 1989 「下佐野道跡 I 地区・守前地区」(財)群馬県埋蔵文化財調査事務団
- 五十嵐 ひさし・五十嵐 信・白石 修 1979 「元鳥名道跡」高崎市教育委員会
- 石坂 茂 1983 「荒砥原遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事務団
- 石坂 茂 1986 「荒砥原遺跡・今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事務団
- 石坂久則 1996 「鶴巻山古墳」[太田市史 通史編原始古代]太田市 p.796-798
- 石坂久則・中里吉伸 1996 「細田遺跡」[太田市史 通史編原始古代]太田市 p.762-766
- 伊藤裕介 1991 「古墳時代前期における土器製作技術の検討—伊勢地方における事例を通して—」「天花寺山 I 一志町埋蔵文化財調査報告書」12 鳥野町埋蔵文化財調査報告書 7 一志町・鳥野町道跡調査会 p.224-237
- 伊藤裕介 1998 「嶽抜 第1次調査」『三重県埋蔵文化財調査報告』174
- 三重県埋蔵文化財センター
- 伊藤裕介・川崎忠乃 2001 「嶽抜III」『三重県埋蔵文化財調査報告』218
- 三重県埋蔵文化財センター
- 井上 太 1993 「中高麗觀音山遺跡」[富岡市埋蔵文化財調査報告書]第17集 富岡市教育委員会
- 岩崎卓也 1985 「土師器による編年」「季刊考古学」10 雄山閣 p.27-30
- 上田宏範・中村春寿 1961 「桜井茶臼山古墳 附櫛山古墳」奈良県史跡・勝跡天然記念物調査報告第19号 奈良県教育委員会
- 内田憲治 1985 「峯岸遺跡」新里村教育委員会
- 梅沢昭彌・平野進一 1971 「太田市米沢二ツ山古墳—および横山下見見の住居址—」群馬県教育委員会
- 大木伸一郎 1984 「三ツ木遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 折原洋一 1988 「上諏訪山 A・B・中山A・東原A・B遺跡」荒砥北部遺跡群調査会・群馬県教育委員会
- 折原洋一 1992 「上諏訪山 A・B・中山A・東原A・B遺跡」群馬県教育委員会・荒砥北部遺跡群調査会
- 藤原宏行 1989 「北部九州出土の畿内系二重口縁壺—その編年と系譜—」『古文化試験』26 (中) p.43-75
- 川崎忠乃 2002 「伊勢型二重口縁壺の基礎的研究」「Mie history」No.13 三重歴史文化研究会 p.1-12
- 木村対也 2004 「市原市辻田古墳群・御林跡遺跡」「上総国分寺台遺跡調査報告書」Ⅲ (財)市原市文化古センターア
- 君嶋俊行 2000 「関東地方における壺形埴輪の成立に関する覚書」「奥津城研究」第2号 p.2-17
- 君嶋俊行 2002a 「関東地方における壺形埴輪の成立過程」「土壤考古」26 土曜考古学研究会 p.35-64
- 君嶋俊行 2002b 「二重口縁壺の研究動向」「奥津城研究」第2号 奥津城研究会 p.64-68
- 君嶋俊行 2005 「4. 桜井茶臼山古墳出土の二重口縁壺」「桜井茶臼山古墳の研究」大阪市立大学考古学研究報告第2号 大阪市立大学日本史研究室 p.77-94
- 久保泰博 1986 「V-II-1 貝沢町道跡出土のバレススタイル系の壺」「群馬県高崎市文化財調査報告書」第74集 p.18-19
- 久保泰博・羅原幹夫「貝沢町道跡」「群馬県高崎市文化財調査報告書」第74集 高崎市教育委員会
- 車頭正彦 1984 「御作道跡」「大泉町教育委員会
- 腰塚健司・車 宏和 1997 「東八木遺跡・阿曾間・権現堂遺跡」第24集 常陸市教育委員会
- 小島敦子・熊谷英夫・赤沼英男 2003 「荒砥宮田遺跡 I 編年・古墳時代の調査」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小玉道明 1978 「東山古墳群・坂本山中世墓群」「津市埋蔵文化財調査報告書」2 津市教育委員会
- 小林三郎 1972 「古墳出土の土師式土器」「土師式土器集成本編2 (中期)」杉本莊介・大庭初重編 東京堂出版
- 小林 秀 1990 「大足道跡」「伊勢寺南寺・下川道跡ほか」三重県文化財センター
- 小宮 豪・静野信一・福嶋正史 2000 「猪名道跡」「新田東部道跡群II」新田町教育委員会・群馬県企業局
- 坂口 一・赤山容造 1982 「伊勢崎・東浦通田地道路」「群馬県企業局塙谷 修 1990 「関東地方における古墳出現の背景」「土浦市立博物館紀要」3 p.1-15
- 塙谷 修 1992 「壺形埴輪の性格」「博古研究」2 博古研究会 p.1-18
- 島田孝志 1994 「小谷・湯谷古墳群(第1次)」「埋蔵文化財発掘調査年報4 -平成4年度-」太田市教育委員会
- 島田孝志 1995 「富沢古墳群(第2次)」「埋蔵文化財発掘調査年報5 -平成5年度-」太田市教育委員会
- 島田孝志 1996a 「富沢古墳群(富田遺跡)」「太田市史 通史編原始古代」太田市 p.643-654
- 島田孝志 1996b 「磯之宮遺跡」「太田市史 通史編原始古代」太田市 p.718-726
- 下城 正 1992 「上戸塚正上寺道跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団下城 正・追川佳子・大西豊広 1997 「櫛島川端遺跡・公東道跡・公田池尻遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 白石 修・高橋 淳・湯浅昭平 1985 「矢中村東B遺跡」第60集 高崎市教育委員会
- 新名 強 1999a 「三重県出土の二重口縁壺について」「研究紀要8」三重県埋蔵文化財センター p.49-54
- 新名 強 1999b 「3. 結語」「前田町屋道跡 第2次調査」三重県埋蔵文化財センター p.38-42
- 新名 強 2000 「二重口縁壺からみた伊勢海岸」「S字彫を考える」東海考古学フォーラム p.120-128
- 寶室康光 1977 「中島遺跡発掘調査報告」「津市埋蔵文化財調査報告」

- 14 津市教育委員会
須田貞樹 2001 「西番尺司遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
岡口 修・鶯谷信裕 1994 「倉賀野万福寺II道跡発掘調査報告書」高崎市道跡調査会・高崎市教育委員会・日本国有鉄道清算事業団
田島桂男 1974 「八幡原道路」[高崎市文化財調査報告書]第3集 高崎市教育委員会
寺沢 審 1988 「大和における古式土器の細別試案」「矢部道路」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第49号 奈良県橿原考古学研究所 p.339-371
田口一郎編 1981 「元鳥名將軍塚古墳」第22集 高崎市教育委員会
田口一郎 1969 「群馬県」「古墳時代前半期の古墳出土土器の検討—第一回分」第25回埋蔵文化財研究会 埋蔵文化財研究会 p.257-356
田口一郎 2009 「北関東西部におけるS字口縁壠の被石と定義」[S字壠を考える]東海考古学フォーラム p.94-103
田口正美 1988 「大島上城跡」北山白山古墳[財]群馬県埋蔵文化財調査事業団
竹中克繁 2004 「九州地形埴輪研究序論—造形埴輪の変遷とその意義—」[熊本古墳研究]第2号 熊本古墳研究会 p.13-32
伊達宗泰・森 浩一 1966 「3 土器」[日本の考古学]河出書房 p.188-210
田中清美 1988 「弥生時代前・中期における穿孔・打ち欠きのみられる土器について」[考古学論集]II 考古学を読み会 p.33-50
田中新史 2002 「有段口縁壠の成立と展開—特化への道程、類別と2地域の分析—」[土器] 第6号 土器舎 p.365-428
角田芳朗 2001 「武志江中野面道跡(1)—古墳時代以降編—」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
施江秀夫 1983 「荒砥二之坂遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
利根川章彦 1993・1994 「二重口縁壠小考(上・下)」[調査研究報告]6・7 埼玉県立さきたま資料館 p.13-25, 15-24
日榮智子 1997 「前田町脇道跡(第1次)」発掘調査報告書 三重県埋蔵文化財センター
能登 健也 1982 「荒畠上川久保遺跡」群馬県教育委員会
野々口陽子 1996 「「むかわる郷内三重口縁壠の解説」[京都府埋蔵文化財論集]第3集 京都府埋蔵文化財調査研究センター p.225-242
横木博文・加瀬二生 1994 「鍼原山古墳」[太田市史 通史編原始古代]太田市 p.654-665
巾 龍之 1980 「下戸郡」群馬県教育委員会
比田井克仁 1995 二重口縁壠の東国波及と「古代」(100) : 88-117
平岡和夫編 1983 「倉賀野万福寺道跡」食賀野万福寺道跡調査会
平野進一 1984 「箱石浅間古墳」[古墳出現期の地域性]第5回三隈シンポジウム 千曲川系古代文化研究会ほか
廣瀬 寛 2001 「茶臼山型二重口縁壠と前期古墳の朝顔形埴輪—頭部製作技法からみた系譜関係について—」[立命館大学考古学論集]II 立命館大学考古学論集刊行会 p.113-136
澤澤教仁 1998 「上野における土器の交流と画期」[庄内式土器研究]庄内式土器研究会
深澤教仁・小林 修 2006 「茨城市赤城町所在・境沢天神道跡2号住居出土古式土器の位置づけ—群馬県渋川地域の古式土器の編年作業を通して—」[研究紀要]24 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.33-52
古屋紀之 1998 「墳基における土器配置の系譜と意義—東日本の古墳時代の開始—」[畿台史学] (104) : 31-81
古屋紀之 2002a 「墳墓における土器配置から古墳時代の開始に迫る」『弥生の「ムラ」から古墳の「タニ」へ』大学合同考古学シンポジウム実行委員会編 学生社 p.182-193
古屋紀之 2002b 「古墳出現前後の葬送儀礼—土器・埴輪配置から把握される葬送祭祀の系譜整理—」[日本考古学] (14) : 1-20
古屋紀之 2004a 「北陸における古墳出現前後の墳墓と変遷—東西墳墓の土器配置系譜整理の一環として—」[駿台史学] (120) : 107-136
古屋紀之 2004b 「北陸穿孔壺による圓錐配列の展開と特質—関東・東北の古墳時代前期の墳墓を中心に—」[土曜考古] 26 土曜考古学研究会 p.81-99
増田安生 1988 「三重県松阪市深長古墳出土の二重口縁壠」[マジナル] No 9 p.50-71
松島栄治 1981 「前橋天神山古墳」[群馬県史 資料編]3 原始古代 3・古墳 群馬県史編さん委員会 p.48-58
松田 翁 1985 「櫻井遺跡」群馬県教育委員会
松村一昭 1980 「今井南原道路発掘調査概報」赤塚村教育委員会
宮田 翁 1996 「里敷内B道跡」「太田市史 通史編原始古代」太田市 p.576-579
横倉舞一・小野和之 1979 「小八木遺跡調査報告書(I)」第8集 高崎市教育委員会
若狭 敏・深澤教仁 2005 「北関東西部における古墳出現期の社会」[新潟県における高地性集落の解体と古墳の出現]新潟県考古学会 p.221-234
柿貫邦男 2004 「舞台遺跡(2)—古墳時代編—」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 標題の出典
図1 : [君鶴2000] を一部改変
図2 : [市山1980]
図3 : [市山1980]
図4 : [野々口1996]
図5 : 1. (坂塚ほか1978) 2・3. (五十嵐ほか1979) 4・5. (坂塚ほか1989) 6・7. (平岡ほか1983) 8・9. (下城1992) 10~13. (鹿屋・東1997) 14. (能登ほか1982) 15. (鹿屋・東1985) 16~20. (松田1985) 21~29. (折原1992) 30~31. (下城正ほか1997)
32. (小島ほか2003) 33~34. (田中2002) 35. (坂塚・赤山1982)
36. (松村1980) 37~38. (島田1994) 39. (島田1996) 40. (石塚・中里1996) 41. (小宮ほか2000) 42. (車崎1984) 43~48. (緒賀2004)
図6 : 49~64. (緒賀2004)
図7 : 1. (五十嵐ほか1979) 2~6. (坂塚・田中1981) 7~20. (坂塚ほか1989) 21. (岡口・鶯谷1994) 22~24. (市山1980) 25~31. (荒巻ほか1982) 32~34. (田口1988) 35. (鹿屋・東1997) 36~37. (宮田1996) 38. (小宮ほか2000) 39. (車崎1984) 40. (井上1993)
図8 : 1. (大槻ほか1987) 2~3. (久保・藤原1986) 4~12. (平野1984) 13. (石坂1983) 14. (鹿屋1985) 15. (須田2001) 16~24. (石坂1986) 25~32. (緒賀2004)
- 表1・2 : 着者作製

出土度量衡遺物について

—古代上野国を中心に—

神谷佳明・笛澤泰史

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

1.はじめに

2.研究史

3.群馬県出土の度量衡資料

4.出土遺構と出土遺跡の分析

5.おわりに

—要旨—

群馬県内から出土している古代度量衡資料について集成を行った。その結果、87例の資料が出土していることがわかった。その内訳は量=容量の計測に関わる資料は須恵器椀（コップ形）で15例、衡=重さの計測に関わる資料は椎鍤と皿が72例存在した。椎鍤は71例におよぶ資料があった。これらの資料について分類を行うとともに出土遺構からではあるが年代を明らかにした。これらの資料は飛鳥時代7世紀後半や8世紀代に比定されるものもあるが、大部分は平安時代9世紀以降に比定されるものであった。その結果、7世紀後半から8世紀代にかけては度量衡に対してなんらかの規制が働いたことが窺えた。また、出土遺跡の分析を行ったところ出土遺構は竪穴建物からがほとんどであることから個人的な所有形態が想定された。しかし、出土遺跡の大部分は官衙関連施設や寺院、富豪層居宅であり、そのほかの遺跡でも富豪層の存在が窺えることが明らかにできた。この結果、度量衡遺物は9世紀以降に出土例が増加するがその大部分は庶民の所有、使用でなく官衙や寺院、富豪層に従属する人々によって所有、使用されていたことが明らかにできるとともに、その背景にある律令制そのものの変貌が窺えた。

キーワード

対象時代 古代 奈良・平安時代

対象地域 古代上野国

研究対象 度量衡

1.はじめに

発掘調査による種々の遺構や遺物の出土例增加は地域の古代史を復元する上で多くの材料を提供してくれるとともに今までの研究成果より詳細な分析、検討を可能してくれる。群馬県は南関東に比べて開発の波が一呼吸引く始まったためか、南関東で行われていた考古資料の集成による論考では資料が少ない。そのため今日でも類例が増加しており、さらなる検討が可能な状態になっている資料がある。こうした資料に古代の度量衡に関する遺物をあげることができる。その中でも比較的まとまつた出土例を見ることが可能な遺物に權鍤がある。関東地方における權鍤資料についての論考は(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の大谷 蔭や福田 聰によって行われている。群馬県内では鷺谷亨信が劍崎稻荷塚跡で權鍤が出土したことから若干の考察、清水 豊が高崎市三ッ寺大下遺跡(旧群馬郡群馬町所在)で權鍤が出土したことから報告書作成にあたり周辺の類例を紹介している。その後、笠澤が担当した渋川市石原東遺跡でも權鍤が出土したことや(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団で報告書作成のため整理作業中の遺跡でも權鍤の出土例をみることができたことから県内の類例を集成したところ報告の中では用途不明や磁石としてある權鍤がみられた。こうした現状や福田 聰の論考から10年近い年月が経過し、資料の増加が見られることから出土遺跡と權鍤との関わりについて検討を行ってみた。また、度量衡は歴とならんで王權のもっとも重要な事項であり、出土度量衡遺物について検討することは地方における古代律令制を考える上で重要な要素となりえると考える。度量衡について權衡遺物がもっとも多くみられるが、度量衡について検討するのであれば權衡だけでは十分ではないので出土例は少ないが度や量に関する遺物も取り上げた。

2.研究史

度量衡については文献から多くの研究者によって研究が進められている。研究自体は江戸時代までさかのぼり1833年に狩谷被斎によって書かれた「本朝度量衡攷」¹⁾は今日でも高い評価を得ている。その後も、律令や延喜式などの文献をもとに多くの研究者によって制度上の研究²⁾は行われているが、実際の度量衡に関する遺物は出土例も少ないため多くの研究を見ることができないのが現状である。こうした中でも量=容量に関しては折をもとにした篠原後次の論考がある篠原後次は奈良・平安時代の伝世折遺物、伝世量銘容器遺物、絵画資料、出土折相当遺物、出土量銘容器遺物(量銘記須恵器碗)について考察を行い、令制における基準値について昭和初期に発表された沢田吾一の研究の再検討を行っている。また、近年では井上尚明によって折の代用品と使用された須恵器碗(コップ形)を取り上げている。井上尚明はこの須恵器碗が限定された時期にのみ生産されており、

令制による度量衡規定の影響力の維持や折以外の計量器として全国的に使用されたものであると位置づけている。

これに対して衡=重さは宮本佐知子による權鍤の全国的な集成による論考が発表されて衡に関する認識が高まり各地の報告書でも衡に関する遺物として取り上げられている。こうした資料の増加により福岡県内を対象とした吉村靖徳、埼玉県を中心とした大谷 蔭、関東地方を対象とした福田 聰、北陸地方を対象とした望月精司等の集成をもとにした論考が行われている。

宮本佐知子は全国から古代から近世に至る出土權衡を集成し、鍤の形態からA~E類の6分類を行い、その消長を提示した。しかし、時代・地域を考慮していないため權衡が使用された地域・時代での社会状況復元を考えるには資料操作を必要とするものであった。

吉村靖徳は福岡県内から出土した權衡を集成し、紐通しの形状からI~III類に分類し、時期や形態の変化、出土遺跡の検討を行い、奈良時代と平安時代での出土傾向に変化が見られることを示唆した。

大谷 蔭は発掘調査を担当した宮遺跡から權鍤と竿秤に使用されたと見られる金属器が出土したことから全国の22遺跡32例を集成し、出土遺跡の性格に言及している。

福田 聰は埼玉県滑川町大沼遺跡の発掘調査で出土した權鍤をもとに関東地方の奈良・平安時代の遺跡から出土した權衡を集成して検討を行っている。その結果、関東地方に衡制が導入され、普及するのは律令の諸制度が崩壊・解体し始める9世紀中頃になってからで、使用される鍤の形態は石製裁頭四角錐形がもっとも一般的で規格の存在も想定され、これらの鍤は広範な使用が推定され權鍤が一般的な道具であったとしている。

望月精司は小松市ニッリ一貫山古窯跡から山傘状の土製品が出土したことからこの土製品が今まで考えられていた用途のものではなく陶製權鍤との見解から北陸地方を対象に集成を行い、素材、紐通し形状、鍤形態によって分類を行い、各形態の変遷を提示するとともに使用実態の復元実験を行っている。

また、度量衡遺物をもとにして井上尚明は地方における「市」の想定を行っている。井上尚明は須恵器碗(コップ形)や權鍤などの遺物とともに立地や遺構、墨書き土器から市の復元へのアプローチを行った。³⁾

3.群馬県出土の度量衡資料

今回行った度量衡遺物の集成では度=長さを計測するための遺物は1遺跡から1例、量=容量を計測するための遺物は14遺跡から15例、衡=重さを計測するための遺物は64遺跡から75例で古代に相当するものは72例をあげることができた。

(1) 度 度量衡遺物のうち、度=長さを計測するため遺物は一般的には物差しがあげられるが、これは正倉院に

残る紅牙撥錠尺のように儀式用の物差し以外は木製のため出土例も少なく奈良県和田庵寺や平城宮、遠江国敷智郡衙関連の浜松市梶子北遺跡や駿河国安倍郡衙周辺の水上交通に問わると推定される静岡市川合遺跡などから出土しているだけである。⁴⁾ 県内からの出土は高崎市(旧群馬町) 国分境遺跡から木簡を転用して写経用の定規にしたものが出土しているが、本来の物差しとして作成された遺物の出土は見られない。このような中で長さを測るものとして前橋市富田下大日遺跡からは水深を測定するための鉄製の鎖と鍾が組み合わされたものが出土している。この鉄製鍊は度=重さにも共通する形態でどちらにも使用が可能なものと考えられる。

(2) 重量=容量を計測するための遺物としては度=長さの遺物と同様に県内では木製枠と想定できる遺物の出土例は見ることはできない。しかし、平城京などから出土している須恵器碗(コップ形)の遺物は井上尚明が集成⁵⁾したなかに上野国分僧寺・尼寺中間地域から出土した1例⁶⁾を取り上げられている。今回の集成では上野国分僧寺・尼寺中間地域をはじめ表1に提示した14遺跡15例をあげることができた。この中には口縁部だけのためすり鉢など他の器種の可能性も否定できないものもある。

また、破片での出土例があるように須恵器をより詳細に観察するならば該当する資料は増えると考える。今回提示することができた15例のうち図1②、③、⑤の3例は体部上半が欠損、図1⑥、⑧、⑨、⑩、⑪の5例は底部が欠損しており全体を知ることができない。また、図1⑥のように口縁部上位が僅かではあるが内湾する形態のものがみられた。この形態は井上の集成ではみることができないが、他の器形を想定するよりは須恵器碗(コップ形)と判断するほうがよいと考えられる。

分類 出土した須恵器碗(コップ形)については井上尚明が提示した分類をもとに分類し、その中を細分することとした。井上尚明の分類では高台の有無によって無台のものをA類と有台のものをB類に大分類し、口唇部調整の平坦のものを-1類と丸いものを-2類に細分している。なお、⑥は-3類として新たに細分した。今回、集成したものの形態をみるとさらに底径/口径比での区分が可能である。この底径/口径比は値の小さいものについては底部が欠損しており値を提示することはできないが、底径と口径の差が少ないものをa、差の大きなものをbとする。

変遷 須恵器碗(コップ形)は基本的に機能が優先され

表1 群馬県内出土須恵器碗(コップ形)資料

遺跡名	所在地	埋 蔵 地 名	出土 遺構	遺物No.	遺構の 期	種類	分類	推定容 量	口径	底径	器高	出土遺跡の性格・備考	文獻 No.
① 烏羽遺跡	前橋市烏羽町	群馬郡	G15号住居	5	10C.I	須恵器	A 2 a	221	7.8	5.6	7.2	国衙工房、工人墓葬	41
② 上野国分僧寺・ 尼寺中間地域	高崎市(旧群馬町)東国分 前橋市元郷社	群馬郡	I 区138号 住居	10	7~9C.	須恵器	A ? a	-	-	(7)	(5.9)	底部片、底部回転条切り、 8 C.、後半以降か、國分 寺付属する集落。	47
③ 元總社西川遺跡	前橋市元總社町	群馬郡	12号住居	0066	8 C.III	須恵器	A ? a	-	-	-	-	底部片、国衙工房周辺の 工人墓葬。	61
④ 引間松原遺跡	高崎市(旧群馬町)引間	群馬郡	101号土坑	24		須恵器	A 2 a	478	10.2	6.7	11.3	ほぼ完形、底部回転条切 り、遺跡の性格は同上。	64
⑤ 桟高久保遺跡	高崎市(旧群馬町)桟高	群馬郡	22号住居	11	9 C.IV	須恵器	A 2 a	-	10.0	-	(11.2)	底部片、底部回転条切 り、同じ。	68
⑥ 国分境遺跡	高崎市(旧群馬町)国分境	群馬郡	B 区52号住 居	3	9 C.前半	須恵器	A 3 b	-	-	6.3	-	下手半片、底部回転条切 り、王山廬付属する 集落。	45
⑦ 熊谷遺跡	前橋市青梨子町	群馬郡	H-24号住 居	105	9 C.II	須恵器	A 2 a	187	7.3	7.3	4.8	1/2、底部回転条切 り、遺跡の性格は同上。	4
⑧ 石原西浦遺跡	西埼玉市石原字西浦	群馬郡	4号住居	12	8 C.II	須恵器	A 2 a	-	10.9	-	-	底部片、底座にかか わる集落か。	33
⑨ 富田猿原遺跡	前橋市富田町	勢多郡	28号住居	10- 00797	7 C.後半	須恵器	A 1 a	25	4.5	3.4	3.9	完形、底座丸底、ヘラ起 し、ヘラナゲ、10 C.には 須恵器生産工場業。	67
⑩ 二之宮宮下東遺 跡	前橋市二之宮町	勢多郡	3区15号	331		須恵器	A 2 a	150	9.3	6.3	9.6	底部回転条切り後周面を 回転ヘラ削り、残1/2。	53
⑪ 中内村前遺跡	前橋市中内町・ 東吾町	那波郡	8-12号住 居4	4	8 C.前半 代か	須恵器	A 1 a	83	6.0	4.7	5.1	完形、底座回転ヘラ削り。 那波郡の一般的な集落。	63
⑫ 金井・下日野古 藤岡市金井・下 日野	藤岡市金井・下 日野	藤野郡	C-1 地点	337	8 C.中葉 (II)	須恵器	A 2 a	-	8.4	-	-	残存1/2、底座欠損、 須恵器生産群。	24
⑬ 金井・下日野古 藤岡市金井・下 日野	藤岡市金井・下 日野	藤野郡	g-2 地点 灰坑	817	8 C.前半 ~9 C.中葉	須恵器	A 1 a	-	14.2	-	-	残存1/5、底座欠損、 須恵器生産群。	24
⑭ 侏木B遺跡	藤岡市侏木	藤野郡	EM9号溝	33	7 C.~ 8 C.	須恵器	7 1 b	-	10.8	-	-	底座欠損、綠野郡林原郡 の集落。	23
⑮ 田熊八幡遺跡	吉井町八幡・他 山	多胡郡	遺構外	69		須恵器	A 1 b	-	12.0	-	-	底座欠損、平安時代の寺 院「黒熊中西遺跡」の構 成要素。	23

図1 群馬県内出土の須恵器碗
(コップ形) S=1/3

るためかその形態に大きな変化はみられないが、須恵器製作上の基本的な変化は踏襲している。すなわち、底部の切り離し技法や整形はヘラ起こし、ヘラ削りから回転糸切りへと変化している。しかし、出土例が少ないため詳細な変化を追うまでには至らないため出土した遺構の年代観を援用する事とした。その結果は、おおむね井上

尚明が提示した0期～3期の4期変遷と一致する。井上尚明の変遷と対照させて県内の例を見ると0期が⑨の富田塗原遺跡、1期が⑩の二之宮宮下東遺跡、⑪の中内村前遺跡、2期が④の引間松葉遺跡、3期が①の鳥羽遺跡、⑦の熊野谷遺跡、③の元總社西川遺跡、②の上野国分僧寺・尼寺中間地域から出土したものである。

容量 容量は机上の計算ではあるが、25~478cm³と異なった値を示している。①の鳥羽遺跡と⑦の熊野谷遺跡のものはともに221cm³、187cm³と200cm³前後で近い値が見られる。この値は篠原俊次によって計測されている平城京唐招提寺經藏付近から出土した「二合半」と墨書きされた須恵器碗（コップ形）が211~213cm³であることから鳥羽遺跡や熊野谷遺跡から出土したものも同様な量目を示していたと考えられる。こうした事例を基にすると④の引間松葉遺跡のものは四合半、⑩の二之宮宮下東遺跡のものは一台半であったとみられる。こうしたある程度当時の単位に近い値を示す須恵器碗（コップ形）が生産されていることは生産段階において律令に制定されている規範となる「様」に基づいた生産が行われていたことが窺える。そしてこの器形の須恵器は出土量が少なく、生産地である下日野・金井塚跡群の灰原でも僅か2点しか出土していないことから、限られた生産であったことは確かである。この背景には度量衡の管理・運営に制約があった可能性も考えてよいのではないだろうか。

(3) **衡** 衡=重さを計測するための古代の遺物は疑問符が付くものを含めると72例があげられる。これらの遺物は金属製、石製、土製などの素材によって製作されたもので数種類の形態・形状がみられる。そして重さを計測するためのものであるにもかかわらず、その重量にはばらつきがみられる。しかし、このばらつきは權衡が竿秤の錘として使用されるならば基準となる原器によって各竿秤ごとに竿の長さ、錘の重さを支点からの位置によって規定できれば問題が生じないとされている。

分類 権衡遺物は県内から72例が出土している。これらの遺物は白井遺跡群から出土した金属製品の天秤ばかり皿1例を除くとすべて竿秤の錘=錘である。白井遺跡群から出土した天秤ばかり皿は口縁部の4カ所に小孔が穿孔され、正倉院南倉46号の佐波理皿第78号4口^回と同様のものである。

權錘は前述のように素材や形態に数種類のものが見られる。これら県内から出土した資料をもとに分類を行なうが、すでに宮本佐知子、吉村靖徳による分類をもとに福田聖、望月精司等によって全国的な対比を考慮しながら、さらに進化した分類が提示されている。特に望月精司による「素材」を大分類、吊り下げ用の紐通し孔による「紐通しの形態」を中心分類、權および權錘の形態による「錘形状」を小分類とする分類方法が筆者も權衡の分類項目としてもっとも適したものであると考えるのでこれに準拠して分類を行なった。

素材は全国的にみると銅製、鉄製、石製、土製が出土している。紐通し形態は錘から分離した紐通し形態=I類と權錘本体に紐を通すための孔を穿孔した形態=II類の2形態に分類できる。I類は環状に作られたものa類と方形に作られたり、削りだされたものb類がある。な

お、b類には明確に紐通し形態を表したものとそうでないものがみられる。II類は權錘本体頂部から底部にかけて縦に通した状態に穿孔されたa類、本体上部側面に横方向の穿孔と頂部から横への穿孔までの縦方向に穿孔され、状の形状のものb類、頂部から本体側面上部にV状に穿孔されたものc類、本体頂部から側面上部にU字状に穿孔されたd類、本体側面上部に横方向に穿孔されたものe類に細分できる。この紐通し部は出土した銅製の「様」とみられるものを見る限り、本来は權錘本体と別に作り出されるものであると考えられる。また、平城京出土の權錘本体が壺形状を呈する「様」の「様」とみられる權錘は紐通し形態がI bであることから紐通し部も本来I b形態であったとみられる。これが、一般に度量衡が普及し、規制も緩やかになっていくに従い穿孔形態がc類、e類へと変化していったと考えられる。

權錘本体の形状はA類=壺型状、古代では平城京左京九条一坊二坪から出土【図2左】している銅製のものだけである。県内からの出土例はないが、權錘全体を考える上では必要な形状であるので分類の一つとする。B類=花弁状笠状、平城京、出雲国庁、武藏国府、静岡県の郡衙関連遺跡から銅製のものが出土している。北陸地方では陶製のものが出土しているが、県内からの出土例はみられない。この形状は律令に規定されている「様」となりえるものなのであることからA類の壺型状と同様に分類の一つとする。C類=円柱状、横断面が円形または梢円形を呈する形状で器高は高低二形態がみられる。D類=方柱状、横断面が方形または長方形を呈する形状で比較的器高の高いものである。E類=六角柱または多角形柱状、横断面が六角形または多角形を呈し、比較的器高が高い。F類=直方体状、D類と同様であるが、器高の低い箱状のもの。G類=截頭四角錐状、三角錐の頂部を截断した状態の形状。H類=截頭三角板状、G類と同様であるが、厚みがなく板状を呈するもの。I類=方形板状、縱横断面が長方形を呈し、F類と同様に板状のものである。J類=倒卵形状、平面形態が梢円形に近い形状で板状のもの。形態的には同一分類の中で細分することも考えられるが、以上のような10分類に区分する。

分類については各素材によって紐通し形態や錘本体の形状が異なる様相をみることができるので各素材ごとにみていくことにする。

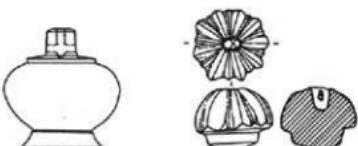


図2 權錘形状A類、B類 S=1/2

表2 群馬県内出土椎骨資料(1)

No.	遺跡名	所在地	推定される都	出土遺構	遺物No.	時 期	素 材	分 類	大きさ(cm)			出土遺跡の性格・備考	文献No.	
									重さ(kg)	高さ	幅			
1	駒田中原遺跡	高崎市(旧群馬町)駒田	群馬郡	26号住居	39	8 C.II	鐵	I bC	73.0	3.3	3.4	2.9	国衙工房周辺の工人集落	64
2	融通寺遺跡	高崎市大八木町融通寺	群馬郡	1区95号住居	572	8 C.後半	鐵	I bF	129.2	27.0	31.0	30.0	寺院、寺院に付随する集落	46
3	上栗須遺跡	藤岡市上栗須	緑野郡	道標外I-52G	39	-	鐵	I bF	128.62	3.5	3.5	-	富豪層居住を含む集落	44
4	富田下大日遺跡	前橋市富田町	勢多郡	17号住居	40-00021	10 C.I	鐵	I aD	77.0	6.8	3.5	-	須吏等工房にかかる集落、領尺(領9通あり)	67
5	奈良田向遺跡	前田市奈良町	利根郡	14号住居	16	10 C.I	鐵	I aD	355.0	5.7	4.2	3.9	鐵治工房を含む集落	35
6	三ツ寺大下IV遺跡	高崎市(旧群馬町)三ツ寺 大下	群馬郡	9号溝	30	9~10 C.	流紋岩	I bC	69.5	4.7	3.4	3.2	富豪層居住の一部、集落	18
7	多胡蛇蛇遺跡	吉井町多胡	多胡郡	26号土坑	5	8 C.I	流紋岩	I eC	50.0	4.0	3.3	2.8	紡績を主な生業とする集落	51
8	保坂荒神前遺跡	高崎市(旧群馬町)保坂田芋荒前	群馬郡	A区7号住居	6	8 C.I	流紋岩	I eF	80.7	4.9	3.4	3.6	群馬郡上郷郷の集落	16
9	長松遺跡群折茂	吉井町長松	多胡郡	18号住居	9	7 C.IV	石製	I eJ	-	3.3	3.1	1.6	紡績を主な生業とする集落	28
10	矢田遺跡	吉井町矢田	多胡郡	475号住居	25	10 C.II	石製	I eJ	89.5	4.5	5.0	2.5	紡績を主な生業とする集落、住居は矢田遺跡山に拘載	48
11	塙田東III遺跡	高崎市(旧群馬町)大学塙田	群馬郡	I区H-3号住居	17	8 C.III	石製	I eD	-	2.7	1.8	1.9	園陶工房周辺の工人集落	19
12	三ツ寺大下IV遺跡	高崎市(旧群馬町)三ツ寺 大下	群馬郡	127号住居	19	9 C.IV	流紋岩	IIaC	70.5	3.8	3.9	3.0	富豪層住宅の一部、集落	18
13	粗中道遺跡	前橋市(旧大胡町)粗中	勢多郡	19号住居	12	9 C.II	輕石	IIaG	38.4	4.6	4.4	4.2	勢多郡の集落、富豪層の居宅	11
14	中屋敷・中村田遺跡	太田市(新旧新田町)中村田	新田郡	H-3号壁穴状遺構	8	9 C.IV	礎石	IIaE	37.2	4.5	2.8	2.1	天井部から穿孔されているが、途中で止まっている。	21
15	小泉天神遺跡	東吾妻町(旧吾妻町)小泉	吾妻郡	4号住居	2	8 C.III	凝灰岩	IIaD	64.7	6.2	3.6	2.8	吾妻郡東郷、官衙的物出上	38
16	十三宝殿遺跡	伊勢崎市	佐位郡	29号住居	41	9 C.III	礎石	IIaF	-	2.6	3.3	3.0	8世紀代に創建された寺院	50
17	五日牛清水田遺跡	伊勢崎市(赤堀町)五日牛字甲中通	勢多郡	36号住居	12	8 C.IV	粗粒安山岩	IIaF	70.0	3.4	4.0	3.6	佐位郡土師窯の集落	52
18	五代深堀田遺跡	前橋市五代町	勢多郡	H-6号住居	1	石セ	凝灰岩	IIa+bC	35.4	3.3	2.8	2.3	紡績車かも、側面に孔あり	9
19	元總社小見VII遺跡	前橋市元總社町	群馬郡	H-25号住居	2	9 C.II	安山岩	IIbG	55.4	4.9	3.1	2.8	土野原分僧寺・尼寺周辺の集落	10
20	解田中原遺跡	高崎市(旧群馬町)解田	群馬郡	14号住居	17	10 C.I	凝灰岩	IIbG	74.0	4.6	4.1	3.6	園陶工房周辺の工人集落	69
21	大屋敷遺跡III	前橋市大屋敷	群馬郡	H-142号住居	11	9 C.IV	二ツ岳石	IIbG	45.0	5.5	4.6	3.5	越後古墳群の南に位置する6世紀からの集落	5
22	下東西清水上遺跡	前橋市青梨子町	群馬郡	130号住居	8	8 C.IIIと 10 C.I	礎石	IIbG	89.3	5.9	3.6	3.0	富豪層居住を含む集落	59
23	平手中原・中原原遺跡	渋川市平手	群馬郡	143号住居	533號-18	9 C.IV	礎石	IIbG	52.0	4.5	3.2	2.4	砾石と報告されているが摩打か「木」と刻畫	32
24	諏訪ノ木V遺跡	渋川市石原	群馬郡	2区18号住居	12	9 C.III	礎石	IIbG	78.3	4.7	3.4	3.4	鉄生産にかかる集落、近隣に富豪層居住が存在	65
25	中屋谷遺跡群	前橋市荒子町(柳久保遺跡群)	勢多郡	82号住居	9	9 C.II	凝灰岩	IIbG	-	3.3	-	-	勢多郡の集落、「田舎」など書の古書上層が出土し、	3
26	上栗須前遺跡	藤岡市上栗須	緑野郡	M-6-40G	29号	-	凝灰岩	IIbG	83.3	4.1	4.0	3.4	緑野郡周辺豪華層住宅	55
27	川端遺跡	前田市沼須町	利根郡	13号住居	2	10 C.前半	石製	IIbG	-	6.0	3.9	2.4	利根郡笠置郷の集落	37
28	株木B遺跡	藤岡市株木	緑野郡	FH-9号	23	平安時代	石製	IIbG	-	4.6	3.5	2.3	緑野郡林原郷の集落、灰軸陶共伴と記載	23
29	一ノ宮本宿・郷土遺跡	高岡市一の宮、田島	甘楽郡	23号住居	S 1	8 C.III	凝灰質砂岩	IIbD	245.0	7.0	4.5	4.0	甘楽郡の集落	31
30	五日牛清水田遺跡	前橋市(旧群馬町)五日牛字甲中通	佐位郡	28号住居	18	7 C.IV	礎石	IIeG	100.0	4.9	3.2	3.0	佐位郡土師郷の集落	52
31	三ツ寺大下IV遺跡	高崎市(旧群馬町)三ツ寺 大下	群馬郡	91号住居	6	8 C.後半	流紋岩	IIdG	116.7	6.0	4.4	2.8	富豪層居住の一部、集落	18
32	長柄遺跡群保坂遺跡	吉井町神保	多胡郡	38号住居	3801 S	9 C.III	石	IIdD	-	5.0	3.3	2.5	紡績を主な生業とする集落	26
33	元總社北川遺跡	前橋市元總社町	群馬郡	MKD20裏上4号住居	11	10 C.III	粗粒安山岩	IIdE	56.7	4.5	3.2	3.0	國府北西の集落	70
34	上野松原遺跡	吉井町多胡	多胡郡	15号住居	10	7 C.IV	石製	IIdD	72.4	4.2	4.1	2.4	紡績を主な生業とする集落	29
35	利根福原塚遺跡	高崎市劍崎町	片岡郡	12号住居	12	9 C.IV	滑石質蛇紋岩	IleE	75.6	5.8	3.2	-	利根福原古墳に接する集落、近隣に部衛が定被される	14
36	鳥羽遺跡	前橋市鳥羽町	群馬郡	G9号住居	31	10 C.前半	流紋岩(砾岩?)	IleE	-	4.7	3.7	2.1	園陶工房、工人集落	42
37	上野国分僧寺・尼寺中間地域	高崎市(東固分)前橋市元總社	群馬郡	A区86号住居	21	10 C.I	礎石	IleH	-	4.9	3.3	3.0	上野国分僧寺・尼寺に付随する集落	49

表2 群馬県内出土權衡資料(2)

No.	遺跡名	所在地	推定される部	出土遺構	遺物No.	時 期	素 材	分 類	重 さ(g)	大きさ(cm)			出土遺跡の性格・備考	文獻No.
										高さ	幅	厚		
38	上野国分寺寺・尼寺中御跡	高崎市(旧群馬町)東国分前橋市元総社	郡馬郡	H区132号住居	10	10C.I	鐵紋岩質 礫状灰岩	IleD	56.5	(4.9)	(3.1)	2.7	上野国分寺寺・尼寺に付随する集落	47
39	北原遺跡	高崎市(旧群馬町)北原	郡馬郡	46号住居	24	8 C.IV	鐵紋岩質 礫状灰岩	IleG	61.7	5.4	2.7	3.0	山王庵寺北側の集落	15
40	越社坂・丘道跡	前橋市總社町	郡馬郡	1号住居	11	10C.I	石製	IleG	—	5.1	3.3	3.0	寺社古墳群北側の集落	2
41	南原遺跡	高崎市大八木町 南原	郡馬郡	68号住居	7	10C.I	角閃石安 山岩	IleG	—	6.2	3.9	3.4	群馬郡八木郷の集落、円面 鏡が出土している。	39
42	大八木本屋敷遺跡	高崎市大八木町	郡馬郡	98号住居	13	10C.I	鐵沢石	IldG	55.0	5.4	3.5	2.5	群馬郡別府八木郷の北定 地。集落	56
43	大八木本屋敷遺跡	高崎市大八木町	郡馬郡	78区整地 土	34	—	鐵沢石	IleG	35.0	4.5	3.0	2.7	同上	56
44	熊野堂遺跡	高崎市大八木町 熊野町井田	郡馬郡	97号住居	3	10C.I	鐵紋岩 (鐵沢石)	IleG	82.0	5.3	4.0	2.8	群馬郡八木郷の集落、融通 寺遺跡の北側	57
45	熊野堂遺跡	高崎市大八木町 群馬町井田	郡馬郡	84号住居	11	10C.I	鐵紋岩 (鐵沢石)	IleG	70.0	4.3	3.7	2.7	同上	57
46	長久保大烟道跡	古河町大久保	群馬郡	19号住居	9	—	鐵沢石	IleG	54.7	3.9	3.9	3.3	群馬郡馬鹿北部の集落	60
47	有馬遺跡	渋川市八木原	群馬郡	105号住居	20	10C.II	鐵紋岩 (鐵沢石)	IleG	—	7.0	4.4	3.2	群馬郡有馬郷の集落	43
48	荒砥譲西遺跡	前橋市荒口町	勢多郡	71土坑	1	—	鐵沢石	IleG	131.0	7.8	4.1	3.4	勢多郡の集落、寺院遺跡(上 西原遺跡)周辺	1
49	西田II遺跡	前橋市鶴来路町	那波郡	8号住居	35	10C.I	石製	IleG	—	6.7	4.1	3.7	集落、周辺では条里が確認 されている	7
50	前田V遺跡	前橋市中内町	那波郡	表探	4	—	石製	IleG	—	5.8	4.5	2.8	集落、周辺では条里が確認 されている	8
51	三和工業団地IV 道路	伊勢崎市三和町	佐位郡	57号住居	12	10C.I	—	IleG	68.8	4.5	3.5	2.8	佐位郡土塙郷の集落、近接 地に須恵器空窓存在	20
52	畠谷八幡遺跡	太田市畠谷町	新田郡	B-6号 住居	5	9 C.IV	鐵紋岩 (2)	IleG-	56.8	4.5	3.0	2.8	新田郡の集落	71
53	福沢新田遺跡	太田市福沢町	新田郡	5号住居	3	9世紀後 半とある が?	鐵沢石	IleG	—	5.2	4.0	2.1	新田郡の集落	72
54	矢田遺跡	吉井町矢田	多胡郡	349号住居	23	8 C.III	鐵沢石	IleG	61	3.6	3.2	3.0	防護を主な生業とする集落	58
55	長根遺跡群東福 島遺跡	古井町長根	多胡郡	24号住居	24	9 C.III	石製	IleG	—	4.5	4.4	3.2	防護を主な生業とする集落	27
56	戸神源治内遺跡	沼田市市田町	利根郡	60号住居	21	9 C.I	鐵沢石	IleG	89.2	5.2	3.7	9世紀代に開拓された集落	36	
57	塙田村東田遺跡	高崎市(旧群馬 町)大字塙田	郡馬郡	H区H13 号住居	4	9 C.IV	石製	IleH	—	5.7	4.8	2.2	同上	19
58	上野国分寺跡 中間割分之一寺中 間割跡	高崎市(旧群馬 町)東国分元総社	郡馬郡	H区下位 号住居	4	10 C.I 前半	鐵紋岩 (鐵沢石)	IleH	—	6.2	—	—	上野国分寺寺・尼寺に付随 する集落	54
59	二之宮下束遺 跡	前橋市二之宮町	勢多郡	14号	61	—	石製	IleH	41.6	4.5	3.6	1.7	集落、遺物に淨瓶、唯壺があ り、近接地に寺院が存在か?	53
60	萩原遺跡	前橋市二之宮町	那波郡	A区32号 住居	56	6 C.前半	鐵沢石	IleH	43.9	5.3	3.8	1.5	波波郡の集落	62
61	株木遺跡	藤岡市株木 緑野郡	日一號 2号 41	10 C.II	石製	IleH	—	4.8	3.2	1.5	緑野郡林原郷の集落	23		
62	長根遺跡群	吉井町神保	多胡郡	54号住居	5401	9 C.IV	鐵石	IleI	85.0	5.4	4.4	—	防護を主な生業とする集落	25
63	長根遺跡群神保 神境地	吉井町神保	多胡郡	94号住居	9402	9 C.IV	石	IleI	—	3.3	4.8	2.9	同上	26
64	上野国分寺参道 跡	前橋市元総社町	郡馬郡	H-12号 住居	4	10 C.I	石製	IleI	73.0	5.3	4.0	2.3	同上	6
65	日高遺跡	高崎市日高町	郡馬郡	IV11号 住居	2	9 C.前	石製	IldI	—	4.5	4.6	1.8	群馬郡畦切郷の集落	13
66	綿實小林遺跡	高崎市綿實	郡馬郡	住居跡101	5	10 C.I	鐵紋岩	IleI	81.0	5.2	4.5	2.9	群馬郡島原郷の集落	66
67	荒砥譲西遺跡	前橋市荒口町	勢多郡	163土坑	1	—	鐵石質結 品片岩	IleI	310.0	9.5	7.4	2.0	勢多郡の集落、寺院遺跡(上 西原遺跡)周辺	1
68	小野山城跡	富岡市小野 甘樂郡	2号住居	S 2	8 C.IV	礫灰岩	IleI	57.0	4.3	3.6	2.1	甘樂郡の集落	30	
69	栗原寺前遺跡	藤岡市上栗原 緑野郡	102号住居	285 图7	9 C. I	鐵石質蛇 紋岩	IleJ	70.0	5.4	4.3	2.0	緑野郡南郷に近接し、富豪層 居宅、表面に線刻	55	
70	白川遺跡	高見村見田島	勢多郡	21号住居	10	8 C.IV	不明	本来はII eG か	73.0	4.5	3.9	2.9	全面に線刻有り。礫石の 可能性高い。	12
71	臼井遺跡群	渋川市(旧子持 村)	郡馬郡	要穴住居	—	—	金屬	III	—	—	—	—	郡馬郡臼井郷の集落	注
72	板田遺跡	みなかみ町(旧 月夜野町)	利根郡	6区	—	—	土製	IleG か	18.9	3.0	3.0	3.1	利根郡板郷郷の須恵器生産 工人の集落	40
參 1	上三原田中坪前 遺跡	高崎市(旧群馬 町)井出	左坂寺 花城寺 前	339	中世	銅	—	45.9	2.5	2.4	2.2	棹秤・吊耳半上欠損	17	
參 2	上三原田中坪前 遺跡	高崎市(旧泰 城村)上三原田	勢多郡	B区遺構 外	—	—	—	—	297.0	4.1	4.2	—	材質不明、中近世か?	34
參 3	板田遺跡	みなかみ町(旧 月夜野町)	利根郡	遺構	8	—	铁	—	37.1	3.1	1.4	1.3	中近世か	40
參 4	長久保大烟道跡	古河町大久保	郡馬郡	7号洞	4	中世	安山岩	—	44	3.0	1.3	3.2	中世粗敷、黒漆塗り	60

注：手持物教育委員会が発掘調査時に出土したものを実見させていただいた。

文献No.は文末の度量衡遺物出土遺跡文獻のNo.と一致する。



図3 群馬県内出土の權衡遺物① S=1/2



図4 群馬県内出土の櫛衝遺物② S=1/2



図5 群馬県内出土の權衡遺物③ S=1/2



図6 群馬県内出土の度量衡遺物④ S=1/2



図7 群馬県内出土の權衡遺物⑤ S=1/2

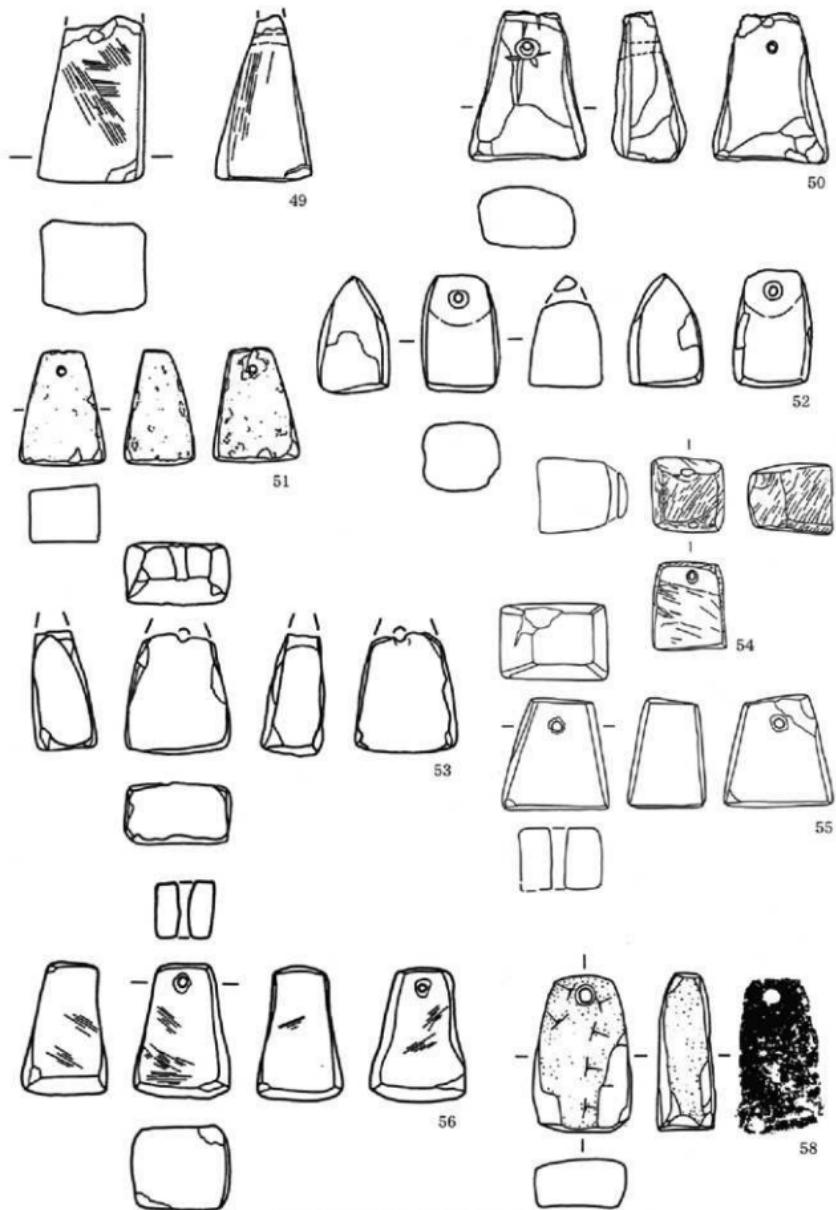


図8 群馬県内出土の椎衡遺物⑥ S=1/2

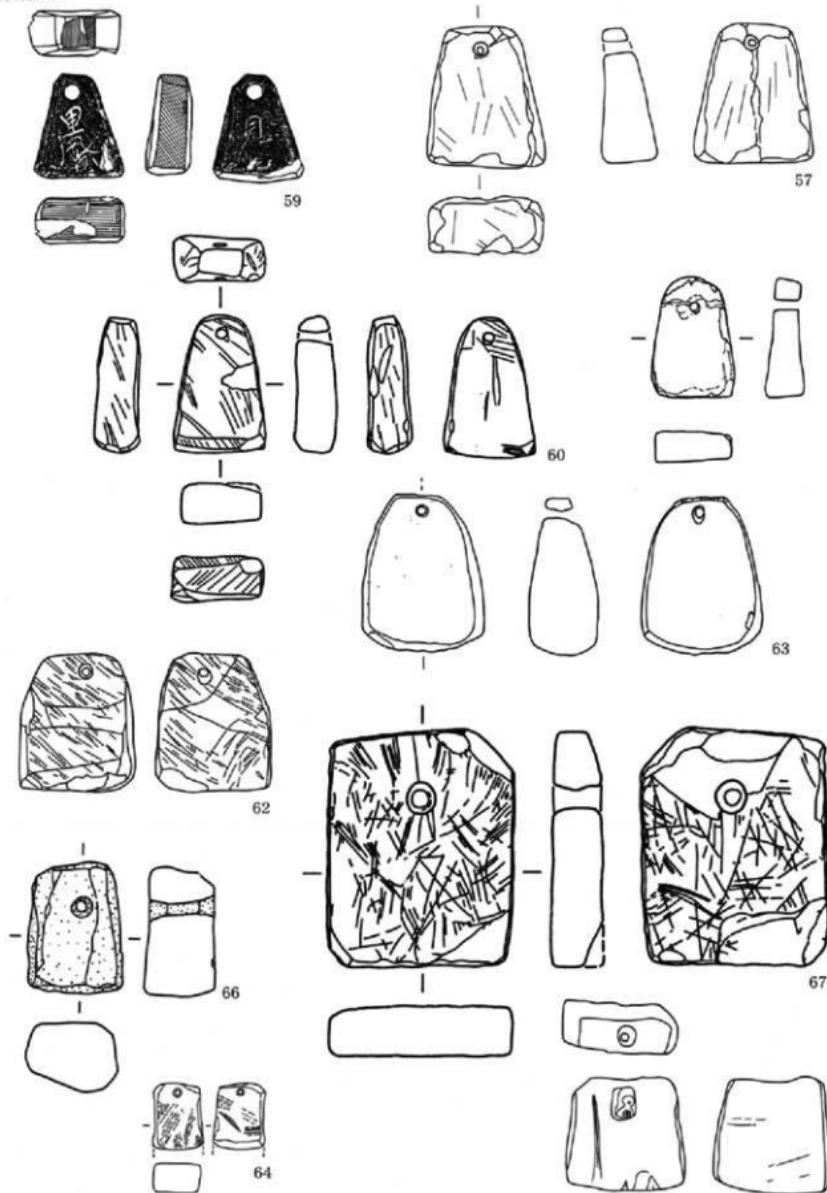


図9 群馬県内出土の椎銘造物⑦ S=1/2

65



図10 群馬県内出土の椎衡遺物⑧ S=1/2

銅製は律令雜令に「凡そ度量衡を用いる官司、皆、様を給う。その様は皆、銅をもってこれをなす。」と定められている。⁷⁾ 様とは基準となる原型であり、各官司に配置され常備されていたことを示している。特に銅製の椎衡の出土例は出土椎衡を検討した四氏の他、菱田哲郎も須恵器生産における規格を明らかにする上で指摘しているとおりである。群馬県では井手遺跡群の中世館跡から出土したもの【図10-参1】があるが古代に伴う出土例はない。関東および周辺地域では遠江国佐野郡衙、東海道日根駅家と推定される静岡県袋井市坂尻遺跡、駿河国志太郡衙である藤枝市御子ヶ谷遺跡に隣接する藤枝市山廻

遺跡【図2右】、武藏国府に付随する東京都府中市武藏国府関連遺跡や富豪層居宅跡が存在する千葉県大網白里町大網山田台（一本町）遺跡からの出土例⁸⁾がある。静岡県から出土した2例はともに郡衙や郡衙に付随する集落からの出土であるが、郡衙自体の造構から出土ではないため二次的な要素で出土遺構に移行したと考えられる。武藏国府関連遺跡から出土した椎鍤も平安時代（H5）に比定される堅穴建物からの出土で、荒井健治によると出土遺構より古い様相があるとされている。その重量も45.5gと律令制における一両に近い値を示しており、郡衙や郡衙などの官衙に備えられていた律令に規定されて

いる「様」であった可能性が窺える。

鉄製の椎鍼出土例は素材そのものが再利用される可能性が高いために非常に少なく5例しかみることができない。各分類別ごとにみると、I bC が塚田中原遺跡、I bF が融通寺遺跡と上栗須遺跡、I aD が奈良田向遺跡、そして富田下大日遺跡から出土した水深測定用のものを椎鍼からの転用か本来共用品と見るならば3形態5例の出土例がある。この5例は塚田中原遺跡、融通寺遺跡、上栗須遺跡の3例と奈良田向遺跡、富田下大日遺跡の2例と大別できる。

前者3例は塚田中原遺跡出土のものが形態が異なるが、鍼本体の形状が置高の低い円柱状か直方体状かの違いで大まかな形状はそれほど違はないわけではない。重量は塚田中原遺跡のものが律令制における一両を若干下回る値を示している。融通寺遺跡と上栗須遺跡から出土したものは寸法に差があるが、形態だけでなく重量も律令制における三両とほぼ同一である。また、この3例は上栗須遺跡から出土したものが遺構外のため年代を判断することができないが、他の2例は8世紀第2四半期と8世紀後半代の竪穴住居からの出土である。上栗須遺跡のものも融通寺遺跡と形態や重量が同じことから融通寺遺跡出土のものとそれほど離れた年代ではないと考えられる。奈良田向遺跡、富田下大日遺跡から出土したものはその大きさには差があり、形態にも奈良田向遺跡のものに若干歪みがみられるが同一な I Ad に分類できる。出土した竪穴住居の年代はとともに10世紀第1四半期に比定され、椎鍼も共伴するとみられる。この I Ad に分類される椎鍼は関東地方では栃木県小山市金山遺跡や埼玉県坂戸市清進場遺跡から出土¹⁷⁾しており、ともに9世紀第3四半期と平安時代の遺構からの出土で群馬県から出土した2例と近い年代のものである。こうしたことから類例は少ないが、鉄製の椎鍼の形態は9世紀を前後して形態に大きな変化を生じているようである。

石製は今回集成では65例ともっと多くの出土がみられた素材である。その形態は紐通しを椎鍼本体とは別に作り出している形態が5例、本体に直接穿孔する形態が60例である。紐通しを別に作り出している形態のI類は5例あるが、すべて異なった形状で同一のものは存在しない。また鍼本体の形状も6の三ッ寺大下IV遺跡と7の多胡蛇黒遺跡は同一な分類にはなるが、紐通し部の形態は6が上半に凹線が巡る装飾性に富んだものであるが、7は椎鍼上部を一回り小さく削り出して紐通し部作り出す簡素な作りである。9と10は出土遺構の年代に隔たりがあるが椎鍼本体の形状がJ類とI類と板状の素材を加工し、上部に相当する部分をさらに削りだし紐通し部を作り出すなど制作面では比較的近似したものがある。I類の紐通し形態は、状に穿孔されたb類が6の1点だけで他はすべて本体側面上位横方向に穿孔されたe類であ

る。また、9の長根遺跡群折茂IV遺跡や10の矢田遺跡のように穿孔されている位置が鍼本体との境に位置し、形式的に作り出されたようなものもある。

紐通し形態が鍼本体に穿孔されたII類の60例は穿孔の形態からaからeの5形態と14の中屋敷・中村田遺跡のようなaに近いが穿孔が途中までのもの、18の五代深堀III遺跡のようなa+bのような縦横十字に穿孔された7種類をみることができる。その内訳は椎鍼本体頂部から底部にかけて縦に通した状態に穿孔されたa類が6例、本体上部側面に横方向の穿孔と頂部から横への穿孔までの縦方向に穿孔されたb類11例、頂部から本体側面上部にV字状に穿孔されたc類が1例、本体頂部から側面上部にL字状に穿孔されたd類が4例、本体側面上位に横方向に穿孔されたe類が37例とともに簡単な穿孔方法であるe類が多くみることができる。

a類は鍼本体の形状は直方体状のF類が2例あるだけで他は異なる形状である。b類の11例はその形状に多少の差がみられるが截頭四角錐のG類に作り出されている。なお、30は便宜状b類としたが、紐通しの形状は逆V字状で19と同様に単独の分類とすることもできる。d類は33の元続社北川遺跡から出土したものが側面や底面の角が削られてやや多角形を呈するが、本来は截頭四角錐の可能性もあり、G例とみるとd類はG・D例の2形態をみることができる。石製のII類ではもっと多いのがe類で37点がある。このII e類の中では截頭四角錐状のG形状が17例でG類と同様の截頭三角板状のH類が5例とこの2形態で22点をみることができII e類の半数以上を占めている。

そのほかの形態としては多角形を呈するE類が2例、方柱状のD類が4例、方形板状のI類が5例、倒卵形状のJ類が1例である。

土製の出土例は72の蔽田遺跡からの1例がある。この遺物は底面にV字状の沈線によって内区が構成され、点状の凹が中央とこれを五角形に囲むように配置されていることから報告では「印」としている。蔽田遺跡では「朝」



図11 土製椎鍼の例

と記された銅印や「金」の焼印が出土していることや遺跡の性格が月夜野古窯跡群に伴う須恵器生産工房集落と考えられる点などから須恵器に印される「窯しるし」として押す印の可能性も否定できない。しかし、形状が権錐の多くにみられるG類の截頭四角錐と同様であることと、この地域が北陸地方との地理的関係だけでなく、出土土器には北陸系の土器器ロコモーションが組み込まれ、土器組成の一部をなしており北陸地方の影響が見られる。北陸地方では望月精司が論考しているように多くの陶製権錐が存在しており、底面に記号を印したもの〔図11参照、右 富山県小杉流通團地No16遺跡出土、左 富山県柄谷南遺跡出土〕も見ることができることなどを考慮すると戸田遺跡から出土した本品も権錐としての可能性が指摘できる。

なお、権錐の分類ではA類、B類とした壺形状、花弁状笠形の形状は、長久保大烟遺跡から石製のIIaAに分類できるものが出土しているが、これは出土した遺構が中世に比定されるため参考資料に留めた。しかし、この権錐は表面を黒漆で仕上げられ、本体の形状の器高に対して比較的怪があるなど中世のものとは形状が異なることなど古代の銅製壺形権錐を意識した様子も窺えることから中世でも古い段階のものと考えられる。

年代 出土した度量衡遺物は量=容積を計測するものの遺物の一つである須恵器（コップ形）で記述したようにその形状で年代が判断できない。そのため年代は出土した遺構の年代を援用することとする。また、出土した遺構の年代は四世紀ごとの年代が比定できるものもあるが、権錐を半世紀ごとに当てはめると1点または2点しか存在しない年代が生じるためここでは半世紀ごとの年代で区分することとした。その結果、権錐の年代では60の萩原遺跡のものが6世紀前半代の竪穴建物¹⁰から出土しておりもっとも古いことになる。度量衡遺物は弥生時代の遺跡である福岡県原の辻遺跡から青銅製の権錐とみられる遺物が出土しており、度量衡制度も信憑性は確かではないが、崇峻天皇（？～592）の時、久比という人物によって吳から権を持ち帰って天皇に献上したこととが「新撰姓氏錄」に記述されている。こうしたことから萩原遺跡の権錐も竪穴建物の年代と考えられないことはないが、出土位置が埋没土中であることやIIeHに分類される他の権錐出土の多くが10世紀代の遺構からであることを考慮すると現状では疑問符が付けられる。この他の権錐は9、30、34の3点が7世紀後半代、1、7、8の3点が8世紀前半代、2、11、15、29、31、39、54、70の8点が8世紀後半代、13、19、25、56の4点が9世紀前半代、12、14、16、21、23、24、32、35、37、52、55、62、63の13点が9世紀後半代、4、5、10、20、27、36、38、40、41、42、44、45、47、49、51、58、61、64、66、の19点が10世紀前半代、33が10世紀後半代である。

こうした9世紀以降の出土傾向は集落における竪穴建物の動向とも一致している。特に9世紀前半代に前の半世紀より減少するのは竪穴建物においてもこうした傾向が見られるのと一致する。また、9世紀後半代から10世紀前半代に出土例が多くみられる。

権錐の形態・形状を年代ごとにみると次のようになる。7世紀後半代の遺構からは9のIeJ、30のIIcG、34のIIdDが出土しているが、9のIeJは10世紀前半代の竪穴建物から出土した10IeIと形状が近似していることやH・I・Jなどの板状の権錐の多くが10世紀代の竪穴建物であることを考慮すると9も後に混入なり廃棄された可能性が考えられる。

8世紀前半代は1の鉄製IbC、7のIeC、8のIeFが出土している。この3点は鉄製、石製と素材や錐形状が異なるが、ともに紐通し形態はI類と紐通し部を作り出している。

8世紀後半代は2の鉄製IbF、11のIeD、15のIIaD、29のIIbG、31のIIdG、39のIIeD、54のIIeG、70は再利用されているが本来はIIeGが出土している。これら8点は点数が多くなるだけでなく2素材7形態3形状など多様化がみられるが権錐自体はG類の截頭四角錐が多くなる。

9世紀前半代は13のIIaG、19のIIbG、25のIIbG、56のIIeGが出土している。これら4点は紐通し部はII類だけになるが形状は異なる。しかし、権錐の形状は截頭四角錐と同一である。

9世紀後半代は12のIIaC、14のIIaE、16のIIaF、21～24のIIbG、32のIIdG、35のIIeE、37・52・55のIIeG、62・63のIIeIが出土している。この年代では紐通し形態は前の半世紀と同様にII類だけであることから9世紀代には石製の権錐からは紐通しを本体から別に作り出す形状はなくなる簡素化がみられる。権錐本体はG類の截頭四角錐がもっとも多いが62・63のような板状のものも出現する。

10世紀前半代は4・5の鉄製IaD、10のIeI、20・27のIIbG、36のIIeE、38のIIeD、40・41・42・44・45・47・49・51のIIeG、57・58・61のIIeH、64・66のIIeIが出土している。この年代も権錐の紐通し形状もほとんど本体の側面に先行するe類が大部分を占める。また、権錐本体では板状の形状が前の半世紀代より割合が多くなる。10世紀後半代は33のIIeEが出土しているだけである。

出土遺構の年代から権錐の変遷をみると鉄製は前述のように9世紀代からの出土例がないものの径に対して器高が低いものから高いものへと変化するとみられる。これは8世紀代の鉄製権錐が「櫛」として配備された銅製の花弁状笠形権錐が径に対して器高が低い形状を模倣して製作されたことによると想定され、これが徐々に石製などと同様に器高の高い形状に移行していったと考えら

れることによる。

石製権鍤は8世紀から9世紀代には柱状や截面三角錐など厚みのあるものだけであるが、10世紀代には板状のものが出現している。これは8世紀は当然ながら9世紀代にも権鍤に対する規制や権鍤として認められる形状が限られていたと考えられるが、10世紀代にはこの規制や認知が緩んできたためと考えられる。このことは土器製作における律令の関わりや武藏国や上野国に広く分布する「くの字」、「コの字」と呼称される土器師壺と同様な動向である。このような土器や権鍤の変化は関東地方での律令のあり方に大きな影響を受けていることが窺える。

4. 出土遺構と出土遺跡の分析

出土遺構 出土した遺構は竪穴建物70例、土坑4例、溝2例、灰原2例。その他2例、遺構外出土4例で竪穴建物が圧倒的に多い。この集成では平城京や静岡県袋井市坂尻遺跡、東京都府中市武藏国府関連遺跡で出土しているような律令の条項にみられる「様」としての権鍤である銅製の壺状形のA類や花弁状笠状のB類の出土はみられない。また、群馬県内でも近年検出されているような官衙遺跡や遺構¹¹⁾からの出土例もみることができない。こうした状況から今回集成できた度量衡遺物は官的な所有ではなく個人が所有していたと想定できる。このことは度量衡制度自体の出土例が急激に増える9世紀後半代には制度だけでなく道具自体も広く普及したことが指摘できる。しかし、その普及は出土例が増えたのは確かにあるがまだ限られたものである。このことは次項で詳しく検討するが、出土遺跡の性格が寺院や富豪層居宅などに付随する集落であることから、流通を担う一部の階層に限定されると考えられることによる。

出土遺跡 度量衡遺物を出土した遺跡は70遺跡に及ぶ、そのうち量に関する遺物を出土した遺跡は14遺跡、衝に関する遺物を出土した遺跡は61遺跡である。大部分の遺跡からは単独の出土である。度量衡自体の年代を考慮しながら鳥羽遺跡、塙田中原遺跡、上野国分寺僧・尼寺中間地域、大八木屋敷遺跡、熊野堂遺跡、三ッ寺大下IV遺跡、上栗須寺前遺跡、株木B遺跡、矢田遺跡、長根遺跡群神保境遺跡、荒砥跡訪西遺跡、二之宮宮下東遺跡、五目牛清水田遺跡等で複数の出土例がみられる。1表、2表に示したように遺跡の性格も鳥羽遺跡や大八木遺跡のような官衙および関連遺跡、十三宝塚遺跡や上野国分寺僧・尼寺中間地域のような寺院および寺院関連遺跡、御防ノ木遺跡や富田漆原遺跡、蔽田遺跡など鉄生産や土器生産にかかわる遺跡、三ッ寺大下IV遺跡や上栗須遺跡のような富豪層の居宅やその周辺遺跡、矢田遺跡のような一般集落と様々である。

度量衡遺物を地域、古代の郡別郷別¹²⁾にみると群馬郡39例、片岡郡1例、緑野郡8例、多胡郡8例、甘楽郡2

例、那波郡4例、勢多郡10例、佐位郡4例、新田郡3例、利根郡2例、吾妻郡1例の出土例がみられる。これは発掘調査の多寡にもよるが、群馬郡の出土例の多さは群を抜いている。群馬郡を推定される郷域ごとにみると群馬郷23例、有馬郷4例、白衣郷1例、八木郷6例、井出郷3例、畦切郷1例、島名郷1例とここでも国府所在郷とみられる群馬郷がもっとも数多く出土している。ここではある程度まとまって出土した地域や郷、郡についてもう少し細かく検討することとする。

群馬郡では群馬郷、有馬郷、八木郷、井出郷で複数の出土例をみることができる。井出郷から出土した3例は三ッ寺大下IV遺跡から出土したものである。この遺跡は周囲に区画溝があり大量の縁軸陶器が出土するなど9世紀から10世紀にかけては富豪層の居宅の一部と推定されている。また、出土した施釉陶器の多さなどから流通の基点になり得る遺跡の一つと考えられる。しかし、出土した権鍤のうち6・12は富豪層居宅に近い年代であるが、31は8世紀後半代とやや異なる。これはこの付近に7世紀から8世紀の竪穴建物も多く検出されていることから郷里制が施行された当初から井出郷の中心的集落であった可能性が考えられることによるのではないだろうか。

この他の郷では複数の遺跡にまたがって出土している。各郷ごとに出土の様相をみるとこととする。

群馬郷は遠見山古墳や愛宕山、宝塔山古墳など6世紀から7世紀にかけての巨大な古墳が存在する總社古墳群や白鳳寺院である山王庵寺などの存在から上毛野国造一族の拠点であった地域である。そのため国府がこの地域に設置されたのも上毛野国造の力が働いたとみられている。度量衡遺物は群馬郷では染谷川右岸、上野国分寺僧・尼寺周辺、牛池川北部地域などでまとまった出土例がみられる。

染谷川右岸とした地域は前橋市鳥羽町から高崎市（旧群馬町）村東から引間にかけての地域である。この地域では12団のように細かく遺跡名が付けられている。例えば鳥羽遺跡と塙田村東遺跡や塙田中原遺跡と引間松葉遺跡は字境で遺跡名が異なるが、遺跡としては隣接しており度量衡遺物の出土地点も100mと離れていない。また、遺構の分布も濃淡の差はあるが、国府西側に所在する染谷川右岸の鳥羽遺跡、塙田村東遺跡をはじめとする多くの遺跡群は同一の遺跡と考えられる。これらの遺跡は7世紀後半から8世紀以降に竪穴建物などの遺構が急激に増加し、鳥羽遺跡で検出された連房式鍛冶工房に代表されるように国衙工房群が存在していた地域であると想定されている。また、竪穴建物などの周辺に広がる集落遺跡は国衙工房に從事していた人の集落と考えられる。この地域では8世紀前半代から10世紀前半代にかけての須恵器椀（コップ形）4点、権鍤6点が出土している。国衙工房では当然、種々の材料の取引に度量衡が必



図12 国府西城、上野国分寺周辺の度量衡遺物出土分布 S=1/5,000

〔群馬町教育委員会「西国分寺六ヶ所道路」1997付図を転用、縮図〕

要であることは言うまでもない。また、工人集落では農業を主体とする集落とは異なり生活の大部分を生産することは難しいとみられることから「市」の存在も想定しても差し支えないのではないだろうか。度量衡遺物も推測の域を出ないが工房や市での取引に使用されたものとみて差し支えないと考えられる。

上野国分僧寺や上野国分尼寺周辺の竪穴建物群も上野国分僧寺や上野国分尼寺を支えるために従事した人々の集落と想定され、ここでは国分寺に必要な種々の品々の製造や調達にあたっていたと考えられる。この地域での須恵器椀（コップ形）1点、權鍾5点が出土しており、國工房やその周辺集落と同様に種々の取引に当然度量衡が必要とされていたとみられる。

牛池川北側の地域は上毛野国造の本拠地と推定される地域でここでは国分境遺跡や熊野谷遺跡、大屋敷遺跡、下東西清水上遺跡、總社桜ヶ丘遺跡から須恵器椀（コップ形）、權鍾がそれぞれ出土している。この遺跡は染谷川右岸のようにそれほど近接する遺跡ではないが、国分境遺跡、北原遺跡、熊野谷遺跡は山王庵寺を支えた集落、大屋敷遺跡は總社古墳群の南側に位置し、6世紀から10世紀にかけて継続的に営まれており總社古墳群造営の主体となった集落と推定され、器台をはじめ一般集落では出土しないような須恵器が出土しており、總社古墳群と強い関わりが窺える。また、下東西清水上遺跡では7世紀末から8世紀初頭にかけての富豪層の居宅が確認されている地域である。こうした状況から上毛野国造の経済基盤を支え、律令期にも群馬郷の集落として発展した地域である。このような地域では度量衡遺物も染谷川右岸や国分寺周辺とは異なり、同一集落内や狭い範囲でのまとまった出土でないことから集落単位での度量衡所有形態が窺える。

有馬郷は牛池川北側の地域と同様に有馬遺跡、半田中原・南原遺跡、諏訪ノ木遺跡、石原西浦遺跡から須恵器椀（コップ形）1点、權鍾3点が出土している。半田中原・南原遺跡では内部に施設を持たない広範囲を区画した施設が検出されたことから古代有馬牧の可能性が指摘されている。諏訪ノ木遺跡、石原西浦遺跡では鉄生産を掌握していた富豪層の存在が窺えるなど官衙や富豪層にかかる遺跡からの出土である。

八木郷では融通寺遺跡や大八木屋敷遺跡、熊野堂遺跡兩壹遺跡のやや近接する遺跡でまとまった出土がみられる。融通寺遺跡は瓦塔や銅鏡などが出土し寺院の存在が窺える。大八木屋敷遺跡は八脚門と区画溝、棚に囲まれた内部に掘立柱建物群が存在することから長元元年（1028）「上野国不与解由狀」（「上野国交代実録帳」）にみられる「群馬郡正倉別院八木院」に想定されている。こうした寺院や正倉などでも度量衡は必要不可欠なものである。また、熊野堂遺跡遺跡は井野川を挟んで融通寺

遺跡の北側に位置する遺跡である。7世紀から10世紀にかけては集落で規模こそあまり大きくないが、出土遺物には金銅製装飾具などがあり一般的な集落と考えにくく、融通寺遺跡や大八木屋敷遺跡と関わりが強い集落であったとみられる。

緑野郡では上栗須周辺の上栗須遺跡や上栗須寺前遺跡と株木遺跡周辺にやまとまとった出土例がみられる。上栗須遺跡は掘立柱建物群が確認されており、富豪層居宅が確認されており、この地域は郡衙比定地でもある。

多胡郡では7世紀後半から9世紀後半でかけての須恵器椀（コップ形）1点、權鍾が7点出土している。須恵器椀（コップ形）1点を出土した黒熊八幡遺跡は平安時代の寺院が存在する黒熊中西遺跡の西側に位置する遺跡で寺院との関連が窺える。權鍾を出土した矢田遺跡や長根遺跡群、多胡蛇黒遺跡は鍋川右岸の河岸段丘である多胡丘陵に立地する遺跡でそれぞれの遺跡の距離も4kmほどの範囲にある。しかし、これらの遺跡は掘立柱建物が少なく竪穴建物が主体であることや大量の紡錘車が出土していることから調庸にかかる紡績を生業とした一般的な集落と考えられている。こうした集落遺跡からの出土はその遺跡の生業にかかる取引が想定される。多胡郡の遺跡では紡績を生業とした集落であることから紡績の取引や染色材料の取引などが推察され、度量衡を必要とする背景が窺える。

勢多郡の遺跡では二之宮官下東遺跡から須恵器椀（コップ形）1点、權鍾1点の出土がある。二之宮官下東遺跡の遺構を見ると水田耕作に伴う集落遺跡であるが、出土している遺物の多くは谷地からの出土でこの谷地からは綠釉陶器壺をはじめ寺院の存在を窺わせる遺物が多数出土している。富田塗田遺跡からは9世紀末から10世紀初頭にかけての土器焼成の窯窓が検出されており、この時期の竪穴建物も土器生産に携わった集落と考えられる。

出土遺跡の分析では官衙工房、富豪層居宅、寺院およびこれらに伴う集落からの出土例が多いことを明らかにできた。今回、分析・検討を明示していない集落遺跡でも集落内に銀治工房が存在したり、周囲に終末期の古墳群が存在するなど単純に一般の農村集落と断定できない遺跡が多いことからも度量衡の使用には何らかの規制が働いていたことが窺えた。しかし、この規制について実証はすることができないため今後の課題としたい。

5. おわりに

群馬県内からは今回87例の古代度量衡遺物の出土例が確認できた。これらの遺物は前項までの分析・検討によって出土している遺跡の性格や地域に特徴がみられることを明らかにした。

須恵器椀（コップ状）の出土例は僅かに15例しかなく、そのうち2例は下日野・金井古窯跡群の灰原に廃棄され

たもので秤としての機能を果たさないため生産地で廃棄されたものである。製品として供給されたものは13例になる。また、出土した遺跡は染谷川右岸の国衙工房にかかる遺跡や上野国分寺跡・尼寺中間地域、二之宮官下東遺跡など官衙関連や寺院に関わる遺跡が主である。また、今日出土している須恵器の量からすると須恵器椀(コップ状)はごくごく微量でしかなくその生産に何らかの規制が働いたことも想定される。

權鍤は福田 聖が集成した時点より資料が増加しており、7世紀、8世紀代の資料も見ることができた。こうした状況は北陸地方での望月精司が分析した結果と同様である。

また、出土例自体は少ないが律令制が制定される7世紀後半代からみることができ、8世紀代には金属製の權鍤の出土がみられる。この權鍤は權鍤本体形状がB類のより簡素化したものとみることができる。これは7世紀～8世紀にかけては度量衡に対する強い規制が行われていたと言えるのではないだろうか。これに対して9世紀後半代以降に出土例が増加し、出土遺跡も国衙工房や都衙周辺など官的様相の強い遺跡だけでなく富豪の居宅が多くなり、そこには富豪の輩を後ろ盾にした競馬の党などによる流通経済の発展により広い範囲で度量衡が必要になったことが考えられる。

度量衡の使用例がみられるは日本国現報善惡靈異記下巻26巻に郡司が出掌で秤や秤を使用した話や「一遍上人絵伝」に見られる秤の絵など税や物の取引に使われていたことは知られている。こうした使用は度量衡の使用としてはごく一般的なことであるが、「日本国現報善惡靈異記」中巻第32巻では寺で酒を生産して貸していたことを知ることができ、寺での度量衡の使用が高かったとみられる。また、この話は寺が檀家に委託して酒を作らせ出售していたことになる。こうしたことは今回の集成で寺院周辺から多くの度量衡遺物が出土していることにも当たる。

今回の度量衡資料の集成、検討では度量衡が律令制に基づき7世紀代から使用され、8世紀代ではその使用に規制が窺われるが、9世紀以降、律令制の崩壊とともに規制が緩和される様相が權鍤形状や出土した遺跡から窺えた。また、出土遺跡の性格では物の取引の場である「市」を想定させられる遺跡は存在していないが、度量衡の使用が寺院や富豪層だけでなく一般の集落内でも度量衡を持ち得る人の存在が確認できた。これは郷の中心的集落でなくとも村落での階層が進んだだけでなく、物の流通が広く行われていたことを物語っているものではないだろうか。

度量衡資料はまだその出土例は少ない資料である。そのため今回の分析・検討を変更や否定する資料の出土もありえるが、地方における律令制を考える一助になれば幸いである。なお、本稿を起草するにあたっては資料の集成を笹澤が主に行い、執筆については笹澤と神谷で協議して行ったが、文責は神谷にある。

本稿は(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成16年度職員自主研究助成金交付を受けた「群馬県出土の古代權衡資料」の成果の一部である。

註

- 1) 笹澤被齋「本朝度量衡考」(富谷 至校注、東洋文庫「本朝度量衡考」平凡社1992)
- 2) 一般書として小泉製勝 1977 「ものさし」法政大学出版局、「秤」1980 法政大学出版局、「秤」1982 法政大学出版局、「國解単位の歴史辞典」1985 花房商、阿部 駿「度量衡」2006 同成社、論文には木本秀樹 1984 権衡の運用「純日本書紀研究」23号、大隅麻希子 2001 日本古代の權衡制度「ヒストリア」174号、大阪歴史学会他数多くある。
- 3) 井上尚明が「市」と判読した墨書きについては「万」の異体字と判読する見解がある。
- 4) 静岡県考古学会「静岡県考古学会2005(平成17)年度シンポジウム古代の役所・寺院・都衙とその周辺」2006
- 5) 井上尚明「コップ形須恵器の考察—奈良時代の計量器について—」「考古学雑誌」第79巻4号日本考古学会1994
- 6) 宮内庁正倉院事務所「正倉院年報」第17号1995
- 7) 度量衡についての条項は総令の他、職員令、賦役令、開市令にある。開市令には「凡官私權衡度量、毎年二月、副大藏省平校。不在在京者、御所在國司平校。然後罷用」とあり、毎年度量衡用具の検定を定めている。
- 8) 藤枝市教育委員会「山越遺跡」「日本住宅公団藤枝地 埼玉県埋蔵文化財発掘調査報告書」奈良時代～近世編 滝ヶ古戸跡・内瀬戸戸火葬塚・他」1981。(財)山武郡市文化財センター 1995 「大鶴山田町遺跡群II」、静岡県考古学会「静岡県考古学会2005(平成17)年度シンポジウム「古代の役所と寺院・都衙とその周辺」」2006
- 9) (財)藤本善蔵埋蔵文化財調査事業団 1994 「山越遺跡II」、福田 聖 1997 「関東地方出土の古代權衡資料」「研究紀要」13 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 10) 通常「堅穴住居」の用語が一般的であるが、最近1992年渡辺鶴一「堅穴建物」か「堅穴住居」か「堅穴建物」論の提唱「日本古代社会生歴史の研究」(財)千葉県文化財センター 1994 年開催「堅穴「建物」論の提唱」日本古代社会生歴史の研究」(財)千葉県文化財センターによって「堅穴建物」の用語が提唱されている。堅穴建物に対応する用語としても適切と考えるので本文中はこの用語で統一する。なお、表中では報告書で使用されている用語をそのまま使用している。
- 11) 佐藤市衛正課「伊勢崎市三軒屋遺跡、新田郡衛門序の本太田市天良七道遺跡などの発掘調査事例がある。
- 12) 和名類聚抄に記載されている古代の郡や郷の比定は地名などから多くの研究者が古い地名類聚と市町村史などで発表されている。また、古代上野国域と対象としたものに木本秀樹「古代上野国の大府および郡・郷に関する基礎的研究」「ぐんま史料研究」23号2005ある。本稿ではこれらを参考にし、古墳群や斯那遺跡の状況を考慮して郡、郷を比定した。

度量衡資料出土遺跡文献

- 1) 群馬県教育委員会 2005 「荒砥跡防西道跡」「荒砥跡防跡」
- 2) 前橋市教育委員会・前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1985 「總社ケ丘遺跡」
- 3) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1988 「柳久保遺跡群VII」
- 4) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1989 「熊谷遺跡」
- 5) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1997 「大屋敷遺跡IV」
- 6) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1997 「上野国分寺参道遺跡」
- 7) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1998 「横手番田II遺跡・西田II遺跡」
- 8) 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2000 「前田V遺跡」

- 9 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2005 「五代木桶IV遺跡・五代深堀III遺跡」
- 10 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2005 「元総社苔蒼道跡群39元総社小見V遺跡」
- 11 大胡町教育委員会 1997 「駒越中道遺跡」
- 12 富士見村教育委員会 1992 「白川遺跡・由森遺跡・久保田遺跡」
- 13 高崎市教育委員会 1982 「日高遺跡IV」
- 14 高崎市教育委員会 1998 「劍崎脇荷塚遺跡」高崎市教育委員会
- 15 群馬町教育委員会 1986 「北原遺跡」
- 16 群馬町教育委員会 1998 「保渡田荒神前道路・皿掛遺跡」
- 17 群馬町教育委員会 1999 「井出地区道路群」
- 18 群馬町教育委員会 2001 「保渡田德昌寺前道路・三ッ寺大下IV遺跡」
- 19 群馬町教育委員会 2002 「国府南部道路群IV」
- 20 伊勢崎市教育委員会 2004 「三和工業団地IV遺跡」
- 21 新田町教育委員会 2007 「中屋敷・中村田道路」
- 22 藤岡市教育委員会 1984 「B 4 梅木遺跡」
- 23 藤岡市教育委員会 1991 「株木B道跡」
- 24 藤岡市教育委員会 2006 「G 1 藤岡市下日野金井空坂群、G 4 金山下遺跡・金山山古墳群、G 3 平坂跡」
- 25 吉井町教育委員会 1994 「長根遺跡群」
- 26 吉井町教育委員会 1996 「長根遺跡群III」
- 27 吉井町教育委員会 2005 「長根遺跡群IV」
- 28 吉井町教育委員会 2005 「長根遺跡群IX」
- 29 吉井町教育委員会 2005 「東シメ木・多胡松原遺跡」
- 30 富岡市教育委員会 1995 「小野広畠遺跡」
- 31 富岡市教育委員会 2001 「一ノ宮本宿・郷土遺跡III」
- 32 泉川市教育委員会 1994 「半田中原・南原遺跡」
- 33 津川市教育委員会 1996 「石原西浦遺跡II」
- 34 東城町教育委員会 2002 「上三原田日向道路・上三原田大宮道路・上三原田坪前道路・見立峠道路I」
- 35 赤堀市教育委員会 1990 「奈良地区道路群(奈良田向道路)」
- 36 赤堀市教育委員会 1993 「F・神倉跡(赤堀田向)」
- 37 赤堀市教育委員会 2005 「沼須地区道路群II川端道路・沼須城跡・西道路」
- 38 菩提町教育委員会 2004 「小泉天神道路」
- 39 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984 「施野堂道跡第8地区 雨垂遺跡」
- 40 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 「祇田遺跡」
- 41 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984 「鳥羽遺跡G・H・I区」
- 42 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986 「鳥羽跡G・H・I区」
- 43 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989 「有馬道路I奈良・平安時代編 大久保B遺跡」
- 44 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989 「上栗須道路・下大野道路・中大保遺跡」
- 45 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 「国分境遺跡」
- 46 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 「諸寺道跡」
- 47 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 「上野園分僧寺・尼寺中間地域(3)」
- 48 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「上野園分僧寺・尼寺中間地域(6)」
- 49 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002 「上野園分僧寺・尼寺中間地域(7)」
- 50 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「史跡十三宝塚遺跡」
- 51 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 「多胡B黒道跡」
- 52 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 「五日牛滑水田道路」
- 53 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1994 「二之宮宮下東道路」
- 54 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 「上野園分尼寺跡上野園分寺中間地域」
- 55 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 「上栗須前道路III」
- 56 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 「大久木屋敷道路」
- 57 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997 「駒野道跡(2)」
- 58 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997 「矢田道跡VII」
- 59 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1998 「下栗西滑水上道路」
- 60 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2000 「長久保大畑道跡・新田入口道路」
- 61 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「元総社西川遺跡・源田中遺跡」
- 62 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2004 「荻原遺跡・新井大門道路」
- 63 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2005 「中内村前道路」
- 64 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2005 「源田村東IV遺跡・源田中原遺跡(0区)・引間村前道路(0区)」
- 65 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2005 「石原東道路D区・源井ノ木道路」
- 66 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2006 「鎌賣小林前道路」
- 67 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2006 「富田漆原道路・富田下大日道路」
- 68 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2006 「櫟坂久保遺跡」
- 69 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 「引間六石道路・引間松葉道路・塙田の塙道路・塙田中原道路」
- 70 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 「總社開闢光明神北IV遺跡・元總社牛池川道路・元總社北川道路・元總社小見V道路」
- 71 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 「細谷南道路・穂谷八幡道路」
- 72 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 「福沢新田道路・穂谷合ノ谷道路・穂谷八幡道路」
- 73 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 「黒熊八幡道路」

参考・引用文献

- 荒井健治 1989 「武藏国出土の分割について」「東京の道路」No24 p. 3 東京考古談話会
- 井上尚明 1994 「コップ形須恵器の考察—奈良時代の計量器について—」『考古学雑誌』第79号4号 p.67-86 日本考古学会
- 井上尚明 2002 「官衙をとりまく施設と人々」「埼玉考古学会シンポジウム 板東の古代官衙と人々の交流」p.127-136 埼玉考古学会
- 井上尚明 2009 「日本古代の市について」「白門考古論譲」p.265-289 中央考古会・中央大学考古学会
- 井上尚明 2004 「古代の市を探る」「原始・古代の集落」同成社 p. 229-243
- 大谷 敦 1991 「宮町道路I」(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 柴原永遠男 1995 「関前市・国府交易圈に関する再論」「国立歴史民俗博物館研究報告」第63集 p. 9-47 国立歴史民俗博物館
- 鶴谷信介 1996 「第3章まとめ 第2節検出された遺物について 2. 分洞形石製品」「劍崎脇荷塚遺跡」p.62 高崎市教育委員会
- 羅原俊次 1991 「日本古代の桥」「平安京右京五条二坊九町十六町」「京都文化博物館熊野研究報告」第7号 p.75-107 京都文化博物館
- 清水 亮 2001 「Ⅷ成果・問題点(4) 分洞形石製品」「源田德昌寺前道路群 三ッ寺大下IV遺跡」p.297-298 群馬町教育委員会
- 中井 公 1999 「平城京から出土した「はかりのもり」をめぐって」「考古学と生活文化」同志社大学考古学シリーズV p. 337-349
- 妻田哲郎 1996 「須恵器の系譜」講談社
- 福島 聖 1997 「関東地方出土の古代椎輪資料」「研究紀要」13 p. 171-190 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 松崎順正 1989 「正倉院にもやま話」学生社
- 宮本佐知子 2006 「日本古代のもり」「八葉立つ風土記の丘」JN699 p. 2-6 島根県立八葉立つ風土記の丘
- 宮本佐知子 1994 「国内出土の椎輪資料」「大阪市文化財論集」p.261-289 大阪市文化財協会
- 望月精司 2008 「古代椎輪鏡に関する一考察—北陸出土椎輪資料の検討を中心として—」「研究論叢」26 p.1-25 九州歴史資料館
- 藤枝市教育委員会 1981 「山越遺跡」「日本住宅公園藤枝地 埋蔵文化財発掘調査報告書IV 奈良時代~近世編 滝ヶ谷古窯跡・内瀬戸火葬墓跡、他」
- (財)板木系埋蔵文化財調査事業団 1994 「金山遺跡II」
- (財)山武都市文化センター 1995 「大網山田台遺跡群II」
- 静岡県考古学会 2006 「静岡県考古学会2005(平成17)年度シンポジウム 古代の役所と寺院—郡邑とその周辺—」

条里地割導入後の水田と集落の一様相

— 前橋台地南部地域を中心として —

新井 仁

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1.はじめに | 4.前橋台地南東部水田および集落遺跡の様相 |
| 2.条里地割水田と集落の特徴 | 5.水田開発と集落の変容 |
| 3.水田および集落遺跡分布状況 | 6.おわりに |

— 要旨 —

前橋台地南部の9世紀から10世紀の集落においては、従来の水田域以外の低地や低地から微高地への変換地など、集落域も含めて水田耕作可能な場所はすべて水田にし、水田にできない程度の微高地があればそこを集落にするような大規模な水田開発が行われたため、集落域の移動・縮小がおこったと考えられる。そして、開発には条里地割の導入が伴っているとすることができる。

条里地割を伴う大規模開発により、耕地は拡大し農業生産も伸展していったと考えられるが、この状態を維持するためには、農耕技術の進歩（牛馬耕の導入等）とともに、安定した農業経営が必要である。そのため、集落には顕著に現れていないが、小規模で独立性が高い個別経営が伸展しつつあったことが想定される。

前橋台地南部の多くの地域で9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割とともに大きな変化があったと考えられる。当該地域の東部では9世紀以前と10世紀以降の集落を比較すると、堅穴住居の分布範囲が縮小しているものが多く、また、9世紀以前のものが台地上に展開するとともに、低地に向かって広がりを見せており、10世紀以降の分布範囲は、低地や、台地から低地への移行部分のものが減って台地上だけに集中している。9世紀以前の堅穴住居の中で、As-B下水田と重複し、As-B下水田よりも古いものもいくつか検出されており、集落であった場所を水田にしている例もかなりある。中部から西部にかけては、9世紀以前は東部地域と同様であるが、10世紀以降については、調査された遺跡に限っていえば、ほぼ全面といってよいほど水田が広がっており、集落は検出されていない。水田耕作するには集落が全くないとは考えられないため、条里地割区画内に集落が組み込まれており、集落が見つかっていないことから、検出されにくい状況であったと考えるならば、小規模・分散的だった可能性はある。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬県 前橋台地南部

研究対象 集落・水田

1.はじめに

群馬県南部の高崎市東部から前橋市南部にかけての地域は、赤城山南麓に広がる前橋台地の南部に位置し、広大な低地で現在は水田地帯となっている。筆者は以前、この前橋台地の南部の遺跡について考察し、9世紀初頭以前は、条里地割による水田耕作は行われず、水田に近い場所に居住地があった可能性が高いこと、地域によってかなり差があるが、多くの地域で9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割を伴った大規模な水田開発が行われ、この地域のほとんどが水田となったこと、As-B下水田と同時期の住居は検出されておらず、居住地は不明であるが、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったであろうこと、等を論じた(新井2001一下前稿と略す)。すなわち、条里地割導入には、集落においても大きな変化があったはずであるが、その状況はあまり明確でない。

さて、前稿脱稿以降に、特に北関東自動車道関連の調査報告書が刊行され、奈良平安期の水田と集落が検出された遺跡も多く知られるようになった。本稿では、これらの遺跡の検討により、前橋台地の南部の条里地割導入による集落の変化を考察するものである。

なお前稿と同様に、本稿でも「条里制」の用語について詳しく検討する余裕がないため、制度としての条里制には触れないで、地割の実態把握にのみ焦点を当てることする。そして内部形態も含めた1町四方の地割形態を「条里地割」とし、条里地割が導入されている水田を「条里地割水田」と呼ぶことにする。

2. 条里地割水田と集落の特徴

最初に前稿で明らかにした前橋台地南部における平安時代後期水田と集落の特徴を確認しておきたい。

- ・水田は大畦畔と小畦畔による大区画水田で、大畦畔はほぼ東西南北を向き、大区画は1辺が110m程度の方形になるため、条里地割を伴った水田だといえる。しかしながら、小畦畔による区画は、5~10m×10~20m程度の長方形または正方形のものが多いが、畦畔が斜めに走るものや、曲線になるものもある。
- ・9世紀以降As-B降下以前のある段階で、条里地割とともになくなった、今までの居住域も水田化するよう、大規模な水田開発が行われた。これによりこの地域はほとんどが水田となった。
- ・水田と同時期の住居は検出されておらず、水田からは出土遺物も少なく、居住の痕跡は認められないため、居住地は水田とかなり離れた場所にあったと考えられる。

等である。

前稿で取上げた、9世紀後半代の堅穴住居の上に条里

地割水田が作られている西田遺跡などの例から、水田開発は9世紀後半代以降の遺跡が多いが、また818年洪水層下の水田が条里地割になっている中原遺跡の例もあるため、9世紀後半代以降に水田開発された遺跡もその時期を大きく下らないで条里地割が導入されたと考えるのが自然であろう。そこで本稿では、10世紀以降は条里地割が導入されているものが多くなっているとし、9世紀以前と10世紀以降に大きく分けて集落の変化を考えたいと思う。¹⁾

3. 水田および集落遺跡分布状況

最初に前橋台地南部における平安時代水田遺跡(As-B下水田を主とする)と9世紀以前・10世紀以降の集落の分布を見てみよう[図1]。もちろん、ここで取上げたのは発掘調査された遺跡の主要なものであるため、大部分が開発による事前調査の遺跡であり、開発の多いところに遺跡も多くなる確率が高くなってしまうこと、また、集落遺跡は9・10世紀で時期を分けたため、残存状況などにより時期が判明しないものは省かざるを得ず、その範囲内での分布であることを前提としている。あらかじめ了承願いたい。

図を見ると、ほぼ全面に水田検出遺跡が分布しているが、広瀬川流域から藤川間の地域には集落も含めて遺跡はかなり少なくなっている。集落は水田に比べ数は少ないが、全般的には水田とほぼ同様の分布をしている。しかし、9世紀以前と10世紀以降に分けると、分布にやや違いが見られる。9世紀以前は水田とほぼ同様の分布であるが、10世紀以降の集落は、高崎市東部の現利根川とほぼ並行している井野川と、前橋市南部の端氣川の間(中西部地域とする)にはほとんど存在していない。これに対し、前橋市南東部の端氣川から韭川の間、広瀬川から東(東部地域とする)には比較的多くの遺跡がある。また、それらの遺跡は10世紀以降の集落だけではなく、9世紀以前の集落や水田も検出されているものが多い。そこで次に、前橋市南東部から伊勢崎市にかけて、特に広範囲を調査している北関東自動車道関連の遺跡の様相を検討してみることにする。

4. 前橋台地南東部水田および集落遺跡の様相

ここでは、北関東自動車道関連の遺跡を中心とした、条里地割水田、集落遺跡の様相を検討してみたい。²⁾

(1) 德丸仲田遺跡 [図2]

前橋市龍丸町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、現道や水路を境として、西からA~Jの10区に分かれている。地形的には、ほぼA~G区が低地で、H~J区が微高地となっている。全体の地形としては、西から東に向かい低くなっているため、低地のほうが微高地よりも標高が高くなっている。

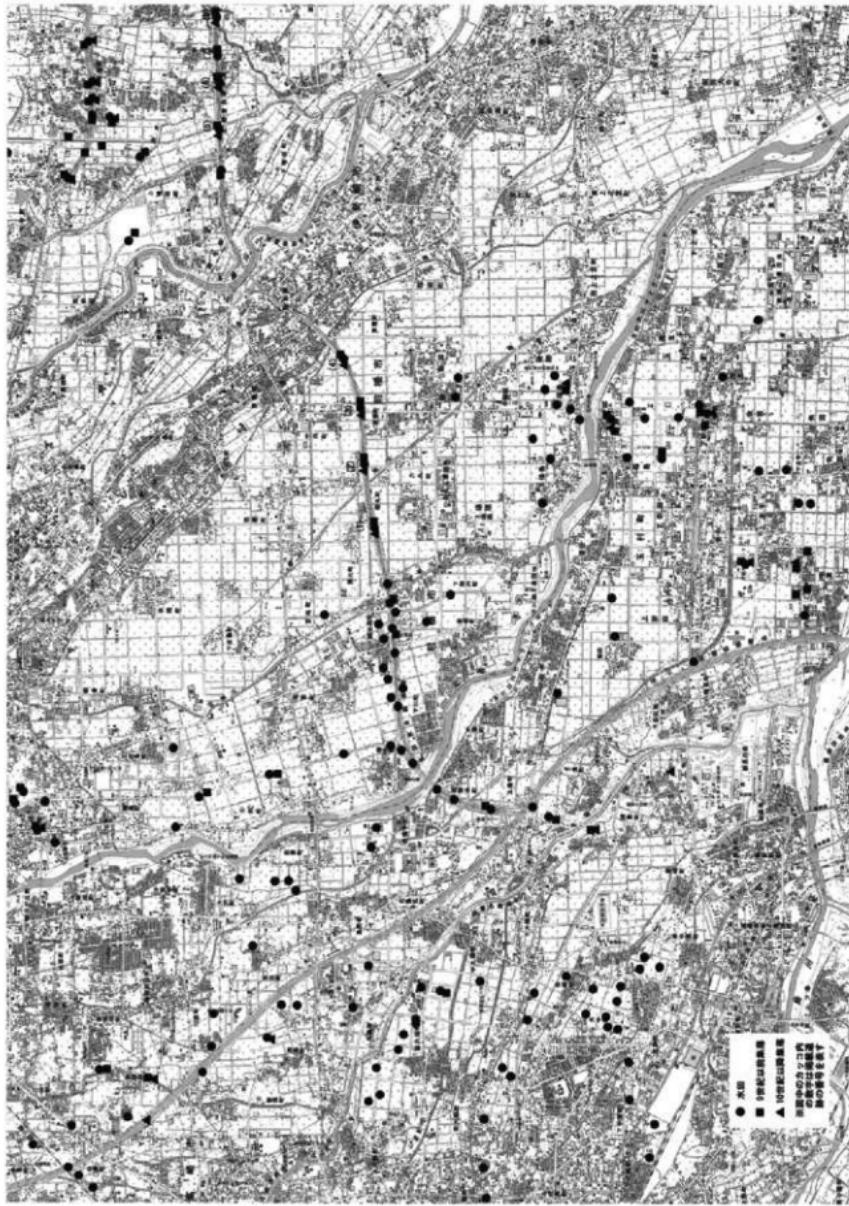


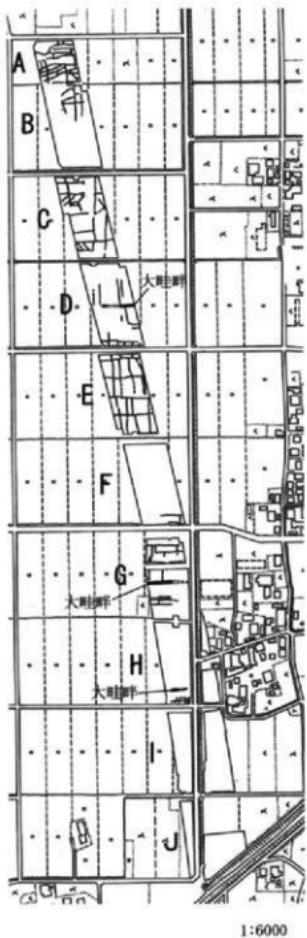
図1 前橋台地南部余良平安時代遺跡分布図(国土地理院 1/25,000 地形図を縮小して他)
Figure 1: Distribution map of ancient site remains in the southern part of the former Yamato land (reduced version of the 1/25,000 topographic map by the National Land Survey of Japan).

ている。また、旧藤川河道と考えられる河川跡が、I区とJ区の境を蛇行しながら南東流している。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居跡51軒、掘立柱建物跡6棟、塚1基、井戸2基、土坑、溝、水田等である。

竪穴住居は、H区以東の微高地に存在し、特に最東端のJ区に集中する。時期は8世紀後半から11世紀代ま

で継続している。前述の河川跡のため、H～I区とJ区の集落は川を隔てた両岸に分断されていた可能性が高い。

H区は微高地であるが、後述のように21号溝の西側(H区の大部分)はAs-B下水田であったと考えられるため、G区以西の低地と微高地の中間地点とすることができる。北西部に竪穴住居7軒が検出されているが、時期の



As-B下水田全体図

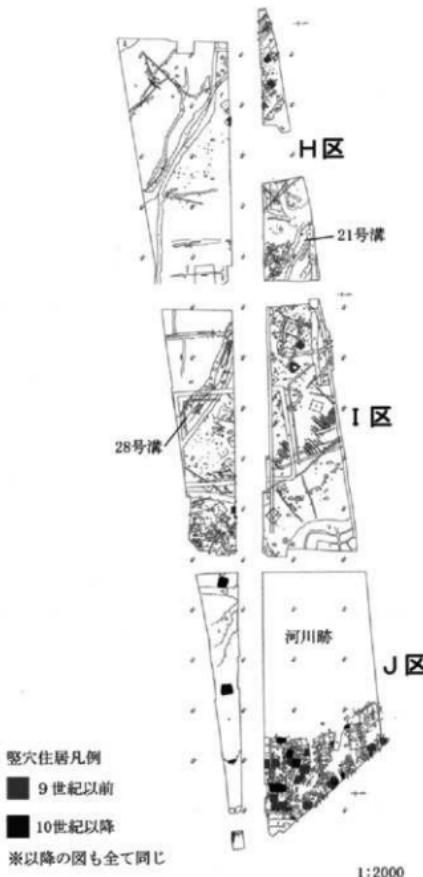


図2 德丸仲田遺跡全体図

判明する4軒はすべて9世紀以前である。As-B下水田の区画や畦畔と直接重複してはいないが、21号溝の西側であるため、As-B下水田と重複し、水田よりも古くなるといえる。

I区はH区からJ区へと続く微高地に位置している。南西部28号溝以西はAs-B下水田であったと考えられるため、H区ほどではないが、低地の様相を示していると考えられる。竪穴住居は3軒検出され、すべて9世紀以前のものである。いずれも28号溝の東側に位置している。

J区は微高地上に位置しているが、西部2/3程度は藤川の旧流路で、竪穴住居は東部1/3程度の場所に41軒が集中して検出されている。時期の判明するものは、9世紀以前が20軒、10世紀以降が12軒であるが、南部の旧流路近辺に10世紀以降のものが3軒存在する。10世紀以降の竪穴住居はすべてJ区に存在しており、As-B下水田とは重複していない。なお藤川対岸の西善尺司遺跡では谷が検出されていることから、J区の集落跡は東西幅約150m前後の狭い自然堤防上に立地していたと想定される。

溝と水田跡はA～H区の低地部分に分布する。水田跡は2面検出されており、As-Bに覆われた古代II期水田と、その耕作土下で検出される古代I期水田が確認される。古代II期水田は、A～I区にかけて検出されているが、ほぼ南北方向の大畦畔が3条検出されており、条里地割になっていると考えられる。水路と思われる溝(21・28号溝)がH区からI区にかけて斜めに走行しており、大畦畔とは走向を異にしているが、水田の東限と考えられる。古代I期水田は、テフラや洪水層に覆われた田面でなく、水路群として認定したもので、水田の水路と考えられる溝が調査区を斜行しており、調査区外で直交する見られるものもあるが、走向は南北から大きく振れているため、条里地割ではないと思われる。

(2) 西善尺司遺跡 [図3]

前橋市西善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、徳丸仲田遺跡の東に位置する。調査区は東西に長く、西からI～IVの4区に分かれている。台地上に2筋の小規模な谷(西谷・東谷)が埋没した低地がある地形で、低地には水田が、微高地には集落が展開している。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居46軒、掘立柱建物1軒、井戸12基、土坑21基、溝10条、壇1基であり、低地部からAs-B下水田が検出されている。

竪穴住居は、I区西谷右岸、西谷と東谷に挟まれた微高地上、IV区に分布している。特に西谷と東谷間の微高地上に集中しており、III区では検出されていない。

I区は中央に小谷(西谷)があり両側は微高地となっている。右岸には竪穴住居4軒、掘立柱建物1棟が存在しており、時期の判明する3軒が9世紀以前となってい

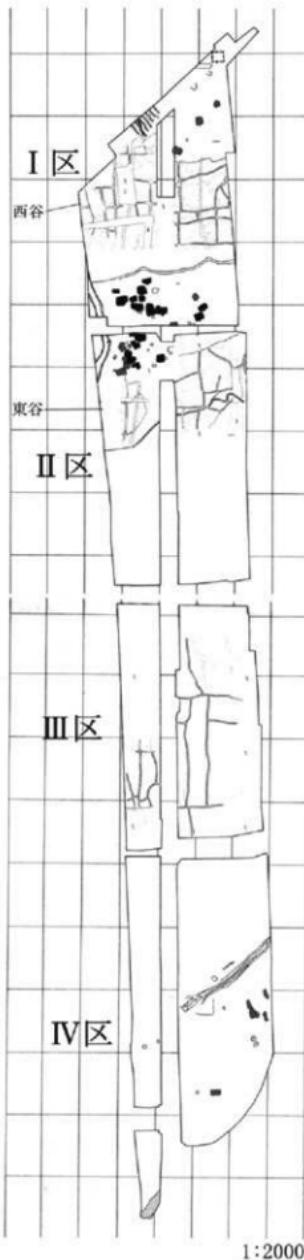


図3 西善尺司遺跡全体図

る。左岸の微高地はII区に続いており、その先は小谷(東谷)となっている。この微高地上には竪穴住居36軒が検出されており、9世紀以前が8軒、10世紀以降が24軒となっている。微高地の東側は小谷となり、さらにその東はまた微高地となっている。小谷の上部にはAs-B下水田が存在しているが、西谷右岸の竪穴住居1軒が水田畦畔と近接しており、水田と重複している可能性が高く、水田より古い。

III区は低地でAs-B下水田が検出されている。IV区は微高地となっているが、東部にだけ竪穴住居6軒が検出されており、時期の判明する5軒がいずれも9世紀以前のものである。

住居は8世紀後半から10世紀中葉まで継続しているが、9世紀以前の住居がI・II・IV区の微高地に存在しているのに対し、10世紀以降の住居はI区からII区にかけての微高地にだけ存在している。

水田は、As-B下水田が、I区中央部、II区西部、III区全面から検出されている。区画はやや不規則ではあるが、概ね方形を基本とし、畦畔は東西南北を指向していることから、条里地割になっている可能性がある。微高地と水田面の標高差は10cm程度しかなく、いずれの微高地にも水田があった可能性がないとはいえない。特に西谷の右岸は水田区画の状況からさらに西へ続いている可能性がある。

(3) 中内村前遺跡〔図4〕

前橋市中内町を中心に同市東善町・西善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、西善尺司遺跡の東に位置する。調査区は東西に長く、これをほぼ100mおきに南北に横切る現道や水路を境として西側より1～9区に分けられている。

全体的に調査面は3面あり、1面はAs-B下前後の時期で、2面は古墳時代の中期以降から平安時代にかけての時期、3面は古墳時代以前の時期である。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居、掘立柱建物、溝、土坑、井戸等が検出されている。

竪穴住居は1区、6区～9区で検出されている。1区は西善尺司遺跡から2区東部の低地に向かって下がっていく緩傾斜面に位置している。住居1件だけであるが、掘立柱建物が13棟あり、掘立柱建物を中心とした集落であったと考えられる。竪穴住居の時期は9世紀後半である。確認面はAs-B下相当面の下の洪水層下面であるため、As-B下水田より古くなると考えられる。As-B下水田は検出されていないが、平安期の洪水層で埋没しているため、その上に水田があった可能性がないとはいえない。6区は、西部は5区から続く低地であるが、中央部は微高地となり、東部は7区に続く低地となっている。中央部に集中して58軒の竪穴住居が検出されているが、

すべて9世紀代のもので10世紀に下るものはない。また、As-B下水田の確認面よりも下の面で確認されているため、条里地割水田より古くなると考えられる。1区同様As-B下水田は検出されていないが、確認面が違うため、その上に水田があった可能性は残る。7区は中央に逆V字状の谷が入る地形である。東端部の微高地上で竪穴住居3軒が検出されており、いずれも9世紀以前のものである。竪穴住居の上ではAs-B下水田が確認されていないが、西側の低地部分では検出されているため、住居の上部にも続いている可能性はある。8区は西部と東部に分かれ、西部は7区から続く微高地上に位置し、河岸段丘の段丘面にあたっている。7区同様、竪穴住居の直上ではないが、上層からAs-B下水田が検出されており、住居の上部にも続いている可能性はある。東部は西部よりさらに1段高い微高地となっている。100軒近くの数の竪穴住居が集中して検出されているが、9世紀以前のものは少なく、大部分は10～11世紀のものである。西部よりも高くなっているため、上層に水田が存在した可能性は小さいといえよう。9区は8区東部から続く微高地上に位置し、竪穴住居4軒が検出されている。時期のはっきりしないものが多いが、10世紀以降のものが1軒、9世紀以降のものが2軒である。As-B下水田は検出されておらず、8区東部同様上部に水田のあった可能性も低い。

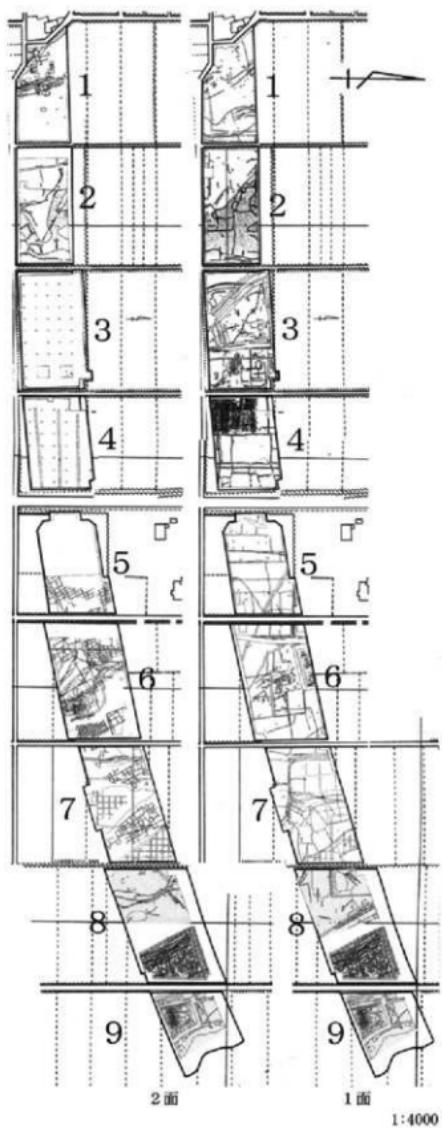
As-B下水田は、2区・4～7区で検出されている。2区では、東部の低地部で検出されているが、地形にそって造られたためか区画は不規則で、大畦畔も確認されておらず、条里地割とならない可能性がある。4区～6区西部にかけては、区画は長方形を基本として、畦畔も直線的で、南北方向を向いているものが多く、条里地割水田となっている可能性が高い。6区東部から7区にかけては2区と同様不規則な区画で、畦畔も曲線となっているものが多い。

(4) 前田遺跡〔図5〕

前橋市中内町、東善町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。中内村前遺跡の東に隣接している。調査区は南西から北東方向に長くなっている、A～Cの3区に分けられている。

竪穴住居はA区とA区に続くB区の一部で66軒検出されている。8世紀代から10世紀代まで存在しているが、9世紀以前のものが多く、10世紀以降は10数軒である。全体的には東部に向かってやや下がっている地形ではあるが、B・C区のAs-B下水田面よりも集落確認面のほうが高くなっているため、さらにその上部に水田があつた可能性は低いといえよう。

水田は、B区北東部、C区北東部からAs-B下水田が検出されているが、B・C区の他の部分は後世の削平のために不明となっている。大畦畔は確認されていないが、



全体図

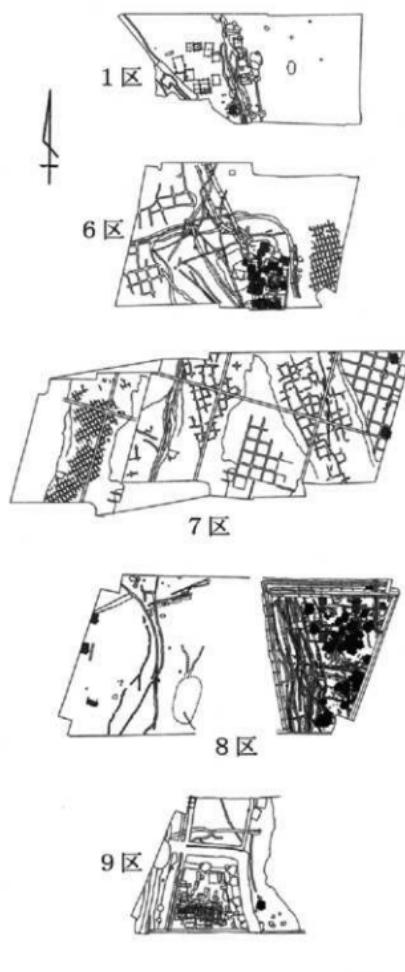


図4 中内村前遺跡全体図

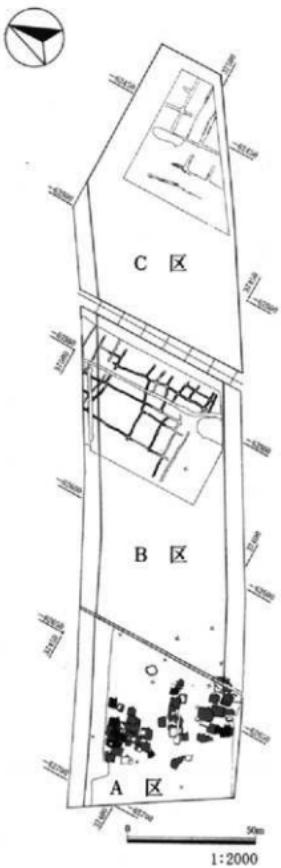


図5 前田遺跡全体図

区画は長方形を基本とし、畦畔はほぼ東西南北を向いているため、条里地割水田となっている可能性がある。竪穴住居とは重複していない。

(5) 下増田越波遺跡 [図6]

前橋市下増田町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。現道や水路を境として、西からA～Iの9区に分かれている。西端部は荒砥川の堤防で、

E区とF区の間に宮川が流れしており、東端部は低台地となっている。奈良平安時代の遺構は、竪穴住居、溝、土坑、水田等が検出されており、水田は、As-B下水田と洪水層下水田の2面確認されている。洪水層は818年(弘仁9年)の地震に伴うもの可能性が指摘されている。

竪穴住居は、A～D区で検出されている。A区では3軒検出され、2軒は10世紀以降である。水田とは重複していない。B区では29軒検出され、9世紀以前が2軒、10世紀以降が20軒で、9世紀以前の2軒は北東隅に所在している。As-B下水田と重複しているのは3軒(9世紀以前1軒、10世紀以降2軒)でAs-B下水田より古く、洪水層下水田と重複しているのは3軒(10世紀以降2軒、不明1軒)で水田より新しい。C区では16軒検出され、12軒が10世紀以降である。As-B下水田と重複しているのは7軒でいずれも水田より古く、洪水層下水田と重複しているのは1軒で、水田より新しい。D区では5軒検出され、いずれも10世紀以降である。As-B下水田と重複しているのは4軒でいずれも水田より古く、洪水層下水田と重複している住居は検出されていない。

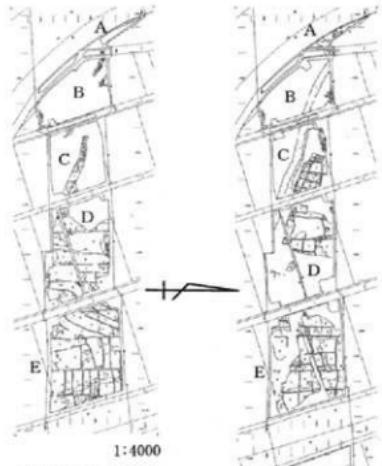
As-B下水田は、A～E区・G～I区で検出されている。竪穴住居14軒と重複しており、いずれの住居よりも新しい。やや不規則であり、はっきりした大畦畔も確認されていないが、区画は長方形を基本とし、畦畔はほぼ東西南北を向いているため、条里地割水田となる可能性が高い。洪水層下水田は、B～E区で検出されている。竪穴住居4軒と重複しており、いずれの住居よりも古い。南北に走る大畦畔が2条確認されており、畦畔間の距離は約110mで、条里地割水田となっている。

(6) 萩原遺跡 [図7]

前橋市萩原町に所在する、北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、西からA～Eの5区に分かれしており、中央部が低地その両側が微高地となっている。奈良平安時代の遺構は、微高地上から竪穴住居、掘立柱建物、土坑が、微高地縁辺部から溝、低地部から水田が検出されている。

竪穴住居はA・B・D区で検出されている。A区は9世紀以前が12軒、10世紀以降が10軒検出されているのに対し、B区は9世紀以前が2軒、D区は9世紀以前が6軒で、10世紀以降の竪穴住居はA区にだけ存在している。As-B下水田の畦畔や水田区画と直接重複している住居はないが、水田耕作土の下になる住居がB区で1軒確認されている。遺跡全体が東に向かって高くなっている。A区の竪穴住居確認面よりもB区のAs-B下水田面のほうが高く、D区の竪穴住居確認面のほうがさらに高くなっている。竪穴住居確認面と水田面との標高差はほとんどないとしてよいであろう。そのため、A区やD区の上層に水田が存在したかは不明であるが、全く可能性

条里地割導入後の水田と集落の一様相



1:4000

洪水層下水田全体図



1:4000

As-B下水田全体図

竪穴住居分布図

図 6 下増田越波遺跡全体図

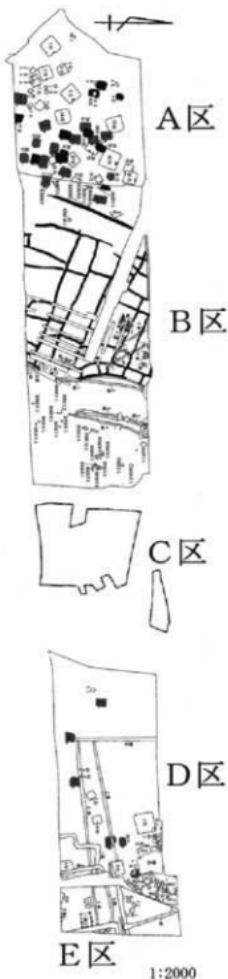


図 7 萩原遺跡全体図

がないとはいえない。

水田は、中央の低地部から As-B 下水田が検出されている。区画は方形・長方形に近く、畦畔も直線に近いものが多いが、走向は南北方向から 10~30°振れており、大畦畔と見られるものも検出されていないため、条里地割になるかは不明である。

(7) 新井太田間遺跡 [図 8]

前橋市二之宮町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡であり、荻原遺跡の東に位置している。調査区は東西に長く、現道および水路を境界として A ~ C の 3 区に分けられたが、B・C 区については遺構なしのため、A 区のみの調査となった。調査面は 3 面で、第 1 面は As-B 層下面、第 2 面は As-B 下の水田耕作土下面、第 3 面は As-C 層の下面である。第 1 面は、幅約 30 m で北から南へ傾斜する開析谷が調査区の東側に存在する。この谷の両側は微高地で、地形は緩やかな上り勾配となるが、谷の東側は微高地から低地へ向けて下りとなっている。As-B 下水田が検出されており、水田の畦畔

は東西方向のものが 1 条確認されただけであるが、水田耕作土は残存しているため、谷の全域が水田であったと考えられている。第 2 面では、水田造成に伴う段差、堅穴住居 4 軒、用水路と考えられる溝 1 条が検出されている。水田耕作土除去後に、谷の両側の微高地の縁辺部に南北方向の明瞭な段差があり、水田造成に伴う段差と考えられている。また、8 世紀後半から 9 世紀前半にかけての堅穴住居や用水路と考えられる溝も検出されており、水田耕作土より古くなることが確認されている。

水田が検出された谷の西部は微高地で、As-B や水田耕作土は検出されておらず、水田のあった可能性は低いが、全くないとはいえない。

(8) 波志江中野面遺跡 [図 9]

伊勢崎市波志江町に所在する北関東自動車道地域埋蔵文化財調査の遺跡である。調査区は東西に長く、A ~ D の 4 区に分けられている。遺跡は伊勢崎台地上にあるが、南北方向に低地が入りこんどおり、A・B・D 区が微高地、C 区が低地となっている。奈良平安時代の遺構は、堅穴住居 52 軒、掘立柱建物跡 6 棟、井戸 4 基、溝 10 条、土坑 27 基、耕作溝、As-B 下水田等がある。

堅穴住居は A 区で 34 軒、B 区で 2 軒、C 区で 9 軒、D 区で 7 軒検出されている。A 区は微高地上に位置しているが、時期の判明した堅穴住居はすべて 10 世紀以降のものである。確認面の標高は C 区で検出された As-B 下水田とほぼ同じである。

B 区は A 区から続く微高地上に位置しており、9 世紀以前の堅穴住居が 2 軒検出されている。

C 区は、南西部は低地で As-B 下水田が存在しているが、北部 1/3、東部 1/3 程度は微高地となっている。堅穴住居は北部微高地上から 4 軒、東部微高地上から 1 軒、低地部から 4 軒検出されている。このうち、北部微高地上の 2 軒、東部微高地上の 1 軒は 10 世紀以降で、北部微高地上の 1 軒、低地部の 4 軒は 9 世紀以前のものである。低地部の 4 軒のうち 2 軒は As-B 下水田と重複しており、水田より古くなっている。

D 区は A 区から続く微高地上に位置しており、時期の判明した堅穴住居はすべて 10 世紀以降のものである。

As-B 下水田は低地である C 区から検出されている。地形の制約を受けているためか、畦畔が斜行するものや湾曲するものが多く、区画も不規則になっているが、中央部には直線的で直交する畦畔もあり、湾曲してはいるが南西部で大畦畔も検出されているため、条里地割となる可能性もある。水田の形状や地形を考えると、北部の微高地上に水田が続いている可能性はほとんどない。東側や西側の微高地上に続いていた可能性はないとはいえないが、特に東側の微高地上は水田面よりかなり標高が高いため、可能性は低いといえる。



図 8 新井太田間遺跡全体図

5. 水田開発と集落の変容

(1) 前橋台地南東部集落遺跡の特徴

さて、上記のすべての遺跡で As-B 下水田が、8 遺跡中 7 遺跡で 8・9 世紀から 10・11 世紀にかけての竪穴住居が検出されている。一般的に竪穴住居は遺跡調査区内の微高地に、水田は低地に分布しており、今回取り上げた遺跡もそのような分布を示しているが、竪穴住居を 9 世紀以前と 10 世紀以前にわけて見ると、2 つの時期でやや異なる分布を示している。また、竪穴住居が As-B 下水田の下から検出されている遺跡もいくつかある。

徳丸仲田遺跡では、微高地の H～J 区に竪穴住居が分布するが、10 世紀以降は J 区にだけ存在している。H 区から I 区にかけて斜めに走行する、21・28 号溝より西は As-B 下水田が存在しており、位置的にも低地から微高地へ移行する途中にあるため、H・I 区は J 区より低地の様相が強い部分である。21・28 号溝の東側は集落が継続し、As-B 下水田は存在しなかったと考えられる。すなわち、9 世紀以前は H 区まで集落域だったものが、10 世紀以降は、21・28 号溝の西側に条里地割水田が広がり、集落は溝の東側に限定されるように変化したといえる。

西善尺司遺跡でも、竪穴住居の分布する、I 区西谷右岸、I・II 区間の西谷と東谷に挟まれた微高地、IV 区のうち、10 世紀以降の竪穴住居は、I・II 区間の微高地に移行する途中にあるため、I・II 区間の微高地に集落が限られ、他は大部分水田であったと想定される。

内村前遺跡では、1 区、6 区～9 区から竪穴住居が検出されているが、10 世紀以降のものは 8 区東部と 9 区にだけ存在する。また、1 区・6 区の集落の上部には水田が存在した可能性もある。よってこの遺跡も、9 世紀以前は調査区内の数ヶ所に集落が散在していたものが、10 世紀以降、集落は 8・9 区に限られ、他の大部分が水田となっていた可能性が高い。

前田遺跡では、竪穴住居は A 区と A 区に続く B 区の一部だけに分布しており、他の区では検出されていないが、後世の削平が深くまで及んでいる部分も多く、不明な点が多い。

下増田越渡遺跡では、竪穴住居は A～D 区で検出されているが、9 世紀以前のものは B 区の 2 軒だけ、

条里地割導入後の水田と集落の一様相

他はすべて 10 世紀以降である。この遺跡は、水田面が As-B 下と洪水平層の 2 面あり、住居との重複関係から、洪水平層下水田→10 世紀以降の住居→As-B 下水田の変遷が確認されており、9 世紀以前の住居は直接洪水平層下水田と重複関係はないが、出土遺物等の時期からは水田より古くなる可能性が高い。ということは、集落が水田となっ



図 9 波志江中野面遺跡全体図

た後再び集落になりさらに水田となっており、他の遺跡とは異なる様相を示している。このことは、9世紀の洪水による土砂の堆積が著しく、すぐに水田が復旧できなくて、一時集落に戻っていたと推定できよう。

荻原遺跡では、間に低地を挟んだA・B区とD区に豊穴住居が分布するが、10世紀以降のものはA区だけに存在している。この遺跡も、10世紀以降は集落がA区に限られ、他は水田となっていたと想定される。

波志江中野面遺跡では、A～D区に豊穴住居が分布するが、9世紀以前のものは、B区からC区の微高地から低地にかけて存在する7軒だけで、微高地上に存在するものは10世紀以降のものだけである。C区に存在する3軒の10世紀以降の豊穴住居も、低地ではなく微高地上に位置しているため、10世紀以降の豊穴住居で低地に存在するものはないといえる。

このように見えてくると、8・9世紀から10・11世紀にかけての集落には以下の特徴があげられる。

- ・7遺跡中4遺跡で見られるように、10世紀以降に豊穴住居の分布範囲が縮小しているものが多い。
- ・9世紀以前の集落は、微高地上に展開するとともに、低地に向かって広がりを見せており、10世紀以降の分布範囲は、低地や、微高地から低地への移行部分のものが減って微高地上だけに集中している。
- ・9世紀以前の豊穴住居の中で、As-B下水田と重複し、As-B下水田よりも古いものもいくつか検出されており、集落であった場所を水田にしている例がかなりある。

すなわち、9世紀から10世紀にかけての前橋台地南部の特に東部地域の集落については、微高地から低地へかけて広がりを見ていたものが、微高地上に集中する様相が見て取れる。

さて、前橋台地中西部地域では、9世紀以前は東部地域と同様であるが、10世紀以降については、調査された遺跡に限っていえば、ほぼ全面といってよいほど水田が広がっており、集落は検出されていない。この違いは何からくるのであろうか。地形分類では、広瀬川以東は後期更新世前半の扇状地であるが、井野川から荒川までは台地上の微高地と後背湿地が交互に入り組んでいる地形となっていて、東部と中西部との違いは見られない。³⁾しかし調査遺跡をみると、東部にある今回検討した遺跡はいずれも低地と微高地が入り組んでおり、中西部と違い全面水田とすることができない程度の地形となっている。地形分類図に表れない違いが見られるということであろう。

(2) 水田開発と集落変容の背景

では9世紀から10世紀にかけての水田開発の背景にはどんな事があるのであろうか。

前稿において、条里については、条里呼称法が最初に資料に見られるのと班田の実施に年代差があるので、条里呼称法と班田制は別の起源を有するシステムであり、条里が完成した背景は、大宝律令下では土地公有の原則であったが、私有地が増大すると、私領と公領の正確な記録・収入が不可欠となり、行政上の必要により導入されたと推定されるとした。金田章裕氏の説を引用し（金田1985・1987・2000等）、条里プランは、班田受取とは関係なく、私有地の増加にともなって導入されたとした。

そして、9世紀以降に成立した当該地域の条里地割も班田受取にともなって成立したものではないが、上野国で荘園が発達するのは12世紀になってからであり、条里地割の成立を、土地の私有化と直接結びつけることはできないが、10世紀後半から11世紀の間、上野国は律令的原則による奪取が破綻していたと考えられているため（北條1991）、律令的土地制度の解体過程で、すでに在地勢力による開発が進んでいた可能性があると考えた。

さて三世一身法や蟹田永年私財法による私有地の増大で考えられるのはいわゆる初期荘園である。もとより上野国で初期荘園は知られていないが、初期荘園の多く分布する北陸地方では、8世紀中葉に荘園が成立し始め、9世紀末から10世紀代に終末を迎えるとされている（北野1996）。集落においては、この地域はすでに掘立柱建物を中心の集落になっているが、この時期に集落構造に大きな変化が見られる。すなわち、8～9世紀は、5～6棟からなる「建物群」を構成し、他に倉庫や広場・作業小屋などを持ち、建物群はさらに2～3棟からなる「建物小群」に分割できる構造となっている。そして「建物群」間に階層差による構造の差があるとされている。これに対し10世紀以降は、「建物小群」がそれぞれ一定地区を占めて分布し、「建物群」全体の配置が、「建物群」を単位とした一體的な配置を崩している構造になっている。また、特定「建物小群」の倉庫の固定的保有や、遺物分布の偏りなどが認められる遺跡もあり、「建物小群」相互間に階層差がある可能性もあったとされる。このことは、8～9世紀段階では「建物小群」の自立性が脆弱で、「建物群」が「建物群」を構成する建物・施設の配置を規制し、倉庫や家地、あるいは園地や作業空間等の保有・管理主体であった段階（単位集団の段階）であるが、10世紀代は「建物小群」の相対的地位が上昇し、經營体としての機能が「建物群」から「建物小群」へ移っていく段階であることを示しているとされている（田嶋1983）。

次に、越後と信濃における9世紀から10世紀にかけての集落の変遷の例を見てみよう。

越後については坂井秀弥氏の研究に詳しい。氏によると、越後においては、古代集落遺跡は9世紀中葉から後半にかけて大きく変化している。それ以前の集落は、砂丘や台地上などの地形に立地し、比較的大規模な集村で

耕地が集落から離れており、豊穴や掘立柱の建物がグループをなすが、それぞれに倉庫や井戸は付属せず、屋敷地としての独立性が希薄である。9世紀中葉から後半以降は、沖積地の微高地に立地し、小規模分散型ともいえる散村の形態をなす。一定の土地を屋敷地として占有し、屋敷内に井戸やごみ穴などがあるが、屋敷地は階層によって規模の格差がある。また、周辺に耕地としての水田がある。屋敷ごとの独立性が強く、集落の紐帯は相対的に弱いとされる。氏はこの2つの類型を「住耕分離型」と「住耕一体型」とし、9世紀中葉から後半を境にして「住耕分離型」から「住耕一体型」へ変化するとしている（坂井1989・1994）。坂井氏はまた、関東地方の集落遺跡についても言及し、千葉県や埼玉県の例をあげ、台地上の遺跡が9世紀中葉から後半に急速に衰退しており、代わって沖積地に進出して集落と耕地が一体化したとし、越後と同様の変化があったとされている。

信濃における奈良平安時代集落については、原 明芳氏が詳細な研究を行っている。氏は、田川流域の集落遺跡をとりあげ、古墳時代から中世までの変遷を考察している。それによれば、9世紀末から10世紀にかけて、それ以前の大規模な集落が消滅・小規模化し、それに代わって從来集落とならなかった丘陵や山腹部などの標高の高い場所に小規模な集落ができ、集落域の拡大が起こっている。ただ、どの集落も存続期間が短く、10世紀後半までには消滅している。集落内部では、大型住居を中心として周囲に小型住居が展開する状況であったものが、大型住居なく、2～5軒の豊穴住居のまとまりが間隔をおいて存在するように変化しているとされている。また、遺物をみると、小規模であっても量は少ないが縁釉陶器が出土しており、独立性が高かったことを示しているとされている。そしてこの変化は信濃の他の地域でも見られるため、信濃全域で起こっていたと考えられている（原1996）。

このように見てくると、北陸地方、越後、信濃のいずれの地域でも、9世紀から10世紀にかけて、集落において大きな変化があったといえる。それは、大規模集落が消滅・縮小し小規模化が進み、沖積地あるいは山間部に集落が進出し散村の形態をなす。また、屋敷地ともいえる一定の土地を占有し、その地ごとの独立性が高いとみられるものである。

一般に莊園は9世紀代に衰退していくといわれているが、それは東大寺側の經營権が弱体化したことと示し、逆に在地の個別經營が伸びて農業生産そのものはかなり進展がみられるのではないかという指摘もある（浅香1978）。

これらのこととは、個別經營が発展していく姿とみられ、大規模な集団が分解して小規模な集団が独立していく過程を示していると考えられる。

さて、前橋台地南部地域においてはどうであろうか。今回取上げた東部地域の遺跡では、9世紀から10世紀にかけて集落域の縮小と微高地への集中が見られる。しかし、豊穴住居数を見ると、集落全体を調査している遺跡はなく存続期間も遺跡により違うため一概に比べられないが、9世紀以前より10世紀以降が減少している遺跡が4遺跡、増加している遺跡が4遺跡で同数である。つまり、集落域の縮小はあっても、単純に小規模化しているとはいえない。中内村前遺跡や波志江中野面遺跡等では、数10軒の豊穴住居が集中しており、何代も継続して建て替えていたと見られる状況もある。また、9世紀以前の豊穴住居だけの集落は、新井大田関遺跡1遺跡のみで9世紀以前のものも4軒だけはあるが、10世紀以降の豊穴住居だけの集落はない。遺跡分布図を見ても同様の傾向がある。すなわち、9世紀代で消滅する集落も、10世紀以降新たに出現する集落も少なかったといえよう。

中西部地域では9世紀以前の集落は少数検出されているが、10世紀以降集落はほとんど検出されていないため、9世紀代で消滅する集落が多かったことはいえるが、他は不明な点が多い。ただ、ほぼ全面といえるほど全体的に条里地割が施工されている地域なので、水田耕作するには集落が全くないとは考えられないため、条里地割区内に集落が組み込まれており、見つかっていないことから検出されにくい状況であったと考えるならば、小規模・分散的だった可能性はある。

以上のように、前橋台地南部の東部地域においては、9世紀から10世紀にかけて、集落域の縮小はあるが、必ずしも集落が小規模化しているとはいわず、また、集落の消滅や沖積地等への進出も顕著に見られない。低地にあった住居が微高地に集中するという、むしろ逆の傾向も見受けられるため、越後・信濃の状況がそのまま当てはまるとはいえない。中西部地域においても、小規模分散的だった可能性はあるが、集落が見つかっていないため詳細は不明である。よって、前橋台地南部の集落のからは個別經營が発展していく状況を確認することはできない。

前橋台地南部の9世紀から10世紀の集落について言えることは、前述の東部と中西部の地形の違いや、低地やその周辺にあった住居が減少し微高地に移動することと、9世紀以前の集落の上に水田が作られていること等を考えあわせ、從来の水田以外の低地や低地から微高地への変換地など、集落域も含めて水田耕作可能な場所はすべて水田にし、水田にできない程度の微高地があればそこを集落にするような大規模な水田開発が行われたため、集落域の移動・縮小がおこったと考えられることではないか。そして、開発には条里地割の導入が伴っているとすることができよう。

さて、坂井氏は、氏の言う10世紀以降の集落形態である「住耕一体型」に分類されている一之口遺跡で、屋敷地が一町を基本とした方格地割の区画に存在していることを取上げているが(坂井1994)、他地域においても集落の変化の背景に条里地割水田の導入があった可能性は考えられる。

また、条里地割を伴う大規模開拓により、耕地は拡大し農業生産も伸展していったと考えられるが、この状態を維持するためには、農耕技術の進歩(牛馬耕の導入等)とともに、安定した農業経営が必要である。とするならば、前橋台地南部でも、集落には現れていないが、小規模で独立性が高い個別経営が伸展しつつあったことは想定される。

9世紀末から10世紀にかけての社会を見ると、律令制の収取体制が転換した時期であるといえる。国司長官が受領となり、受領への責務と権限の集中、国務の請負と郡の行政機構の再編等が行われている(勝山1995)。

律令体制下の国司の下で微税を請け負っていた郡司が没落していったため、国衙領を新たな微税単位である「名」に編成し、そこで耕作する人を「負名」として、受領がそれを直接把握して微税する取収体制へ転換している。郡司に任じられていたのは在地首長層であったため、それへの依拠という律令国家の前提が崩壊したといえる。このことは、在地首長層の権力が削弱され、中央政府の支配が展開し、地方支配が強化されたと捉えることができる(大津2001)。「名」の編成が直接条里地割導入の契機となっているとするることはできないが、こういった律令体制の変化により、大規模開拓が可能になったことは充分考えられるであろう。

6. おわりに

以上、筆者の浅学もあって雑駁でまとまりのない内容となってしまったが、前稿と併せて当該地域の水田開拓の状況を解明する一端になればと思う。今回は、時間やスペースの都合から、上野国内の前橋台地南部という限られた地域しか検討できなかったが、さらに範囲を広げ、地域差や時期差を含めた考察を今後の課題としたいと思う。

本稿は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団平成17年度職員自主研究助成金交付を受けた「群馬県中南部から東部にかけての地域における、条里地割導入後の水田と集落の様相」の成果の一部である。

註

- 1) 整穴住居の時期については、本来出土遺物等を検討して厳密に区分すべきであるが、本稿では紙幅や時間の関係からその点の検討はできなかった。報告書の記載をもとに、9世紀は、コの字状の縄土師甕、回転糸切りと調整の須恵器などとの特徴から、10世紀は、羽雀の出現、熊野船形の須恵器等の特徴から、10世紀は、羽雀の出現、熊野船形の須恵器等の特徴から、10世紀は、羽雀の出現、
- 2) なお、各報告書中の地形の表記で、低い部分を低地、高い部分を台地、微高地とされているが、厳密な定義で統一されてはいない。今回取上げた遺跡は前橋台地上にあるため、それと区別するため、遺跡内の微地形では、「低地」「微高地」を使用することにする。
- 3) 前橋台地南部の地形分類については、「群馬県史」通史編Ⅰ原始古代1 によった。

引用参考文献

- 浅香年木 1978 「北陸の庄田について」「北陸庄園遺跡の検討」古代を考える16 p.66-67
- 新井 仁 2001 「群馬県における平安時代の水田開拓について—前橋台地南部を中心とした試論—」[財]研究紀要」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 (19) : 21-34
- 飯塚卓二郎 2004 「前田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石守 真也 2002・2003・2005 「中内村前遺跡 (1)・(2)・(3)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 伊平 敬・鶴田正久也 2004 「萩原遺跡 新井大田開遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 宇野隆大 1991 「律令社会の考古学的研究」桂樹房
- 大木伸一郎他 2002 「徳丸仲田遺跡 (2)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大津 達 2001 「宮廷社会を支えたもの」『道長と宮廷社会』日本の歴史第6巻 講談社 p.174-175
- 勝山清次 1995 「収取体制の転換」「岩波講座日本通史 第6巻」岩波書店 p.145-147
- 北野博司 1996 「初期莊園と土地開拓」「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第7集 p.173-175
- 金田章裕 1985 「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂 p.43-125
- 金田章裕 1987 「古代・中世における水田景觀の形成」「私のアジア史 3」学館 p.209-250
- 金田章裕 2000 「地割の起源」「古代史の論点1 環境と食料生産」小字館 p.275-298
- 坂井秀弥 1989 「古代集落としての山三賀II遺跡」「新斎ババイス関係発掘調査報告書(山三賀II遺跡)」新潟県教育委員会 p.228-231
- 坂井秀弥 1994 「方と角、東と西と星歌」「鏡と鏡を読む—渡むー古代から中世へー」(佐藤 信・五味文彦編) 山川出版社 p.33-48
- 須田貞舟他 2001 「西善寺尺遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 岡 晴道 2003 「増田越戻遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 田嶋明人 1983 「奈良平安時代の建物グループと聚落遺跡—加賀・能登の掘立柱建物群を中心とした観察—」「北陸の考古学」石川考古学研究会々説明会26号 石川考古学研究会 p.671-676
- 角田芳昭他 2001 「波志江中野面遺跡 (1)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 原 明芳 1996 「信濃における奈良・平安時代の聚落展開—松本平東南部、田川流域を中心として—」「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第7集 p.197-207
- 北條秀樹 1991 「上野園の封戸・莊園・御園」「群馬県史 資料編2 原始古代2」群馬県 p.705-706

上郷岡原遺跡III区建物群の様相

— 中世～近世の掘立柱建物跡を中心として —

飯森 康広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1.はじめに | 6.形態的な特徴 |
| 2.上郷岡原遺跡の概要と問題点 | 7.建物の変遷案と建物配置 |
| 3.8号建物の修正と問題点 | 8.変遷案と桁行平均柱間 |
| 4.主軸方位による分類 | 9.まとめ |

— 要旨 —

天明3年の浅間山噴火泥流直下で発見された礎石建物1面1号建物の前身建物が、掘立柱建物である8号建物であることを検証するとともに、報告された8号建物平面形態の修正案を示した。基準尺においても、8号建物が1面1号建物と一致する点を指摘した。8号建物の間取りは、1面1号建物との比較検討によって、居室空間が3分割され、馬屋を持つ土間と、入り口を含む中央部土間、更に床張りされた居室を想定した。

III区2面で発見された掘立柱建物14棟について、調査時の問題点を明らかにし、遺構評価の限界を提示した。また、変遷案を示すとともに、桁行平均柱間数値の検討から、基準尺が7尺台から6尺台に転換して、天明3年の礎石建物へと継続することを位置づけた。

キーワード

対象時代 中世～近世
対象地域 群馬県吾妻郡
研究対象 掘立柱建物跡

1.はじめに

上郷岡原遺跡は吾妻郡東吾妻町三島に所在し、吾妻川右岸縁辺に位置する。平成14年度から八ヶ瀬ダム建設工事に関連して発掘調査が始まり、6か年に及んでいる。面積が広大であるため、調査報告書も分冊で刊行予定されている。本稿で扱う調査区はIII区にあたり、平成19年刊行の調査報告書『上郷岡原遺跡(1)』(2007、以下『報告書』と略す)で報告されている。

本遺跡1面出土の建物群は、天明3年の一括史料として重要性が高い。民家主屋2棟と付属屋、便所、麻畠、水田、道路など集落遺跡を包括的に捉えることができる。報告書刊行により、漸く全容が明らかになったが、礎石建物だけに限っても、建築材の観察や痕跡検討など課題が多いだろう。また、出土遺物に関する統計的な分析や、文献史料・地図史料からの分析も今後の課題であり、報告書続編が待たれる。

一方、本稿で扱う天明3年以前の遺構に関しては、掘立柱建物群のほか、竪穴状遺構、土坑墓群など多種な遺構が混在しており、検討課題を多く残している。江戸時代における住居建物の研究課題として、掘立柱建物から礎石建物への移行問題がある。近年の研究動向においても、一般農村主屋の礎石立て転換期が、全国的に18世紀後葉から19世紀前葉に位置づけられている¹⁾。本遺跡では、天明3年(1783)に被災した礎石建ての主屋が発見され、その下層からも掘立柱建物群が出土し、掘立柱建物から礎石建物への転換期を示す事例と考えられる。このため、本稿では掘立柱建物群の分析を通して、変遷案を提示するとともに、天明3年(1面)段階の礎石建物との関係にも配慮しようと思う。

2. 上郷岡原遺跡III区調査の概要

(1) 第1面(天明3年)の概要

1面調査は天明3年の浅間山噴火泥流によって被災埋没した遺構群である。遺跡全体で同時期の遺構群が発見されているが、III区に関しては北端部で2棟の礎石建物と4棟の掘立柱建物(うち便所を伴うもの3棟)、屋敷畠2枚、道路を挟んで南半部には畠跡12枚と水田跡7枚が見つかり、もっとも充実した遺構構成となっている[図3]。畠跡に関しては、断定はできないが、サクの幅や遺存する植物遺体を考慮して、麻畠が多くあるものと想像される。

北端部屋敷跡のうち、礎石建物である西側の2号建物に関しては、南西部分の上部構造が基礎から床板まで押し流されずに残り、周辺には粉碎をまねかれた戸板や障子戸、土壁などがそのまま遺存し、同時期の民家住宅の構造を知る貴重な発見であった。『報告書』では建物の間取り復元を村田敬一氏が行っているが、建築部材からの詳細な建物復元までは記載されておらず、今後建築史家

参加による共同研究も期待されるものと考える。

(2) 第2面(中世～近世)の概要と問題点

2面調査は、縄文時代から天明3年以前まで、幅広い年代を同一面としている。ただし、縄文時代(縄巻で報告予定)及び平安時代の遺構は、遺物を出土する例がほとんどであり、埋没土の様相も含め、選別は容易である。対して、中世から近世にわたる遺構は、共伴関係や年代の分別が難しい。『報告書』による集計では、掘立柱建物14棟、竪穴状遺構12基、土坑墓13基、火葬跡1基、便槽13基、焼土48基、土坑237基(平安時代以前含む)、ビック1343基(掘立柱建物柱穴含む)が該当しよう。

遺構は調査区北端と、南・南西部に集中部分がある。北端の掘立柱建物は、後述するところ、天明3年段階の建物と連續性が認められることから、あるいは江戸時代で収まる可能性がある。対して、土坑墓の出土銭貨は宋・明銭ばかりであるため、中世にほぼ限定でき、中央部から南半分に分布域が広がる。両者は位置関係からも、関連性が希薄である。また、便槽も北端部に集中分布し、うちの2基は、天明3年に近い年代の陶磁器を出土しており、掘立柱建物との関連も考慮されるが、天明以前のどの段階まで通り得るものなのか問題がある。

竪穴状遺構と焼土は、性格付けに一つの仮説が示されている。石田真氏は、「床に粘土を厚く貼った建物跡や、直径30～50cm程の円形をした焼土が50ヶ所ほど見つかり」、推測の域と断りつつ、「他地域ではあまり見られない特徴をもっており、岩島地区の特産品であった麻の生産と関連付けて考えられそう」とした。具体的には「収穫した麻を干したり、煮たりする作業を想定し、「煮え湯をくんでは麻にかける」「湯かけ」と、「生麻を水に浸したり、乾燥したりするのに、「ねど倉」と呼ばれる厚い壁で作った建物が利用され」「焼土は「湯かけ」時の火を焚いた跡、建物は「ねど倉」のような施設と考えることも可能」(石田2003)としている。『報告書』も、丸橋勝太郎『桜木大麻製造実験略記』を引用し、「大きさだけを見ると、竪穴状遺構の内、2号～6号・8号・9号・11号・12号の9基の竪穴状遺構は丸橋氏が記載した大きさの前後でありねど倉の可能性を否定できない」(『報告書』123頁)と、石田氏の解釈を追認する姿勢を探っている。

以上の仮説は、遺構に対して民俗事例から解釈を試みた貴重な検討であるが、竪穴状遺構に関しては、一般的な評価も、容易に否定されるものではない。竪穴状遺構は県下でも散見される遺構であり、住居や倉庫の性格が想定できる²⁾。本遺跡での分布域は、掘立柱建物や土坑墓とも近接して同時性もうかがえる一方、出土遺物から天明3年に近いものも含まれる。

竪穴状遺構と焼土に関する石田氏と『報告書』の見解

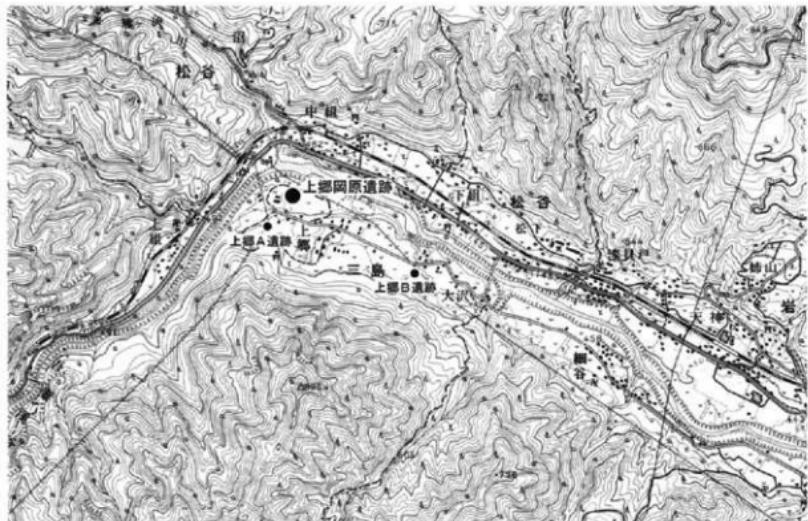


図1 上郷岡原遺跡 遺跡位置図(1:25,000)(国土地理院1:25,000地形図、長野原・群馬原町を使用)



図2 上郷岡原遺跡III区 2面建物配置位置図(「上郷岡原遺跡(1)」より転載、一部修正)



図3 III区1面全体図22 (f上郷岡原遺跡(1)) より転載)

は興味深いものであるが、現在調査された天明3年被災遺跡で、麻竇と共伴する竪穴状遺構が見つかっていない事実が、大きな障害であろう。焼土に關しても、被災した季節との関連も想定されるが、天明3年段階の麻竇跡で関連遺構の発見が必要であろうし、関連づけを検証する方法論も可能性として残っている。

一方で竪穴状遺構2基から礎形溝が出土していることは興味深く、鉄精錬が周辺で行われていた可能性もうかがえる。麻竇との関連から仮説が出されている現状に対して、中世の集落像からみた竪穴状遺構や焼土の解釈も当然可能である。本稿の目次ではないが、今後の課題である。

以上、問題点ばかりを指摘した観も否めないが、2面における中世から近世の遺構では、明らかに時期差を想定しうるものがある。本稿では北端部を一団の居住空間として範囲を絞り、検討を加える。なかでも掘立柱建物群は、天明3年段階に継続性が認められるものとして、希少性が高いものと考える。

(3) 2面掘立柱建物跡認定に至る問題点

ここでは、調査段階から報告までの問題点を挙げる。事実認定上、重要な考え方からである。

『報告書』3頁「調査日誌抄録」によれば、「平成15年1月8日(内担当者3名が着任)。1月21日(外)中近世の掘立柱建物跡確認調査。2月3日(内)調査終了」とある。実調査期間は16日間(除雪作業のみ1日含む)である。しかし、『報告書』が平安時代以降を扱っている関係上わかりにくいが、この調査期間の大半は、縄文時代遺構調査に費やされ、中近世遺構調査は1月以降測量も含め2日間に過ぎなかった。つまり、筆者が1月に着任した段階で、「日誌」にある掘立柱建物柱穴及びピット群の大半は半裁され、終了となっていた。したがって、筆者が実際に遺構確認から掘削まで携わった柱穴は、わずか1面2号建物範囲の下面だけであった¹¹のだが、2面掘立柱建物跡に関しては、すべて筆者が1月段階で認定している。

さて、『報告書』第2分冊：遺構写真編を見れば明らかなどおり、本稿で扱う2面掘立柱建物群の遺構写真は少ない。PL95・96[図5]がすべてとも言える。これは調査環境に要因がある。PL95・96[図5]を注視すれば分かるが、柱穴は南北半分が半裁されている。調査途中ではなく、これが掘立柱建物群の完掘状態を示している。つまり、柱穴は全掘されなかった。調査担当合議による判断である。限られた調査期間による苦渋の選択であった。本来ならば、半裁の画面を作ることも1案であっただろうが、今となっては、どれが全掘されていたのか、写真でしか分からなくなってしまった。もちろん、柱穴を半裁で済ませた場合、出土遺物の半分は掘り残され、遺構深度の確実性や重複する柱穴発見の機会が半減してしま

う。掘立柱建物認定には、前提としてこうした問題点がある。

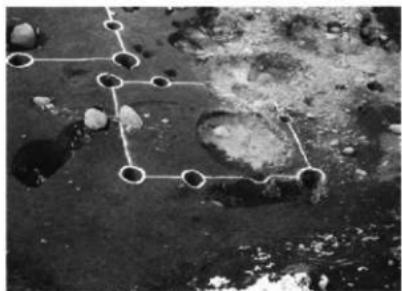
本遺跡の特徴は、天明3年段階から中世までを上層から連続的に把握できる点にある。例えば、後述する8号建物は、1面1号建物の前身建物として認定できるのである。しかし、問題は調査担当者の入れ替わりにより生じた。1面1号建物には掘り方調査[図6]があったが、筆者は1面1号建物の掘り方状況図を知らないまま、8号建物を認定した。なぜなら、2面調査面は、1面調査面から重機と人力により約20~30cm掘り下げられていたからである。ただし、1面1号建物の礎石下から空洞化した柱穴が発見された事実は引き繼がれており、これが8号建物認定の動機となっていた。言い訳になるが、次章のとおり変更が生じてしまったのは、筆者が遺構を連続的に把握できていなかったためである。ここに認定の断絶が生じている。修正は必然であった。

3. 8号建物の修正と問題点

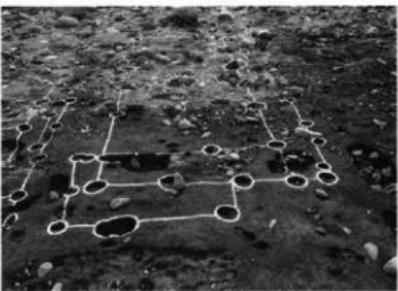
報告されている8号建物は、2×4間四面下屋の南北棟となっている[図7]。これは調査時の認定である。重複する建物も3棟あり、特に9号建物は柱筋が一致する部分があり、一棟としてつながるのかという不安もあった。調査段階では縮尺1/80~100の遺構確認図を拡大コ



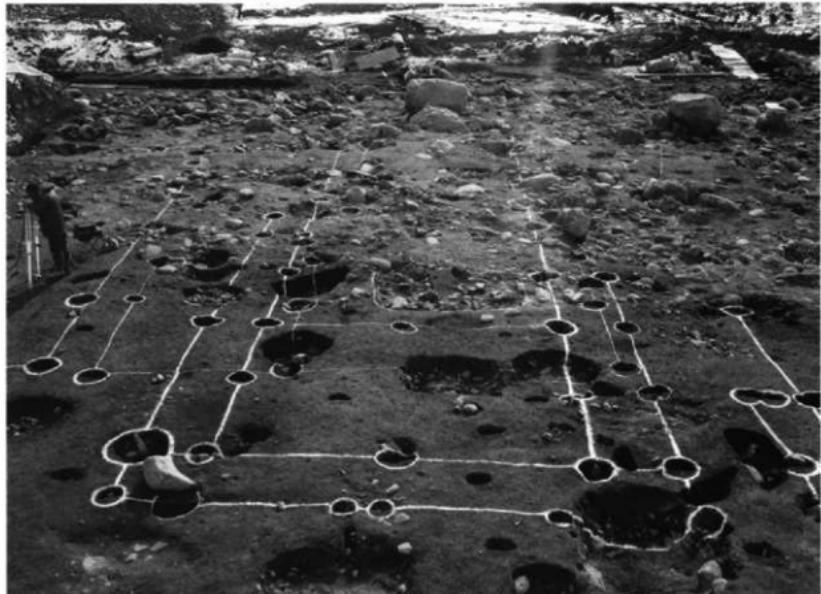
図4 III区1面1号建物間取り図
(復元: 村田敬一) (『上野岡原遺跡(1)』第87回図載)



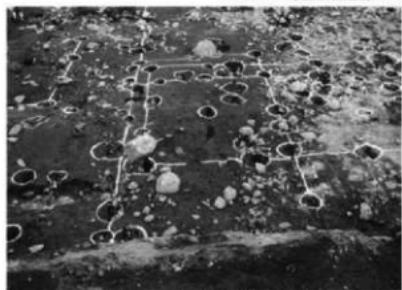
1. 1号桩立柱建物(48区13号桩立柱建物)【東→】



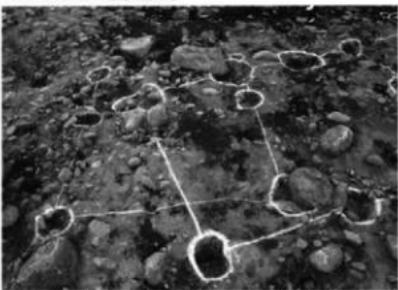
2. 4号桩立柱建物(48区9号桩立柱建物)【北→】



3. 3·8·9号桩立柱建物(48区4·11·14号桩立柱建物)全景【北東→】



4. 6·11号桩立柱建物(49区8·11号桩立柱建物)【西→】



5. 13号桩立柱建物(48区10号桩立柱建物)【東→】

図5 III区掘立柱建物群全景写真 (『上野原跡』PL.96転載)

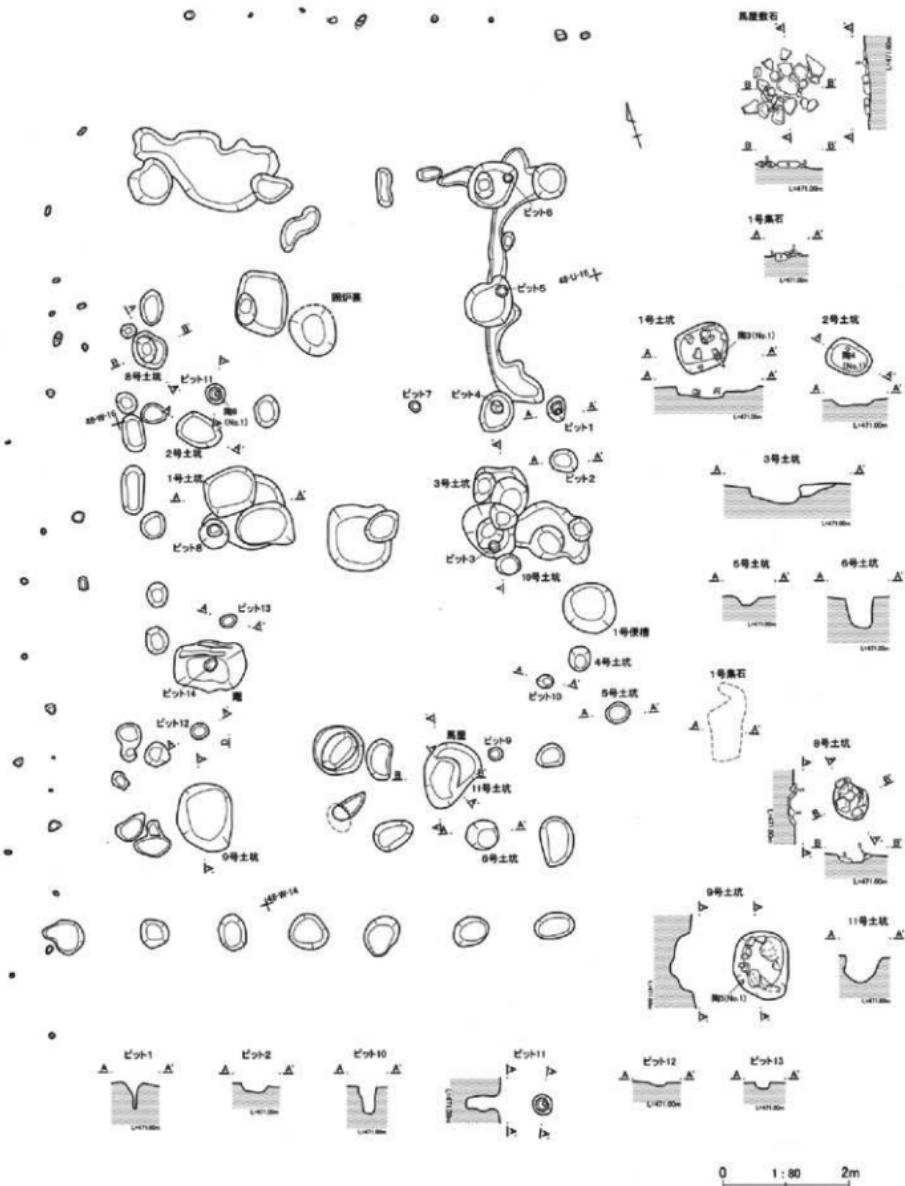
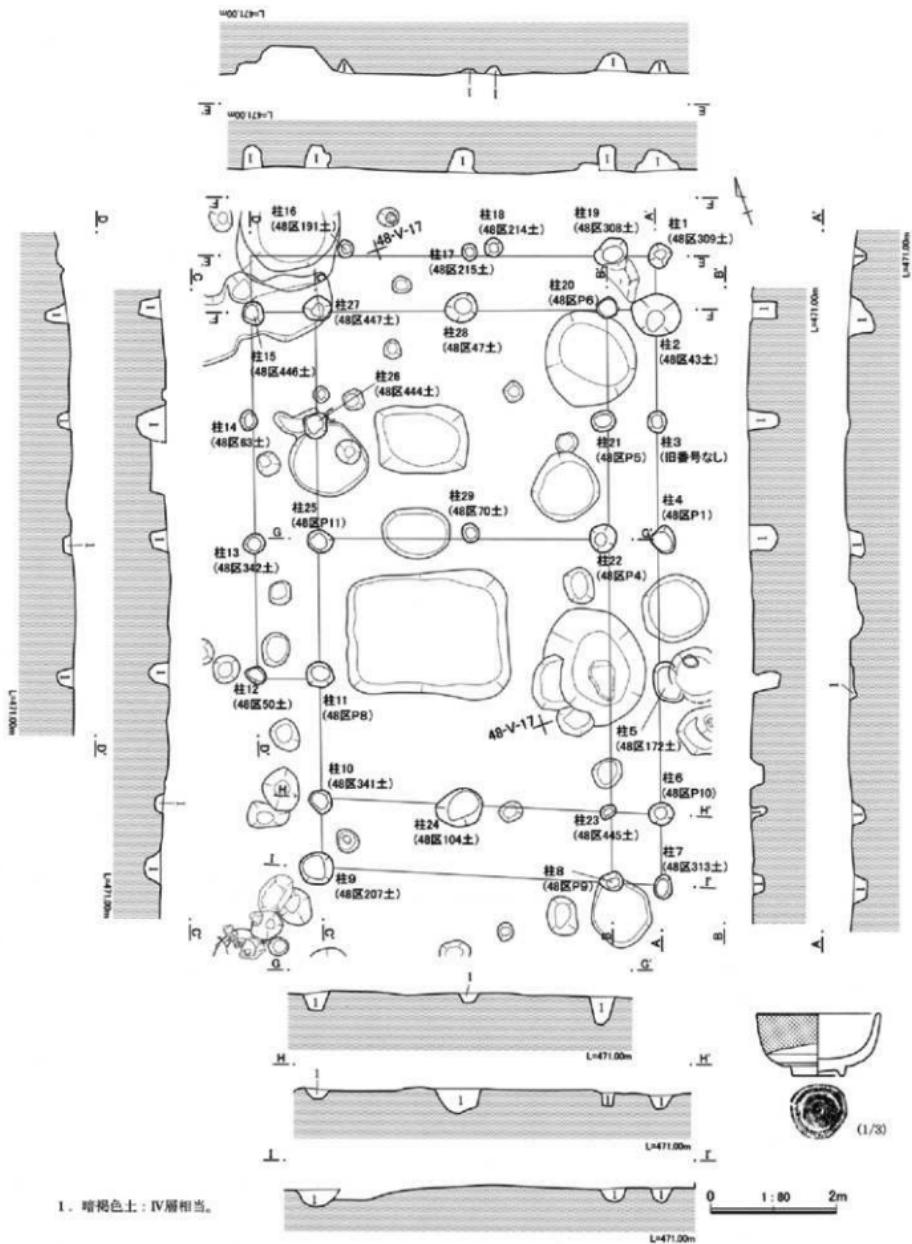
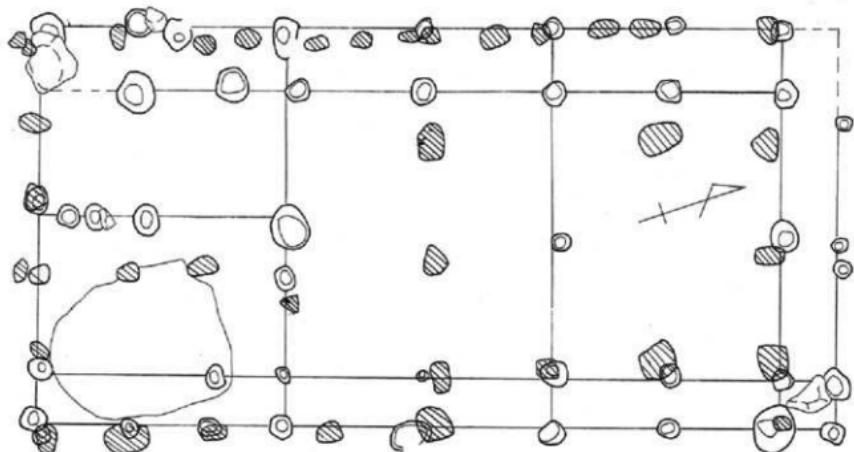


図6 三区1面1号建物掘り方平・断面図 (上野岡原遺跡(1)より転載)

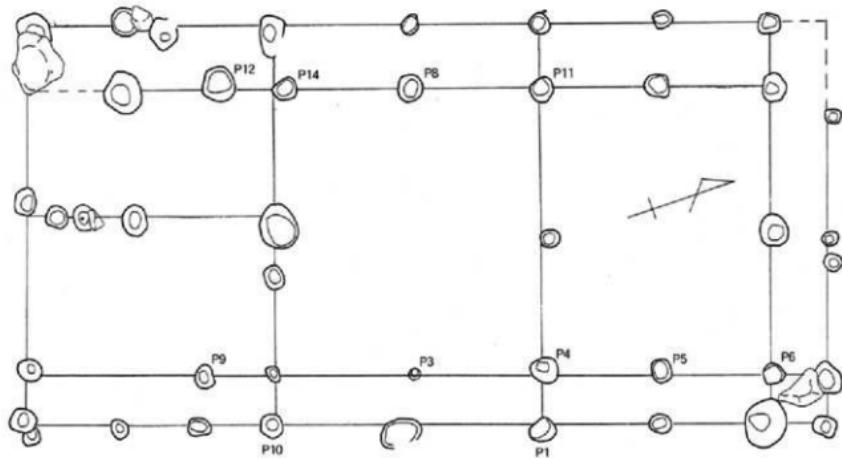


1. 増褐色土: IV層相当。

図7 修正前の田区 2面 8号掘立柱建物跡平・断面図 (『上野岡原遺跡(1)』より転載)



*斜線は1面1号建物壁石



*P番号は1面1号建物のピット番号

図8 8号掘立柱建物修正図 (1:80)

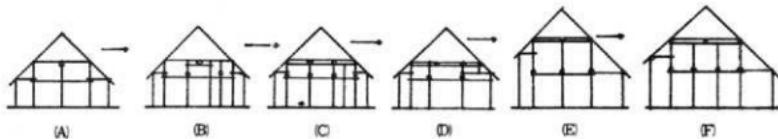


図9 高山村の民家における構造進化の模式図【桑原(1976)より引用】

ビーとして掘立柱建物認定に使用していた。したがって、暫定的な面もあった¹³⁾。

筆者の修正案を図8に掲載した。2×7間三面下屋の南北棟である。修正作業は図8上に示した1面1号建物の礎石との照合により始まった。その結果、両建物はほぼ同じ位置に建っていることが判明した。相違点は、8号建物が北側にも下屋を持つことと、梁柱位置が移動している点であった。次に1面1号建物掘り方平面図〔図6〕との照合である。すると予想を超えて一致する柱穴があった。図8下に示したP○○番号がそれである。これがまさしく、現場着任時に聞いた礎石下で発見された一部空洞化した柱穴だったのだ。1面1号建物掘り方断面図〔図6〕に掲載されるピット1・10・11を、8号掘立柱建物断面図〔図7〕柱4、6、25と照合した結果、確認面は20~30cmの高低差があるものの、底面はほぼ同レベルであることがわかった。やはり、8号建物は1面1号建物の前身建物で良かったのである。

さて、1面1号建物掘り方ピット11が8号建物の柱穴と同一であることが判明すると、出土遺物により時期が判明することとなる。これは完形の瀬戸美濃系小窓〔図7〕で、「報告書」では18世紀後半~19世紀前半の年代観が与えられている。1面1号建物が天明3年被災であるから、8号建物はそれ以前30年間のうちに建てられたか、廃棄されていた可能性が判明する。

1面1号建物は村田敬一氏により、南半分が土間で馬屋を持ち、北半分にザシキ・コザシキ・エンガワが復元されている〔図4〕。8号建物がこの前身建物であるから、馬屋の位置はおそらく変更がないだろう。したがって、柱間の短い南東部の一部屋は馬屋と考えられる。そうすると、間仕切り柱により南北に大きく3分割された部屋割りは、中央部が土間で、南も馬屋を持つ土間、北側一部屋が床張りと想像できることとなる。

柱間をみると、1面1号建物は東西6.40m南北11.84mで、3.5×6.5間で割り返すと、桁・梁側ともに約1.82m 6尺となる。後述するが第1表のとおり、8号建物の桁行平均柱間は1.843m約6.1尺で一致する。

柱構造を比較すると、梁側の柱配置が変化している。8号建物は梁間2間の身舎で北東西三面に下屋を設けている。一方、1面1号建物は梁間3間半で、上屋柱が4本で梁間を三等分するような柱配置となり、構造の進化

が推測される。それは南側の土間部分でも顕著であり、1面1号建物では馬屋部分以外、土間に柱が立っておらず、上屋構造の改良による柱の省略が推測される。このように両建物の構造を比較すると、民家建築研究で知られる成果と合致する構造変化を追うことができる。つまり、図9における(A)から(F)への変化である。桑原稔氏の解説によれば、「(B)は(A)のように上屋を2等分した位置に柱を建てるのではなく、まず上屋を3等分した位置に柱を建てる。そして3等分された上屋裏側の柱間の中央にもう1本柱を建てる。この柱は構造柱というより、チャノマとヘヤ境の間仕切上必要となる柱であるところから、平面計画上の必要性によって設けられた柱とみてよい」〔桑原(1976), p.244〕としている。

2面8号建物から1面2号建物における梁側柱の位置変化はまさにこれに該当する。しかも、それが掘立柱から礎石建てへの基礎構造の変化と同時に起こっていることも本事例の重大な特徴である。

4. 主軸方位による分類 [表1]

14棟の建物のうち、6・13・14号建物3棟を除けば、残る11棟はN=15~20°-E(主軸直交方向も含む)に収まり大差ないが、第1類は4棟でまとまりもあるため、1つに分類した。第2類は同類内で重複が激しく、僅差による細分は意味がない。なお、その他とした3棟は主軸方位が他と大きく違っており、おそらく建物群では古い段階の建物群であろう。天明3年時の礎石建物2棟が第2類に含まれることも傍証と考える。第2類に1面1号建物と8号建物があることから、第1類はその前段階で、1時期か2時期に分類されるのである。

5. 桁行平均柱間の状況 [表1]

検討にあたり主屋と付属屋を別に行う。主屋は面積40m²以上を目安と考えているが、ここでも矛盾しない。主屋では①約2.43m(8尺)が第1類で4号建物1棟、②約2.34m(7.7尺)が第2類で7号建物1棟、③約2.13~2.24m(7.0~7.4尺)が第1類で2号建物1棟、第2類が10~12号建物で2棟、④約1.84~1.95m(6.1~6.4尺)が第2類8号建物・その他14号建物で1棟ずつ、⑤約1.69m(5.9尺)が第2類で11号建物1棟となる。参考に天明面の2棟は礎石建てで、約1.82~1.87m(6.0~6.2尺)

表1 上郷岡原遺跡田区建物計測表

No	主軸方位	面積	桁行 (平均)	桁行平均 柱間	寸尺	梁間 (平均)	梁間平均 (柱間)	規 格	下屋	重複
2-2	N-15°-E	78.78	14.92	2.130	7.0	5.28	1.760	3×7間・南北棟		7
2-3	N-75°-W	33.96	7.58	2.526	8.3	4.48	2.240	2×2?間・東西棟	桁行3間で計算/8	
2-4	N-15°-E	69.78	12.16	2.432	8.0	4.56	2.280	2×5間・南北棟	東張出	10·13
2-5	N-15°-E	17.24	4.79	1.597	5.3	3.60	1.800	2×3間・南北棟		
2-1	N-17°-E	9.41	3.36	1.120	3.7	2.80	1.400	2×3間・南北棟		
2-7	N-17°-E	46.42	9.36	2.340	7.7	4.56	1.520	3×4間・南北棟	西	2
2-8	N-18°-E	83.33	11.98	1.843	6.1	4.64	2.320	2×7間・南北棟	北・東・西	桁行6.5間で計算/3·9
2-9	N-19°-E	28.16	5.94	1.980	6.5	4.74		1×4間・南北棟		8
2-10	N-70°~73°-W	74.00	15.68	2.240	7.4	4.72		1×7間・東西棟		6·11·12·14
2-11	N-68°~71°-W	—	6.77	1.693	5.9	3.68		1×4間以上・東西棟		6·10·12·14
2-12	N-20°-E	40.90	8.95	2.238	7.4	4.57		1×4間・南北棟		6·10·11·14
2-6	N-25°-E	21.84	6.54	2.180	7.2	3.34		1×3間・南北棟		10·11·12·14
2-13	N-58°-W	19.15	5.0	2.500	8.3	3.83		1×2間・東西棟		4
2-14	N-49°-W	54.26	9.42	1.884	6.2	5.76	2.880	2×5?間・東西棟		6·10·11·12
1-2	N-68°-W	40.04	8.63	2.158	7.1	4.64	1.547	3×4間・東西棟		
1-1 砥面	N-18°-E	75.78	11.84	1.822	6.0	6.40	1.829	3.5×6.5間・南北棟		2-8の上層
1-2 砥面	N-20°-E	123.61	15.95	1.876	6.2	7.75	1.938	4×8.5間・南北棟		

である。

付属屋では①2.52m前後(8.3尺)が第1類3号建物・その他13号建物で1棟ずつ。②はない。③約2.18~2.23m(7.2~7.4尺)がその他で6号建物1棟。④約1.88~1.98m(6.2~6.5尺)が第2類で9号建物1棟。⑤はない。⑥約1.6m(5.3尺)が第1類で5号建物1棟。⑦約1.12m(3.7尺)が第2類で1号建物1棟である。また天明面では掘立柱建物で付属屋としては面積約40m²と大きいが、約2.16m(7.1尺)である。

主屋・付属屋ともに数値がバラついており、①8.0~8.3尺が3棟、③7.0~7.4尺が4棟、④・⑤5.9~6.5尺が4棟あり、ほぼ等量に存在する。主屋だけに限れば、③が3棟、④・⑤3棟でや偏りがみられる。ちなみに天明面では、礎石建物2棟が④6.0~6.2尺だが、掘立柱建物1棟が⑦7.1尺と一致する傾向がある。以下は、変遷案を踏まえて後述する。

6. 形態的な特徴

8号建物は、梁間2間で梁側中央に上屋柱を持ち、下屋を3面に廻らしている。一方、後身建物である1面1号(礎石)建物は身廻梁間3間で梁間を三分するような柱間配置となり、上屋・下屋柱の省略がかなり顕著となっている。これは民家建築史上からも至当な構造変化である。梁間3間の建物として2面では、2号建物と7号建物があるが、内部に上屋柱が少なく側柱構造のままである。したがって、梁間も広くなく、柱間が狭くなっている。ただし、2号建物は8号建物以外、唯一下屋を持つ。

本建物群主屋の特徴として下屋が少ない点がある。このため、平面形が細長い印象を受ける。実際桁行も長く、2号建物が8間、4号建物が6間、10号建物が7間である。中世末から近世にかけて、主屋建物の桁行が長くなる点は、以前指摘したことがある⁶⁾。

付属建物は少ない印象がある。3号建物は、やや大きい。桁行は3間分を持つが、柱は3本で西から2本めが省略されている。これに符合して、一辺2m前後の長方形土坑がある。「報告書」では1号馬屋跡としている。位置関係から3号建物の内部施設を考えるが、機能は即断できないであろう。

7. 建物の変遷案と建物配置

再三述べてきたとおり、8号建物は天明3年に被災した1面1号建物の前身建物である。したがって、8号建物は天明以前の建物群では、最新段階に位置づけられる。しかし、もう一つの問題は1面(天明面)の礎石建物が2棟あることで、むしろ1面2号建物の方が大きい。両建物とも外便所を持ち、東庭先には屋敷畠を耕している。「報告書」では位置づけがないが、おそらく別人格の屋敷であることは想像に難くない。

そこで、2面の建物群をみると、4号建物と8号建物の間に间隔があり、境界認識が微妙に働いてみえる。1面では、ここに境界と思われる浅い溝もあった【図3】。ここを境に居住者の住み分けがあったとして良いだろう。そこで、改めて東屋敷地と西屋敷地と呼ぶこととする。

この前提に立つと、第1類の建物構成が非常に理解し

やすくなる。東屋敷地に2号建物と3号建物、西屋敷地に4号建物と5号建物という組み合わせが成立する。主屋同士の位置関係から言っても至当な組み合わせであろう。同じく位置関係からすれば、東屋敷地第2類の8号建物に対しては、西屋敷地では第2類の12号建物が理解しやすい。第2類の残りを考えれば、東屋敷地7号建物に対しては、西屋敷地が10号建物となることとなる。非常に安易な発想ではあるが、単純で合理的に考えれば自ら導かれる。これが、つまり「遺跡は今」第12号から変わらないスタンスである。ついでに付属屋を考えれば、位置関係から言って、東屋敷地の7号建物には1号建物が伴うだろう。

変遷案を整理すれば、その他とした3棟が東西屋敷地段階以前にあり、次いで第1類4棟段階、その後第2類で1・7号建物と10号建物段階、最後に8・(9)号建物と(11)・12号建物段階、更に言えれば天明期の1面1・2号(礎石)建物へと続くと言えよう。なお、その他は主軸方位も違っており、検討している屋敷地の範疇には含められない。

8. 変遷案と桁行平均柱間

桁行平均柱間に、7.0~7.4尺の一群(4棟)、5.9~6.5尺の一群(4棟)があると前述した。それは1面3棟とも一致している。特に1面礎石建物が使用する6.0~6.2尺は、民家建築として一般的な基準尺である。また、1面1号建物の前身8号建物が、同じく6.1尺を使用することは注目される。つまり、8号建物は掘立柱構造であるながら、礎石建物と同じ基準尺を使用していることとなる。

一方、1面2号掘立柱建物は桁行平均柱間7.1尺を使用している。天明3年段階で礎石建物と合わせて2種類の基準尺が確認できることとなる。掘立柱構造を考慮すれば、耐用年数は2・30年であろうから、礎石建物の建築

時期とさほど時期差は生じないだろう。したがって、7.1尺基準が掘立柱建物には使用されていたのだろうか。すると、8号建物は掘立柱建物でありながら、従来と違った基準を使ったという見方ができよう。なぜなら、第1・2類段階の主屋2・10・12号建物で7.0~7.4尺が使われているからである。筆者は以前、県内の中世屋敷内部建物の桁行平均柱間を検討した際、約6.3尺と約7.4尺の2つのピークを見いだしたことがある(飯森2005)。本遺跡の事例も非常に良く符合しているが、7尺台から6尺台への変化を、時期差として確認できたのは、新しい様相である。

問題は他の主屋4号建物や7号建物が7.7~8尺とう点であろう。これまで、八ヶ場地域の三平II遺跡では8.3尺の基準尺を得ている(飯森2007)し、樅木II遺跡でも8尺近い基準尺が認められている。本遺跡で8尺台の基準尺があつても異例ではない。しかし、変遷の中で考えると、やや不都合が生じてくる。

屋敷地の初段階であるI期では8尺を使う4号建物と、7尺を使う2号建物が混在している。東屋敷地で考



図10 III区2面掘立柱建物の変遷図(『上郷岡原遺跡(1)』より転載、一部修正)

ると、8号建物が最終だから、変遷は第1類2号建物→第2類7号建物→第2類8号建物で決まってしまう。桁行平均柱間は、7.0尺→7.7尺→6.1尺となる。この数値変化を廃材料の再利用による見かけ上の桁行平均柱間増加¹⁰で説明することは難しい。2号建物から7号建物を建て替えたとすれば、桁行が7間14.92mから4間9.36mでは短すぎるからである。また、続く8号建物は7間11.98mと長くなる。そこで、7号建物を除外して、2号建物→8号建物と考えれば、不都合はなくなる。しかし、7号建物の扱いが課題となる。

西屋敷では、第1類4号建物→第2類10・11・12号建物となるが、桁行は5間11.16m→7間15.68m・11号建物不明・4間8.95mで、連続性は全く捉えられない。主屋建物は時代によって増減すると言えばそれまでだが、本事例ではそれのみでは説明できない現象となる。

屋敷地について東西の別を外して、桁行の減少を基準に並べてみる。ただし、8号建物は最終でなければならない。第1類2号建物7間14.92m→4号建物5間12.16m→第2類7号建物4間9.36m→12号建物4間8.95mが一系統。第2類10号建物7間15.68m→8号建物7間11.98mがもう一系統できてしまう。桁行平均柱間をみれば、前者は7.0尺→8.0尺→7.7尺→7.4尺で、8.0尺を見かけ上の増加とすれば、矛盾なく並ぶ。後者は7.4尺→6.1尺で天明段階の基準尺を思わせる。

さて、屋敷地を東西に分ける場合、建物の変遷は非常にスムーズとなった。建築材は基本的に再利用される。そうした立場で考えれば、主屋の規模が極端に増減することはない。なぜなら、縮めれば材料は無駄になり、増やせば新材料が必要となるからである。これは頻繁には行えない。したがって、東西屋敷地を分けて建物の変遷を考えることには無理がある。

だが、天明段階の建物配置を考えれば、東西の別を容易に外すのも躊躇される。やはり、2面建物群にも東西屋敷地の区別があるようにみえる。この矛盾を解消することは難しい。あえて言えば、東西屋敷地の居住者には、別人格ながら親子関係のような親密さがあって、建物は共有財産として住み替えていく連続性があったとすればどうか。あくまで憶測に過ぎないが。

変遷案は難しい領域に踏み込んでしまったが、大枠で考えて、7台の建物群から最終的に6.1尺の8号建物が発生してくることは動かないものと考える。

9.まとめ

本遺跡III区2面の建物群は、復元できただけで14棟存在していた。うち3棟を除けば、一つのまとまった屋敷として変遷案を示すことができた。しかも、天明3年段階の1面建物群への継続性もみることができた。それは2面建物群が持つ景観が、1面の景観とも通じているこ

とを意味している。つまり、屋敷地の南側に展開する広大な田畠の中で、建物群は島状に浮き上がっていた。

III区建物群が中世段階まで遡れる可能性はあるが、III区南半分で見つかった中世遺構群との結びつきを感じることはできない。その意味でも、北側の建物群は天明3年の景観に近い印象が残った。

建物の形態的な特徴で前述したとおり、主屋級建物の平面形は、細長い印象が強い。県内でもこうした事例はあるが、屋敷群全時期を通して、この特徴を持つ例は希であろう。これはおそらく近世的な色彩が強いからではないかと思っている。2面8号建物が1面2号建物に継続するということが、長大な掘立柱建物から礎石建ての民家建築への転換として捉えられたことは、非常に意義深く思える。これは、長大な平面形が近世前半を特徴づける形態であるということだろう。

なお、柱・柱穴からの出土遺物は極めて少なく、掘立柱建物の存続年代を得られなかったことから、編年的な位置づけとして援用できない面を残している。その点で、筆者は平成19年度に本遺跡別査定区で、中世から江戸前期にかかる重複した掘立柱建物群を調査しており、今後はその整理作業の中で、改めて建物を検討したいと考えている。その意味で、本稿は予察と位置づけておきたい。

註

- 1) 1989・1999年に奈良文化財研究所によりシンポジウム「掘立柱建物はいつまでいたか」が開催され、成果が「埋もれた中世の住まい」(浅川豊男・猪崎和久編同成社2001)にまとめられている。また、近年の研究動向については、永田史子2002「古学における民家研究の到達点と展望 一民家史記述へ向けてー」『遼陽』第20号早稲田大学大学院 に詳しい。
- 2) 富岡市二之宮本宿・郷戸丘遺跡では、堅穴住居24軒と掘立柱建物3棟で構成される遺跡が発見され、報告書では出土遺物の検討から鍵倉期と位置づけられている(柏木一男編著 2001「二之宮本宿・郷戸丘遺跡、二之宮古墳群(富岡市教育委員会)」)。また、堅穴式建物1棟ほかで構成される中村遺跡の検討を含めて、堅穴式建物群を県内中世集落の一形態として位置づけた大堀昌彦の研究も示しに富む(大堀昌彦 1994「群馬県における中世集落の一形態」『群馬考古手帳』vol.4)。
- 3) 1月21日に行われた掘立柱建物の確認調査は、この1面2号建物周囲の下面を削りている。調査も終了近い9日目となっていた。残務だったからである。その掘削と作団は、翌22日のみに限られ、あわせてそれまで1棟も認定されていなかった田区2面掘立柱建物群の写真撮影や追加削除も行い、中世調査は終了となった。ちなみに、翌23日は雪で休み、24日除雪作業、土日をはさま、27日雪で休み、28日作業、29日堆め戻しと並行して雪の中調査、30日最晩雪で調査、31日作業員最終日、2月3日担当3名だけで掘削調査終了となる。いかに、帝都のない調査であったかがわかる。
- 4) 平成15年1月の調査上の悪条件について、「報告書」では記載がない。八ヶ岳地域の劣化調査は原則1月~3月は休止期間となっている。したがって、本調査は異例だった。平成15年冬は、例年になく雪が多く寒かった。調査区には、氷着して動かせなくなった土壠の山が点在した。道標写真撮影に際して、遺物を洗浄する作業が生じる。バッパに設込んだ氷は直ぐ溶け、洗浄の際には水を撒いてスポンジを保つ。作業員の苦労は尋常ではない。撮影準備のため道構掃除をすれば、急に風花が舞う。舞う道構面が雪の絶景となる。しばらくして、急に雪晴れで調査を再開するが、更にまた風花の到来。しかし、調査を休止する余裕はなく、写真は断念されたのである。更に筆者は寒さのためか、

血圧の異常を感じたこともあった。

- 5) 調査引き離さの時点で、1面1号建物の下面に空洞化した柱穴が発見されたことを聞き、この部分に掘立柱建物を認定する使命があった。また、1/200の詳細な遺構平面図が完成したとしても、1面1号建物との組合せがなければ二度手間になるという認識も当時から持っていた。しかし、1面1号建物に図6にみる掘り方平面図があることから当時は知らず、組合せが実際にはどうなるのかさえ不鮮明だった。今時、「報告書」の刊行を受けて、掲載された出版資料を見る機会を得て、ようやく何を組合せればよいのか分かった次第である。
- 6) 建物変遷を検討した結果、荒砥跡西道路などで主屋建物が大型化する傾向がみられた(飯森2005)。
- 7) 1号馬屋跡は、筆者も調査に関わった土坑であり、底面は整った平坦面を呈していた。したがって、調査段階では3号建物との関連は想定できていたが、馬屋跡とは考えず、土坑として扱った。規模としては馬屋跡を想起させるが、馬屋の場合は底面は丸みを持って、グラグラとした凹み状をなす印象がある。1号馬屋跡については、馬屋跡とすることは疑問が残る。
- 8) 飯森康広 2008 「榆木戸遺跡の建築遺構について」『榆木戸遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.184-187
- 9) 見かけ上、桁行平均柱間が増加する状況については説明を要しよう。これは筆者が下榎木町田遺跡での分析をヒントに主張している仮説

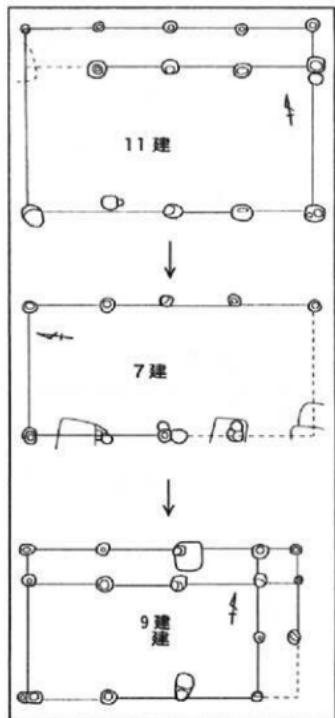


図11 建物間口減少と4間から3間への変遷
(下榎木町田遺跡1区建物群)

である(飯森2005)。図11は、もっとも典型的な事例として示した建物変遷例である。この遺跡では時期変遷が9時期程度想定され、うち2期から4期の主屋を例示している。11号建物は、1×4間の東西棟の1面下屋で、桁行は約8.68m、桁行平均柱間は約2.17mであった。ついで7号建物は、1×4間の南北棟で、桁行は約8.44m、桁行平均柱間は約2.11mと微妙に縮小していることがわかる。図にはないが、続く8号建物は1×3間の東西棟で、桁行は約7.15m、桁行平均柱間は約2.383mとなっている。最後に9号建物は、2×3間の東西棟の2面下屋で、桁行は約6.91m、桁行平均柱間は約2.303mとなっている。全規模は4時期連続で減少しているが、桁行平均柱間だけが、逆に一旦増加している。表面上は広規格に構造変化したように見える。これを「見かけ上」と筆者は名付けている。何のことなく、桁行が減少したため、桁側の柱数を減らし、桁行4間から3間へと変更したことにより、桁行平均柱間が増加したと考えたのである。重要なことは、建物規模はずっと縮小していることで、言い換えれば建物が消耗していく状況を示していると考えた。だから、建物は建て替えられていても、材料は同じではないか。つまり、材料は再利用されて行くなかで、寸法が縮くなったと考えたのである。ところで、この遺跡では6期めで、主屋の桁行が約7.795mと増加し、桁行も4間に戻り、桁行平均柱間は約1.98mと減少している。この現象を見かけでなく、本来の建物更新を考え、面倒と考えることとしたのである。

引用文献

- 飯森康広 2005 「小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向 一掘立柱建物跡の桁行平均柱間を中心に一」『研究紀要』23 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.57-84
- 飯森康広 2007 「三平II遺跡の建物群について」「三平I・II遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.259-262
- 石田 真 2003 不思議な建物と出土「遺跡は今」第12号 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.8
- 桑原 稔 1976 「住居の歴史」現代工学社
- 橋崎修一部編著 2007 「上郷岡原遺跡(1)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「遺跡は今」第12号

群馬県中世火葬遺構出土火葬人骨

榎 崎 修一郎

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 1.はじめに
- 2.対象遺跡
- 3.分析項目

- 4.各遺跡の分析
- 5.まとめ

— 要 旨 —

群馬県の中世火葬遺構出土火葬人骨を分析した。分析対象は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査を実施した21遺跡の中世火葬遺構から出土した45体の火葬人骨である。分析項目は、火葬遺構・火葬方法・火葬人骨とした。この内、15遺跡は本報告者が過去に分析を実施し、各報告書に掲載した火葬人骨である。これに、東平井官正前遺跡・小島田八日市遺跡・櫛川端遺跡・下植木窓田町田遺跡・泉沢谷津遺跡の5遺跡は、未報告であったものを今回、記載した。さらに、小八木志志貝戸遺跡群3出土火葬人骨の10基を分析対象に加えた。これは、すでに報告済みであるが、報告書に詳細な記載と写真が欠けていたために再鑑定を試みた。

火葬遺構の分析では、長方形土坑のタイプIが20基、長方形土坑+袖のタイプIIが20基で合計40基あり、この2つのタイプで、89%を占めた。また、これら土坑の長軸方向の長さの平均値は約113~125cmであり、中世人骨の身長からは伸展位での火葬は不可能であり、屈位での火葬が推定された。

火葬方法の分析では、45基中34基(約76%)が死体をそのまま火葬にしたと推定された。また、被火葬者の頭位が判明したものは45基中8基のみであるが、すべてが北であった。

火葬人骨の分析では、個体数はすべてが1個体と推定された。また、性別が判明した中で男性が9体(27%)・女性が24体(73%)と女性が圧倒的に多かった。死亡年齢は20歳代~30歳代が約53%であり、約40歳代が約9%という結果となつた。

拾骨方法の分析では、45基中39基(約87%)は全部拾骨する東日本タイプの拾骨方法であり、6基(約13%)は部分拾骨する西日本タイプの拾骨方法であると推定され、圧倒的に東日本タイプの拾骨方法が多いことが判明した。

以上のことから、群馬県の中世火葬遺構は、中世の土坑墓と同様の形状であり、被火葬者も土葬者と同じように頭位を北にし屈位で火葬にしたと推定され、同時代とほぼ同じ埋葬方法を踏襲して火葬にしたことが推定された。

キーワード

対象時代 中世

対象地域 群馬県

研究対象 火葬人骨・火葬遺構

1.はじめに

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団【以下、群埋文】は、昭和53(1978)年に設立され、平成20(2008)年には設立30周年を迎える予定である。当事業団は、これまでに、新幹線（上越新幹線・北陸新幹線）・高速道路（関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道）・ダム（八ッ場ダム）等の規模の大きい建設に伴う大規模な発掘調査を実施してきている。

群埋文による大規模な発掘調査に伴い、火葬遺構も多数検出されており、火葬人骨も多数出土している。近年、中世墓資料集成研究会により全国の中世の土坑墓及び火葬墓が集成されており、群馬県では2004年時点で170遺跡が収録されている（中世墓資料集成研究会、2005）。また、その後の補遺編により、群馬県では111遺跡が追加収録されている（中世墓資料集成研究会、2007）。

なお、群馬県出土人骨については、本報告者等により、群埋文編として縄文時代から近世までが集成されている（橋崎・石守、2005）。また、群馬県中世火葬遺構について本報告者による集成（橋崎、2007c）及び論考（橋崎、2007d）が行われているので併せて参照されたい。

この集成の中で、46遺跡170基の火葬遺構を集成している。火葬遺構の分析では、土坑のタイプは5つのタイプに分けられ、この内、タイプIの長方形土坑が92基であり、タイプIIの長方形土坑+袖が55基であり、これらの2タイプで全体の86.4%をしめることが明らかになった（橋崎、2007c）。

また、火葬人骨は、25遺跡64基の土坑で報告が行われており、個体数は1基を除く63基の土坑からは1個体が出土しており、圧倒的に1個体が多いことが判明した。性別は男性14体・女性16体であり、その他の35体の性別は不明である。死亡年齢は、成年1体・壮年33体・熟年3体であり、壮年の個体が多いことが判明している。

さらに、火葬跡において火葬人骨がわずかに検出されている遺構は拾骨が丁寧に行われた全体拾骨の結果である東日本タイプの拾骨方法であると推定し、一方、火葬人骨が多数検出されている遺構は一部しか拾骨しない部分拾骨の結果である西日本タイプの拾骨方法であると推定している（橋崎、2002）。興味深いことに、これらの拾骨方法の差は、現代にまで続く葬送であり、この境界は、フォッサマグナ（糸魚川・静岡構造線）近辺で分けられるという（日本葬文化学会編、2007）。

本研究では、群埋文が発掘調査を行い、報告書に掲載された中世火葬遺構出土火葬人骨についてまとめを行うものである。また、報告が行われたものでも、写真掲載が行われていないものは、再鑑定を試みた。さらに、群埋文報告書で未報告であった火葬人骨について鑑定を実施し、主に、被火葬者の個体数・性別・死亡年齢・非計測的形質・古病理について記載する。

2.対象遺跡

研究対象遺跡は、これまでに群埋文が調査しすでに報告済みの中世火葬遺構出土火葬人骨及び火葬人骨が出土しているものの未報告である中世火葬遺構出土火葬人骨である。

対象は、21遺跡45基の火葬遺構出土人骨を対象とした。この内、未報告のものは、5遺跡7基の火葬遺構出土人骨を対象とした。なお、本来は、すべての未報告火葬人骨を対象とすべきであるが、近年の未掲載遺物の移動及び収蔵庫の大規模な遺物移動に伴い、所在が確認できなかつたものを除いた報告となることをご了承いただきたい。

表1 調査対象遺跡リスト

群埋文No	報告書名	火葬遺構	火葬人骨
1 第174集	東平井官正前遺跡	1基	1体
2 第175集	小島田八日市遺跡	1基	1体
3 第225集	棚島川端遺跡	2基	2体
4 第229集	下小島神戸遺跡	3基	3体
5 第248集	下植木町田遺跡	2基	2体
6 第275集	小八木志賀戸遺跡群3	10基	10体
7 第310集	西横手遺跡群	1基	1体
8 第313集	菅谷石塚遺跡	1基	1体
9 第315集	荒砥諏訪西遺跡	2基	2体
10 第316集	波志江西屋敷遺跡	1基	1体
11 第318集	上福島中町遺跡	1基	1体
12 第319集	下原遺跡	1基	1体
13 第323集	元禄社西川・塙田中原遺跡	3基	3体
14 第336集	荒砥宮田遺跡	4基	4体
15 第346集	今井見切塙遺跡	1基	1体
16 第347集	塙田村東IV遺跡	1基	1体
17 第359集	泉沢谷津遺跡	1基	1体
18 第365集	綿貫小林前遺跡	2基	2体
19 第366集	棟高辻久保遺跡	5基	5体
20 第398集	中居町一丁目遺跡	1基	1体
21 第410集	上郷岡原遺跡(1)	1基	1体
	21遺跡	45基	45体

3.分析項目

分析項目は、火葬遺構・火葬方法・火葬人骨・拾骨方法の4つに分けて分析した。

(1)火葬遺構

火葬遺構は、規模及び形状を掲載した。

①規模：長軸（方向）・短軸（方向）・深さを掲載した。規模は、報告書に掲載された数値を採用したが、記載が無い部分は、本報告者が報告書から計測し直した。

②形状：火葬遺構の形状を掲載した。形状は、報告書に掲載された分類を採用したが、記載が無い部分は、本報告者が報告書の平面図から分類し直した。

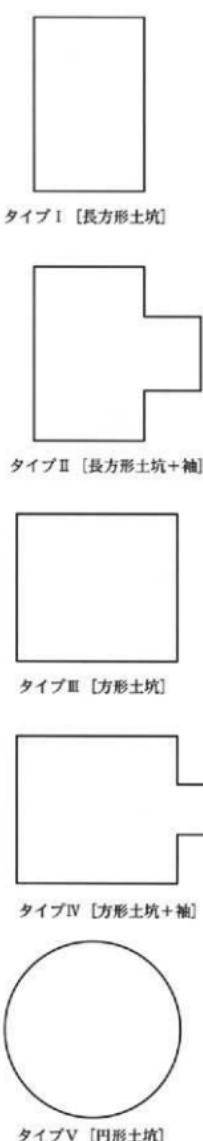


図1 火葬遺構の分類 (横崎, 2007c・2007d)

(2) 火葬方法

火葬方法は、火葬方法及び被火葬者の頭位を記載した。但し、多くの事例では被火葬者の頭位は不明である。

①火葬方法：火葬人骨の色を観察し、黒色を呈しているものは低温あるいは焼成ムラがあると判断し、明灰色から白色を呈しているものは、約900°C以上であると判断した。また、火葬人骨に亀裂・歪み・捻れが認められた場合は、死体をそのまま火葬にしたものと判断し、亀裂・歪み・捻れが認められなかった場合は、白骨化させたものを火葬にしたと判断した。但し、火葬人骨の残存量が非常に少ない場合は、判断できない場合もあった。

②被火葬者の頭位：火葬遺構において、火葬人骨の出土位置がおさえられており、土坑内部のある部分に頭蓋骨片あるいは歯根が多く検出された場合には、被火葬者の頭位が判断できる場合もあった。

(3) 火葬人骨

火葬人骨は、出土部位・個体数・性別・死亡年齢について記載した。また、特徴が認められた場合は、非計測的形質及び古病理についても記載した。

火葬人骨の鑑定については、英米の人類学及び法医学の分野での研究が先進的である。そこで、イギリス (Brothwell, 1981; Mays, 1998; Minckinley & Bond, 2001) やアメリカ (Correia, 1997; Correia & Beattie, 2002; Krogman & Iscan, 1986; Stewart, 1979; Ubelaker, 1989; White, 1991) の研究例を参考にした。

①出土部位：部位同定ができる場合には、その部位名称を記載した。また、わずかずつでも全身に及ぶ場合には「出土部位は全身に及ぶ」と記載した。しかしながら、残存量が非常に少ない場合は、「残存量が非常に少ない」と記載した。

②被火葬者の個体数：火葬人骨に重複部位があるかないかで、被火葬者の個体数を記載した。

③被火葬者の性別：収縮による大きさを考慮しながら、性別を記載した。

④死亡年齢：年齢推定の根拠となる頭蓋縫合の癒合度や、場合によっては、歯根が多數検出された場合には、老齢では無いという方法で死亡年齢を推定した。これは、老齢個体の場合、その多くは歯が生前脱落をして歯槽も閉鎖している場合が多いからである。

(4) 拾骨方法

拾骨方法は、糸魚川-静岡ライン近辺で、東日本タイプと西日本タイプに分けられる。東日本タイプは、全部拾骨であるため火葬遺構からはわずかな火葬人骨しか検出されないことになる。一方、西日本タイプは、一部拾骨であるため、火葬遺構から火葬人骨が多く検出されることになる。東日本に位置する群馬県の場合、両方が混在しているが、東日本タイプが圧倒的に多く、西日本タイプは少ない。

4. 各遺跡の分析

(1) 東平井官正前遺跡 [第174集] (藤岡市東平井町)
火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、未報告である。

[1] 1号火葬土坑

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸方向（南北）約113cm・短軸方向（東西）約61cm・深さ約29cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、西側に約27cmの突出部を持つタイプIIである（檍崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶが、残存量は非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：出土四肢骨の骨幹部の厚さが比較的薄いため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：頭蓋骨片の内、側頭骨が確認されたが、縫合は癒合していない状態である。恐らく、成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾



写真1 東平井官正前遺跡1号火葬土坑出土火葬人骨〔右側頭骨〕



図2 東平井官正前遺跡1号
火葬土坑出土火葬人骨出土部位図

骨した、東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

(2) 小島田八日市遺跡 [第175集] (前橋市小島田町)
火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、未報告である。

[1] 1号墓坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸方向（南北）約128cm・短軸方向（東西）約92cm・深さ約24cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈す、タイプIである（檍崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。一部、黒色を呈している人骨片も認められるため、焼成ムラがあったものと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められたため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。本遺構からは、歯のエナメル質も一部検出されている。これは、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたため、口腔内にある歯が高温にさらされるのが妨げられたためであると推定される。死体を火葬にした傍証となる。

・被火葬者の頭位：火葬人骨は、一括して取り上げられており、出土位置が不明なため頭位は不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：頭蓋骨の骨壁は薄く、下顎頸部が小さく、四肢骨片も小さく華奢であるため、性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：歯根は、25本以上が検出されており、老齢個体ではないことが推定される。また、上顎左右第3大臼歯の歯根も完成している。さらに、下顎切歯及び大臼歯の歯冠部が検出されているが、これらの咬耗度を観察すると、象牙質が線状あるいは点状に露出する程度のマルティンの2度の状態である。従って、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推



写真2 小島田八日市遺跡1号墓坑出土火葬人骨〔歯根群〕

定される。

- ・古病理：古病理として、上顎右第2大臼歯にエナメル滴が、下顎大臼歯に齶歯が認められた。

(エナメル滴) 上顎右第2大臼歯の歯根遠心部に、直径約1mmのエナメル滴が認められた。このエナメル滴は上顎大臼歯に多く認められ、頻度は第3大臼歯→第2大臼歯→第1大臼歯の順に低くなる。特に、歯根が融合している大臼歯に認められるということで、今回の大臼歯も歯根が融合している。

(齶歯) 下顎大臼歯のどれかに、歯冠が崩壊して残根状態になった齶歯症第4度(C4)の状態が認められた。



写真3 小島田八日市遺跡1号墓坑出土火葬人骨
[左：齶歯（下顎大臼歯）。右：エナメル滴（上顎右M2）]

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真4 小島田八日市遺跡1号墓坑出土火葬人骨[左右上顎骨・下顎骨]



図3 小島田八日市遺跡1号墓出土火葬人骨出土部位図

(3) 櫻島川端遺跡 [第225集] (前橋市櫻島町)

19区で、火葬跡が2基検出されている。出土火葬人骨は、未報告である。

[1] 1号火葬所

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約115cm・短軸（東西）約55cm・深さ約25cmである。
- ・形状：楕円形を呈し、西側に約55cmの突出部を持つタイプIIである（横峰、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・焼れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：歯根が北部から検出されているため、被火葬者の頭位は北であると推定される。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：頭蓋骨片及び四肢骨片の厚さが薄いため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：頭蓋骨片を観察すると、内板は癒合して閉鎖しているが、外板は開放の状態である。
- ・被火葬者の死亡年齢は約40歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は比較的多いため、一部の骨を部分拾骨した西日本タイプの拾骨方法であると推定される。

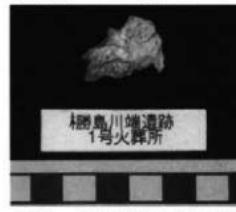


写真5 櫻島川端遺跡1号火葬所出土火葬人骨[右顎骨]

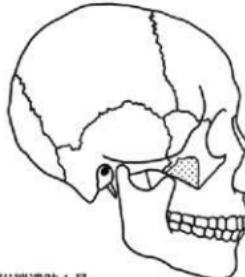


図4 櫻島川端遺跡1号火葬所出土火葬人骨出土部位図

[2] 2号火葬所

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）が約120cm・短軸（東西）が約75cm・深さ約15cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約105cmの突出部を持つタイプIIである（植崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は1号火葬所に比べると少ないと、出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：頭蓋骨片及び四肢骨片の厚さが薄いため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：頭蓋骨片を観察すると、内板は癒合して閉鎖しているが、外板は癒合しておらず開放の状態である。したがって、被火葬者の死亡年齢は約40歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。但し、1号火葬所の残存深度は約25cmであるのに対し、本2号火葬所の残存深度は約15cmである。上部が削平されたために、火葬人骨の残存量が少なくなった可能性も否定できない。

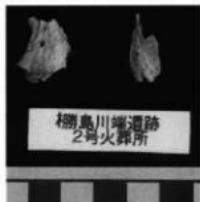


写真6 植島川端遺跡2号火葬所出土火葬人骨[左上顎骨]

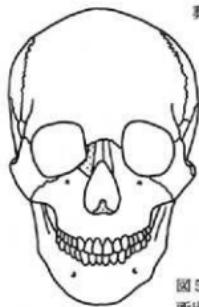


図5 植島川端遺跡2号火葬所出土火葬人骨出土地図

[4] 下小島神戸遺跡 [第229集] (高崎市下小島町)

火葬跡が、3基検出されている。出土火葬人骨は、植崎（2002）により報告されている。

[1] 1号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、一辺約100cm・深さ約20cmである。
- ・形状：隅丸方形を呈し、東側に約45cmの突出部を持つタイプIVである（植崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：北部から歯根が検出されているため、火葬時の頭位は北であった可能性が高い。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：左寛骨坐骨部の坐骨下枝の破片が1点残存しており、この形状より被火葬者の性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 2号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約100cm・短軸（東西）約45cm・深さ約20cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約35cmの突出部を持つタイプIIである（植崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：北東部から歯根が検出されているため、火葬時の頭位は北であった可能性が高い。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：左右上腕骨骨頭及び同大脛骨骨頭の大きさが、火葬による収縮を考慮しても大きいため、被火葬者の性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：一部残存していた、歯冠の咬耗度を観察すると、エナメル質のみのマルティンの1度

の状態である。また、仙骨の第1仙椎は癒合しておらず、この部位が癒合するのは約20歳代の後半である。また、奇跡的に残存していた右寛骨恥骨結合部は、恥骨結合面が凹凸の明瞭な隆線が観察されるので約20歳代前半であると推定される。総合的に、被火葬者の死亡年齢は約20歳であると推定される。

ちなみに、この恥骨が検出される頻度は、4,000例を調べた事例で僅かに4%であるという（Micklinley & Bond, 2001）。



写真7 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔右寛骨恥骨〕



図6 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨出土部位図



写真10 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔左頭頂骨〕



図7 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨出土部位図



写真11 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔上顎骨〕

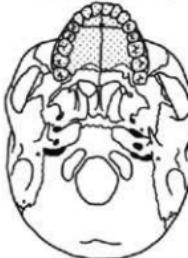


図8 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨出土部位図

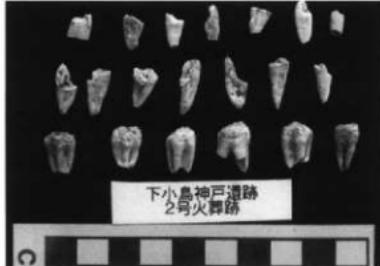


写真8 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔歯冠〕

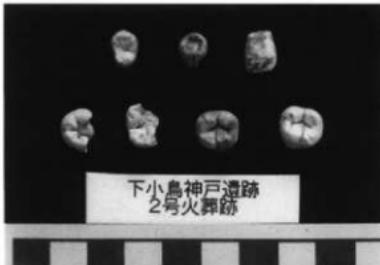


写真9 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔歯冠〕



図9 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨出土部位図

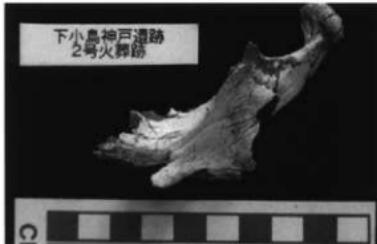


写真12 下小島神戸遺跡2号火葬跡出土火葬人骨〔下顎骨左〕

[3] 3号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約95cm・短軸（東西）約50cm・深さ約20cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約20cmの突出部を持つタイプIIである（檜崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても全体的に小さく華奢であるので、被火葬者の性別は女性であると推定される。

・被火葬者の死亡年齢：上顎骨の切歯縫合は癒合しているが、正中縫合は癒合していない状態である。切歯縫合は約30歳で癒合し、正中縫合は約40歳で縫合するので、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真13 下小島神戸遺跡 3号火葬跡出土火葬人骨 [曲根]

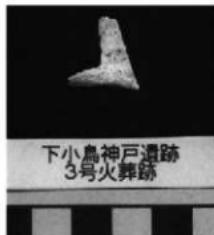


写真14 下小島神戸遺跡 3号火葬跡出土火葬人骨〔前頭骨〕

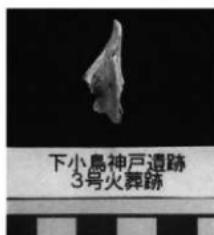


写真15 下小島神戸遺跡 3号火葬跡出土火葬人骨〔右上顎骨〕



図10 下小島神戸遺跡 3号火葬跡
出土火葬人骨出土部位図



写真16 下小島神戸遺跡 3号火葬跡出土火葬人骨〔左歯骨〕



写真17 下小島神戸遺跡 3号火葬跡出土火葬人骨〔左上顎骨〕

(5) 下植木町田遺跡 [第248集] (伊勢崎市三和町)

火葬跡が、2基検出されている。出土火葬人骨は、未報告である。なお、4号火葬跡からも火葬人骨が出土しているが、わずかに1片のみであり、鑑定が不能であるために、除外した。

[1] 1区1号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約119cm・短軸（東西）約72cm・深さ約12cmである。
- ・形状：橢円形を呈し、西側に約15cmの突出部を持つタイプIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：北部から頭蓋骨片が検出されているため、火葬時の頭位は北であった可能性が高い。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：頭蓋骨片の骨壁は、非常に薄いため被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 1区3号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約100cm・短軸（東西）が約45cm・深さ約20cmである。
- ・形状：楕丸長方形を呈し、東側に約35cmの突出部を持つタイプIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、右大腿骨の骨頭部が小さく華奢であるため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：年齢指標となる部位が出土して

いないため、死亡年齢は不明である。恐らく、成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないので、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

(6) 小八木志志貝戸遺跡 [第275集] (高崎市小八木町)

4区から火葬跡が、10基検出されている。出土火葬人骨は、宮崎（2001）による報告がある。本遺跡の4区には、中世の火葬跡10基及び土坑墓が31基検出されており、中世には葬場としての様相を呈していたと推定される。

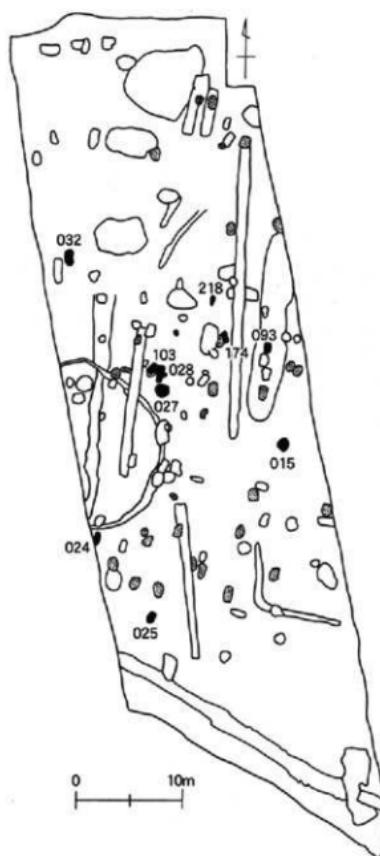


図11 小八木志志貝戸遺跡4区遺構分布図
【番号付きは、火葬遺構。その他は土坑墓（番号省略）】

[1] 4区015号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約110cm・短軸（東西）約90cm・深さ約40cmである。
- ・形状：橢円形を呈す、タイプIである（植崎、2007c）。
- ②火葬方法
 - ・火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。しかしながら、一部黒色を呈しており焼成ムラがあったと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
 - ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。
 - ③火葬人骨
 - ・火葬人骨の出土部位：出土部位は頭蓋骨片が多い。
 - ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
 - ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。頭蓋骨の骨壁は薄く、下顎骨の頬部は小さく華奢であるため、被火葬者の性別は女性であると推定される。



写真18 小八木志貝戸遺跡4区015号遺構出土火葬人骨〔下顎骨〕



図12 小八木志貝戸遺跡4区015号遺構出土火葬人骨出土部位図

- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。頭蓋骨の縫合は、内板及び外板共に癒合していない状態である。また、下顎骨の歯槽骨は閉鎖しておらず開放している状態である。したがって、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 4区024号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約140cm・短軸（東西）が約50cm・深さ約50cmである。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

③被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

④火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。頭蓋縫合の内、冠状縫合及び矢状縫合を観察すると、内板及び外板共に癒合していない状態であるので、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

⑤拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真19 小八木志貝戸遺跡4区024号遺構出土火葬人骨〔頭蓋骨〕

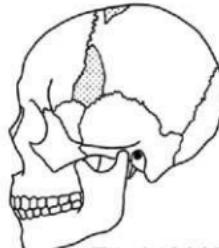


図13 小八木志貝戸遺跡4区024号遺構出土火葬人骨出土部位図

[3] 4区025号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約110cm・短軸（東西）が約70cm・深さ約60cmである。
- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（橋崎、2007c）。
- ②火葬方法
- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。一部、茶色を呈しており、焼成ムラがあったと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、男性とされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、壮年期～熟年期であるとされている。下顎骨の一部が出土しており、歯槽は閉鎖していない状態であるので、少なくとも歯が生前脱落をし歯槽が閉鎖した老齢ではない。頭蓋縫合の内、冠状縫合及び矢状縫合を観察すると、内板及び外板共に癒合していない状態であるので、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

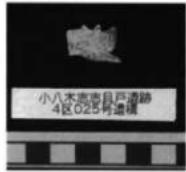


写真20 小八木志志貝戸遺跡4区025号遺構出土火葬人骨〔下顎骨〕



図14 小八木志志貝戸遺跡4区025号遺構出土火葬人骨出土部位図

[4] 4区027号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約130cm・短軸（東西）が約120cm・深さ約90cmである。

- ・形状：方形を呈す、タイプIIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- 報告書には、028号遺構からの流入と推定されている。
- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。今回の再鑑定でも、成人であると推定される。

④拾骨方法

- 火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[5] 4区028号遺構

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約150cm・短軸（東西）約110cm・深さ約30cmである。

- ・形状：長方形を呈し、東側に約40cmの突出部を持つタイプIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。一部、茶色を呈しており、焼成ムラがあったと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。頭蓋縫合の内、冠状縫合及び矢状縫合を観察する

と、内板及び外板共に癒合していない状態であるので、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

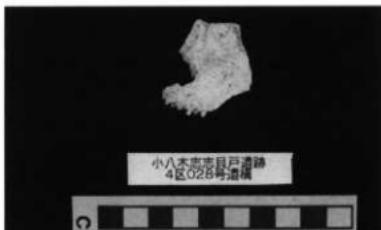


写真21 小八木志志貝戸遺跡4区028号遺構出土火葬人骨

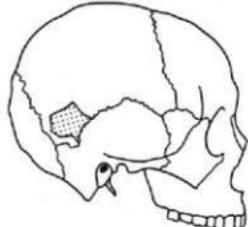


図15 小八木志志貝戸遺跡4区028号遺構出土火葬人骨出土部位図

[6] 4区032号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約140cm・短軸（東西）が約90cm・深さ約10cmである。
- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。一部、黒色及び茶色を呈しており、焼成ムラがあったと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、女性とされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされてい

る。頭蓋縫合の内矢状縫合及びラムダ（人字）縫合を観察すると、内板は一部癒合しているものの外板は癒合していない状態であるので、被火葬者の死亡年齢は、約40歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

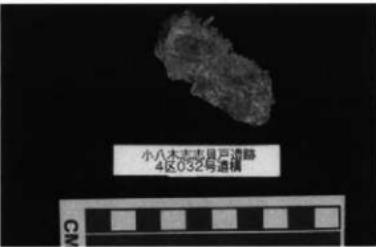


写真22 小八木志志貝戸遺跡4区032号遺構出土火葬人骨

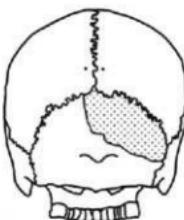


図16 小八木志志貝戸遺跡4区032号遺構出土火葬人骨出土部位図

[7] 4区093号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約100cm・短軸（東西）約50cm。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が非常に少ないとされ、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。今回の再鑑定でも、被火葬者の性別は不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、壮年期であるとされている。今回の再鑑定では、年齢指標となる部位が検出されていないため、被火葬者の死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[8] 4区103号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約120cm・短軸（東西）が約70cm・深さ約30cmである。

- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨には、亀裂・亜み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：左尺骨の骨幹部1点のみ。

- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。火葬による収縮を考慮しても、尺骨は小さく華奢であるため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

- ・被火葬者の死亡年齢：記載は、死亡年齢不明であるとされている。今回の再鑑定でも、死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[9] 4区174号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約100cm・短軸（東西）が約50cm・深さ約40cmである。

- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。一部、茶色を呈しており、焼成ムラがあったと推定される。また、火葬人骨には、亀裂・亜み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は全身に及ぶ。

- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：記載は、女性であるとされている。火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、前頭骨の眼窓縁は薄く鋭角であり、四肢骨片も小さく華奢であるため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

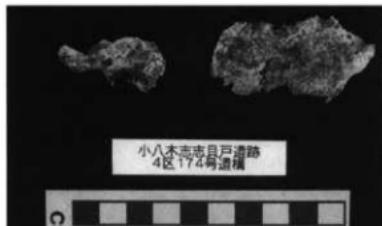


写真23 小八木志志貝戸遺跡4区174号遺構出土火葬人骨
[左：左側頭骨、右：左側頭骨+後頭骨]



図17 小八木志志貝戸遺跡4区174号遺構出土火葬人骨出土部位図

・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。頭蓋縫合の内、冠状縫合及び矢状縫合を観察すると、内板及び外板共に癒合していない状態であるので、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は比較的少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

⑤古病理

歯根1本に、齶歯により歯冠が崩壊した齶歯症第4度（C4）の状態が認められた。歯種の特定はできなかった。



写真24 小八木志志貝戸遺跡4区174号遺構出土火葬人骨
[齶歯により歯冠が崩壊した歯根]

[10] 4区218号遺構

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約90cm・短軸（東西）が約40cm・深さ約10cmである。

- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。

される。火葬人骨の残存量が非常に少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。

・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

・被火葬者の性別：記載は、性別不明とされている。残存量が少ないので、今回の再鑑定でも、被火葬者の性別は不明である。

・被火葬者の死亡年齢：記載は、成人であるとされている。残存量が少ないので、今回の再鑑定では、被火葬者の死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないので、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。しかしながら、本遺構の深さは約10cmしかないので、上面が削られた可能性もある。

本遺跡では、2区及び4区から土坑墓及び火葬跡が検出されているが、2区においては男性2体・女性12体・不明7体の合計21体が出土しており、男女比（性比）が1:6と極端に女性が多い。それに対し、4区においては男性10体・女性8体・不明20体の合計38体が出土しており、男女比（性比）が5:4とほぼ同じ率である（坂井、2001）。

出土人骨の報告があるものに限ると、45体の内、土坑墓出土人骨は35体・火葬跡出土人骨は10体である。土坑墓出土人骨35体の性別の内訳は、男性11体・女性6体・性別不明18体であり、男性の方が女性よりも約2倍多く、性比は、1:2である。一方、火葬跡出土人骨10体の性別の内訳は、男性1体・女性2体・性別不明7体である。

今回の再鑑定では、男性は1体も無く、女性8体・性別不明2体という結果になり、女性が圧倒的に多いことが判明した。その結果、報告書記載報告と今回の再鑑定とで、食い違いが生じる結果になった。しかしながら、火葬人骨の鑑定は、火葬の際の被熱による収縮で男性を女性として誤認する場合が多い。その上、群馬県においては全部拾骨する東日本タイプの拾骨方法が優位なため、全般的に遺構に残存する火葬人骨の量が極端に少ないので、火葬人骨の鑑定が非常に困難な場合が多い。したがって、事実とは異なるかもしれない。

但し、本遺跡での2区における土坑墓出土人骨の性比が1:6と極端に女性に偏っていることが、4区の火葬跡においても同様の傾向があった可能性もある。

(7) 西横手遺跡〔第310集〕（高崎市西横手町）

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、檍崎（2003a）により報告されている。

[1] A区1号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：長軸方向（南北）約115cm・短軸方向（東西）約80cm・深さ約15cmである。

- ・形状：卵円長方形を呈し、東側に約15cmの突出部を持つタイプIIである（檍崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：頭蓋骨片及び下顎骨片が火葬跡の北部より検出されているため、被火葬者の頭位は北であると推定される。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：火葬人骨の出土部位は、ほぼ全身が認められる。

- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：前頭骨の眉弓の発達・側頭骨の乳様突起の発達・大顎骨骨頭の規模より、被火葬者の性別は男性であると推定される。

- ・被火葬者の死亡年齢：頭蓋縫合を観察すると、矢状縫合・鰓状縫合が融合していない状態である。また、下顎骨左の第3大臼歯はまだ萌出していない状態である。従って、被火葬者の死亡年齢は恐らく約20歳代であると推定される。

- ・非計測的形質：前頭骨左眼窩上孔が認められた。この眼窩上孔は、弥生時代人・古墳時代人・鎌倉時代人・江戸時代人・現代日本人等の渡来系に多く、縄文時代人や現代アイヌ等の在来系には少ないと知られている。従って、本被火葬者も渡来系である可能性が高い。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は比較的多いが、一部のみ部分拾骨した西日本タイプの拾骨方法であると推定される。

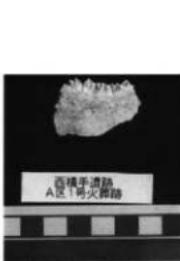


写真25 西横手遺跡A区1号
跡出土火葬人骨〔右頭頂骨〕



図26 西横手遺跡A区1号火葬
跡出土火葬人骨出土部位図



写真26 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔顎面部〕



写真27 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔下顎骨〕



図19 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨出土部位図

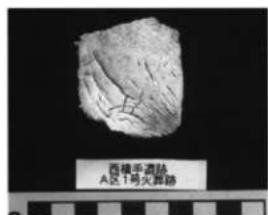


写真28 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔右頭頂骨〕



写真29 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔左頭頂骨〕



写真30 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔右側頭骨〕



写真31 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔左側頭骨〕



写真32 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔左側顎骨〕



写真33 西横手遺跡A区1号
火葬跡出土火葬人骨〔右側顎骨〕

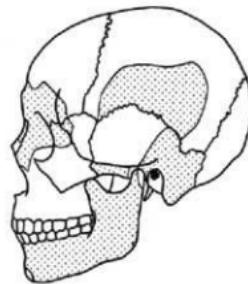
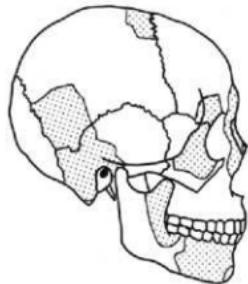


図20 西横手遺跡A区1号火葬跡出土火葬人骨出土部位図

(8) 菅谷石塚遺跡〔第313集〕(高崎市菅谷町)

火葬骨を納めた土坑墓が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2003b)により報告されている。

[1] 7区51号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（東西）約145cm・短軸（南北）が約80cm・深さ約32cmである。
- ・形状：横円形を呈す、タイプIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：火葬人骨の出土部位は、ほぼ全身が認められる。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：骨壁の厚さが比較的薄いため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：年齢指標となる部位が出土していないので、被火葬者の死亡年齢は不明である。恐らく、成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は、非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

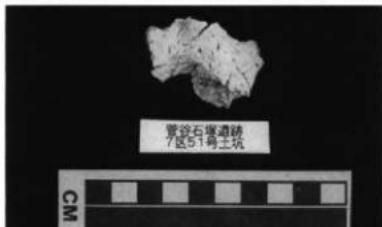


写真34 菅谷東久保遺跡7区51号土坑出土火葬人骨〔椎頭骨〕

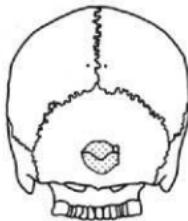


図21 菅谷東久保遺跡7区51号土坑出土火葬人骨出土部位図

(9) 荒砥諭訪西遺跡〔第315集〕(前橋市荒口町)

火葬跡が、2基検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2003c)により報告されている。

[1] 3区1号墓坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）が約113cm・短軸（東西）約56cm・深さ約23cmである。
- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：右上顎骨の歯槽部の犬歯長が短く、右側頭骨の岩様部も小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

・被火葬者の死亡年齢：切歯縫合は癒合しているが、正中口蓋縫合は癒合していない状態である。したがって、被火葬者の死亡年齢は、約30歳代～40歳代であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真35 荒砥諭訪西遺跡3区1号墓坑出土火葬人骨〔右上顎骨〕

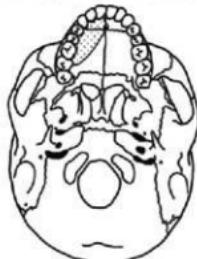


図22 荒砥諭訪西遺跡3区1号墓坑出土火葬人骨出土部位図

[2] 3区2号墓坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約85cm・短軸（東西）が約48cm・深さ約7cmである。
- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（榎崎、2007c）。
- ②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量は非常に少ないため、白骨を火葬にしたか死体をそのまま火葬にしたかは不明である。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：火葬人骨の残存量は少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：性別は不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。しかしながら、本火葬遺構の深さは約7cmしかないため、上部が削平された可能性もある。

⑩ 波志江西屋敷遺跡〔第316集〕（伊勢崎市波志江町）
火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、榎崎（2003d）により報告されている。

[1] A区1号火葬遺構

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約（95cm）・短軸（東西）が約48cmである。一部、160号土坑と重複している。
- ・形状：長方形を呈し、東側に約25cmの突出部を持つタイプIIである（榎崎、2007c）。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：重複部位が認められないため、被火葬者の個体数は1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：骨の厚さが比較的薄いため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

⑪ 上福島中町遺跡〔第318集〕（佐波郡玉村町）

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、榎崎（2003e）により報告されている。

[1] I区3面38号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸方向（南北）約105cm・短軸方向（東西）約50cm・深さ約40cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈す、タイプIである（榎崎、2007c）。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：頭蓋骨片及び下顎骨片が火葬跡の北部より検出されているため、被火葬者の頭位は北であると推定される。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：ほぼ全身が認められる。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても全体的に小さいが、眼窩縁が丸みを帯びているため、被火葬者の性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：腰椎の椎体辺縁部には骨棘が認められているため、被火葬者の死亡年齢は壮年であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は比較的多いため、一部のみ部分拾骨した西日本タイプの拾骨方法であると推定される。

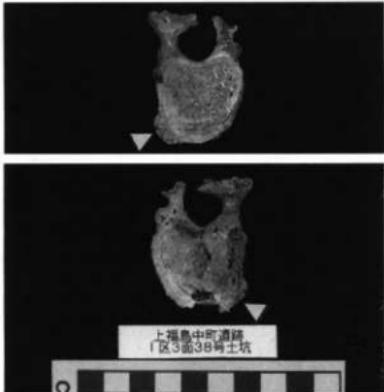


写真36 上福島中町遺跡I区3面38号土坑出土火葬人骨
[第9胸椎：上・上面観、下・下面観、骨棘に注意]



写真37 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨

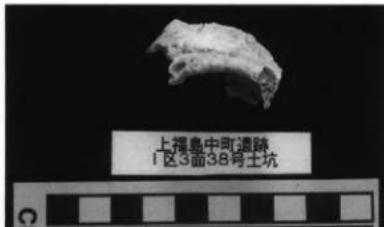


写真38 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨



写真39 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨 [右上顎骨]

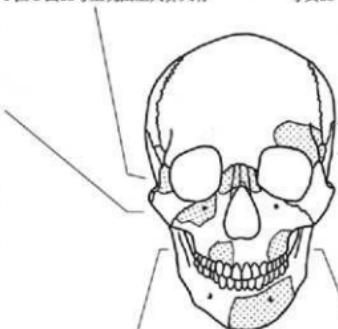


写真40 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨 [左上顎骨・鼻骨]



写真41 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨 [右上顎骨]



写真42 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨 [左上顎骨]

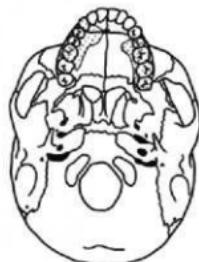


写真43 上福島中町遺跡 I 区 3 面38号土坑出土火葬人骨 [左上顎骨]

② 下原遺跡〔第319集〕(吾妻郡長野原町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2003f)により報告されている。

[1] 3(中)号焼土

①火葬遺構

- ・規模：長軸(南北)約140cm・短軸(東西)約130cm・深さ約20cmである。
- ・形状：方形を呈し、西側に約15cmの突出部を持つタイプIVである(橋崎、2007c)。

②火葬方法

火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：性別は、不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は、不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

② 元総社西川・塙田中原遺跡〔第323集〕(高崎市元総社町)

火葬跡が、3基検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2003g)により報告されている。

[1] 88号土坑

①火葬跡

- ・規模：長軸(南北)約210cm・短軸(東西)約110cm・深さ約55cmである。
- ・形状：梢円形を呈す、タイプIである(橋崎、2007c)。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：前頭骨の一部の厚さは、火葬による収縮を考慮しても厚いため、男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 157号土坑

①火葬跡

- ・規模：長軸(南北)約80cm・短軸(東西)約60cmである。
- ・形状：不規則形を呈す、タイプVである(橋崎、2007c)。

②火葬方法

火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬人骨は、火葬による収縮を考慮しても小さいため、性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

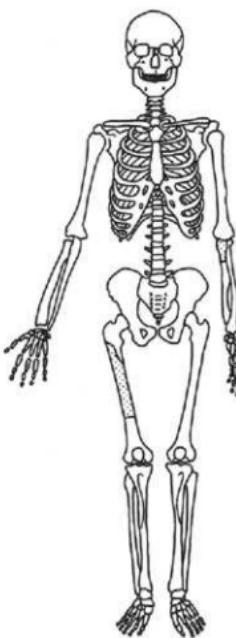


図25 元総社西川・塙田中原遺跡
157号土坑出土火葬人骨出土部位図



写真44 元総社西川・塙田中原遺跡
157号土坑出土火葬人骨(左尺骨)

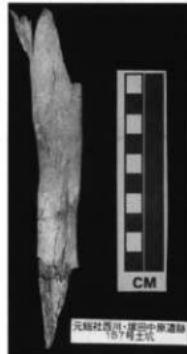


写真45 元総社西川・塙田中原遺跡
157号土坑出土火葬人骨(右大脚骨)

[3] 177号土坑

①火葬跡

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約85cm・短軸（東西）約65cm・深さ約15cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約15cmの突出部を持つタイプIIである（檜崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：左右上腕骨の骨頭が大きいため、被火葬者の性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：奇跡的に残存していた右寛骨恥骨結合部は、恥骨結合面が凹凸の明瞭な隆線が観察されるので約20歳代前半であると推定される。ちなみに、この恥骨が検出される頻度は、4,000例を調べた事例で僅かに4%であるという（Mickinley & Bond, 2001）。

④拾骨方法

- 火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

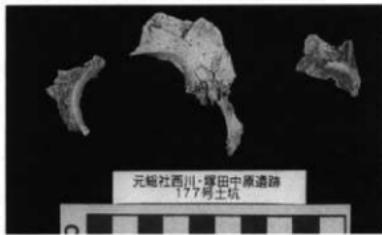
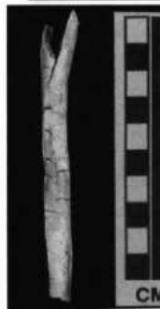


写真46 元總社西川・塙田中原遺跡177号土坑出土火葬人骨[断面部]

図26 元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑出土火葬人骨出土部位図元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑写真47 元總社西川・
塙田中原遺跡177号
土坑出土火葬人骨
[左右上腕骨]元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑写真48 元總社西川・
塙田中原遺跡177号土坑出土火
葬人骨[左脚骨]元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑写真49 元總社西川・
塙田中原遺跡177号土坑出土火
葬人骨[左右骨]元總社西川・塙田中原遺跡
177号土坑写真50 元總社西川・
塙田中原遺跡177号土坑出土火
葬人骨[右脚骨]図27 元總社西川・
塙田中原遺跡177号土坑出土
火葬人骨出土部位図

⑩ 荒砥宮田遺跡〔第336集〕(前橋市荒口町)

火葬跡が、4基検出されている。出土火葬人骨は、植崎(2004)により報告されている。

[1] 2区2号土坑

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸(南北)約109cm・短軸(東西)約66cm・深さ約19cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、西側に約10cmの突出部を持つタイプIIである(植崎、2007c)。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。残存量が少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか死体をそのまま火葬にしたかは不明である。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：性別は、不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は、不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 2区3号土坑

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸(南北)約150cm・短軸(東西)約74cm・深さ約26cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約20cmの突出部を持つタイプIIである(植崎、2007c)。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：右上腕骨片は、火葬による収縮を考慮しても大きく頑丈であるため、被火葬者の性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[3] 2区12号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸(南北)約126cm・短軸(東西)約57cm・深

さ約28cmである。

- ・形状：隅丸長方形を呈す、タイプIである(植崎、2007c)。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：性別は、不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真51 荒砥宮田遺跡2区12号土坑出土火葬人骨
[右側頭骨]

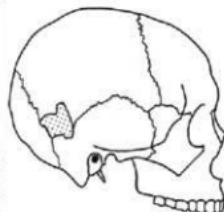


図28 荒砥宮田遺跡2区12号土坑出土人骨出土部位図

[4] 2区18号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸(南北)約107cm・短軸(東西)約63cm・深さ約12cmである。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。残存量が少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか死体をそのまま火葬にしたかは不明である。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：性別は不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は、不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

⑤ 今井見切塚遺跡[第346集] (伊勢崎市赤堀今井町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2005a)により報告されている。

[1] 7区5号土坑墓

①火葬跡

- ・規模：長軸方向（南北）が約90cm・短軸方向（東西）が約57cmである。
- ・形状：橢円形を呈す、タイプIである（橋崎、2007c）。
- ②火葬人骨
- ・火葬人骨の出土部位：火葬人骨の残存量は、非常に少ない。
- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、左側頭骨の錐体部が小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

⑥ 塙田村東IV遺跡[第347集] (高崎市塙田町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、橋崎(2005b)により報告されている。

[1] 3号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約(222cm)・短軸（東西）約204cm・深さ約20cmである。北側で、1号土坑と重複する。
- ・形状：橢円形を呈す、タイプIである（橋崎、2007）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：以前の報告では、重複部位が認められるため2個体としたが（橋崎、2005b）これは誤認であった。従って、被火葬者の個体数は1個体と訂正する。
- ・被火葬者の性別：上腕骨骨頭と大腿骨骨頭の大きさは比較的大きいため、性別は男性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：上顎第3大臼歯はまだ、歯根が完成していない状態である。したがって、約20歳前後であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真52 塙田村東IV遺跡3号土坑出土火葬人骨
[上顎左右M3]

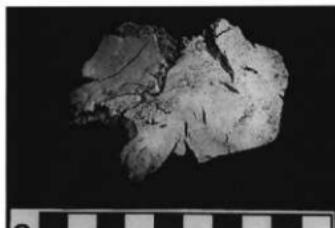


写真53 塙田村東IV遺跡3号土坑出土火葬人骨
[左顎頂骨・後頭骨]

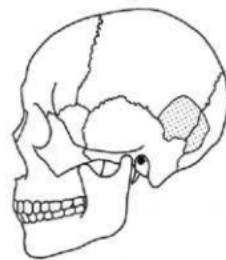


図29 塙田村東IV遺跡3号土坑出土火葬人骨出土部位図



写真54 塙田村東IV遺跡3号土坑出土火葬人骨
[下顎骨]

⑦ 泉沢谷津遺跡 [第359集] (前橋市泉沢町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。なお、本遺構出土火葬人骨は未記載である。

[1] 11号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（東西）約154cm・短軸（南北）約103cm・深さ約47cmの規模である。

- ・形状：長方形を呈す、タイプIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が少ないと想定され、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：被火葬者の性別は、不明である。

- ・被火葬者の死亡年齢：被火葬者の死亡年齢は、不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨をした東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

⑧ 純貫小林前遺跡 [第365集] (高崎市純貫町)

火葬跡が、2基検出されている。出土火葬人骨は、樋崎（2006a）により報告されている。

[1] 1号火葬跡 [P東区]

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約80cm・短軸（東西）約50cm・深さ約5cm～20cmである。

- ・形状：長方形を呈し、東側に約40cmの突出部を持つタイプIIである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が少ないと想定され、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：火葬人骨の残存量は、少ない。

- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：不明である。

- ・被火葬者の死亡年齢：不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないため、丁寧に全部拾骨をした東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] 2号火葬跡 [P東区]

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約110cm・短軸（東西）約80cm・深さ約10cm～20cmである。

- ・形状：方形を呈し、西側に約20cmの突出部を持つタイプIVである（樋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- ・被火葬者の頭位：頭蓋骨片が火葬跡の北部より検出されているため、被火葬者の頭位は北であると推定される。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。

- ・被火葬者の個体数：重複部位が認められないため、被火葬者の個体数は1個体であると推定される。

- ・被火葬者の性別：側頭骨及び後頭骨が、火葬による収縮を考慮しても大きく頑丈であるため、被火葬者の性別は男性であると推定される。

- ・被火葬者の死亡年齢：後頭骨のラムダ（人字）縫合は内板及び外板ともにまだ癒合していない状態である。ラムダ縫合下部は、約40歳～50歳で癒合すると考えられているので、被火葬者の死亡年齢は約30歳代の成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は少ないと想定され、丁寧に全部拾骨をした東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

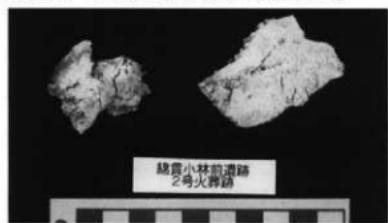


写真55 純貫小林前遺跡 2号火葬跡出土火葬人骨[左側頭骨・後頭骨]



図30 純貫小林前遺跡 2号火葬跡出土人骨出土部位図

⑩ 棚高辻久保遺跡 [第366集] (高崎市棚高町)
火葬跡が、5基検出されている。出土火葬人骨は、植崎(2006b)により報告されている。

[1] VI区164号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（東西）約107cm・短軸（南北）約65cm・深さ約18cmである。
- ・形状：楕円形を呈す、タイプIである（植崎、2007c）。
- ②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

・火葬人骨の出土部位：出土部位は、歯根片及び四肢骨片であるが、残存量は非常に少ない。

・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

・被火葬者の性別：性別は不明である。

・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

出土火葬人骨の残存量が少ないため、丁寧に全部拾骨した、東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

[2] VI区55号土坑

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約102cm・短軸（東西）約57cm・深さ約10cm～15cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、西側に約32cmの突出部を持つタイプIIである（植崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の残存量が少ないため、白骨化させたものを火葬にしたのか、死体をそのまま火葬にしたのかは不明である。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。

・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。

・被火葬者の性別：性別は、不明である。

・被火葬者の死亡年齢：歯根がある程度残存しているので、老齢ではなく壮年であると推定される。

④拾骨方法

出土火葬人骨の残存量が少ないため、丁寧に全部拾骨した、東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真56 棚高辻久保遺跡VI区55号土坑出土火葬人骨[曲根]

[3] VI区56号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約150cm・短軸（東西）約83cm・深さ約17cm～24cmである。
- ・形状：楕円形を呈し、西側に約24cmの突出部を持つタイプIIである（植崎、2007c）。

②火葬方法

・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・重み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、上腕骨や脛骨の大きさが小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。

・被火葬者の死亡年齢：火葬人骨の残存量が少ないため、被火葬者の死亡年齢は不明である。しかしながら、歯根がある程度残存しているので、被火葬者の死亡年齢は老齢ではなく、壮年であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量が少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真57 棚高辻久保遺跡VI区56号土坑出土火葬人骨[曲根]

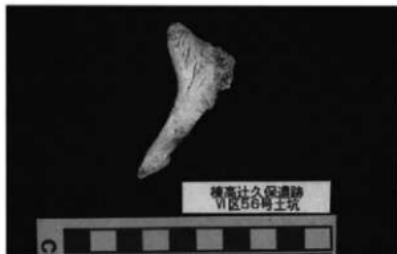


写真58 棟高辻久保遺跡VI区56号土坑出土火葬人骨



図32 棟高辻久保遺跡VI区56号土坑出土火葬人骨出土部位図

[4] VI区57号土坑

①火葬遺構

- ・規模：長軸（南北）約107cm・短軸（東西）約45cm・深さ約7cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、東側に約28cmの突出部を持つタイプIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁は薄く、大腿骨片は小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：歯根がある程度残存しているので、被火葬者の死亡年齢は老齢ではなく、成人であると推定される。残存していた上顎切歯の咬耗度を観察すると、エナメル質に限定されているマルティンの1度の状態である。したがって、被火葬者の死亡年齢は、約20歳であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量が少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真59 棟高辻久保遺跡VI区56号土坑出土火葬人骨[歯根]

[5] VI区80号土坑

①火葬遺構

- ・規模：直径約68cm・深さ約53cmである。
- ・形状：円形を呈す、タイプVである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
- ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨の骨壁の厚さが薄いため、女性であると推定される。
- ・被火葬者の死亡年齢：死亡年齢は不明である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量が少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。

⑤ 中居町一丁目遺跡 [第398集] (高崎市中居町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、橋崎（2007a）により報告されている。

[1] 1号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：主体部は、長軸（南北）約120cm・短軸（東西）が約60cm・深さ約15cmである。
- ・形状：隅丸長方形を呈し、西側に約35cmの突出部を持つタイプIIである（橋崎、2007c）。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。また、火葬人骨には、亀裂・歪み・捻れが認められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

- められるため、白骨化させたものを火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。
- ・被火葬者の頭位：歯根が火葬跡の北部より検出されているため、被火葬者の頭位は北であると推定される。
 - ③火葬人骨
 - ・火葬人骨の出土部位：出土部位は、ほぼ全身に及ぶ。
 - ・被火葬者の個体数：1個体であると推定される。
 - ・被火葬者の性別：火葬による収縮を考慮しても、頭蓋骨片の骨壁は薄く、上腕骨片・尺骨片・大腿骨骨幹部は小さいため、被火葬者の性別は女性であると推定される。
 - ・被火葬者の死亡年齢：歯の歯冠部は被熱で破損しているものの、歯根部が20本以上出土しており、成人が32本の歯根を有することを鑑みると、少なくとも歯が生前脱落を起こし無歯顎になった状態の老齢ではない。また、頭蓋骨破片からは、頭蓋縫合が内板及び外板ともに癒合していないことから、被火葬者の死亡年齢は、約20歳代～30歳代であると推定される。
 - ・被火葬者の古病理：上顎右第3大臼歯の歯根部を観察すると、歯冠が齶触による齶触症第4度の齶触のため、歯冠が崩壊し、残根状態となっている状態である。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部収骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真60 中居町一丁目遺跡1号火葬跡出土火葬人骨(左上顎骨)

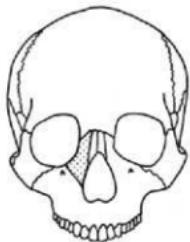


図32 中居町一丁目遺跡1号火葬跡出土火葬人骨出土部位図

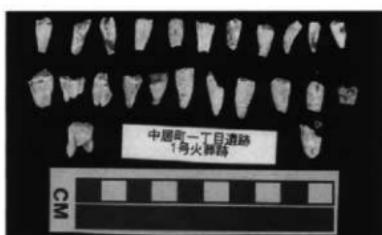


写真61 中居町一丁目遺跡1号火葬跡出土火葬人骨(歯根)(歯印があるのが、齶触により歯冠が崩壊した歯根)

② 上郷岡原遺跡【第410集】(吾妻郡東吾妻町)

火葬跡が、1基のみ検出されている。出土火葬人骨は、植崎(2007b)により報告されている。

【1】H 1号火葬跡

①火葬遺構

- ・規模：長軸(南北)約124cm・短軸(東西)約76cm・深さ約28cmである。
- ・形状：梢円形を呈し、東側に約24cmの突出部を持つタイプIIである(植崎、2007c)。

②火葬方法

- ・火葬方法：火葬人骨の色は、明灰色から白色を呈しているため、火葬の際の温度は約900°C以上であると推定される。火葬人骨の出土量が非常に少ないため、白骨を火葬にしたか死体を火葬にしたかは不明である。
- ・被火葬者の頭位：被火葬者の頭位は、不明である。

③火葬人骨

- ・火葬人骨の出土部位：残存量は、非常に少ない。
- ・被火葬者の個体数：個体数は不明である。
- ・被火葬者の性別：性別は不明である。
- ・被火葬者の死亡年齢：成人であると推定される。

④拾骨方法

火葬人骨の残存量は非常に少ないため、丁寧に全部拾骨した東日本タイプの拾骨方法であると推定される。



写真62 上郷岡原遺跡H 1号火葬跡火葬跡出土火葬人骨(左上顎骨)

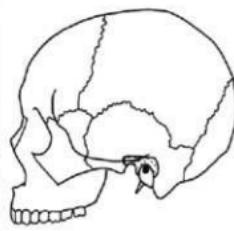


図33 上郷岡原遺跡H 1号火葬跡出土火葬人骨出土部位図

5.まとめ

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団が調査した、21遺跡45基の中世火葬遺構出土火葬人骨について、未報告のものと本報告者が過去に報告した火葬人骨のまとめを試みた。以下は、その結果である。

① 拾骨方法

全部拾骨をする東日本タイプの遺構【火葬人骨の残存量が少ない】は、45基中、39基(86.7%)に認められた。一方、部分拾骨をする西日本タイプの遺構【火葬人骨の残存量が多い】は、45基中、6基(13.3%)に認められた。結果として、東日本タイプの拾骨方法が圧倒的に多いことが判明した。

(2) 土坑タイプ

土坑タイプは、長方形土坑のタイプIが45基中20基(44.4%)で、長方形土坑+袖のタイプIIが20基(44.4%)であり、この2つのタイプで約89%をしめた。

袖部は恐らく、火の焚き口であると推定されるが、この袖を除いたタイプが約9割をしめることは、中世の土坑墓の形態とほぼ同じであり、興味深い。

(3) 土坑の大きさと火葬姿勢

タイプIの長軸方向の平均値は、約125cmである。また、タイプIIの長軸方向の平均値は、約113cmである。

元北里大学の故平本嘉助による右大腿骨の最大長から被葬者の生前の身長を復元した研究(平本、1972)によると、鎌倉時代人の男性と女性の平均身長はそれぞれ159.0cmと144.9cmである。同様に、室町時代人の男性と女性の平均身長はそれぞれ156.8cmと146.6cmである。

したがって、伸展位では火葬には無理であり、火葬姿勢は屈位であったと推定される。これは、中世の土坑墓出土人骨の埋葬姿勢が伸展葬よりも圧倒的に屈葬

が多いことと同じ結果であり興味深い。

(4) 火葬方法

45基中、火葬人骨の残存量が少ないために不明である11基を除く34基の出土火葬人骨は、すべて死体をそのまま火葬にしたと推定された。

(5) 頭位

45基中、頭位が推定できたのは、8基のみであるが、すべてが北であると推定された。これは、中世の土坑墓出土人骨の頭位に北が多いことと一致し興味深い。

(6) 個体数

45基すべてが、個体数は1個体のみであった。死人が出たその都度に、火葬跡を構築したと推定される。

(7) 性別

性別不明の12個体を除き性別推定できた、33個体中、男性は9体(27%)・女性は24体(73%)で、女性が男性の2倍以上多かった。

(8) 死亡年齢

死亡年齢不明の11体を除き死亡年齢推定できた、34個

表2 群馬県中世火葬遺構出土火葬人骨まとめ

No.	群馬県 墓地名	遺跡名	土坑名 (標示名義名、附記)	遺跡名 (付記)	方 向	長軸 (cm)	短軸 (cm)	深さ (cm)	頭位 有無と方位	掘出部の 形状	土坑 (cm)	出土火葬人骨 個体数	性別	死亡年齢	人骨報告	
1	第174集	東平井宮正尚遺跡	1号火葬土坑	東日本	南北	113	61	29	西	27	II	1個体	女性	成人	本報告	
2	第175集	小島田八日山遺跡	1号火葬跡	東日本	南北	128	82	24	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	本報告	
3	第225集	鶴山川端遺跡	1号火葬所	火葬跡	西日本	南北	115	55	25	西	55	II	1個体	女性	約10歳代	本報告
4	第229集	下小島神戸遺跡	2号火葬所	火葬跡	東日本	方形	100	100	20	東	45	IV	1個体	男性	成人	本報告
5	第248集	下木村密田山遺跡	1号火葬跡	火葬跡	西日本	南北	100	45	20	東	35	II	1個体	女性	約20歳代	横崎(2002)
			1号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	119	72	12	西	15	II	1個体	女性	成人	本報告
			1号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	100	45	20	東	35	II	1個体	女性	成人	本報告
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	90	40	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	140	50	50	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	70	60	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	130	120	90	無し	-	III	1個体	女性	成人	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	150	110	30	東	40	II	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	140	90	10	無し	-	I	1個体	女性	約40歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	50	2	無し	-	I	1個体	女性	不明	宮崎(2001)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	100	50	20	無し	-	I	1個体	女性	不明	本報告
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	120	70	30	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	100	50	40	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	90	40	10	無し	-	I	1個体	女性	約40歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	100	50	2	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	80	15	無し	-	II	1個体	男性	20歳代	横崎(2002)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	145	80	32	無し	-	I	1個体	女性	成人	横崎(2003 a)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	113	56	23	無し	-	I	1個体	女性	約20~40歳	横崎(2003 b)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	85	48	7	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	95	48	1	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	115	80	15	無し	-	II	1個体	男性	20歳代	横崎(2003 c)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	105	50	40	無し	-	I	1個体	女性	不明	横崎(2003 d)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	120	70	30	無し	-	I	1個体	女性	不明	横崎(2003 e)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	100	50	40	無し	-	I	1個体	女性	約30歳代	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	90	40	10	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	66	15	無し	-	II	1個体	男性	20歳代	横崎(2003 f)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	105	50	2	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	105	50	40	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	140	130	20	西	15	IV	不明	不明	横崎(2003 g)	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	210	110	55	無し	-	I	1個体	男性	成人	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	80	60	7	無し	-	V	1個体	女性	成人	横崎(2003 h)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	85	65	15	東	15	II	1個体	女性	20歳代前半	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	109	66	19	北	10	II	1個体	男性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	150	74	26	東	20	II	1個体	男性	成人	横崎(2004)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	126	57	28	無し	-	I	1個体	男性	成人	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	107	63	12	無し	-	I	1個体	男性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	90	57	1	無し	-	I	1個体	女性	成人	横崎(2005 a)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	222	204	20	無し	-	I	1個体	男性	約20歳	横崎(2005 b)
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	154	163	47	無し	-	I	1個体	女性	不明	本報告
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	80	50	20	東	40	II	1個体	女性	不明	
			4号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	110	80	20	西	20	II	1個体	女性	約30歳代	横崎(2006 a)
			VII-1号火葬跡	火葬跡	東日本	東西	107	65	18	無し	-	I	1個体	女性	不明	
			VII-2号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	102	57	15	西	32	II	1個体	不明	少年	
			VII-5号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	150	83	24	南西	24	II	1個体	女性	少年	横崎(2006 b)
			VII-57号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	107	45	7	東	28	II	1個体	女性	約20歳	
			VII-80号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	68	68	53	無し	-	V	1個体	女性	不明	
			VII-104号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	120	60	15	西	35	II	1個体	女性	約20歳代前半	横崎(2007 a)
			VII-11号火葬跡	火葬跡	東日本	南北	124	76	28	東	24	II	1個体	女性	成人	横崎(2007 b)

註：土坑墓標識は、基本的に緑色表示より削除した。イタリック体は、本報告書が文献題名から計算出した。

体中、約20歳代6体(17.6%)・約30歳代9体(26.5%)・壮年[約20歳代～30歳代]3体(8.8%)・約40歳代3体(8.8%)・成人13体(38.2%)という結果になった。

謝辞

群埋文報告書の報告時に、火葬人骨を記載する機会を与えていただき遺構に関する考古学的情報をいただいた、現在及び当時の群埋文担当者の皆様に感謝いたします。

井川達雄・大江正行・大木紳一郎・大西雅広・小野和之・神谷佳明・菊池実・小島敦子・小林正・齊藤利昭・関俊明・角田芳昭・徳江秀夫[敬称略・五十音順]

引用文献

[出土人骨記載：群埋文報告書番号順]

宮崎重雄 2001 「人骨骨・歯骨」、『小八木志貝戸遺跡群3』[第275集], p.181-192.

橋崎修一郎 2003a 「第V章」宿樅手三波川遺跡・西横手遺跡出土人骨」、『宿樅手三波川遺跡・西横手遺跡群出土人骨』、『宿樅手三波川遺跡・西横手遺跡群』[第310集], p.416-419.

橋崎修一郎 2003b 「VI5 菅谷石塚遺跡出土人骨」、『菅谷石塚遺跡』[第312集], p.170-173.

橋崎修一郎 2003c 「第4章 分析」荒砥御坊西遺跡出土人骨」、『荒砥御坊西・荒砥御坊遺跡』[第315集], p.196-197.

橋崎修一郎 2003d 「第4章 3 武恵江西屋敷遺跡出土人骨」、『武恵江西屋敷遺跡』[第316集], p.191-193.

橋崎修一郎 2003e 「第9章 上福島中町遺跡出土人骨」、『上福島中町遺跡』[第318集], p.222-231.

橋崎修一郎 2003f 「IX 3 中樋II遺跡・下原遺跡出土人骨」、「久々戸・中樋II・下原・横堀中村遺跡」[第319集], p.427-434.

橋崎修一郎 2003g 「第9章(5) 元能社西川遺跡・坂田中原遺跡出土人骨」、『元能社西川・坂田中原遺跡』[第323集], p.347-359.

橋崎修一郎 2003h 「第6章 2 荒砥宮田遺跡出土人骨」、『荒砥宮田II・荒砥前田遺跡』[第336集], p.219-228.

橋崎修一郎 2005a 「第4章 今井見切廻遺跡出土人骨」、「今井三騎道・今井見切廻遺跡：歴史時代編」[第346集], p.313-320.

橋崎修一郎 2005b 「付編」 塚田東IV遺跡・塚田中原遺跡0区・引間松葉遺跡出土人骨」、『塚田東IV・塚田中原・引間松葉遺跡』[第347集], p.303-319.

橋崎修一郎 2006a 「第5章 2 締實小林前遺跡出土人骨」、「締實小林前遺跡」[第365集], p.712-714.

橋崎修一郎 2006b 「第9章(5) 桧高辻久保遺跡出土人骨」、「桜高辻久保遺跡」[第366集], p.448-450.

橋崎修一郎 2007a 「第5章 中居町一丁目遺跡出土人骨」、「中居町一丁目遺跡」[第398集], p.103-104.

橋崎修一郎 2007b 「9. 出土人骨分析」、「上郷岡原遺跡(1)：第4分冊自然科学分析編」[第410集], p.67-79.

[一般：著者名の五十音順]

石守見 1988 「所謂中世土墳墓について：その基本的形態などについての観察」、『群馬の考古学』、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団, p.533-540.

中世墓資料集成研究会編 2005 「中世墓資料集成：関東編(1)」、中世墓資料集成研究会編

中世墓資料集成研究会編 2007 「中世墓資料集成：補遺編(1)」、中世墓資料集成研究会編

橋崎修一郎 2002 「下小島神戸遺跡出土火葬人骨」、『研究紀要』, 20,

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団, p.43-50

橋崎修一郎 2007c 「群馬県出土中世火葬遺構」、『研究紀要』, 25, (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団, p.101-120

橋崎修一郎 2007d 「火葬人骨と考古学」、『墓と葬式の中世』、高志書院, p.107-126

橋崎修一郎・石守見 2005 「群馬県出土人骨データベース」、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団編、『研究紀要』, 23, (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団, p.110-118

日本播送文化学会編 2007 「火葬後拾骨の東と西」、日本経済評論社

[群埋文報告書：群埋文報告書番号順]

第174集 「飛石の若狭・東平井塚間・東平井官正前遺跡」, 1994

第175集 「小島田八日市遺跡」, 1994

第225集 「鶴島川縦道跡」, 1997

第229集 「下小島神戸遺跡」, 1997

第248集 「下植本宅町田遺跡」, 1999

第275集 「小八木志貝戸遺跡群3」, 2001

第310集 「宿樅手三波川遺跡・西横手遺跡群」, 2003

第313集 「菅谷石塚遺跡」, 2003

第315集 「荒砥御坊西・荒砥御坊遺跡」, 2003

第316集 「波志江西屋敷遺跡」, 2003

第318集 「上福島中町遺跡」, 2003

第319集 「久々戸・中樋II・下原・横堀中村遺跡」, 2003

第323集 「元能社西川・坂田中原遺跡」, 2003

第336集 「荒砥宮田II・荒砥前田遺跡」, 2004

第346集 「今井三騎道・今井見切廻遺跡：歴史時代編」, 2005

第347集 「塚田東IV・塚田中原・引間松葉遺跡」, 2005

第359集 「泉沢浜津遺跡」, 2006

第365集 「綿貫小林前遺跡」, 2006

第366集 「神高辻久保遺跡」, 2006

第398集 「中居町一丁目遺跡」, 2007

第410集 「上郷岡原遺跡(1)」, 2007

[英文：著者名のABC順]

Brothwell, D. R. 1981 "Digging up Bones", British Museum of Natural History.

Correia, P. M. 1997 '18. Fire Modification of Bone: A Review of the Literature', "Forensic Taphonomy" (Haglund, W. D. & Sorg, M. H. eds.), CRC Press.

Correia, P. M. & Beattie, O. 2002 '22. A Critical Look at Methods for Recovering, Evaluating, and Interpreting Cremated Human Remains', "Advances in Forensic Taphonomy" (Haglund, W. D. & Sorg, M. H. eds.), CRC Press.

Fairgrieve, S. I. 2008 "Forensic Cremation", CRC Press.

Krogman, W. M. & Iscan, M. Y. 1986 "The Human Skeleton in Forensic Medicine", C. C. Thomas.

Mays, S. 1998 "The Archaeology of Human Bones", Routledge.

Micklinley & Bond 2001 '24. Cremated Bone', "Handbook of Archaeological Sciences" (Brothwell, D. R. & Pollard, A. M. eds.), John Wiley & Sons.

Stewart, T. D. 1979 "Essentials of Forensic Anthropology", C. C. Thomas.

Ubelsaker, D. H. 1989 "Human Skeletal Remains (2nd)", Taraxacum White, T. D. 1991 "Human Osteology", Academic Press.

チャートをめぐる石材環境

— 赤城山南麓地域のチャート露頭 —

津 島 秀 章

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1.はじめに | 4.参考とすべき地点 |
| 2.原産地露頭に由来するチャート製石器 | 5.現地調査のまとめ |
| 3.赤城山南麓地域のチャート原産地露頭 | 6.石材環境とチャート石材の獲得 |

— 要 旨 —

赤城山南麓地域には、数多くの旧石器時代遺跡が認められる。チャート原産地である足尾山地から近いこともあり、全体的に、石器石材におけるチャートの利用頻度は比較的高い。それらのチャート製石器をみると、自然面の観察から円磨度の高いものが利用されており、河川流域で採取することが一般的であったと考えられる。ところが、最近、赤城山南麓地域にある石器群において、少数ではあるが、チャート原産地の露頭から採取したと判断できる資料が確認されている。

本稿では、チャートに関する石材環境を探ること、そしてそれらの資料の採取地を求めることが主眼として、これまでの地理学的な研究成果を基に、チャート原産地露頭の調査をおこなった。その結果、足尾山地とは異なる赤城山南麓地域において、いくつかの原産地露頭を発見することができた。

そのなかでも、八王子丘陵の東部および桐生市新里町高泉周辺では、石器石材に利用されているものと比較しても遜色ない良質チャートの原産地露頭が確認された。その結果をうけて、前述した原産地露頭に石材を求めている資料に関して、八王子丘陵の東部および高泉周辺を有力な石材採取候補地として指摘した。

キーワード

対象時代 旧石器時代

対象地域 群馬県域 赤城山南麓地域

研究対象 石材環境 石器石材 チャート

1.はじめに

群馬県内の旧石器時代石器群を概観すると、石器石材として、黒色安山岩と黒色頁岩が多用される傾向にある。それ以外の石材としては、黒曜石、珪質頁岩、各種の碧玉、チャートなど、多様なものが認められる。それらは、遺跡間での使用頻度に若干の差がみられるが、全体的にみて黒色安山岩・黒色頁岩ほど多用されていない。

そのなかでチャートについて注目すると、それは群馬県域内に原産地が存在し、近地性¹⁾の石材として理解することができる。各遺跡で出土したチャート製石器をみると、石質が緻密で良質なものばかりが利用されるわけではない。節理面が多いといった石器石材にあまり適するとは考えられない資料も存在する。石材としての質という面からみると、このように多様なものが認められるチャート製石器であるが、自然面の観察からは、いずれも円磨度の高いものが利用されている。石材を河川流域で採取することが一般的であったと考えられる。

群馬県域には、東部の足尾山地と西部の多野山地に秩父中・古生層が分布しており、そこにチャートが産出する[図1]。これまでの研究によって、原産地周辺を流れる河川において、石器石材として利用できる程度の質を備えたチャート河床礫が採取できることが確認されている（桜井1995、村田・後藤2005）。足尾山地周辺を流れる渡良瀬川や、多野山地周辺を流れる鶴川・神流川などで採取できる。多くのチャート製石器の原材料は、そのような原産地近郊の河川で採取されたものと予想される。

ところが近年、赤城山南麓地域²⁾にあるいくつかの旧石器時代石器群において、チャート角礫を原材とする資料が、少数であるが発見されている。それらは、チャート原産地の露頭から直接採取したか、あるいは露頭から一次的に剥落したものを採取したと判断できる資料である。このようなチャート角礫を原材とする資料については、ごく少數の出土ではあるが、原産地露頭に直接的に石材を求めていることから、旧石器人の石材獲得行動を考えるときわめて重要な資料と考えられる。

このことに関連して、これまでの地質学的研究成果をみると、チャートの主産地である足尾山地とは異なる赤城山南麓地域において、チャートの原産地があることが指摘されている。赤城山南麓地域は旧石器時代遺跡が密集する地域でもあることから、チャートの石材獲得を考える上で、その存在は大きな意味をもつと考えられる。

以上のような問題意識から、地質学的な研究成果をもとに現地調査をおこなった。その結果、いくつかの地点でチャート原産地の露頭を発見することができた。ここにその原産地露頭について報告する。

2. 原産地露頭に由来するチャート製石器

赤城山南麓地域では、直接的に原産地露頭に由来する



図1 秩父中・古生層の位置（飯島1987をもとに作成）

と考えられるチャート製石器がいくつかみられる。それらは、東長岡戸井口遺跡・第1文化層A地点石器群（岩崎1999）、今井三騎堂遺跡・第IV文化層B地点石器群（岩崎2004）、富田宮下遺跡・第2文化層石器群（津島2008）の三つの石器群において確認された〔図6〕。

まず、それらの石器群の概要およびチャート製石器についてみていただきたい。

（1）東長岡戸井口遺跡・第1文化層A地点石器群

東長岡戸井口遺跡は、赤城山南麓地域の独立丘陵である金山の南東に位置し、低平な場所に立地する。第1文化層A地点石器群では、1807点の石器が確認された（礫・礫片321点を除く）。チャートを主要な使用石材とし、主たる構成器種はナイフ形石器と槍先形尖頭器である。

この石器群では、層状チャートの露頭に由来する資料が1点認められる（遺物番号6-349-1、報告書には掲載されていない）。角礫で、平行する二つの面上に厚さ数ミリ程度の珪質な粘土部分が認められ、層状チャートの特徴を部分的にそのまま有する資料である。層状チャートの露頭から直接採取したか、あるいは露頭から一次的に剥落した角礫を入手したと考えられる。

石器全体がいくつかの平坦面で構成され、打点やリンク・フッシャーといった人為的な剝離面としての痕跡が明確に認められない。よって、器種としては「原石」と解釈される。これらの平坦面には、人為的な剝離痕跡は明確に認められないが、打割面あるいは分割面と解釈することは可能である。たとえば、直接、層状チャートの露頭から打割して分離したとすると、これらの平坦面の一部は、露頭より分離する際の打割面ととらえることができる。あるいは、より大きな母岩であったものが、分割されたことによって、平坦面の一部が形成された可能性も考えられる。



写真1 角礫を利用した石器・東長岡戸口遺跡
第1文化層A地点石器群（右の高さ約4cm）

(2) 今井三駒堂遺跡・第IV文化層B地点石器群³⁾

今井三駒堂遺跡は、赤城山の山体崩落（梨木泥流）によって形成されたいわゆる「ながれ山」に立地する。第IV文化層B地点石器群では、414点の石器が確認された（礫21点を除く）。出土石器全体の91%（396点）が、チャート製である。石器出土地点付近では、AT（姶良丹沢火山灰）下の暗色帯が2層に細分されており、石器は、そのうちの下層部分から最も多く出土した（302点・70%）。この石器群では、チャートの露頭に由来する資料が1

点認められる（報告書・第202図-4）。剥離面に比べて、より風化が進んだ面が全体的に認められる。石器としては、石核に分類され、この風化の進んだ面を自然面ととらえることができる。形状は角礫であり、節理面が比較的多く認められる。チャートの露頭から直接採取したか、あるいは露頭から一次的に剥落した角礫を入手したと考えられる。

(3) 富田宮下遺跡・第2文化層

富田宮下遺跡は、赤城山南麓の標高約100mの地点に立地する。第2文化層では269点の石器が確認され、チャートを主要な使用石材とする。石器群は、AT下暗色帶に帰属する。炭化物の集中が1カ所認められ、放射性炭素年代測定値として、 29860 ± 240 yrBP (^{14}C 年代) が得られている。

この石器群では、層状チャートの露頭に由来する接合資料が1点認められる（報告書・図117）。ほぼ並行する二つの面が、珪質頁岩の薄層で覆われており、層状チャートの特徴を部分的に有する資料と考えられる。層状チャートの露頭から直接採取したか、あるいは露頭から一次的に剥落した角礫を入手したと考えられる。



写真2 角礫を利用した石器 富田宮下遺跡
第2文化層（右の高さ約9cm）

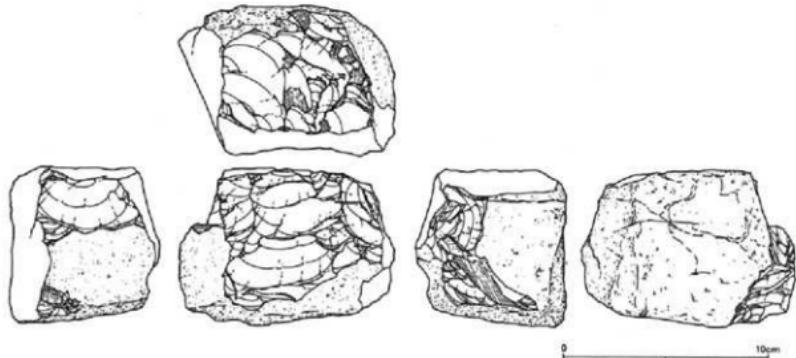


図2 角礫を利用した石器 今井三駒堂遺跡・第IV文化層B地点石器群
(岩崎2004より)

3. 赤城山南麓地域のチャート原産地露頭

群馬県域には、東部の足尾山地と西部の多野山地に秩父中・古生層が分布している。この地域が、チャートの産出地である[図1]。これまでの地質学的研究成果をみると（河井・山田1960、須藤・田島・木崎1976、高橋・中島1980、飯島1987、飯島・吉川1994、高橋・柳沢2003）、足尾山地から離れた独立丘陵群の一部にも、秩父中・古生層が分布している。これらの独立丘陵群は、「鹿田山」、「葡萄山・琴平山」、「八王子丘陵」、「金山」と呼ばれ、足尾山地からみると渡良瀬川を挟んだ反対側に列状に分布している[図3]。

また、足尾山地より延びる秩父中・古生層は、赤城火山の下部にまで存在することが知られている[図4]。近年、赤城山において深さ1000mを越えるようなボーリング調査が実施されており（群馬県企業局1999）、地下構造がより明らかになっている[図5]。それによると、赤城火山の下部の比較的高い標高地にまで、基盤岩として秩父中・古生層が認められる。山体の懐の船川沿いに小規模ではあるが、チャートが露出することが明らかになっている（群馬県地質図作成委員会1999、群馬県企業局前掲）。

以上のようなチャートをめぐる地質学的研究状況をうけて、前述した独立丘陵群および赤城山において、チャートの産出状況調査をおこなった。その目的は、チャート原産地露頭由来する遺物の採取地を探すことにある。調査の結果、いくつかの原産地露頭を見つけることができたので報告する。

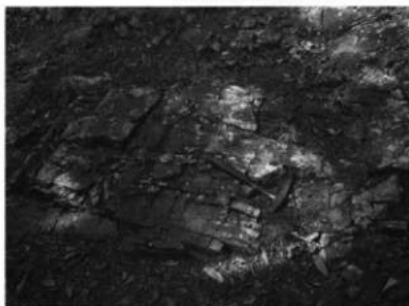


写真3 チャート露頭の様子 上：周辺状況 下：細部
(露頭地点1 八王子丘陵・石尊山)

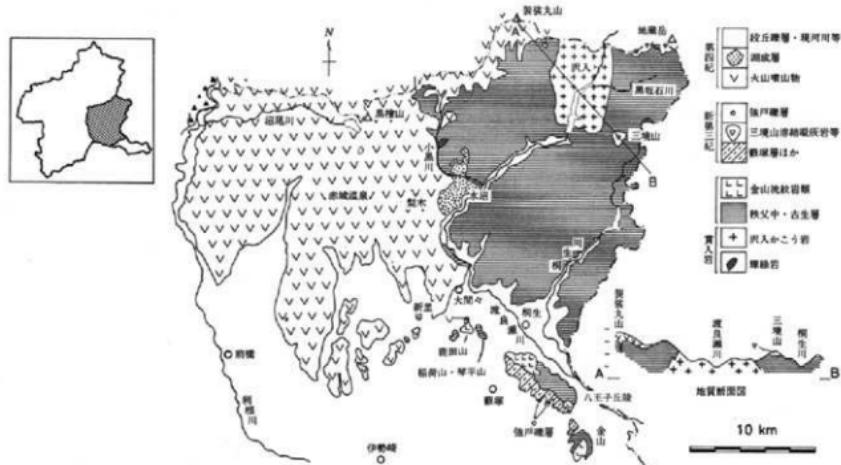
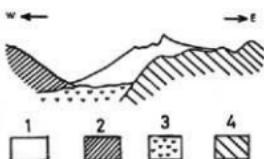


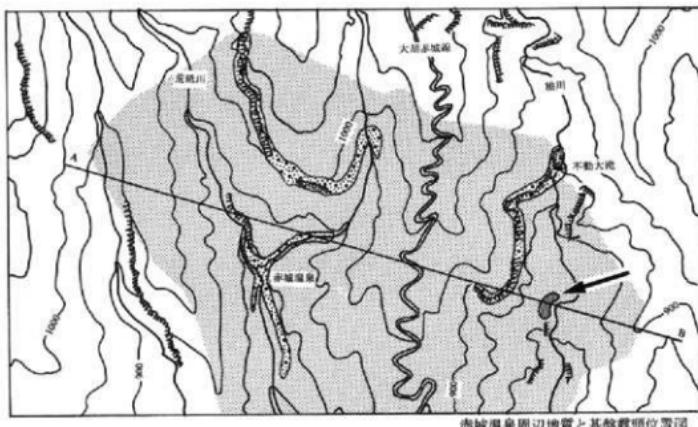
図3 足尾山地周辺の地質図 (飯島1987に一部加筆)



赤城火山と基盤の構造との関係を模式的に示した図

1 : 赤城火山噴出物 2 : 守持火山噴出物
3 : 第3紀火山岩類 4 : 古生層

図4 守屋1968より



赤城温泉周辺地質と基盤露頭位置図

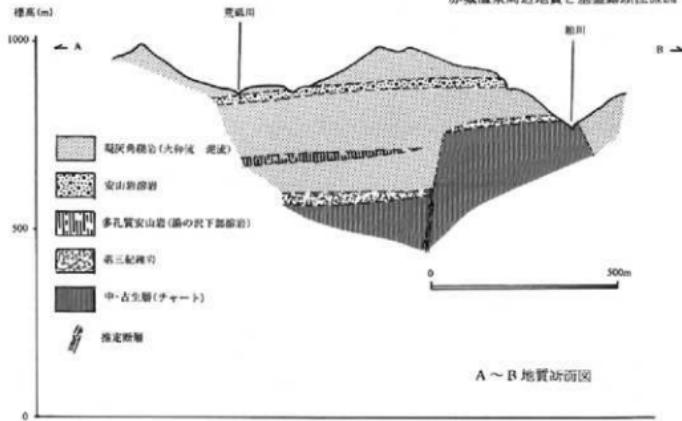


図5 赤城山の地質とチャート露頭の位置 (矢印) (群馬県企業局1999を原図として作成)

(1) 露頭地点1 [図6・写真3]

八王子丘陵の東部、三角点（標高261.1m）の南西約100mの頂地元では、「石尊山」と呼ばれている。行政区画では、太田市吉沢町に所在する。頂部一帯のいたる所にチャートが露出している。

露頭においては、いわゆる層状チャートの産状を呈する。すなわち単層の厚さ5cm内外で、間に珪質頁岩の薄層を挟む。岩石は、暗青灰色緻密、隱微晶質半透明で、硬質、貝殻状の断口を呈する。割れ口はやや光沢があり、放散虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材としてみると、節理面が若干認められるが、比較的良質である。石器に利用されているチャートと比べても、遜色ない質を備えている。

(2) 露頭地点2 [図6・写真4]

八王子丘陵の北端に位置する荒神山の山頂（標高218m）より約50m南の地点。西に向かいやや傾斜した場所に、チャートが小規模に露出する。

この岩石は、暗灰色緻密、隱微晶質半透明で、硬質である。割れ口は光沢ではなく、熱変成作用をうけて再結晶していると考えられ、放散虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材としてみると、やや粗粒で、節理面が多く認められ、良質とはいえない。実際に石器に利用されているものと比較しても、質的に劣る。



写真4 チャート露頭の様子(露頭地点2 八王子丘陵・荒神山)

(3) 露頭地点3 [図6、写真5・6]

みどり市笠懸町に位置する琴平山の南端の頂部。この独立丘陵は南北に二つのピークを持ち、北は稻荷山、南は琴平山と呼ばれている。稻荷山と琴平山との鞍部には、岩宿遺跡A・B・C地点がある。また、琴平山の南西麓には、岩宿遺跡D地点がある。

琴平山の南端の頂には、大規模なチャート岩塊が露出し、その様相を遠方からも望むことができる。岩石は、灰白色緻密、隱微晶質半透明で、硬質である。割れ口に光沢はなく、やや破碎していると考えられ、放散虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材とし

てみると、やや粗粒で、節理面も多く認められ、良質とはいえない。実際に石器に利用されているものと比較しても、質的に劣る。

写真5
チャート露頭の
様子(露頭地点3
琴平山)写真6
琴平山の下より
露頭をのぞむ

(4) 露頭地点4 [図5・6、写真7]

赤城山の懷、不動大滝の下流約300mの柏川右岸、標高約820mの地点。ごく小規模にチャート露頭が認められる。

写真7 チャート露頭の様子 上：全景 下：細部
(露頭地点4 赤城山不動大滝の下)

露頭においては、いわゆる層状チャートの産状を呈する。単層の厚さ7cm内外で、間に珪質頁岩の薄層を挟む。

岩石は、暗灰色緻密、隠微晶質半透明で、硬質、部分的に亜貝殻状の断口を呈する。割れ口は光沢ではなく、放散

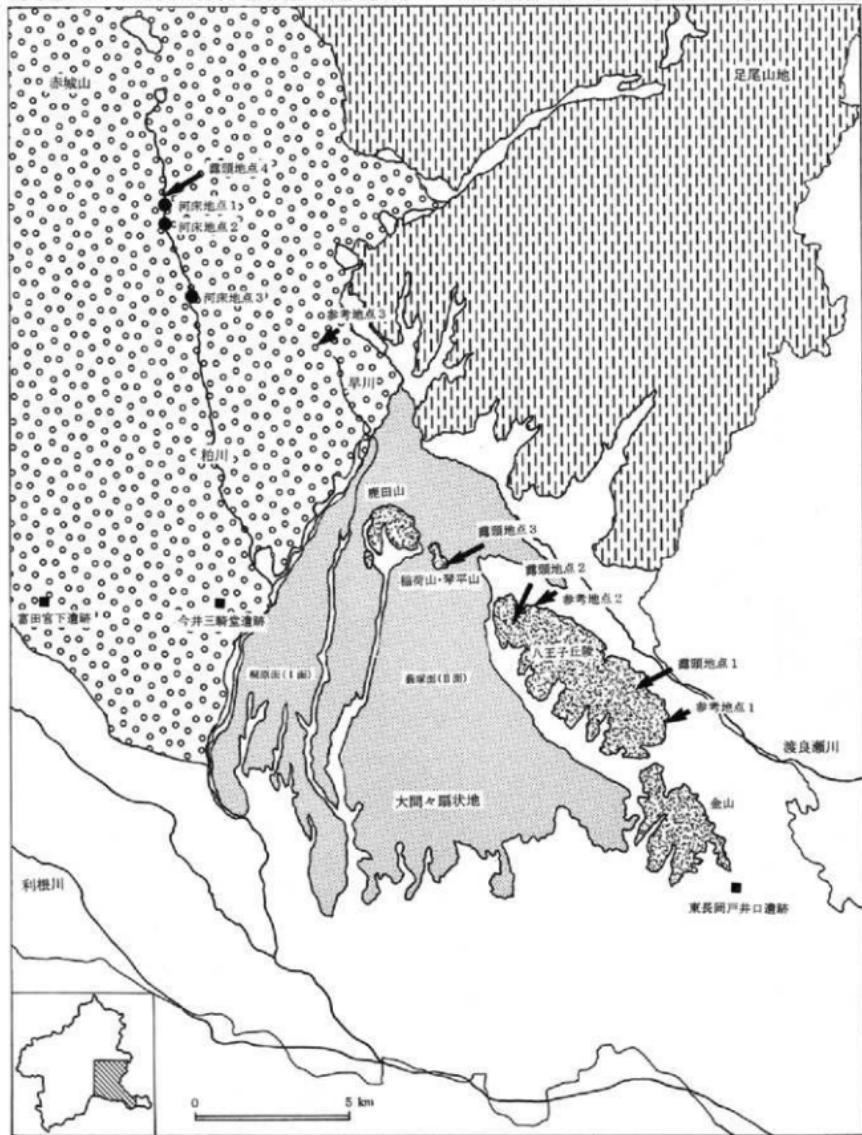


図6 遺跡の位置と露頭地点及び参考地点の位置

虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材としてみると、やや粗粒で、節理面が若干認められ、あまり良質とはいえない。石器に利用されているチャートと比較しても、質的にやや劣る。

この露頭は、柏川沿いにあるため、その石材が柏川に供給され下流まで運ばれる可能性が想定される。そうした場合、柏川流域がチャートの採取可能地域となることも考えられる。よって、柏川河床において、補足的にチャートを対象とした河床跡の調査をおこなった。以下、その結果を表す。

(4) 河床地点1 [図6・写真8]

チャートの露頭場所より約100m下流付近の柏川河床。チャートの大形角礫（最大長20～40cm）がごく少量認められる。量的には、1人・1時間の調査で1個体発見できるかどうかといった程度である。



写真8 チャートの大形河床礫
(柏川・河床地点1)

(5) 河床地点2 [図6・写真9]

露頭より約1km下流。滝沢温泉付近の柏川河床。チャートの河床礫は全く認められない。



写真9 柏川・河床の様子 (河床地点2)

(6) 河床地点3 [図6]

露頭より約4km下流。国道353号線との交差付近の柏川河床。チャートの河床礫は全く認められない。

4. 参考とすべき地点

露頭由来のチャート製石器について、その石材の採取場所を考える上で参考とすべき地点が、赤城山南麓地域

で認められる。これらの場所は、近世以後の營為によつて、本来ならば地表面直下に存在するはずのチャート層が露出したものである。その包含状態を考慮すると、旧石器時代にあっては、直接人の目に触れる状態ではなかつた可能性が高い。しかし、石器石材としてチャート角礫を採取することを想定したとき、参考とすべき点が多々認められる。よつて、ここに紹介する。

(1) 参考地点1 [図6]

大西雅広氏より、高山彦九郎が著した紀行文に、チャートに関する記述があると御教授いただいた。高山彦九郎は、群馬県太田市（現在）出身の江戸時代の思想家であり、数多くの紀行文を残したことでも有名である。その中の「忍山湯旅の記」（安永4年・1775年）に、八王子丘陵のチャートに関すると思われる記述がある。吉澤村（当時）の岩山のものに、火打石が出る旨が記されている。

火打石とは、チャートのことであると考えられる。この文献をみると、火打石の産出地は、現在の太田市吉沢町にあたり、八王子丘陵の末端部の参考地点1 [図6] 付近に想定できる。大西氏によると、現在でも、太田市吉沢町の赤城神社の一角に、この産出地にあたる場所を認めることができるといふ。

(2) 参考地点2 [図6・写真10]

桐生市広沢町の大雄院の裏。墓地造成に伴い、八王子丘陵の末端部でチャートが露出する様子が見られる。

これは、現代の工事に伴つて表出したものであつて、露頭としてこれまでに紹介した事例と同列に扱うことは

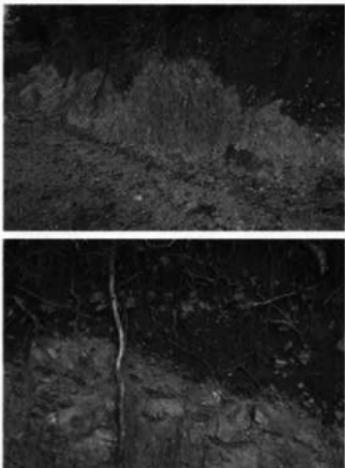


写真10 チャート露頭の様子 上：周辺状況
下：層状チャートの上の表土中に多くの
チャート角礫が含まれる
(参考地点2 八王子丘陵・大雄院裏)

できない。しかし、八王子丘陵のチャート包含状態を考える上で、参考となるべき事項が観察できる。チャートは、地表面から約1m程度下方の比較的浅い位置に認められる。露頭は、いわゆる層状チャートの産状を呈する。単層の厚さ6cm内外で、間に珪質頁岩の薄層を挟む。岩石は、灰白色～暗灰色緻密、弱微晶質半透明で、硬質、部分的に亜貝殻状の断口を呈する。割れ口は光沢ではなく、放散虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材としてみると、節理面が若干認められるが、比較的良質である。石器に利用されているチャートと比較しても、遜色ない質を備えている。

そして、層状チャートの上部にある土層中には、数多くのチャート角礫が含まれる様子が観察される。これは、崖縁性の堆積物と考えられる。その一部は地表面付近にも認められる。やはり、石質は、層状チャートの露頭のものと同様である。比較的良質であり、石器に利用されているものと比べても、質的に遜色ない。

(3) 参考地点3 [図6・7、写真11]

桐生市新里町の高泉集落付近で、秩父中・古生層が地表面に露出することが報告されている（群馬県企業局1999）。これは、足尾山地よりのびる中・古生層が赤城火

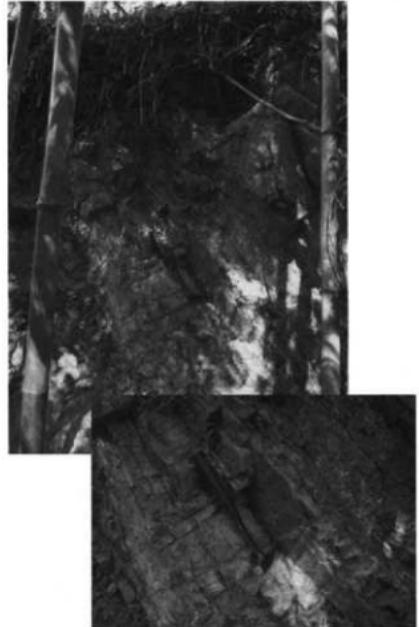


写真11 チャート露頭の様子 上：周辺状況 下：細部
(参考地点3 新里町高泉付近)

山に被覆されたもので、それが局所的に露出したものと考えられる。この場所は、赤城山の低標高地(標高約400m)にあることから、旧石器時代の遺跡群との位置関係も比較的近く、チャート石材の採取を考えるときわめて重要な地点である。

現地調査の結果、チャートが露出することを確認した。桐生市新里町にある高泉集落から東方約500mの地点。県道・上神梅一大胡線の切り通しの断面に、チャート層が認められる。道路の建設に伴って露出したと予想される。

チャート層は表土下約50cmの非常に浅い位置に認められる。露頭は、層状チャートの産状を呈する。すなわち单層の厚さ6cm内外で、間に珪質頁岩の薄層を挟む。岩石は、暗灰色緻密、弱微晶質半透明で、硬質、貝殻状の断口を呈する。割れ口にやや光沢あり、放散虫化石様の微小球体等は肉眼では認められない。石器石材としてみると、良質である。石器に利用されているチャートと比較しても、同等の質を備えている。

この高泉周辺で認められたチャート層は、道路工事によって表出したもので、旧石器時代に露出していたとは断定できない。しかし、地表面下のごく浅い部分に認められることから、崖縁堆積物として地域周辺に供給された可能性も想定できる⁶⁾。また、この地域は早川の源流部にあたることから、チャートが旧早川に流れ込んだことも考えられようか⁶⁾。

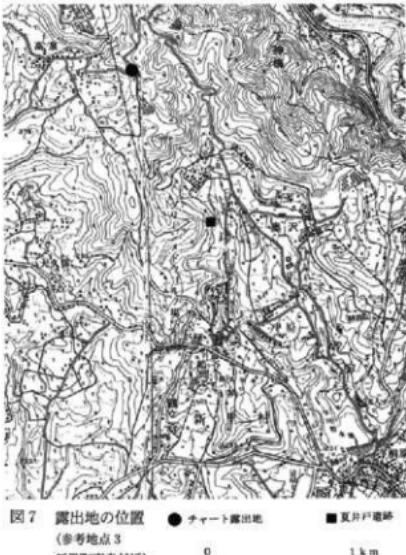


図7 露出地の位置 ● チャート露頭 ■ 夏井戸遺跡
(参考地点3
新里町高泉付近)

国土地理院2万5千分の1「鼻毛石」「大間々」使用

5. 現地調査のまとめ

赤城山南麓地域の旧石器時代遺跡において、少量ではあるがチャート角礫を利用した資料が見つかってきている。その採取地を探ることを主眼として、当該地域において、チャート原産地の露頭調査をおこなった。

石器石材への利用という観点からすると、八王子丘陵北端・荒神山（露頭地点2）と琴平山（露頭地点3）のものは、質的にチャート製石器に及ばない。いずれも粗粒の石材である。露頭の観察からする限りは、この地点のチャートは石器石材への利用は難しいと考えられる。

赤城山の懐、不動大滝の下の露頭（露頭地点4）に関しては、やや粗粒で節理面が若干認められ、石器石材としては質的に適さないチャートである。露頭が、山体の高標高地で奥深い場所にあり、非常に小規模な露出にとどまることからしても、旧石器人が直接この露頭に石材を求めたとは考えられない。一方、柏川の河床調査によると、露頭より約1km下流（河床地点2）と約4km下流（河床地点3）では、チャート河床疊は全く認められなかった。この露頭から柏川に供給されるチャートは、量的にごく少量であると予想される。それは、露頭自体が、ごく小規模な露出にとどまることに起因する。よって旧石器時代においても、柏川流域が、チャートの採集可能地域として機能することはなかったと考えられる⁷⁾。

八王子丘陵南東部・「石尊山」の露頭（露頭地点1）では、石器に利用されているものと比較しても、質的に遜色ないチャートが認められた。八王子丘陵は、石器石材として充分な質を備えたチャートが存在する場所ととらえることができる。そして、参考地点1（江戸時代の火打石産出地）と参考地点2（桐生市広沢町大雄院の裏）の様相からすると、「石尊山」のように八王子丘陵の頂部ではなくて、末端部の地表面近くにもチャート岩体が認められることになる。参考地点2では、チャート岩体に由来する角礫が、表土付近にまで散多く含まれる状況が観察された。八王子丘陵においては、その末端部の表土付近でも、場所によっては、崖壁堆積物であるチャート角礫が採取可能ということになる。

参考地点3（桐生市新里町高泉集落付近）の露頭で認められたチャートは、非常に良質である。石器に利用されているものと比較しても、同等の質を備えている。また、この地点では、地表面近くに層状チャートの岩体が認められた。その包含状態を考えると、崖壁堆積物として付近一帯にチャート疊が供給された可能性は高い⁸⁾。赤城山南麓の低標高地にあり、大間々層状地（桐原面）といった旧石器時代遺跡の集中地域とも地理的に近いことを考慮すると、チャート石材採取可能地域として重要な地域である。

6. 石材環境とチャート石材の獲得

石器の原材料となる石材をとってみると、その分布状況が、一つの環境として理解できることが指摘されている（澤田1992）。人の環境への適応のあり方を問題とした時、石材の獲得形態や消費方法を、石材環境に対する適応手段ととらえることが可能であるという主張である。この主張をうけて、本論の目的の一つは、まず、赤城山南麓地域におけるチャートをめぐる石材環境を明らかにしようというものである。

赤城山南麓地域の石器群をみると、チャート製石器に関しては、もっぱら河川流域で石材を採取していたといえる。ところが、少數ではあるが原産地露頭に由来するものが存在する。このような直接的に原産地露頭に石材を求めるという行為は、前述したような石材環境に対する働きかけという観点からすると、特殊な獲得形態として指摘できる。

赤城山南麓地域において、チャートをめぐる石材環境としては、次のように総括できよう。まず、この地域を流れる旧渡良瀬川が、第一級の採取可能地域としてとらえることができる。渡良瀬川は、チャート原産地である足尾山地に端を発し、現在は、八王子丘陵の東方を南東に向かい流れている。後期旧石器時代についてみると、早川と八王子丘陵に挟まれた大間々層状地（II面）を南流しており、この旧渡良瀬川流域が採取可能地域といえる⁹⁾【図6】。

ところで、大間々層状地（II面）の西に広がる桐原面（I面）をみると、昭和50年代の農地区画整備前には、標高90mの等高線に沿うようにいくつもの湧水点が存在していた。湧水点付近の層状地疊層を対象とした構成疊調査から、そこがチャートの採取可能地であったことが指摘できる（津島1999）。三和工業団地Ⅰ遺跡の発掘調査の際、「男井戸」と呼ばれる現代の湧水やその前身である平安時代の湧水を観察すると、そこでは層状地疊



写真12 三和工業団地Ⅰ遺跡の北に隣接する書上
上水場建設当時の写真（昭和46年）

ローム層の下に大間々層状地の疊層が厚く堆積する
(星野正明氏撮影)

層が露出し、水がわき出していた。泥炭層の存在から、その湧水の起源は、少なくとも後期旧石器時代初頭に遡ることが明らかになり、露頭が露出する湧水点付近が、チャートの採取可能地として機能していたというものである¹⁰⁾。

大間々扁状地桐原面（I面）を標高約90mのラインで横断するように計測すると約4kmある。かつては、その間に「男井戸」「尼ヶ池」「谷地清水」「角弥清水」と呼称されるものをはじめとして、いくつもの湧水点が存在していた。前述したような「男井戸」湧水周辺の様相からすると、後期旧石器時代において、これらの湧水付近では扁状地桐原面が露出し、チャート露頭が採取できた可能性が高い。

以上のことから、後期旧石器時代に関して、大間々扁状地内には、チャート石材が豊富に存在する区域と理解できる。赤城山南麓地域についてみると、チャートは近地性・現地性の石材であることは間違いない。ただし、そこで採取できるものは、河川の運搬作用を受けた円磨度の高い石材である。

チャート角露頭については、どうであろうか。地質図[図3]によれば、八王子丘陵の東側に秩父中・古生層が分布することが見て取れる。今回の現地調査によっても、八王子丘陵南東部の「石尊山」に、良質のチャート露頭が認められた。同じく南東部に位置するかつての火打石産出地（参考地点1・赤城神社内の火打石探掘跡）で確認したものも、非常に良質のチャートである（注4参照）。八王子丘陵の東側末端部（参考地点2）では、良質のチャート角露頭が、崖錐堆積物として地表面付近にまで認められた。これらのことから、八王子丘陵のなかでも特に東側を、チャート角露頭の採取可能地域ととらえることができよう。

また、桐生市新里町高泉付近でも、良質のチャート露頭を確認した。ここでは、地表面近くに露頭が認められることから、崖錐堆積物としてチャート角露頭が付近に供給された可能性が想定される。よって、その付近一帯もまた、採取可能地域と理解することができよう。

赤城山南麓地域では、東長岡戸井口遺跡・第1文化層A地点石器群、今井三鶴堂遺跡・第IV文化層B地点石器群、富田宮下遺跡・第2文化層石器群の三つの石器群において、角露頭を利用したチャート製石器が認められた。その点数は合計で3個体であり、全体のチャート利用の割合からみると、角露頭を利用する頻度はきわめて低い。その使用頻度の低さからすると、当該地域の石器群にあっては、チャート原産地露頭に石材を求める行為は、通常の石材獲得行動とは理解できない。それは、石材入手を主目的とした行動とは異なるなんらかの活動に伴って、偶発的に入手したものと判断したい。その獲得場所の有力な候補として、前述の八王子丘陵の東部および桐

生市新里町高泉周辺を上げることができる¹¹⁾。

謝辞

飯島静男氏には、岩石学的知識について御教授いただきました。また、地質学分野の文献についても、お教えいただきました。大西雅広氏には、高山彦九郎が著した文書に関して御教授いただきました。岩崎泰一氏には、東長岡戸井口遺跡の旧石器資料についてお教えいただきました。小方正法氏には、桐生市新里町高泉周辺のチャートに関する情報をお教えいただきました。紙上を借りて、感謝いたします。

注

- 1) 阿子島香は、北米ブレーンズ地域・パレオインディアンの重層遺跡を対象とした研究を紹介するなかで、遺跡地から原産地までの距離を指標として分類された石材に対して、「現地性」「近地性」「遠隔地性」と呼称している（阿子島香1989）。
- 2) 本文中で言う「赤城山南麓地域」とは、厳密な地形分類の範囲を指し示す名称ではなく、一般的な地域を指し示すものとして用いている。
- 3) 今井三鶴堂遺跡・第IV文化層B地点石器群で、原産地距離から直接採収されたチャートが認められることについては、既に指摘されている（開口・勢藤2005）。そのなかでは、今井三鶴堂遺跡・第IV文化層B地点の石器群について、接合資料No.1・3・5・38・39・40・43・46がチャート角露頭を利用しており、直接露頭から採収したものと解釈している。しかし、実際にはこれらの遺物を徹底したところ、確かに円形の縫を利用していることは予想されるが、いずれの資料も角露頭であると判断するに足る属性は認められない。よって、これらの資料が露頭から直接採取されたと断定することはできないであろう。
- 4) 今井三鶴堂遺跡出土のチャート製石器全体を見実したところ、明らかに角露頭を利用していると判断できる資料は、第IV文化層B地点出土石器群の石核1号（報告書第202図-4）のみであった。
- 5) 大西雅広氏は赤城神社の火打石探掘跡から入手したチャートを拝見させていただいた。露頭より地表面に剥落した状態のものを、採取されたそうである。それは、石器石材に利用されているものと比較しても遜色ない良質のチャートであった。
- 6) チャート露頭地の南東約1kmの地点には、夏井戸遺跡がある。そこでは、チャートを使用石材の主体とする一群が検出され、出土層位からすると後期旧石器時代をさかのぼることが指摘されている（相沢・岡崎1988）。
- 7) 補足的に早川源流域の河床露頭調査をおこなった。チャート露頭地の約2km南東の地点は、少量ではあるがチャート河床露頭が認められた。桐生市新里町上鶴ヶ谷・みどり市大間々町桐原にある早川野水池の約500m上流の地点。チャートの形状は角露頭～圓角露頭である。石質は良質であり、石器石材に利用されているものと比較しても遜色ないものであった。最大のものには、長さ約50cmであった。
- 8) 現在、早川源流域には、漁業用の小規模ため池がいくつも造営されている。また、両岸がコンクリートで補強工事されている場所が多く認められ、早川源流域の土地の改変が著しい。前述した河床に認められるチャート露頭が、そのような人為的な行為に伴って混入した可能性も否定できない。したがって、現在の河川でチャート露頭が認められたからといって、旧石器時代において、高泉周辺より旧早川にチャートが供給されたと断定することはできないであろう。
- 9) 赤城山の横、不動大滝の下のチャート露頭は、ごく小規模なもので、河床面に近接する場所に露出する。それは、柏川が山体を開削することによって地表面に露出したものと考えられる。したがって、旧石器時代当時、来だこの露頭は存在していない可能性も想定できようか。
- 10) 小方正法氏には、高泉集落の南方小路を歩くと、石器石材に利用されているとの比較しても遜色ないような良質の角露頭チャートを見つけることができるという。

- 9) 大間々層状地盤表面(II面)には、複数板鼻馬色鉛石(As-BP)の堆積が認められる地点があることから、歴史にいうと、その隣下を前後して旧渡良瀬川は八王子丘陵の東に変流していると考えられる。
- 10) 大間々層状地盤表面の湧水点付近にチャート礫の採取可能地であったことについて、否定的な見解がある(開口・勢義2003)。それは、現在の河床灘みると、石器石材に満たした良質のチャートを見つけるには、膨大な距離が存在する広範囲の河原を探索する必要があることから、狭い範囲である湧水点付近で、それを採取できる可能性は低いといふものである。

三和工業団地Ⅰ遺跡の「男井戸」湧水点付近の層状地構成の調査では、1m×1mの範囲を2地点設定した。それぞれの地点において、石器石材として適当な大きさの石を任意に100個体ずつ抽出した(津島1990)。その結果、2地点の合計で10個体(5%)のチャートが認められた。それらのチャート灘をみると、石器石材に利用されているものと比較しても遜色ない質を備えたものが高い割合で組成していた。

また、三和工業団地Ⅰ遺跡の西にある光仙房遺跡(友廣2003)の調査の際、岩崎泰一氏と筆者が現場を見学したところがあった。この遺跡内には、桐原面の湧水点の一つである「谷地清水」が存在した。現場担当者の許可を得て、湧水点付近の1地点より、層状地構成の中から最大のチャート灘を任意に5個体持ち帰った。それらの石の質をみると、3個体は石器石材に利用されているものと同等の質を備えたものであった。

これらのことから判断すると、湧水点付近のごく狭い範囲でも、石器石材としてのチャートは採取可能であるといえる。つまり、後期昭和時代にあっては、桐原面に存在する湧水点付近を、チャート灘の採取可能地としてとらえることができる。

11) 桐木県南部の向山遺跡は、チャートを基盤とする独立丘に立地する。直接的に原産地離隔から石材を探した痕跡が観察できる遺跡として有名である(木村・芹澤1997)。この遺跡は、赤城山南麓地帯からそれほど遠距離にあるわけではなく、石材の流通を考慮すると、向山遺跡で採取された石材が当該地域に入流している可能性も考えられる。向山遺跡のチャートは、「黒色の色合いの強さや木目の緻密さ」という特徴があり、実際に桐木県内の他の遺跡で、向山産のチャートを利用しているものが認められるという(木村・芹澤2005)。

本稿で対象としたチャート角礫を原材とする3個体の資料には、前述したような向山産を示す特徴は認められない。よって、少なくとも、この3個体に関しては、向山遺跡の震頭に石材を求める資料であるとはいえない。

引用文献

- 相沢忠洋・関矢 畑 1988 「赤城山麓の旧石器」講談社
 阿子島香 1989 「考古学ライブリー-56 石器の使用痕」ニュー・サイエンス社
 舟島静男 1987 「群馬県の地質」『群馬県植物誌(改訂版)』p.1-15
 舟島静男・吉川和男 1991 「学術調査研究調査報告 溫泉科学観察温泉の温泉水質」(群馬県温泉協会
 岩崎泰一 1999 「東長岡戸井口遺跡 旧石器時代編:群埋文第257集」
 岩崎泰一 2001 「今井三稟堂遺跡-旧石器時代編:群埋文第325集」
 河井禪三・山田 博 1960 「郡馬県太田・大間々地域の第三系と後期中新世における関東西北部の古地図について」『石油技術協会誌』25-2 p.10-18
 木村等・芹澤清八 1997 「山中チャート原産地のあり方と流路」『第5回岩宿フォーラム/シンポジウム石器石材II予稿集』p.12-13
 群馬県企業局 1999 「赤城山頂カルデラ内周縁の地質並びに温泉調査」群馬県地質作成委員会 1999 「群馬県10万分の1地質図」内外地図株式会社
 板井美枝 1995 「河原における石器石材のあり方」『第3回岩宿フォーラム/シンポジウム石器石材II予稿集』p.13-16
 藤田 敦 1992 「石器研究の視点と方法に関する一考察」『新潟考古学講話会報』9: 3-9
 須藤定久・田島順子・木崎喜雄 1976 「群馬県太田・大間々地域の第三紀火碎岩層」『地質学雑誌』13: 241-249
 開口博幸・勢藤 力 2005 「群馬県内のチャート製石器について」『岩宿フォーラム2005/シンポジウム石器石材II予稿集』p.28-35
 芹澤清八 2006 「「赤木県内のチャート製石器について」『岩宿フォーラム2005/シンポジウム石器石材II予稿集』p.36-42
 高橋泰夫・中島裕治 1980 「八王子丘陵の地形地質」『自然観察指導員養成講座基礎資料II「八王子丘陵の自然」』p.1-21
 高橋泰夫・柳澤幸夫 2009 「群馬県太田地域、金山丘陵に分布する西成中新統の層序と年代」『地誌学雑誌』109 (11): 648-660
 津島秀草 1999 「大間々層状地構成の調査と石器石材の獲得」『三和工業団地I 遺跡(1)-旧石器時代編-:群埋文第246集』p.226-230
 津島秀草 2008 「上武道路・旧石器時代遺跡群(1):群埋文第418集」
 村田学史・後藤佳一 2005 「光仙房遺跡:群埋文第308集」
 友廣哲也 2003 「光仙房遺跡:群埋文第308集」
 村田学史・後藤佳一 2005 「北関東地方の河川におけるチャートについて」『岩宿フォーラム2005/シンポジウム石器石材II予稿集』p.19-26
 守屋由智雄 1968 「赤城火山の地形及び地質」前宮林著

「円形竹管文」の再検討

——今井道上II遺跡および荒砥北三木堂II遺跡出土土器の観察から——

原 雅 信

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|---------------------|------------|
| 1.はじめに | 4.円形竹管文研究史 |
| 2.今井道上II遺跡出土土器の観察 | 5.今後の課題 |
| 3.荒砥北三木堂II遺跡出土土器の観察 | |

— 要 旨 —

竹管文とは「竹又は中空の植物の茎を施文具とした種々の圧痕」(麻生1953)であり、円形竹管文は、縦割した円形断面の施文具を押捺(刺突)して表出される文様ということが一般的な理解となっている。

しかし、研究史を辿ると半截竹管の回転により表出される「円形竹管文」も存在することが注意される。「円形竹管文」について、施文具や施文法について十分な観察が行われてきたかは疑問であり、単純な文様であることから、あまり注目されず、その観察もやや等閑視された観も否定できない。竹管文の観察経過から「円形竹管文」について再検討する必要性を提起したい。

キーワード

対象時代 繩文時代
対象地域 群馬県他
研究対象 竹管文

1.はじめに

縄文土器の文様要素には、縄文、沈線文、隆線文、刺突文等の種類がある。多種多様な文様は、施文具と施文手法の組み合わせにより決定され、その集合として文様帯が形成されることになる。文様観察に際しては、縄文原体とその施文方位、文様施文方法や文様構成等、詳細に記載される。これらは、長年にわたる研究の積み上げにより定式化されるものとなり、共通認識が形成される文様も多い。しかし、詳細な観察と同時に定式化された文様として理解されることで、個々の文様施文の特徴をみのがしてしまう場合もありうる。特に土器型式の判別に直接左右しないと考えられる要素についてはなおさらかもしれない。

今回観察した「円形竹管文」は、このような文様の一つであろうと思われる。

文様の見方として、稻田孝司はかつて施文具形態文様と施文具方位文様という二方向の視点を提示した（稻田 1972）。施文具形態文様とは、施文具の形状そのものが文様として土器面に表出されるもので、縄文や押型文等を代表とする。施文具方位文様は、施文具の連続的押捺により表出される文様で、沈線文の類を代表とする。

このような見方でいえば、「円形竹管文」は施文具形態文様として理解されているものだろう。

しかし、これまでの研究の歩みでも明らかなように、「円形竹管文」と呼称される文様は、竹管等の縦截による環状施文具の刺突で表出されるものとは限っていないことがわかる。これは今回観察した土器でも認められることであり、すでに各報告例でもみられるように半截竹管の回転手法により得られる「円形竹管文」が存在するのである。

今回、今井道上II遺跡、荒砥北三木堂II遺跡の縄文土器の観察を契機に、文様施文について気付いた点をまとめておきたい。新たな観察視点ではないが、円形竹管文については、比較的等閑視されてきた観のある文様と考えたからである。

今井道上II遺跡（群埋文 2006）および荒砥北三木堂II遺跡（群埋文 2008）は、前橋市今井町に所在し、赤城山南麓の開折谷に面した台地上に所在する旧石器時代から近現代までの複合遺跡である。

今井道上II遺跡は、縄文時代前期および古墳時代中期の集落が調査された。縄文時代の住居は3軒で、いずれも諸磕a式期に位置付けられる資料である。

荒砥北三木堂II遺跡は、台地南縁辺に分布する古墳時代中期の集落および古式須恵器の出土等から、南房500mにある5世紀後半の大型前方後円墳である今井神社古墳との関連が注目されている。縄文土器は、土坑およびグリッドから出土したもので、草創期から後期が含まれる。

この2遺跡について、平成16年度から平成18年度にか

け、報告書作成に伴う資料整理が行なわれ、その際縄文土器の観察をする機会に恵まれた。

次に、これらの遺跡出土縄文土器の観察について報告する。この観察内容は、基本的にそれぞれの報告書に掲載してあるが、文様観察の基本的内容に係わることから重複する部分もあるが、記述しておきたい。

2. 今井道上II遺跡出土土器の観察 [図1]

出土した諸磕a式土器については、文様のバラエティは少ないが、竹管文を主とし一部に櫛状施文具による施文がみられる。竹管文は、平行線文、連続爪形文等が観察されるが、今回注目されるものは「円形竹管文」とされる文様である。文様構成は、縄文面に各種竹管文により単純な文様が表出される。しかし、その円形竹管文に特徴的な施文手法が観察された。

まず竹管文の分類についてみておきたい。竹管文の分類には複数の文献があるが、縄文土器全般を対象としたものとして西川博孝による分類を参考とする（西川 1983）。

竹管文の観察基準として、原体・施文方法・施文角度の3条件を示し、分類を行なっている。これまでの竹管文に関する文様観察および分類方法の代表的なものといえる。以下、分類項目を掲げておく。

原体として、「I 円形竹管」、「II 半截竹管」、「III 少截竹管」、「IV 多截竹管」、「V 特殊な竹管」の5分類とする。施文の方法は、「1 刺突文 原体を單に刺突したもの。」、「2 沈線文 原体を單に引いたもの。」、「3 押引文 1, 2の動作を複合したもの。」、「4 特殊 交互に支点をかえて施文するもの。」となる。施文の角度は、「A 器面に直角にあてるもの。」、「B 器面に鋭角にあてるもの。」、「C 器面に鈍角にあてるもの。」という基準を示した。この分類によれば、円形竹管文は「I 円形竹管」を原体とし、施文は「1 刺突文」、その角度は「A」もしくは「B」、となる。

しかし、図1に示す「円形竹管文」資料の中に、この分類とは異なる例が観察された。

1は波状口縁の深鉢で、RL 橫位の縄文施文面に円形文が垂下する単純な文様構成の諸磕a式土器である。

ここに加えられる円形文であるが、個々の円形文を観察すると1ヶ所に粘土の盛り上がりが認められるのである。このような文様は「円形竹管」の「刺突」では表出されにくいであろう。円形文内に粘土の盛り上がりが境界状に残るような文様を「刺突」方法により表出しようとしている。

原体とする円形竹管の1ヶ所に切れ目をもつ施文具を用いる方法と、半截竹管を円形になるように個々に刺突する方法である。今回の例についてもその可能性を考慮した。しかし、施される円形文の状態を詳細に観察する

と、円形文の末端がちょうど「の」字を描くようにもう一方の末端に重なっているような痕跡が残っていることが認められた。このような状態は、切れ目を有する円形竹管の刺突では得ることはできない〔同図2部分写真参照〕。

この円形文は、刺突という手法により施文原体の形状を刻印して得られる文様ではないとみられる。

円形文の末端が「の」字状となるという特徴から考えると、施文原体の回転手法により表出される文様であるといえる。回転手法を前提に施文法を復元すると次のような施文方法が考えられる。施文原体として半截竹管を用い、器面に対し直角にあて、さらにそのままの状態で回転することで、円形文を施す、という施文法となる。このような半截竹管による回転手法で施文すると、今回の例と同様な円形文を得ることができる。

しかし、実験的に復元をしたことでわかるところだが、その施文効果は不規則で一定したものではないことに気がつく。施文原体を1回転以上回転してしまうと、円形竹管の刺突によるものと同様な円形文が形成され、円形文内には回転手法による痕跡は残らない。また、1回転する手前で止めてしまえば、「C」字状の文様が施されることになる。

円形文の末端が「の」字状となるためには、半截竹管を器面に押し当て、回転させ、1回転する直前で施文を完了する必要がある。円形文内の筋状の粘土の盛り上がりは、最初の押圧の際の粘土が、回転により押されて残ったものである。1回転以上すると、筋状の粘土の盛り上がりが削り取られてしまい、一見すると押捺による「円形竹管文」に類似するものとなる場合もある。しかし、実験的に施文してみると半截竹管を押捺し、回転はじめると、手の動きがちょうど1回転前後で無理なく施文が完了できるようを感じる。そのため、実際の文様でも、筋状の痕跡が円形文内に残るということかもしれない。

円形文内を観察すると、右回転が多いことがわかる。右手を利き手とする施作者による結果なのだろう。

なお、この報告段階では次のように「円形竹管文」を整理した〔図1-3 参照〕。

- A 円形竹管を施文具とし、施文方法は押捺によるもの。
- B 半截竹管を施文具とし、弧状部を対置して刺突し、円形文を施すもの。今回の観察資料では認められないが、施文方法として可能性はある。
- C 半截竹管を施文具とし、回転手法により円形文を施すもの。円形文内に粘土の盛り上がり等の回転痕跡が観察され、複数の円形文が施される場合は、形状に差異が生じるもののが見られる場合が多い。

さらに、回転量も円形文表出に影響をもつ。

- a 1回転する手前で施文を完了する場合。
- b 1回転で施文を完了する場合。

c 1回転以上する場合。

3. 荒砥北三木堂II遺跡出土土器の観察 [図2]

諸磯a式土器を中心として文様の観察を報告する。

(1) 肋骨文を施す土器

図2-4、5、6、7は接合関係はないが、文様や胎土等が類似することから同一個体であると観察される。この資料を中心に文様や施文法について記載し、他の土器についても触ながら特徴をみていきたい。

4、5、6、7は櫛歯状施文具による肋骨文が施されるものであるが、文様等について施文順序により①から⑥の段階に従って観察していく。

①櫛文が器面全面に施される。RL横位であるが、筋の形状を観察すると0段多条である。文様と重複し、観察部分が限定されるが、おそらく0段3条とみられる。原体は幅2mm程度である。4は1条ごと深い条が現れ、一見すると附加条のようにみえるが、同片および他破片を観察すると、やはり正燃2段のRL(0段3条)であることがわかる。附加条にもみえる不安定な条走行は、2段時の燃りが不均一のため一方の条にのみ燃りがかかり、もう一方の条に巻きつくようになった部分で施文されたためである。他片のように条が整然とする部分もあることから、同一の原体に燃りが均等の部分と、不均等の部分があったのだろう。用いる織維がやや硬質のため、捻轉性が不良で末端部で燃りが不十分であったことによる。条に対する筋の傾斜が強いことも同様に用いる織維の性状によるものだろう。

②次に単一沈線による垂線を施す。6では垂線間が3.2cmから4cm程度であることから、四単位の波状口縁であれば、波頂部および波底部からそれぞれ垂下することになる。施文は半截竹管の片側のみを使用することでも施文は可能だが、平行線となる部分は認められないことから、先端の細い棒状施文具によるものとみられる。別個体であるが、8では、垂線を平行線とし、半截竹管文を使用する例も存在する。

③肋骨文は、垂線間を下弦の弧状文により繋げることで構成する。この弧状文は3条が同時に引かれることがある。先端部が3本の櫛歯状施文具が使用される。さらにこの櫛歯文は3条の上位の弧状線のみが深めとなる。この深浅の差はわずかなものだが、肉眼でも区別できるもので、各弧状文とも同様に上位の弧状線が深めである。施文具や施文法に起因するものだが、規則的な文様となっていることから、文様形成におけるアクションとみることができ、効果を意図した施文手法と考えられる。3本のうち1本が長めとなる櫛歯状施文具を用意し、使用したのだろう。施文方位は、観察できる部分では、左側が起点で、右方向へと弧状文が施されている。

④垂線と弧状文の交点に円形文が施される。この円形

文は、形状がやや不規則なものがみられる点や全周しない部分がある点、底面の深さが不均一である点、また円形文内側に字状の粘土の軌跡が残る点から、半截竹管の回転により施文されたものである。円形文をもつ例は8、9、10、11がある。11は残存状態が不良のため確定できないが、他例は刺突手法ではなく、やはり半截竹管の回転により表出される文様である。

円形竹管文は縄文時代各時期に認められ、その中には半截竹管の回転押捺により施される例も報告されている。しかし、多くの例は円形竹管の刺突により表出されるものとされている。現状でいえば、円形竹管文には、円形竹管の刺突によるものと、半截竹管の回転手法による2種類の施文法があり、回転手法は少例という理解が一般的のように思われる。しかし、注意して円形竹管文が施される資料の報告例をみると、回転手法によるものと観察される例が決して少なくないことに気がつくのである。単純な文様であり、文様構成の主要な位置を占めないとから、あまり注意されてこなかったのだろうか。特に、前期の例ではその傾向が強いように思われる。今回の遺跡例では少例であり、全体的な傾向について言及することはできないが、問題意識の一つとして周辺地域の出土資料について注意していく必要があろう。

課題としては、時間差や地域差による文様技法の相違なのか、表出技法に複数存在するのではなく、同一技法となるのか、という点について観察する必要がある。

当面は、半截竹管の回転によることが明らかなものを円形文として、いわゆる「円形竹管文」とは分けて呼称しておきたい。

⑤頸部に横走条線文が施される。櫛齒状施文具が用いられるため、一見すると肋骨文施文と同様の櫛齒状施文具のようにみられるが、条線間隔に相違が認められるところから、異なる施文具が使用されていると考えられる。両端部に半截竹管による刺突文列が巡るため、単位が観察しにくいか、4条単位の櫛齒状施文具が使用されるのみられる。

⑥頸部の横走条線文帶の上下端に沿って、刺突文列を加える。半截竹管を施文具とし、器面に対し30°前後の角度で左から右方向へ連続施文される。施文間隔は5mm前後である。この刺突文は、器面に施文具端部を押し付けるように施すことで、逆コの字形の軌跡となる。施文具である半截竹管の幅が4mm弱であり、円形文の施文具とほぼ一致するところから、同一の施文具により文様表出された可能性が高い。

以上のように、肋骨文を主文様とする土器の文様と施文具についてみていくと、櫛状施文具(垂線)、3本櫛齒(肋骨文)、4本櫛齒(横走条線文)、半截竹管(円形文・刺突文)および縄文(0段3条RL)という複数の施文具が使用されることがわかる。文様表出には、それぞれ施

文するための施文具が用意され使用されたのであろう。

(2) 垂線と円形文を施す土器

円形文をもつ8をみてみよう。半截竹管による垂線を施し、その上に半截竹管の回転施文である円形文が加えられる。この例でも、半截竹管という施文具は同様であるものの、垂線と円形文では異なる施文具が用いられている。垂線を施すための幅5mm程度の半截竹管、円形文を施すための幅9mm程度の半截竹管がそれぞれ使用されている。これも、先の例と同様にそれぞれの文様表出には、それぞれ施文具が用いられたことになる。

(3) 連続爪形文と山形文を施す土器

次に10についてみてみよう。この資料は、連続爪形文間に山形文を施し、胴部に円形文を加える単純な文様構成である。口縁部文様について、①から⑤の施文順序に沿って文様を観察していく。

①縄文が施される。RL横位であるが、条走行はやや不規則であり斜位に近い施文部分もみられる。施文状態があまり良好ではないが、2条ごとにやや細い条が1条規則的に観察される。1段3条RLとなるが、種別について、正燃もしくは附加条第1種か判断できない。

②平行線文が施される。幅3mm程度であるが、平行線をみると断面がかまぼこ状を呈する。線刻は浅めであることから、半截ではなく四分割程度の竹管が使用されたものとみられる。平行線は1.5cm前後の間隔で3条巡り、2帯の区画が形成される。口縁部に沿って平行に巡るが、つなぎ目などでやや歪みが生じる場所もみられる。

なお、下位の平行線文は輪積み部に沿って加えられる。

③平行線文上に連続爪形文を施す。幅3mm程度で、平行線と同様の四分割竹管が用いられるものと観察される。器面に対して30°の角度で加えられ、印刻は深めである。

④平行線文と連続爪形文により区画された部分に山形文が施される。幅3mm程度であり、平行線文や連続爪形文と同様の施文具とみられる。かまぼこ状断面を呈し、平行線間の器面上には擦痕が残ることから、やはり4分割程度の竹管を施文具としたものと観察される。山形文の施文方位は左側から右方向へ展開している。

なお、口唇上端部の刻目は、文様施文の施文具背部の押圧により表出することが可能だろう。

⑤胴部に円形文が継位に施される。1/2が欠損するため施文法は確定できない。しかし、回転手法によるものとすれば、口縁部文様と同様の施文具(4分割程度の竹管)で施文は可能であると考えられる。

以上のように、本資料は、施工工程の②から④は同一施文具により文様が施文され、⑤についてもこれに含まれる可能性が高い。この資料は、4分割程度の竹管といふ同一施文具により各文様が施される例といえる。

(4) 竹管文の特徴について

このような竹管文の観察をとおして、諸磯a式土器にも、それぞれ異なる施文具を用い個々の文様を表出して肋骨文を施す例(4、5、6、7)や垂線と円形文を組み合わせる例(8)や、同一施文具を用いて爪形文や山形文を組み合わせる例(10)が存在することがわかる。

このような文様施文時の施文具のあり方の相違は何に起因するものなのであろうか。文様の種別に関連するものか、地域的なもしくは時間的な要因を反映しているものか、今回の資料からはその意味は特定できないが、なんらかの有意性をもつものと考えられる。

加えて、荒砥北三木堂II遺跡例からも「円形竹管文」が円形竹管の刺突によるものか、「円形文」とした半截竹管の回転手法によるものか、注意をする必要があることが指摘できる。単純な文様であるとみられがちだが、竹管文の観察にはポイントとなる文様といえる。

4. 圓形竹管文研究史

今井道上II遺跡、荒砥北三木堂II遺跡出土繩文土器の観察内容は前項のとおりである。破片資料を中心とした個別文様の観察にとどまるが、特に諸磯式土器の竹管文の施文方法に注意した。これらの観察を通じて、「円形竹管文」について再検討する必要が生じたのである。

「円形竹管文」は、繩文土器の主要な文様との位置づけとならず、「点」としての文様という位置づけにあった。そのため、それぞれの土器文様中の「円形竹管文」にはあまり注意が払われてこなかったのであろう。

研究史にその理由を探ろうとしているが、現状では文献検索等が不十分であり、概要にとどまるが略歴として辿っておきたい。[表1 参照]。

なお、「円形竹管文」は文様要素としては、草創期から晩期に至るまで断片的に認められるものであり、さらには土器ばかりではなく、土偶等を含む土製品にも加えられる場合もある。研究史を辿るにあたり、「竹管文系土器群」と称される前期土器(諸磯式土器)が中心になるが、基本的に時期や遺物種別を限定せず、調査する必要があるものと考えている。

諸磯式土器は、大正時代に厚手式土器、薄手式土器等と同様に繩文土器の分類の一つとして着目された資料である。大正10(1921)年柳原政穂「相模国諸磯石器時代遺蹟調査報告」により注目され、大正13(1924)年谷川磐雄「諸磯式土器の研究」(1)～(3)により「日本石器時代の遺跡遺物に、一派を劃すべき必要な存する事」と位置づけられた。大正時代にあっては、鳥居龍藏による同時代異部族論に主導され、繩文土器は先住民族によるものと理解されていた。厚手式(派)、薄手式(派)はそれぞれ山岳部族と海岸部族と理解され、それに出奥式や諸磯式が存在するものであった。さらに各式には文様

の単純、複雑さの比較や出土層位の関係等も問題とされ、時間的前後関係も視野に入っていた。

谷川は諸磯式土器の出土遺跡地名、文様の特徴等を概観しながら、文様については、拓本図の掲載と縄文、竹管文、爪形文等の説明が加えられている。ここでは、「竹管文」と呼称する文様は円形竹管文を指している[図2-12]。なお、この中には「連続半円状は、一点を中心にしてあるコムバスの如きもので描いた事がわかる」として、コンパス文の存在も指摘している[図2-13]。

その後、諸磯式土器論争とも呼ばれる年代的位置づけを巡る研究段階を経過し、1928(昭和3)年山内清男「下總上本郷貝塚」により編年的な位置付けが確定する。

この間、前期土器の文様に関しては竹管文、円形竹管文、円文、半截竹管文、爪形文等の名称が使用一般化していくことになる。

1953(昭28)年、麻生優「竹管文に関する試論」により、竹管文の分類、分析が行なわれた。竹管文を「竹又は中空の植物の茎を施文具とした種々の圧痕」と定義し、さらに円形、3截、4截、5截、多截に分けると共に、施文の角度や方向等に着目し分析した。麻生の竹管文分類、特に縦截数による細分は一般化するものではなかったが、「円形竹管文」および「半截竹管文」は文様名称として広く使用されるようになる。谷川により呼称された竹管文は円形竹管文と半截竹管文とに呼び分けられるところになった。

佐原 真は、竹管文の施文方向を分析し、利き手について考察を加えた(佐原 1955・1956)。また、半截竹管文について外側竹管文、内側竹管文に大別し、「関東」では、凡そ、早期及び中期以降が、外側竹管文、前期が内側竹管文(佐原 1955)との年代的変遷を概観している。佐原の分析は、文様の施文方向や利き手に主眼がおかることから、「施文原体を土器面に対し垂直に刺すことによって生ずる竹管紋は材料として用い難い」(佐原 1955)として、いわゆる円形竹管文については考察から除外されている。なお、竹管文については「竹管を垂直に押しつけたのが円形竹管紋」、「半分に割って使えば半截竹管文」、「細かく割ったものを『多截』」と分類していることが後の文献でわかる。(佐原 1981)

麻生、佐原の竹管文に関する分析により、この文様に対する認識が整理され、施文具および施文法等は現状でも基本的に引き継がれている。

その後、「村山遺跡」により、麻生や佐原の竹管文分類に含まれていない「円形文」が報告されることになる(塙野 大野 1960)。この資料は「第10類 諸磯b式類似土器」の中に指摘されるもので、「この円文は、前類の竹管を押した円文とは趣の異なるもので、おそらく半切竹管の回転による圧痕であろう。」[図2-15]と観察している。前類とは「第9類 諸磯a式類似土器」の「(b)竹

管円文土器その他」[図2-14]であり、円形竹管の押圧によるものを一括する。

回転による円文については、別項に「半切竹管を回転させた環文」という表現もある。なお、この土器は同報告書の表紙にも掲載されている。

この報告書により、いわゆる円形竹管文と呼ばれるものには、円形竹管の押圧による「竹管円文」と、「半切竹管」の回転圧痕による「円文（環文）」の2種類が存在することが指摘されたことになる。報告中にはこの円文の特徴は「線の切れ込みが鋭く、円の形態も相互に多少異なっている。」とし、発生理由として「こういう手法のヒントは、異方向の爪形が同一文帯上で相接した場合の形から、容易に得られたものであろう。」と分析した。また、円文（環文）は「諸説b式類似土器」とともに「本来のものと異なる、ローカルなものとの位置づけを行なった。」

村山遺跡は岐阜県に所在し、1951（昭和26）年に発掘調査された。遺物整理は1953（昭和28）年に東京大学理学部に席を移して行なわれた。担当者である大野によれば、整理に際しては山内清男による指導を受け、報告書の「草稿の御校閲までしていただき、いろいろ重ねてのご教示を賜った。」とのことである。また、同教室駒井和愛、八幡一郎にも指導を受けたと述べている。報告書は1954（昭和29）年には完成していたが、諸事情により刊行が1960（昭和35）年となってしまったという。つまり、1953年の麻生、1955、1956年の佐原による竹管文研究と同時に執筆されていたことになる。

麻生、佐原は、円形竹管文としては円形竹管の押圧による施文法が紹介されるが、村山遺跡例にある半截竹管の回転施文には触れていない。村山遺跡の報告書は1960年刊行だが、資料整理は1953年に東京大学理学部において、山内の指導を受けながら進められていた。佐原も竹管文に関しては「私は施紋法の多くを山内先生、その他の先輩に学んでいた。」（佐原 1955）とあるように、山内の指導を受けていた。文献上は触れていないが、佐原も山内を介して、村山遺跡例を知っていた可能性は高い。さらに、佐原と大野は前期土器の分析にあたり北白川下層式土器について京都大学、東京大学の保管資料を実見している。特に東京大学資料は山内により共通の資料を参考資料としていると思われる、接点は少なくなかったはずである。しかし、「回転による円文」については、佐原の以後の竹管文の記述にも触れられることがない。考古資料を詳細に観察する佐原にあって、この点は極めて不思議なことであると思う。

以降、「円形竹管文」は、円形施文具の押捺（刺突）により得られる文様として一般化していく。

そのような動向の中、回転手法による円形竹管文の報告も断片的ながら認められることは重要である。現状で

は、文献検索が不十分のため、遺漏が多いが確認されたものは次の報告例がある。

林謙作は、福島県宮田貝塚出土土器（関山式土器併行）について「頂点・交点に円形竹管文（半截竹管を回転したもの）を施文している。」[図2-16]と解説した（林 1982）。

佐々木保俊は、埼玉県打越遺跡出土土器に「円形竹管文」とともに「半截竹管を回転して得られた円文」を施す関山式土器を報告した（佐々木 1982）。

山口逸弘は、群馬県房谷戸遺跡の勝坂式土器に「半截竹管による小円」（群埋文 1989）を観察している。

すなわち、半截竹管の回転による「円形文」が最初に指摘された諸職式土器ばかりではなく、前期前半の織維土器や中期にも存在することがわかる。このことから時期的、地域的に限定される文様表出手法ではなく、さらには広く存在する可能性が伺われる。

現状では、「円形竹管文」には、円形施文具の押捺（刺突）によるものと、半截竹管の回転によるものの両者が存在する理解ができる。しかし、回転手法は圧倒的に報告例が少ない。このことが、円形竹管文の実態であるかは疑問が残る。ここに、「円形竹管文」の再検討の必要が生じるものと考えている。

5. 今後の課題

「文様における施文効果は、施文原体と相関関係にあるから、その理解は、原体の復元を通して行なわなければならない。」「竹管文に於ける個々の文様は、大略施文原体と、それに加えられる施文手法（器面に当てる角度）とによって決定される。」（多摩ニュータウン遺跡調査報告VII 1969）との指摘どおり、施文具もしくは施文手法を排除して、効果としての表出された文様のみでは、本来の文様理解とはならないだろう。施文具・施文手法・文様という一連の工程を理解することで、文様の正確な把握ができるものと思う。

今回取り上げた円形竹管文は、単純であるがために、また主要な位置を占めるものとは考えられていないことから、個々の文様観察が不十分であったと考えるにいたった。さらに、研究史の理解もやはり不十分であった。半截竹管の回転による表出技法は「円形竹管文」としては少数派であるという認識は、文様観察や研究史的理方が不十分であったという点が影響していると考えている。自らもこのことについて認識が不十分であったことは、大きな反省点もある。今井道上II遺跡、荒砥北三木堂II遺跡出土土器の観察を契機に、再検討する必要性を痛感した。今回は、土器観察により得られた竹管文についての紹介にとどまるが、次の点を今後の課題として提起しておきたい。

①竹管文の研究史的解題を行い、問題の所在を明確に

する必要がある。詳細な観察を前提とする土器研究にあって、竹管文研究を再確認しなければならないだろう。

②土器をはじめとして各種土製品等に表される「円形竹管文」の再検討が必要である。円形竹管の押捺による文様と半截竹管の回転による文様とは、「円形」という共通する文様形状が得られるとはいっても、施文具、施文方法とも全く異なる。両手法の関連について具体的に考察を加える必要がある。

以上、この2点を解決すべき課題とし、今回のまとめとしておきたい。

謝辞

今井道上II遺跡、荒砥北三木堂II遺跡の土器観察および図版等については整理担当者小島教子氏に配慮いただきました。記して感謝いたします。

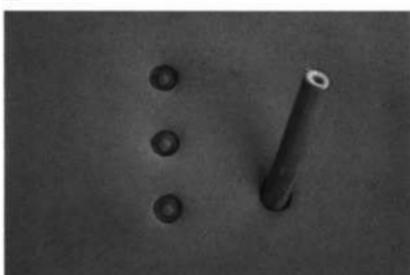
参考文献

- 柳原政蔵 1921 「相模國諸縄石器時代遺跡調査報告」『考古学雑誌』11 (8) : 1-23
- 甲野 勇 1924 「武藏國構樹郡生見尾村貝塚発掘報告」『人類学雑誌』39 (4-5-6) : 184-199
- 谷川磐雄 1924 「諸縄式土器の研究」『考古学雑誌』14 (9) : 38-43
- 谷川磐雄 1924 b 「諸縄式土器の研究 (2)」『考古学雑誌』14 (11) : 23-33
- 谷川磐雄 1925 「諸縄式土器の研究 (3)」『考古学雑誌』15 (1) : 26-50
- 稻沢正作 1926 「諸縄式土器について」『上毛及上毛人』(114) : 1-8
- 山内清男 1928 「下總本郷貝塚」『人類学雑誌』第43巻第10号 p.463-464 [山内清男先史考古学論文集第二編 p.97-98] 1967 先史考古学論文再録]
- 角田文衛 1935 「羽後角間崎遺跡の土器」『史林』24 (3) : 130-139
- 甲野 勇 1935 「関東地方に於ける縄文石器時代文化の変遷」『史前学雑誌』第7巻第3号 p.1-63 (甲野勇集) 日本書古学選集20 p.12-77 1971 築地書館に再録]
- 加藤 孝 1951 「宮城県上川名貝塚の研究」『宮城学院女子大研究集』1 p.183-197
- 麻生 優 1953 「竹管文に関する試論」『上代文化』(24) : 13-20
- 佐原 真 1955 「先史時代に於ける右手の優越」『阿修羅』創刊号 (『佐原真の仕事2 道具の考古学』2005 p.80-100 岩波書店に再録)
- 佐原 真 1956 「土器面における横位文様の施文方法」『石器時代』(3) : 25-36
- 堀野透夫 大野政雄 1960 「村山遺跡」東京中央印刷株式会社
- 渡辺 誠 1962 「阿武隈山中見見の縄文文化前期の土器」『考古学雑誌』46 (4) : 44-46
- 鈴木義昌編 1965 「日本の考古学II 縄文時代」河出書房新社
- 岡野義一 1968 「大木式土器理解のためにIII」『考古学ジャーナル』
- (18) : 8-10
- 可見通宏 1969 「A 竹管文の分類」「多摩ニュータウン遺跡調査報告 VIII p.33-37 多摩ニュータウン遺跡調査会
- 稻田學司 1972 「縄文式土器文様発達史素描・上」『考古学研究』(18) : 9-25
- 岡野隆男編 1973 「平台貝塚」早稲田大学考古学研究会
- 鈴木保彦・小宮 孟 1977 「幕末貝塚出土の文化遺物と自然遺物」『神奈川考古』(2) : 1-44
- 佐原 真 1981 「縄文文化文法入門」『縄文土器大成 3 後期』講談社 p.162-167
- 坪井清足 1981 「解説」『縄文土器大成 4 晩期』p.369-447 講談社
- 林 謙作 1982 「主要遺跡・図版解説 71深井」『縄文土器大成 1 草・前期』講談社 p.163
- 小出輝夫 1982 「花瓶下層式土器の成立と展開」『研究紀要2』p.17-31 富士見市遺跡調査会
- 佐々木保俊 1982 「打越遺跡 169号住居址出土土器について」『研究紀要2』p.32-42 富士見市遺跡調査会
- 今村智爾 1982 「諸縄式土器」「縄文文化の研究3」雄山閣 p.211-223
- 新井和之 1982 「黒浜式土器」「縄文文化の研究3」雄山閣 p.190-200
- 西川博幸 1983 「竹管文」「縄文文化の研究3 縄文土器四」雄山閣 p.219-235
- 麻生 優・白石浩之 1986 「縄文土器の知識」草創・草・前期 東京美術
- 谷口康治 1989 「諸縄式土器」「縄文土器大成 1 小学館 p.326-330
- 長沼 孝 1992 「北海道の土偶」「国立歴史民俗博物館研究報告」第37集 p.52-70
- 可見通宏 2000 「竹管文」「日本考古学事典」三省堂 p.567
- 建石 優 2007 「縄文土器 前期」日本の美術9 至文堂
- 1920 「河内国府石器時代遺跡第二回発掘報告等」京都帝国大学文学部考古学研究報告第1号 p.1-20 京都帝国大学考古学研究室
- 1956 「青森考古学叢書 下巻」信濃史料刊行会
- 1965 「米島貝塚」庄和町文化財調査報告書第1集 庄和町教育委員会
- 1969 「青明山社」長野県考古学研究会研究報告書9 長野県考古学会
- 1974 「関山貝塚」埼玉県埋蔵文化財調査報告書第3集 埼玉県教育委員会
- 「柏木ボノノ塚遺跡」財团法人千葉県都市公社
- 1975 「宮田貝塚」福島県相馬郡小高町教育委員会
- 1978 「よせの台遺跡」茅野市教育委員会
- 1982 「畠田遺跡」神奈川県教育委員会
- 1984 「青宮西遺跡」福島県会津高田町文化財調査報告書第五集
- 1986 「上大屋・櫛越地区遺跡群」勢多郡大胡町教育委員会
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 (群馬文と略)
- 群理文 1989 「房谷戸遺跡!」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第95集
- 群理文 2006 「今井道上II遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第367集
- 群理文 2008 「荒砥北三木堂II遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第423集

表1 円形竹管文研究史

1920 年 9 月 田中耕作	「川原町政府『解き竹管其他を半纏したるもの』の用いにこと』と併記せる」
1924 大正 13 年 野口 真	「武藏府御所生目野村日向郡御所管」
1924 大正 13 年 金川 修治	人間学園第30・4・5・6 考古学研究会14・11 上古び・上毛・人14
1926 大正 15 年 新井正作	「武藏府御所十國に於いて 羽曳舟角の織物の土器」
1935 昭和 10 年 田中文彦	「東京地方における織文石器時代文化の実相 史前考古誌第7巻第3号
1935 昭和 10 年 野口 真	「解き竹管文は第5章〔新織式上 部〕において、その文字を解説する。」
1951 昭和 26 年 墓原 季	「竹管文には解説なし。」
1953 昭和 28 年 横山 俊	「竹管文に附記する。」
1955 昭和 30 年 佐原 真	「先史時代における右手の櫛縄 信濃古占における櫛縄文様の論文方向
1956 昭和 31 年 佐原 真	「土器面における櫛縄文様の論文方向 〔上原・高木・山田〕」→「文部省についての心懸念」と「竹管文を主として爪形文、網状 文は中等の織物のまつたれである。」
1956 昭和 32 年 佐原 真	「竹管文についての心懸念」と「竹管文を主として爪形文、網状 文は中等の織物のまつたれである。」
1960 昭和 35 年 関野義夫 大野政雄	「竹管文の方向」
1960 昭和 35 年 村山清治	「竹管文の方向」
1962 昭和 37 年 渡辺 譲	「阿武隈山中先見の圓文文化期の上層 考古学雑誌46・4
1965 昭和 40 年 本木 真	「庄和町文化財調査報告第1號 日本考古学会」
1965 昭和 40 年 田中文彦	「日本考古学会」
1966 昭和 41 年 佐原義一	「日本考古学会」
1969 昭和 44 年 古川通正	「A.竹管文の分類」
1969 昭和 44 年 有明山社	「長野県考古学会研究報告書9
1973 昭和 48 年 關野隆男編	「平台貝塚
1974 昭和 49 年 關野義一	「岡山貝塚・埼玉県明神文化財調査各所調査3集 埼玉県考古委員会」
1975 昭和 50 年 斎藤信也	「斎藤信也著「円形竹管文」」
1977 昭和 52 年 木下保志・高橋利勝委	「花瓶下縄文」「円形竹管文」
1978 昭和 53 年 佐野 勤	「花瓶下縄文のほどのど」
1981 昭和 56 年 佐野 勤	「解説」
1981 昭和 56 年 佐野 勤	「解説」
1982 昭和 57 年 木下保志	「解説」
1982 昭和 57 年 木下保志	「解説」
1982 昭和 57 年 木下保志	「解説」
1982 昭和 57 年 木下保志	「解説」
1983 昭和 58 年 西川博幸	「竹管文」
1984 昭和 59 年 鳥居 重典	「鳥居重典著「解説」」
1986 昭和 61 年 丹生 勝	「白石市立文部省立学校の丸印」
1986 昭和 61 年 丹生 勝	「白石市立文部省立学校の丸印」
1989 年 1 月 1 日 月 1 日	「解説」
1989 年 1 月 1 日 月 1 日	「解説」
1992 年 4 月 4 日 月 4 日	「解説」
2002 年 4 月 14 日 月 14 日	「竹管文」
2007 年 19 日 月 19 日	「鷹文士跡 前期」

A



施文具である円形竹管を押捺する方法。施文具の形態がそのまま表され、安定した文様が得られる。

B



半裁竹管文を施文具とし、土器面に垂直に押捺し、弧を組み合わせて円形文とする方法。

C



半裁竹管を施文具として、土器面に垂直に押捺しながら回転する方法。回転度合により「の」字状の痕跡や、不安定な形状を示す場合もある。



(1 の部分写真)

2

図1

3 「円形竹管文」施文法

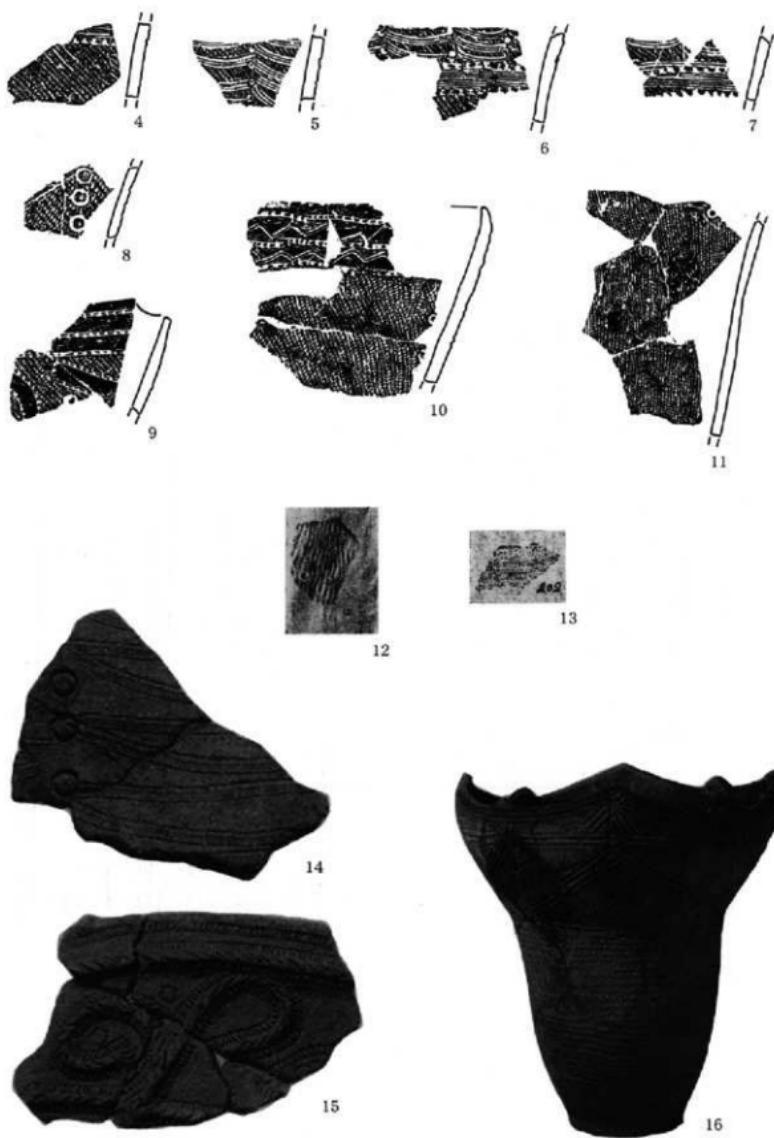


図2

多田山古墳群69号竪穴出土鉄製品の金属学的調査

大澤正己¹・深澤敦仁²

¹ 愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター

² (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

1. はじめに
2. 遺構・遺物の概要

3. 盾隅金具及び鉤状鉄製品の金属学的調査
4. おわりに

— 要旨 —

古墳時代の喪服の可能性が認められる、群馬県伊勢崎市赤堀今井町所在の多田山古墳群69号竪穴から出土した鉄製品には盾隅金具および(仮称)鉤状鉄製品がある。これらの遺物は共伴する土器の年代観から、5世紀末～6世紀初頭のものと考えられるが、これらについて遺構・遺物の重要性を鑑み、金属学的分析を行った。

分析結果の概要是次の通りである。盾隅金具と鉤状鉄製品は、両方共低温還元直接製鋼法による塊錬鉄原料である。非金属介在物は大型の鉄かんらん石(Fayalite: $2\text{FeO} \cdot \text{SiO}_3$)と酸化第1鉄のウスタイト(Wustite: FeO)で構成される。材質は極低炭素鋼の軟質材の充当で、鉄剣の鋭利性や韧性を追求した造りとは異なり、加工性重視の狙いが窺われる。

キーワード

対象時代 古墳時代

対象地方 群馬県

研究対象 盾隅金具・(仮称)鉤状鉄製品